

平成20年（た）第1号

被告人 袴田 巖

弁 論 要 旨

令和6年5月22日

静岡地方裁判所刑事第1部 御中

主任弁護人 小川 秀世

弁護人 秋山 賢三

同 葦名 ゆき

同 伊豆田 悦義

同 伊藤 修一

同 指宿 昭一

同 岡島 順治

同 小川 央

同 小倉 博

同 小澤 優一

同 加藤 英典

同 黒柳 安生

同 笹森 学

同 佐野 雅則

同 白山 聖浩

同 田中 薫

同 高橋 右京

同 田畑 知久

同 角替 清美

同 戸舘 圭之

同 西澤 美和子

同 間 光洋

同 福地 明人

同 水野 智幸

同 村崎 修

同 矢澤 昇治

頭書事件について、弁論の要旨は次の通りである。

目 次

第1編 総論	6
第1 緒論 —— 巖さんは不屈の闘士である	6
第2 検察官の主張する事実は証拠価値のないものばかりである。	7
第2編 「5点の衣類」について	15
第1 はじめに	15
第2 「5点の衣類」の発見経緯	15
第3 5点の衣類の色に関する証拠は5点の衣類がねつ造であることを示している	20
第4 「5点の衣類」とDNA鑑定	87
第5 はけないズボン	128
第6 「5点の衣類」の損傷状況	136
第7 「5点の衣類」の血痕付着状況	142
第8 砺波鑑定におけるズボンと麻袋との比較	148
第9 緑色ブリーフが巖さんのものではないこと	151
第10 共布	154
第11 従業員の供述が信用できないこと	169
第12 小括	173
第3編 「5点の衣類」以外の証拠について	175
第1 はじめに	175
第2 パジャマと血痕・混合油	175
第3 ゴム草履	181
第4 混合油	182
第5 雨合羽	187
第6 金袋	190
第7 左手中指の傷	191

第8	くり小刀	197
第9	被害者宅への侵入経路	207
第10	裏木戸からの脱出・再侵入・再脱出	208
第11	「アリバイ」	209
第12	「被害金」の捏造	213
第13	黒皮財布	217
第14	小括	221
第4編	自白が無実を証明していること	222
第1	取り調べ経過	222
第2	取調官らの虚偽証言	240
第3	浜田鑑定書について	243
第4	検察官の主張に対する反論	244
第5	結語	246
第5編	本件が複数犯による怨恨目的の殺人であること	248
第6編	検察官のねつ造否定論が失当であること	260
第7編	結論	267

第1編 総論

第1 緒論 ―― 巖さんは不屈の闘士である

たった今、検察官は、冤罪である本件で、合理的疑いを超える証明もないのに、またしても冤罪を作ろうとする極悪非道の論告を行った。

これで、検察庁という組織は、過ちを正すことのできない組織であることを満天下に証明したことになる。

1 巖さんは元プロボクサーである。

最高位は日本フェザー級6位。そして、19試合という年間試合数の日本最多記録を今なお保持している。

しかも、2014年4月には、WBC（世界ボクシング評議会）から名誉チャンピオンベルトを授与されている。冤罪に巻き込まれたボクサーとしてはルービン・カーター氏に続き史上2人目である。

2 冤罪に巻き込まれた巖さんは、確定審や第1次再審請求審において、懸命に真実を語り、精力的に意見書を作成し、自らの無実を訴えて来た。また、獄中でカトリックに入信して深い思索を育み、多くの人に獄中書簡を送り、日記を書いて自らの無実を訴えて来た。

その一つに次のような言葉がある。「確定囚は口をそろえて言う、死刑はとても怖いと。だが、実は死刑そのものが怖いのではなく、怖いと恐怖する心がたまらなく恐ろしいのだ。」

3 しかし、現在の巖さんは、自らを守る言葉を持たない。

過去に巖さんが獄中で記した息子に宛てた言葉がある。

「息子よ、どうか直く清く勇気ある人間に育つように。すべて恐れることはない、そして、お前の友だちからお前のお父さんはどうしているのだと聞かれたら、こう答えるがよい。

僕の父は、不当な鉄鎖と対決しているのだ。古く野蛮な思惑を押し通そうとする、この時代を象徴する古ぼけた鉄鎖と対決しながら、たくさんの悪魔が死んでいった、その場所で（正義の偉大さを具現しながら）不当の鉄鎖を打ち砕く時まで闘うのだ。

息子よ、お前が正しい事に力を注ぎ、苦勞の多く冷たい社会を反面教師として生きていれば、遠くない将来にチャンは、懐かしいお前の所に健康な姿で帰っていくであろう。そして必ず証明してあげよう。お前のチャンは決して人を殺していないし、一番それをよく知っているのが警察であって、一番申し訳なく思っているのが裁判官であることを。チャンはこの鉄鎖を断ち切ってお前のいるところに帰っていくよ。」

4 この言葉のとおり、巖さんは決してテン・カウントを聞くことはない。

だから、検察官は、巖さんを絶対に倒すことはできない。

われわれは、巖さんに真の自由を与えるため、これから全身全霊を賭けて最終弁論を行い、それを嫌というほど証明する。

第2 検察官の主張する事実は証拠価値のないものばかりである。

1 個々の証拠に対する議論に入る前に、まずは、そもそも、本公判廷において検察官が示してきた「証拠」には有罪証拠として全く価値がないことを強調したい。

検察官の本公判廷における主張・立証は、再審請求審において行われた主張・立証を蒸し返す以外は、自白などこれまで重要証拠とされてきた証拠を撤回し、その代わりに、これまでの判決や決定で間接事実としてさえ挙げられていないような些末な点を、殊更に重要事実のように主張しているだけである。

検察官がかかる主張をしている理由は、確定審で有罪の根拠とされた証拠のほとんど全てが、再審請求審を通した審理により、内容が虚偽であることが明

らかとされたからである。これにより、検察官自身も取り下げざるを得ない証拠が多かった。そして、検察官が未だに主張し続けている証拠についても、実際には再審請求審において審理された上で、確定した再審開始決定において否定されているものがほとんどである。

要するに、検察官が現在主張している証拠は、価値のないものか、若しくは、既に再審請求審において裁判所に否定されている証拠なのであり、その意味で、検察官の主張は、全くの蒸し返しである。

以下、確定審から再審請求審において、検察官の証拠の何が有罪証拠として認定されてきたか、それがどのように否定されたのかを、5点の衣類関連と自白を含むその他の証拠に分けて検討し、その上で、現在の検察官の主張の実態を確認する。

2 5点の衣類関連

(1) 確定審においては、以下の事実（証拠）が有罪の根拠とされた。

① 5点の衣類には、被害者らの各血液型と一致するA型、AB型、B型といった多量の人血が付着していたこと

② ズボンが1号タンクの底部から発見されたこと

③ ズボンについては、巖さんの実家から発見された端布と切断面が一致すること

④ 緑色パンツについても、従業員らの目撃供述等から、巖さんのものである疑いが極めて濃厚であること（以上確定判決18丁以下、41丁以下）

⑤ 白半袖シャツの血痕が巖さんの血液型と一致しており、その損傷と巖さんの右上腕部の怪我が位置的にも矛盾しないこと（確定判決49丁）

⑥ 巖さんが右脛あたりを怪我しており、ズボンの右足前面下部にもそれに相応するような損傷があること（確16冊1966丁以下、確17冊2291丁以下）

⑦ 巖さんにズボンが履けないことについては、寸法札の記載からサイズが肥満用の「B体」であり味噌で縮まっただけで元のサイズは大きかったから事件当時は履くことができたこと

(2) ところが、第2次請求審において、⑦については、ズボンの「B」という記載は色を示すものであり、サイズを示すものではなかったことが多数の証拠により明白になった。検察官がこれら多数の証拠を長年の間隠し、事実と反する証拠を続けてきたことが明らかになって、強い批判を受けた。これにより、⑦については、本裁判において、検察官自身、主張できなくなった。巖さんがズボンを履けないという事実は、非常に大きなものであり、5点の衣類が巖さんのものでないという結論に直結するものである。これについて、有罪の根拠として説明されてきた証拠が吹き飛んだのであるから、本来であれば即座に無罪とされるような状況である。ところが、検察官は、今度は、「巖さんが太った」などという事実でない主張をしている。巖さんが太ってなどいないことはこれから示す。

次に、⑥については、差戻後東京高裁決定で判断されている通り、そもそも、袴田さんの右足のけがは逮捕後にできたものであり、それと相応するような損傷があったとしても巖さんの衣類であるという根拠にはならないし、むしろねつ造を裏付けるものである。検察官は、東京高裁が客観的証拠に基づいて認定しているこの点については、本裁判では、まるでなかったことのように扱い、未だに同じ主張をしている。まさに、意味のない繰り返しである。

②については、再審請求審において、むしろ巖さんが真犯人であれば、こんな場所に衣類を隠すことがおかしい、と断罪されている。しかし、検察官は、本裁判でもこの主張を繰り返しており、蒸し返しである。

①については、再審請求審において元々余り価値のない証拠とされている。さらに、東京高裁によって「5点の衣類が犯行着衣であることや巖さん

の犯人性を推認する力はほぼない」とされている。しかし、検察官は、本裁判では、これが最も重要な証拠のように主張している。

⑤については、再審請求審において、DNA鑑定により巖さんのDNAと一致しない、と結論付けられているにもかかわらず、検察官は、未だにかかる主張に固執している。DNA鑑定が信用できることは第2編第3で述べる。

④については、広く規制品として出回っているパンツであり、巖さんの衣類と似ていても大きな価値はない。むしろ、この様なパンツが入っていること自体、5点の衣類がねつ造だとすれば、まさに説明可能なものであると判断されている。しかし、検察官は、本裁判でも未だにこの主張を繰り返している。

最後に、③については、再審請求審において、むしろその発見過程が不自然であること、その他の証拠も踏まえて、ねつ造であるとすれば、最も合理的な説明が可能であると認定されている。しかし、検察官は、未だに当該主張を繰り返している。

以上の通りであり、検察官の5点の衣類関係の主張は、これまでの裁判の中で、否定されているものばかりで、今公判廷における検察官の主張は、単なる繰り返し、蒸し返しである。

6 5点の衣類以外

(1) 確定審において、以下の証拠が有罪の根拠とされた。裏返せば、以下に挙げられていない証拠や事実は、確定審において、間接事実としても意味のないものとして扱われていた。

① 自白 5点の衣類以外で最も重要な証拠といえば、まずは自白である。検察官は、確定審においては、巖さんの有罪が認められる根拠は、自白と5点の衣類の存在の2点であることを繰り返し主張していた（確定第1審論告、確定控訴審検察官弁論、確定上告審検察官弁論）。

確定1審及び確定控訴審裁判所においても、他の自白調書は排斥したものの、昭和41年9月9日付の検面調書（自白）1通の証拠能力を認めるという技巧的手法をとり、結果的には検察官の主張を認めた。確定審においては、5点の衣類が巖さんのものであることを認め、そして、検察官が強く主張してきた自白についても証拠をとして認めて、それを根拠として巖さんを死刑にしてきたのである。

② 巖さんが、被害品であるいわゆる「焼けた紙幣」を元同僚である松下文子に渡したこと（確定判決40丁以下、45丁以下）

昭和41年9月13日、清水郵便局で発見された焼けた紙幣については、「千円札及び同封されていた便箋の記載内容（前記1の（6）参照）に加え、被害品と矛盾しない金額であること、一部に血痕が付着していること、筆跡鑑定の結果、前記紙幣及び便箋の文字と松下文子の文字が合致したこと、松下文子方から前記便箋と同種のものが発見されたこと、事件前、巖さんと松下文子が親密な関係にあったこと、松下文子が捜査段階で、「絶対罪にしないと約束してくれれば、話をしてもいい」などと事件について何かを隠しているかのような発言をしていたこと等から、松下文子が、巖さんが本件犯行に関与して取得したものであることを知りつつ巖さんから受け取ったものと認められる」、などと認定され、有罪の根拠とされた。

③ 巖さんのパジャマには、巖さん以外の者の血液が付着しており、かつ、放火に用いられた工場内の混合油と同種のものが付着していること（確定判決49丁）、ということも認定され有罪証拠とされた。

④ 前記くり小刀と同種の刃物を取り扱っている沼津市内の刃物店で店番をしていた者が、巖さんの写真を見て、昭和41年の春頃に店で見た顔であると供述したこと（確定判決49丁以下）、ということも認定され有罪証拠とされた。

⑤ 巖さんは、左手中指の怪我について、「消火活動の際、屋根の上で転び、トタンで切った」と供述したが、複数の医師による診察の結果、前記怪我は、トタンで切れたものと判断するのは不合理であり、鋭利な刃物によって生じたものと認められること（確定判決５０丁以下）、ということも認定され有罪証拠とされた。

⑦ 巖さんは、前記従業員寮に寝泊まりしており、本件による火災が鎮火に近くなった頃、その姿を目撃されてはいるが、犯行時刻頃も含めてそれ以前に巖さんを目撃したと証言する者がおらず、巖さんにはアリバイがないこと（確定判決５１丁以下）、ということも認定され有罪証拠とされた。

(2) しかし、まず①自白は、この公判廷において示した通り、元々違法な取り調べの末に作られた矛盾だらけの５０通以上の自白調書（確定審では４６通のみ提出）の内、検察官の調書１通のみを採用するという、余りにもずさんな認定がされていたため、再審請求審においても大きく取り上げられた。ところが、何故か確定１審判決の「証拠の標目」に上記自白調書が挙げられていなかったこともあり、再審請求審になると、自白調書は有罪の立証に無関係であるかのように扱われるようになった。

そして、最終的には、第１次再審請求審の最高裁決定において、５点の衣類が中心的証拠であると認められ、その後、第２次再審請求審においても、同様に、ほぼ唯一の証拠は５点の衣類であり、それ以外の証拠に価値はないとされてきた。（「犯人性を推認させる最も中心的な証拠は５点の衣類に関する証拠である一方、それ以外の証拠については、袴田巖の犯人性を推認する上では補助的なものに過ぎない。また、袴田巖の自白調書についても、捜査機関は連日長時間の取調べを行い、その結果、パジャマが犯行着衣であるとする誤った自白を得ているのであって、任意性の点を措くとしても、自白調書を主たる証拠としてその裏付けの有無等を検討しても、犯人性やその他の

関連事実を認めることができるほどの高度の信用性を有するということがいえない。」第2次請求差戻し前即時抗告審決定)

そして、何よりも、再審請求審の即時抗告審で、捜査機関の「拷問」を示す多数の録音テープが開示されたことにより、検察官は、本裁判では自白を使えなくなり、取り下げた。しかし、確定審の検察官の主張及び認定は、ほとんどすべてを自白に頼っており、これが無くなったということは、有罪立証の背骨をなくすようなものである。

次に、②については、後述する通り、そもそもこれが有罪の証拠になっていたこと自体が信じられないような証拠であり、再審請求審においてもこの点が断罪された。そして、現在の常識からすれば、余りにも非常識な証拠であるため、検察官自身も、「②は証拠として主張しない」としている。最も、自白と同じく、「しない」のではなく「できない」のであるが、いずれにしても、この証拠も失っている。

③については、請求審において、仮にその様な事実があったとしても「犯人性を推認するのは困難」な証拠であると認定されている。しかし、検察官は、本公判廷では、これを重大な証拠のように主張しており、繰り返し蒸し返しである。そもそも、起訴状では、パジャマが犯行着衣とされていたのであり、5点の衣類の出現により、行き場を失ったパジャマについて、検察官が無理筋の主張をしているに過ぎない。

④については、そもそも、確定審段階の高裁で、この様な主張は有罪の証拠にならないとされている。それを、検察官は本公判廷において、改めて持ち出しているのであって、これも蒸し返しそのものである。

⑤については、請求審において、そもそも「鋭利な刃物か分からない」と証言もある上、仮にこの傷が鋭利な刃物でできたとしても、犯行時にできたものと推認することは論理の飛躍がある、と判断されている。ましてや、検

察官が何十年の間隠してきた証拠によって、巖さん以外の従業員も消火作業で負傷していたことが明らかになったのだからなおさらである。

ところが、検察官は、今度は、巖さんに10か所もの傷があったなどと傷の数を増やして主張している。しかし、これは、巖さんの全身にあった小さな古い傷をも数えているもので、苦し紛れの不誠実極まりない主張である。

⑥については、後述する通り、再審請求審において、開示された数々の証拠から、巖さんが火災発生直後から、多くの従業員に目撃され、共に作業していた事実が明らかになった。そして、従業員らは、その後、警察の誘導により、「火災発生直後は袴田を見なかった」と供述を変遷させていた様子も明らかになった。検察官は、この様な重要な証拠も何十年にも渡り隠してきたのである。このような主張をできなくなった検察官は、本公判廷においては、この主張を撤回し、袴田さんが部屋で一人で寝ていた、などというどう手もいい主張をしている。一人で寝ていたのは当然、巖さんだけではなく、ドアもない隣の部屋には同僚2人が寝ていたのであるから検察官の主張は余りにも無意味である。

以上の通りであり、検察官が有罪の根拠として来た重要な証拠や事実は、既にことごとく消し去られている。一方で、上記にない証拠はもともと、価値のないものである。にもかかわらず、検察官は、本公判廷において、本来証拠として価値がないような事実をこじつけて主張している。引き返す勇気を持たず、道理を捨てて、自分の都合のいいように無理にこじつけているだけである。裁判所にはこの点を十分に前提において以下の弁論を検討していただきたい。

第2編 「5点の衣類」について

第1 はじめに

先程述べた通り、第2次再審請求審において、犯人性に関する証拠は5点の衣類がほぼ唯一の証拠であり、それ以外の証拠には証拠価値がない、とされてきた。

5点の衣類は、一見すると巖さんが犯人であることを推認させる客観的な証拠である。しかし、5点の衣類に対しては、確定審のときから様々な疑問が投げかけられてきた。そして、第2次再審請求における、みそ漬け実験やDNA鑑定によって、5点の衣類は、犯行着衣ではなく、巖さんのものではないことが明らかになった。5点の衣類は、巖さんを犯人に仕立て上げるために、捜査機関がねつ造した証拠なのである。

以下、弁護人が5点の衣類がねつ造された証拠であるとする根拠を順に述べる。

第2 「5点の衣類」の発見経緯

1 5点の衣類は、みそ醸造タンクである1号タンクから発見された。犯行着衣であれば、これらの衣類は、事件直後にタンクに入れられたということになる。

2 裁判所の見解は、仮に隠したとすれば事件直後以外にない

この点について、差し戻し後の東京高裁が適切に判示している。すなわち、「犯行直後でなければ、犯行後に5点の衣類を1号タンク以外の場所に一旦は隠置しておき、警察の捜索等によっても発見されていないのに、既に捜査が開始されている状況下で、隠置場所から5点の衣類を持ち出し、犯行現場の直近で人目にも付きやすい本件工場内における1号タンクに隠置したことになる

が、そのようなことは、常識的には想定できない」(差戻し後高裁決定 46 頁)というのである。

上記判示のとおりであるが、1 号タンクは、高さ約 1.6 m もあり、簡単に出入りできるようなところではない(確 1 7 分冊 2 2 7 4 丁・昭和 4 2 年 9 月 4 日付春田龍夫実況見分調書)。とくに、仮にいったんみその中に隠すことができたとしても、必ず取り出さなければならない。取り出すためには、タンクの中に入ってみそまみれになった麻袋を外に出し、そこからさらに次の隠匿場所に運ぶことが必要になる。これは、タンクを隠すときに、当然頭に浮かぶことである。そうであれば、犯行直後であろうと、その後であろうと、みそタンク内に犯行着衣を隠そうなどと考えるなどとは到底思われない。

3 タンク内の残存みその量からみてねつ造以外に「ありえない」

また、事件当時も、1 号タンクは衣類を隠す場所に使うことなど不可能な状況であった。当時、1 号タンクには、約 80kg の返品みそが入っていただけだったからである(再弁書 2 0 5・昭和 4 2 年 9 月 2 日付漆家英司員面調書、再弁書 1 9 6・昭和 4 2 年 9 月 2 日付岩田竹治捜査報告書(5 丁のもの))。

8 0 kg のみそは、タンクが縦 2.2 9 m 横 2.0 3 m もある(前記実況見分調書)ため、ならせば底から約 1.5 cm の高さにしかならず、およそ隠すことなどできなかったからである(再弁書 1 9 4・平成 2 年 8 月 2 8 日付小川秀世味噌タンク実験報告書)。

また、1 号タンクには当時返品みそが入っており、みその色の調整に使っていた(再弁書 1 9 8・昭和 4 2 年 9 月 1 0 日付岩田竹治捜査報告書(6 丁のもの))。したがって、いつ 1 号タンクのみそを取り出すかはわからず、みそを取り出す際にはほぼ確実に発見されたはずである。そのことは、みそ会社の従業員であった袴田氏はよくわかっていた。そうであれば、巖さんが 1 号タンクに隠そうなどと考えるはずがない。

4 犯人が犯行着衣を使用中のタンクに隠すことなど「ありえない」

そして、事件直後から新たにみその材料約４トンが仕込まれた昭和４１年７月２０日までの間に、１号タンク内の返品みそは、実際に取り出されていた。にもかかわらず、５点の衣類入りの麻袋は発見されていなかった。この事実は、当時、タンク内に麻袋など入っていなかったことを示していると同時に、犯人が仮にみそ会社の従業員であれば、前記のとおり、１号タンクに犯行着衣を隠そうなど考えるはずがないことも示している。

そもそもみその中に５点の衣類の入った麻袋を隠すには時間も手間も要する上、いま述べたように、いつ他の従業員に５点の衣類が見されるかもしれず、しかもその後必ず取り出さなくてはならない。みそで汚れた麻袋をタンクの中から引き上げて運ぶという行為はきわめて異様な行為で手間もかかり、かつその行為も見つかる危険が高いことは明らかである。工場内は、４人の従業員が寮として住んでおり、毎日、宿直室には担当の従業員がいたのである。従業員がみそタンクに物を隠すことなど、頭に浮かべることも考えられるはずがない。

５ 巖さんの部屋に血痕が無かった事実からみてねつ造以外に「ありえない」

また、検察官が主張しているように、巖さんが犯行着衣を５点の衣類からパジャマに途中で着替えたというのであれば、その場所は、彼の寮の部屋以外にない。あらかじめ、着替えのパジャマを持って強盗に入るわけがないからである。そうすると、寮の部屋内に血が付着しないはずがない。しかし、昭和４１年７月４日の捜索の際、巖さんの寮の部屋の中で血痕が発見されたという事実はなかったのである。この点からも、巖さんが５点の衣類を隠したなどということとはありえないことは明らかである。

６ ７月４日の捜索時点で麻袋が入っていなかったことから「ありえない」

これに対して検察官は、事件当時の１号タンクのみその量は、８０kg～２００kgと主張した。しかし、これも事実とは言えない。２００kgというのは、タンクの周囲を掃除した従業員の村松喜作氏の証言である（５分冊１７９９丁・昭和４２年９月２２日村松喜作証言）。これに対して８０kgというのは、

月末の在庫調べを担当していた従業員岩崎和一氏の証言である（５分冊１７６６丁・昭和４２年９月２２日岩崎和一証言）。岩崎氏は、昭和４１年７月４日に残っているみその量を確認することが目的だったのであるから、より正確と考えられる。

ただし、２００kgであっても、ならせば計算上底から約３．３５cmの高さにしかない。また、村松証言では底から１０～１５cmのところ、底が見えるところもあったとなっているが、そんなところに隠すことができるはずがない。検察官の主張している当時のみその量の如何にかかわらず、１号タンクに隠すことなどできなかったというべきである。

また、検察官は、次のように主張している。「７月４日に工場内を捜索したときには、みそを取り出して捜索することは、会社が大きな損害を被るからやめて欲しいと責任者の望月俱輔に要請され、みその中は捜索しなかったから、麻袋が中に入っていた可能性がある」（確２３分冊の１・３３７丁・昭和４５年９月２５日栢森光衛証言）というのである。しかし、みそを取り出すときは１日に数百kgも取り出しているのである（再弁書１９７・昭和４２年９月１０日付岩田竹治捜査報告書（４丁のもの））。しかも、８０kgのみそは、ならせば、わずか１．５cmの高さにしかないのである。さらに付け加えると、麻袋が入っていたとすれば、その部分だけ異様なほど、山のようになり上がっていないといけない。これは、弁護人らが３０年以上前に実物大のみそタンクの模型を作って実験し、この目で確認したことである（前記味噌タンク実験報告書）。平均１．５cm位のみそしか入っていないのに、一部だけが不自然に盛り上がっていれば、警察が、中に何か入っているか確認しないまま放っておくはずもない。また、そんな少量のみ所に棒などを刺して確認することが、会社に大きな損害を与える行為であるはずもない。

望月俱輔の要請は、みその醸造の途中で出せば大きな損害を被るということであった。そうであれば、みその醸造をしておらず、返品みそしか入っていない

かった1号タンクのみその中を確認しなかったという搜索を担当した栢森警察官の証言は、とうてい信用できない。

しかも、栢森警察官は、タンクの上から1m40cm位のところまで、みそが入っていたと証言している（前記栢森証言）。すると、2t200kg、すなわち2200kg以上のみそが入っていたことになる。これでは、従業員であった岩崎氏、村松氏の証言による80kgから200kgと比べて桁違いに大量のみそが入っていたことになってしまう。あまりに不自然である。そのためか、検察官ですら、みその量についての栢森警察官の証言は紹介しなかったのである。残念ながら、栢森警察官の証言は、まったく信用できないというべきである。

栢森警察官は、1号タンクの中に麻袋が入っていたと思わせるために搜索の際のみその量について偽証したのである。そうであれば、同じ栢森警察官の搜索の際「みその中は探しませんでした、だから味噌の中に麻袋があったとしてもわかりませんでした」という趣旨の証言も、当然、信用できないものである。

要するに、巖さんが部屋で血の付いた衣類をパジャマに着替えた事実もないし、犯行着衣をみそタンクに隠した事実もなかったということである。

この点について、元清水警察署員入山高広は、7月4日の1号タンクの状況について栢森証言とはまったく異なり、麻袋など入っていなかったと弁護人に供述している（再弁書348・平成27年10月13日付小川秀世作成の報告書）。入山は、事件当時捜査に1号タンクの中に入って実際に搜索をした者であり、「1号タンクについては、味噌があまり入っておらず、はしごをかけて味噌タンクの中に入って味噌の中の搜索を行った。その搜索を行ったのが私である。」「櫓と従業員が呼んでいた背の高さくらいの長さで、平らな長い棒で先端が少し広がったので味噌の山の中を確認した。しかし、味噌の中には、何にもなかった。」等々きわめて具体的な供述をしている。しかも、入山は、巖さ

んが犯人であると考えているというのであるから、逆に、同人の供述はきわめて信用性が高いというべきである。

第3 5点の衣類の色に関する証拠は5点の衣類がねつ造であることを示している

1 はじめに

5点の衣類の色に関する証拠は、5点の衣類がねつ造であることを示している。

発見された5点の衣類のみそ色は薄く、血痕には赤みが残っていた。

1年以上みそ漬けにされていたとすれば極めて不自然である。5点の衣類は1年以上みそ漬けにされていたのではない。捜査機関が発見の少し前に巖さんを有罪にするために入れたとしか考えられない。

事件発生は昭和41年6月30日であり、1号タンクには昭和41年7月20日に4 t 3 7 6 k g、同年8月3日に3 t 8 5 0 k gのみそが仕込まれている。

昭和41年7月20日以降、1号タンクに5点の衣類を隠すことは不可能である。

昭和41年8月20日、巖さんは逮捕された。

翌年の昭和42年7月25日以降、1号タンクからみその取り出しが始まった。そして、同年8月31日、5点の衣類は1号タンクから発見された。

発見された5点の衣類のみそ色は薄く、血痕には赤みが残っていた。

1年以上みそ漬けされていたとすれば、みそ色はもっと濃くなり、血痕には赤みは残っていないはずである。これはいくつものみそ漬け実験が示し、専門的知見によって裏付けられている。

5点の衣類は1年もみそ漬けされていたのではない。発見の少し前に隠されたのである。拘束されていた巖さんが隠すことは不可能である。

巖さんは5点の衣類を隠していない。5点の衣類は捜査機関が巖さんを有罪にするために隠したとしか考えられない。5点の衣類は犯行着衣ではない。5点の衣類が犯行着衣でない以上、巖さんを犯人とすることもできない。

5点の衣類の色に関する証拠だけからも巖さんの無罪は明らかである。

2 5点の衣類のみそ色は薄く、血痕には赤みが残っていた

(1) 5点の衣類を発見当時見た者の供述等

ア 実況見分調書の記載（確17分冊2274丁）

従業員の水野源三がみそを取り出していたときに、5点の衣類の入った麻袋がまるめられた状況でみその中に入っているのを発見した。そこで、警察に通報がなされ、現場で実況見分が実施された（確5分冊1691、確17分冊2274丁）。

1号タンクは、昭和42年7月25日頃からみそが取り出され始め、同年8月31日は、作業前にはみそがタンクの底から約35cmのところまで入っており、同日は、全部取り出す予定であった（確17分冊2274丁）。

麻袋と5点の衣類の発見時の状態は下記のとおりである（確17分冊2274丁）。

(ア) 麻袋

「全般に味噌の水分、塩分などに濡れじめじめしている。持ち上げると焦茶色の汁がたれる」状態であった。

(イ) 白ステテコ

「全般的に味噌がしみて薄茶色を呈しているが、特に両膝部などにおびただしい血痕のような赤紫色の付着が認められる」。

(ウ) 白半袖シャツ

「しわまみれで、薄茶色になって濡れている」「赤紫色の血痕のような付着がある」。

(エ)ねずみ色スポーツシャツ

「味噌の水分、塩分などがしみて濡れているので色は明確でないが、見分時において、黒色ようを呈する」。血痕についての記述はない。

(オ)緑色ブリーフ

「薄茶色のしみ込んだ中にもグリーン色がはっきり認められ濡れている」「赤紫色の血痕ような付着があ（る）」。

(カ)鉄紺色ズボン

表地は「味噌の水分、塩分などで濡れてやや固くなり、しわまみれ」とされているが、血痕についての記述はない。

裏地は、「両足部の膝下部までの裏が白っぽい化せん様のもの、ポケットと上部の腰廻り部が白っぽい木綿ようの裏地で、いずれも味噌がしみて薄茶色になっているが、さらにごく薄く赤紫色の血痕ようなものが全般的にしみ込んでいる」とされている。

イ 佐藤秀一作成の鑑定書（確 1 7 分冊 2 3 4 8 丁）

発見翌日（昭和 4 2 年 9 月 1 日）に鑑定に着手した佐藤秀一作成の鑑定書（確 1 7 分冊 2 3 4 8 丁）から麻袋及び 5 点の衣類の状況（特に濡れていたか、生地の色、血痕の色に関する状況）をみると、以下のとおりである。

(ア)麻袋

「味噌臭著明、湿潤し大きさは 9 6 × 5 8 c m で色調は全般に濃茶褐色を呈している」。

(イ)白ステテコ

「全般的に湿潤、味噌の臭気著明で黄褐色に汚染」「濃赤色乃至淡赤褐色の血痕様のもの」が全面的に付着しており、「血痕の付着部は左足外側に上下 3 8 c m、前後約 3 0 c m 弱の範囲、右大腿前面に 1 0 × 1 5 c

m、その上部に手掌大、股下部の左右に夫々手掌大弱の範囲が濃赤褐色を呈し、その他にも全般に不整形の淡赤褐色の汚染が認められる」。

(ウ) 白半袖シャツ

「赤褐色の血痕の付着部は右上腕部、左肩部とV襟下方前側に直径約5cm位のもの計3ヶ所」が認められる。

(エ) 黒色スポーツシャツ

「味噌臭が強く全般的に淡黒色を呈し裏返しになっており」「肉眼的には両前の胸から前面全般と左肩の部分に赤褐色の血痕が付着している」。

(オ) 緑色ブリーフ

「味噌の湿潤により濃緑褐色を呈し味噌臭著明」で、「裏返しになっており、下半分は全般に淡赤褐色を呈している」。

(カ) 鉄紺色スボン

「湿潤、味噌臭強く、しわだらけ」で、「生地が黒色様で血痕付着は色調から少々不鮮明である。資料を裏返しにするに裏地（脛あて、ポケットなど）は全般に淡赤褐色乃至赤色を呈し広範囲に血痕の侵潤が認められる」。

ウ みそ工場の従業員の証言

水野源三は、午後3時40分近い頃、1号タンクの一番下の方で5点の衣類を発見し、その場で麻袋をあけて衣類を広げて見て、「血のついたものがみえた」「しろうとがみても血だということがわかりました」と証言している（確5分冊1691）。

また、市川進は、1号タンクより5、6メートル先で麻袋をあけて衣類を見て、「衣類が血だらけだった」と証言している（確5分冊1711丁）。

エ 小括

以上のとおり、実況見分を行った警察官は血痕の色を「赤紫色」、白ステテコの生地の色を「薄茶色」等と記載している。また、血痕の鑑定を行った佐藤秀一は、血痕の色を「赤色」「濃赤色」「淡赤褐色」「赤褐色」「濃赤紫色」、白ステテコの生地の色を「黄褐色」等と記載している。

そして、5点の衣類を発見当時見たみそ工場の従業員の2名は、一見して血だとわかったと証言している。

特に最初に5点の衣類を発見した従業員水野源三は、深さ167cmもある1号タンクの底に近いところで見て、血のついたものが見えたと話している。検証調書によれば、1号タンク内はうすぐらかったと記載されている（確6分冊1951丁）。水野源三は、5点の衣類を見つけたときは明かりをつけておらず、明かりをつけていない状態は暗かったと証言している（確5分冊1707丁）。電灯がついておらず暗い場所でも血とわかったのは、はっきりと赤色が残っていたからと考えられる。

(2) 発見当時撮影されたカラー写真

ア カラー写真の色調

佐藤秀一作成の鑑定書（確17分冊2348丁）には5点の衣類のカラー写真が添付されている。

もともとの生地の色が白色であったと推測される白ステテコ、白半袖シャツ及び鉄紺色ズボンの裏地のカラー写真は血痕の色及び生地のみそ色を観察しやすい。血痕の色は、付着部位によって赤紫色、淡赤褐色、赤褐色といった色合いであることが確認できる。生地の色は、白に近い薄いベージュかせいぜい薄茶色のみそ色に染まっている程度である。

また、第2次再審請求審の地裁での審理段階で開示された5点の衣類のカラー写真からはより鮮明に衣類と血痕の色を確認することができる（再弁書12）。白ステテコ、白半袖シャツ及び鉄紺色ズボンの裏地の血痕の色は、より赤色が強い赤紫色、淡赤褐色、赤褐色であることが確認できる。

そして、生地の色は、そのほとんどの部分が白色に近い色であることが確認できる。新たに開示された緑色ブリーフのカラー写真は、生地はみそ色に染まっているようには見えず、生地の明るいライトグリーンと血痕の薄い赤褐色部分が確認できる。

イ カラー写真の色調は5点の衣類を見た者の供述と整合している

上記のとおり、実況見分を行った警察官は血痕の色を「赤紫色」、白ステテコの生地の色を「薄茶色」と記載している。また、佐藤秀一は、血痕の色を「赤色」「濃赤色」「淡赤褐色」「赤褐色」「濃赤紫色」、白ステテコの色を「黄褐色」と記載している。また、水野源三と市川進は、5点の衣類を一見して血痕が付着を認識している。

上記の色調の表現や水野源三及び市川進が一見して5点の衣類の血痕を認識していることは、カラー写真の色調と整合している。

ウ 写真に劣化・退色があっても色調の「大まかな傾向」の把握は可能である

佐藤秀一鑑定書（確17分冊2348丁）添付の写真には、一定の退色が認められるものの、色調の「大まかな傾向」すら把握できないほどに劣化・退色しているようには見えない。

長期間が経過した写真の印画紙の色は、もともと白色であったものが薄黄色やベージュに近い色、いわゆるセピア色に変色していく。佐藤秀一鑑定書添付の写真及び第2次再審請求審で開示されたカラー写真の枠の部分からも、印画紙が薄黄色に変色していることが確認できる。5点の衣類は、みその色である茶系の色に染まっているから、印画紙が薄黄色に変色することによって、印刷された当初より濃い色に見えてしまっているとも考えられる。また、例えば、佐藤秀一が「赤色」と表現した血痕の色赤みが抜けて褐色調の色合いに見えている可能性がある。一定の退色があるか

らといって、赤色が強調されるとか濃い色合いのものが白に近い色調になってしまうとはいえない。

エ 当時の撮影技術をふまえても色調の「大まかな傾向」の把握は可能である

カラー写真は、原物を直接見なくとも、撮影当時の原物に近い色調を確認できるからこそ撮影される。5点の衣類が撮影された昭和42年当時、カラー写真の撮影・現像には、現在とは比べものにならないくらいの費用・技術・労力が必要であり、特に色調が重要となる証拠だけを選別して撮影している。撮影した人物は、プロフェッショナルとしてカラー写真を撮影していた鑑識の警察官である（再弁書13）。将来、証拠として利用されることを前提としており、撮影・現像にあたっては、できるだけ原物の色を再現するような調整がなされていたはずである。そうでなければ、あえてカラー写真を撮影する意味はない。

また、昭和42年当時撮影されたカラー写真であっても、直接目で見る色と全く違う色調になってしまうわけではない。昭和42年当時の技術だからといって、茶色のものが白色に写ってしまうとか、赤色のものが黒色に写ってしまうというものではない。同系の色であっても、薄い色と濃い色が同じ色に写ってしまうというものでもない。昭和42年当時の技術であっても、色合いの「大まかな傾向」を把握することは十分に可能である。

オ 一部の露出オーバーがあっても色調の大まかな傾向の把握は可能である

白ステテコの写真には一部メジャーの目盛りが読み取れない部分があり、一部露光オーバーであったことが推測される。

しかし、白ステテコは、長さ約70cmもある比較的大きな撮影対象である。そのため白ステテコ全体に均等に光をあてることまではできず、メジャーに読み取れない部分が生じてしまっただけと考えられる。部分的

に露光がオーバーになってしまっている場合、全ての部分で露出オーバーとなっているわけではなく、写真全体から色合いの「大まかな傾向」を読み取ることは十分可能である。また、白ステテコ写真以外の他の写真と合わせて見ることも色合いの「大まかな傾向」を読み取ることはできる。

カ ネガフィルムからプリントされた写真の色調

写真の専門家である千葉大学大学院融合科学研究科小林裕幸教授は、第2次再審請求差戻前の即時抗告審の段階で開示されたネガフィルムを使用し、色調を補正してカラー写真をプリントしている（再弁書14）。

小林裕幸教授は、このネガフィルムを、「50年近く経過したネガとしては驚くほど劣化は小さい」と評価している。

そして、小林裕幸教授がプリントしたカラー写真からも、白ステテコ、白半袖シャツ及び鉄紺色ズボンの裏地の血痕の色調は、付着部位によって赤紫色、淡赤褐色、赤褐色といった色合いであること、生地の色は、薄いベージュかせいぜい薄茶色のみそ色であることが確認できる。

もっとも、小林裕幸教授による5点の衣類のカラー写真の再現については、同人も自認するとおり、既知の色がない以上正確な色の再現は不可能である。また、小林裕幸教授が色補正の手がかりとしている模造紙、三脚、スケールとその文字、メモ用紙などの実際の色調もあくまで推測にすぎず、やはり再現には限界があることに留意しなければならない。

(3) 結論

以上のとおり、5点の衣類を発見当時見た者の供述等及び5点の衣類のカラー写真より、5点の衣類の血痕には、誰が見ても一見してわかる程度にわかりやすい赤みが残っていたこと、生地のみその色はせいぜい薄いベージュか薄茶色という程度であったといえる。

3 みそ漬け実験（生地のみそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失する）

(1) はじめに

第2次再審請求審以降、布に血痕を付着させてみそ漬けにする実験が何度も行われている。弁護団も行っているし、検察官も行っている。実際の1号タンクと完全に同一条件で行うことはできないが、想定されるあらゆる条件を設定して何度も行われている。

これらの実験は一つの結論を示している。血液を付着させた布を1年以上みそ漬けにすれば、生地のみそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失するということである。

以下、詳述する。

(2) 第2次再審請求地裁の審理段階で提出した実験報告書

ア 味噌漬け実験報告書（再弁書1）

市販のたまりと赤みそをいろいろな割合で混合し、その液体に血液を付着させた生地を漬け、また、5点の衣類と類似した血痕を付着させた衣類を入れた麻袋を赤みそに漬けた実験である。

わずか20分足らずで、みそに漬かった衣類の色の具合、血痕の状態、しわの発生具合等、5点の衣類のカラー写真と同様の衣類を作成可能であることを明らかとなった。

イ 1年2ヶ月味噌漬け実験報告書（再弁書2）

市販の赤みそを使用して血液を付着させた5点の衣類に類似した衣類を麻袋に入れて1年2か月間みそ漬けにした実験である。

血痕部分は赤みが消失して黒褐色となり血液が付着していることは判別不能となった。また、5点の衣類のカラー写真の血痕とは異なり、血痕部分の濃淡の色むらもなく一様に黒褐色となった。

生地の部分は、漬けた赤みその色と同様に濃い茶色となった。

実験を行った山崎俊樹は、5点の衣類のカラー写真と実験試料は「全く別物」であり、1年2か月みそ漬けにすれば、5点の衣類のカラー写真のようにはならないと明言している（再弁書4）。

ウ 再現仕込み味噌・味噌漬け実験報告書（再弁書3）

事件記録の記載から、当時の1号タンクで製造されていたものと同様の材料で赤みそを作り、5点の衣類に類似した衣類を麻袋に入れてその赤みそに1年2か月間みそ漬けにした実験である。

血液を衣類に付着させただけで、みそに漬けなくとも数日で血痕が褐変している（再弁書3・13、14頁）。

みそ漬けから半年経過した試料の生地は、血液を付着させてからみそ漬けまでの期間に関係なく（最大18日経過後にみそ漬けしている。同14頁）、発酵により赤みそとなったみそ色と同様の色に染まっていた。血痕部分は赤みが消失してむらなく黒褐色となり、血液が付着していることは判別不能となった。

実験を行った山崎俊樹は、5点の衣類のカラー写真と比較し、あまりにも色調が違いすぎる、5点の衣類がみそにつかっていたとしても、極めて短時間ではないかと証言している（再弁書4）。

(3) 第2次再審請求の差戻後の即時抗告審段階で提出した実験報告書

ア 味噌漬け血液色変化実験報告 そのⅠ（再弁書16）

赤みそと白みそを使用し、みそ漬けするまでの時間を変える等した実験である。

赤みそであろうと白みそであろうと、ある程度の期間みそ漬けにされた場合血痕が黒褐色化して赤みがなくなることは同じであった。ただし、血痕の赤みがなくなるまでの時間が赤みそでは4時間程度であったが、白みそでは4週間程度を要した（再弁書16・2頁）。これは実験の時点での赤みその醸造期間が約10か月間であったのに対して、白みそは約50日間

であり（同４頁）、白みそは「実験開始時点では滲出液がほとんど発生していなかった」（同２頁）からと考えられる。

後記再弁書１７のみそ漬け実験では、同じ白みそを使用したか、熟成が進み滲出液が十分出ていたため（再弁書１７・１頁）、みそ漬け後約１２時間で完全に血痕の赤みがなくなった（同５頁）。

赤みそと白みその色の濃淡の違いが血痕の色調の変化にほとんど影響しないのは、色がついたみそが血痕に付着したりして色調を変化させるのではなく、みその滲出液と血痕が化学反応を起こして色調が変化するからと考えられる。

イ 味噌漬け血液色変化実験報告 そのⅡ－白みその影響、血液抗凝固剤の影響を検討－（再弁書１７）

抗凝固剤（クエン酸ナトリウム）を添加した血液の血痕を使用した実験である。

抗凝固剤として事件発生当時一般に用いられていたクエン酸ナトリウムを添加した血液を付着させた生地でみそ漬け実験を実施したが、少なくとも１２時間を経過すれば添加していない血痕との明確な違いはなく、いずれも黒褐色化して赤みがなくなった（再弁書１７・５頁）。

また、サテン生地よりも厚みのある（糸の密度が高い）メリヤス生地で作成した血痕の方がより濃い黒褐色であった（再弁書１７・１１頁）。

ウ 味噌漬け血液色変化実験報告 そのⅢ－麻袋の影響を検討－（再弁書１８）

血痕を付着させた生地を、麻袋に挟んでみそ（白みそ）漬けにした実験である。

２４時間ほどで黒褐色となって赤みがなくなり（再弁書・５頁）、直接みそに漬けた場合と色調の変化については特別の違いはなかった（同１０頁）。

エ 味噌漬け血液色変化実験報告 そのIV－異なる血液型が混合した血液の影響を検討－（再弁書19）

異なる血液型の血液を混合させて作った血痕を使用した実験である。

血液が混合していても仕込んでから6日経過のみそに漬けてから24時間で血痕は黒褐色化した（再弁書19・9、11頁）。血液を付着させてから24時間静置した試料でも4日間のみそ漬けで血痕は黒褐色化した（同10、12頁）。

オ 生地の色の変化について

みそ漬けによって血痕の色調が変化するだけでなく、生地の色も変化する。しかし、白みその場合には、生地の色に滲出液が滲みても白色に近いままであり、赤みその場合にはみその色の濃い薄いに応じた褐色に変化している（再弁書16・16～18頁）。白みそを使用した他の実験の場合も、やはり生地は白色に近いままであった（当審弁17・6～11頁、当審弁18・10頁、再弁書31・9～12）。

(4) 中西宏明作成の意見書（再弁書6）

中西宏明作成の意見書（再弁書6）のみそ漬け実験（以下、同意見書のみそ漬け実験を「中西実験」という）は布に血液を付着させてみそ漬けにした場合のDNAの分解の程度等を鑑定する目的のものである。

しかし、血液を付着させたTシャツをみそ原料（発酵前のみそ）に漬けたコンテナを14個作成し（30kgみそ原料を入れ、その上に試料のTシャツを入れ、上から70kgのみそ原料を入れたコンテナ）、8日後、15日後、30日後、59日後、92日後、125日後、150日後、181日後、245日後、307日後、365日後、407日後、427日後に取り出してTシャツの写真を撮影しており、血痕及び生地の経時的な色調の変化を観察することができる。

みそ漬けにした試料のTシャツは、乾燥血痕（血液付着後丸一日乾燥後麻袋に入れてみそ漬け）、未乾燥血痕（血液付着後未乾燥のまま麻袋に入れてみそ漬け）、直漬け血痕（血液付着後丸一日乾燥後麻袋に入れず、直にみそ漬け）の3種類である。

取り出された試料の血痕の色調は、期間が経過するごとに黒褐色化が進み、第2次再審請求最高裁差戻し決定が説示しているとおりの（同決定6頁）、遅くともみそ漬けから30日後には黒くなり、5か月後以降は赤みが全く感じられない（再弁書6、7）。また、生地の色調も期間が経過するごとにみそ色が濃くなり、約1年2か月後の427日後の時点では、淡色味噌という程度ではなく、相当程度濃い茶色になっている。

乾燥血痕、未乾燥血痕、直漬け血痕の差異は、麻袋に入れた乾燥血痕及び未乾燥血痕に水分が染み込むのに若干日数を要しているものの（15日後の試料だと乾燥血痕及び未乾燥血痕は部分的に水分がしみ込んでいないように見える）、色調の差異は認められず、一様に血痕は黒褐色化し、生地は相当濃い茶色に染まっている。

弁護団の行った1年2ヶ月味噌漬け実験（再弁書2）や再現仕込み味噌・味噌漬け実験（再弁書3）と比較すると、血痕が黒褐色化していることは変わらず、生地のみそ色の濃さは若干中西実験の方が薄いといえる。もっとも、みそ色にほとんど染まっておらず、血痕に赤みが残っている5点の衣類のカラー写真とは全く異なっている。

(5) 令和3年度検察官実験

検察官は、第2次再審請求差戻し後即時抗告審の段階でみそ漬け実験を実施している（以下、単に「検察官実験」という）。

以下、検察官実験の試料の色調の経時的変化を述べる。

ア 血痕の色調の経時的変化

（ア）弁護人作成の報告書（再弁書31、34）

血痕の赤みの評価については、最高裁差戻し決定が中西実験に関し、「遅くともみそ漬けから３０日後には黒くなり、５か月後以降は赤みが全く感じられない」（同決定６頁）と評価している試料の色調を目安として論じる。

後記第３．４（７）で述べるとおり、検察官実験は、血痕に赤みの残りやすい条件設定をしていた。しかし、弁護人が作成した検察官による令和３年度実験の試料観察立会い報告書のとおり、検察官実験の試料の血痕の赤みは期間の経過に伴って減退し、黒褐色化は進行した（再弁書３１、３４）。

令和４年５月１０日の観察の時点で、同日開封した試料甲２あ、甲２う（低嫌気、３日後みそ漬けから２４５日後）、甲７あ、甲７う（高嫌気、３日後みそ漬けから２４５日後）の血痕の褐変は進行しており、赤みは認められない（再弁書３１写真８、９）。最高裁決定が指摘する中西実験の上記試料との比較においても、同年５月１０日の時点で観察した試料（再弁書３１写真８、９）は、黒くなり、赤みは感じられないと評価できる程度に褐変が進行している（再弁書３１添付資料３）。

同年６月３０日の試料観察の結果、甲３あ、甲３う（低嫌気、５日後みそ漬けから２９４日後）、甲８あ、甲８う（低嫌気、５日後みそ漬けから２９４日後）の試料は、血痕部分が褐変しており、赤みは認められない（再弁書３１写真１３、１４）。

同年８月３０日の試料観察の結果、甲４あ、甲４う（低嫌気、１０日後みそ漬けから３５０日後）、甲９あ、甲９う（高嫌気、１０日後みそ漬けから３５０日後）の試料は、血痕部分が褐変しており、赤みは認められない（再弁書３１写真１６、１７）。

みそ漬け開始から１年を経過した令和４年１１月１日に開封した試料の観察の結果、血痕部分の褐変は進み、血液を多量に付着させ、血痕を

乾燥させてからみそ漬けにした丁6あ、丁6う（高嫌気、18日後みそ漬けから405日後）の資料も含め赤みが認められなかった（再弁書31写真19ないし28、34、35、37、28、40、41）。最高裁決定が指摘する中西実験の試料との比較においても、11月1日に観察した試料（再弁書31写真19ないし28、34、35、37、28、40、41）は黒くなり、赤みは感じられないと評価できる（再弁書31添付資料4）。

なお、布を血液に塗布したあと湯洗いした試料については、期間が経過しても薄いピンク様の色調を残しているものが見受けられる。例えば令和4年8月30日に開封した余8うの試料である（再甲212写真7）。他方、湯洗いした試料であっても令和4年11月1日に開封した余11うの試料（再弁書31写真20）からは赤みは感じられなかった。いずれにせよ、5点の衣類が湯洗いされたという証拠は全く存在せず、湯洗いした試料は参考にすべきではない。

（イ）第2次再審請求差戻し即時抗告審を担当した裁判官も同意見である

第2次再審請求差戻し即時抗告審を担当した裁判官2名も、令和4年11月1日、試料を自らの目で観察し、裁判官自らが肉眼で検察官実験の試料を観察した結果をふまえ、血痕に赤みが残っていないと判断している（再弁書33、第2次再審請求差戻し即時抗告審決定63～66頁）。

（ウ）検察官が使用した撮影用照明

検察官実験の試料を撮影した写真のうち、検察官が撮影用の照明を照射して撮影した写真を見るときには注意を要する。この照明は、色温度の低い白熱電球（3200K）を用いているため、自然光下や蛍光灯下に比べて赤みが強調されている（再弁書45、再弁書31写真5、6、添付資料1）。

みそ工場の従業員、警察官らが実際に５点の衣類を見たとき、上記と同様の白熱電球を近くから照射していたという証拠は存在しない。上記即時抗告審の決定も「春田実況見分調書における警察官の実況見分の際や佐藤鑑定人の鑑定の際に、さらには、元従業員が５点の衣類を１号タンク内で発見した際に、前記写真撮影用の白熱電球を照射したような状況下で５点の衣類を見たとは容易に想定できない」と説示しているとおりのである（同決定６４頁）。

検察官が撮影用の照明を照射して撮影した写真は、実際の自然な血痕の色合いを正しく表現していない。

イ 生地（みそ色）の変化（再弁書３１、３４）

検察官実験の試料の生地の色調は期間が経過するごとにみそ色が濃くなり、みそ漬けから約１年経過した令和４年１１月１日に開封した試料の生地は、中西実験と同様に淡色味噌という程度ではなく、相当程度濃い茶色になっている。

ウ 小括

令和４年１１月１日に開封した検察官実験の試料と弁護団の行った１年２ヶ月味噌漬け実験（再弁書２）や再現仕込み味噌・味噌漬け実験（再弁書３）の試料を比較すると、検察官実験も血痕が黒褐色化しているという点では同じであり、他方、生地のみそ色の濃さは若干検察官実験の方が薄いといえる。

生地がみそ色にほとんど染まっておらず、血痕に赤みが残っている５点の衣類のカラー写真と検察官実験の試料の色調が全く異なっているという点では中西実験と同様であった。

(6) １号タンクのみその色は相当濃い茶色であった

みそ漬け実験は、布を１年以上みそ漬けにすれば、生地も漬けたみその茶色と同様のみそ色に染まることを明らかにした。

そして、実際の1号タンクのみその色からしても、5点の衣類が1年以上みそ漬けにされれば、相当濃い茶色に染まっていなければおかしいといえる。

前述のとおり、仮に犯人が5点の衣類を1号タンクに隠すとすれば、昭和41年6月30日の犯行直後としか考えられない。そして、事件発生時、1号タンクには約80kgの赤みそが残っており、仮に犯人が5点の衣類を入れた麻袋を隠したとすれば、この赤みその中に入れたということになる。なお、検察官は、残っていた赤みその量については約200kgあった可能性を指摘するものの、犯人が麻袋を隠した場所については同じく赤みその中という前提に立っている。

そうすると、5点の衣類は、こがね味噌で通常出荷される赤みそよりもかなり濃い黒褐色化した赤みそである返品みそ（赤みそを作る際に色をつけるために返品みそを混ぜて出荷していた）の中に、昭和41年6月30日から昭和42年8月31日までの約1年2か月間、隠されていたことになる。そして、この返品みそは、みその熟成が進む気温の上がる夏をさらに2回越していたことになる。返品みその色は、この間、さらに濃くなり、たまりも発生していたはずである。

確かに、返品みその上から新たにみそ原料が仕込まれており、この新たに仕込まれたみそから発生する水分が5点の衣類の生地の色に影響を与える可能性はある。しかし、いずれにせよ、5点の衣類が発酵の進んだ返品みその濃いみそ色の影響を受けることは間違いない。

また、新たに仕込まれたみそも、5点の衣類が発見された時点で仕込みから1年2か月が経過しており、みそ原料を使用した再現仕込み味噌・味噌漬け実験報告書（再弁書3）、中西実験及び検察官実験のみそ色からしても、相当に褐変が進行していたといえる。水野源三は、弁護団のみそ漬け実験のみその色と比較し、こがね味噌で作っていた赤みその色を「もう少し薄い」

と供述しており（再甲５０）、新たに仕込まれたみそも弁護団のみそ漬け実験試料ほどではないものの相当濃い茶色に褐変していたといえる。

さらに、上記実況見分調書（確１７分冊２２８４丁）には、５点の衣類が入った麻袋を持ち上げると「焦茶色の汁がたれる」と記載されており、みその色が黒に近い色であったことを裏付けている。

従って、仮に５点の衣類が１号タンクに１年２か月もみそ漬けにされていたとすれば、生地の色は相当濃い茶色に染まっていなければならない。しかし、上記のとおり、実際の５点の衣類の生地のみその色はせいぜい薄いベージュか薄茶色という程度であり、整合しない。

(7) 小括

以上のみそ漬け実験は一つの結論を示している。

血液を付着させた布を１年以上みそ漬けにすれば、生地のみそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失するということである。

これは実際の５点の衣類のみそ色が薄く、血痕に赤みが残っていたことと相容れない。みそ漬け実験は、５点の衣類が１年以上もみそに漬けられていたものではないことを示している。みそ漬け実験は、５点の衣類がねつ造であることを示している。

4 血痕の赤みが消失する化学的機序

(1) はじめに

第２次再審請求最高裁差戻し決定は、みそ漬け実験、特に差戻し前の即時抗告審で行われた中西実験において、「衣類に付着させた血液の色が遅くとも３０日後には黒くなり、５か月後以降は赤みが全く感じられない」こと等を理由として、血液の色の変化について専門的知見に基づく検討の必要性を指摘した（同決定６、７頁）。

そして、同決定は、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられたことに合理的な疑いがあれば、巖さんの犯人性にも合理的な疑いを差し挟む可能性が生じ得ると述べている（同決定8頁）。

同決定の宮崎裕子裁判官の補足意見は、「1年を超える期間みそ漬けされていた場合に血液の赤みが消失することが化学的機序として合理的に推測できる」ことになれば、「5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていた事実」に合理的な疑いが生ずることは明らかと述べている（同決定19頁）。

これから述べる清水教授、奥田助教及び石森教授の意見等はこの化学的機序を明らかにし、5点の衣類が1年以上みそ漬けにされていたとすれば、血痕に赤みが残ることはない結論付けた。

検察官は、「5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていた事実」を、合理的な疑いを超えて証明しなければ有罪にすることはできない。検察官は、5点の衣類が1年以上みそ漬けにされていたことが間違いないという証明をしなければならない。血液を付着させた衣類を1年以上みそ漬けにした場合、血痕に赤みが残る可能性があるという程度の立証では、到底合理的な疑いを超えた証明とはいえない。

しかし、検察官の血痕の色調変化に関する立証は、5点の衣類が1年以上1号タンクでみそ漬けにされた場合、血痕に赤みが残る抽象的な可能性を指摘したにすぎない。この程度の立証では5点の衣類に赤みが残ることは間違いないと立証されたとはいえない。清水教授、奥田助教及び石森教授の意見に対する反証としては極めて不十分である。

以下、詳述する。

(2) 血痕の赤みが消失する化学的機序

ア ヘモグロビンの変性・分解、酸化による赤みの消失

清水・奥田鑑定が明らかにした血痕の色調変化の化学的機序は下記のとおりである。

血液が赤い原因は血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンが赤いからである（再弁書 22・2 頁、再弁書 36・2 頁）。

みその pH は、仕込み時で 6 程度、熟成時には 5 を下回り（再甲 170 資料 2 に赤みその pH 4.75 との記述がある）、弱酸性の環境にある。また、一般的なみその塩分濃度は 10 パーセント程度である。

血痕がみ所に漬けられた場合、上記のみその低い pH と高い塩分濃度によって赤血球の細胞膜が破壊され、溶血が生じる（再弁書 22・9、10 頁、再弁書 36・1 頁）。みそ内の環境で溶血が生じる大きな要因は、塩分濃度 10 パーセントの環境では、血液がもともと持つ血漿浸透圧の 10 倍以上の浸透圧となるため、赤血球内外の水分バランスを乱し、赤血球の膜が破れて、ヘモグロビンを外に放出するからである（再弁書 22・10 頁、再弁書 38・7 頁）。

溶血によって赤血球内部にあるヘモグロビンが弱酸性かつ高塩分濃度の環境の影響をより受けやすくなり、変性・分解、酸化が生じ、様々な色の物質に変化し、減法混色の原理により、赤かった血痕は黒ずみ、最終的に黒褐色調に至る（再弁書 22・13、再弁書 36・1、2、5～8 頁、清水恵子証人の第 11 回公判の証人尋問調書 3 頁。以下、当審の証人尋問における証言の引用は「清水 11 回（または対質）3 頁」というように略して記載する）。

イ 各種実験による裏付け

上記血痕の色調変化の化学的機序は、奥田助教が行った下記の実験によって裏付けられている。

奥田助教は、ヘムを含むタンパク質を扱った研究、血液の変性や色調変化を専門的に行ってきた経歴を持ち（再弁書 38・1 頁）、下記の各種実験を行う専門性を有する。

（ア）溶血性の検証実験（再弁書 22・9、10 頁、再弁書 38・7 頁）

pH と塩分濃度の組み合わせによる条件下で溶血を観察したところ、生理的条件に近い pH 7 の時よりも pH 5 の時に強い溶血が認められた。また、10 パーセントの塩化ナトリウムを加えた時は、pH による差を観察できないほどの顕著な溶血が認められた。このように pH 5 かつ塩分濃度 10 パーセントの環境は溶血を促進させる。

なお、光学顕微鏡による観察の結果、pH 5 と 10 パーセント塩化ナトリウムの環境において、調製直後から赤血球の細胞膜が破れヘモグロビンが漏出し、2 日後には細胞膜の破壊と内容物の漏出が顕著となり凝集塊が大きくなり、明瞭な赤血球は観察できない状態となり、まさに溶血が生じている様子が確認できる（再弁書 29）。

（イ）血液の色調変化実験（再弁書 22・8、9 頁、再弁書 24、再弁書 38・2、3 頁）

血液と各 pH に調製した塩化ナトリウムを含む緩衝液を、チューブの中で混合し、その色調変化を観察した。1 日後では pH 3 から 9 の間では pH が低いほど血液が暗赤色調に変化した。2 日後では対照を含めて全体期に赤みを帯びた黒色調に変化した。3 日後では試料間の差がほぼ認められないほど変色が進み、全体的に黒褐色調に変化した。このように pH 5 程度の弱酸性の環境下でも短期間で血液の赤みの消失が進行する。

なお、チューブの血液をろ紙に塗布して色調を観察した場合であっても、茶褐色や黒茶褐色調の色調については、チューブで観察された試料の色調との間に違いはなかった。

(ウ) ヘモグロビンの変性・分解、酸化の検証実験（再弁書 22・10～13 頁、再弁書 38・7～9 頁）

血液に塩化ナトリウムを添加して、pH 5 に調製した血液の紫外・可視吸収スペクトルを測定した。低い pH と高い塩分濃度にさらしたとき、調製直後でははっきりと観察されてきた酸素化ヘモグロビンや一酸化炭素ヘモグロビンの吸収極大は、2 日、4 日と日を追うおごとに不明瞭となり、4 日後にはほぼ平坦となった。これはヘモグロビンの変性・分解が進行し、ヘムが酸化してヘミンが生成していることを示している。

なお、一度変性したタンパク質が元に戻ることはなく、酸素結合能を失ったヘモグロビンが空気にさらされても再び赤みを帯びることはない。

ウ pH と塩分濃度に着目していることの合理性

上記の実験で明らかになったとおり、高塩分濃度の環境は強い溶血性を示し、また、ヘモグロビンの変性・分解、酸化を促進する方向で極めて強い影響を及ぼす。

また、そもそも胃や食道で出血した血液が pH 1 の胃酸に触れると黒褐色調を呈することは医療関係者の常識である（再弁書 36・4 頁、再弁書 383）。また法医学の教科書においても血痕が「酸・アルカリ・酸化物などにふれたことにより、容易に色調は変化することも考慮しておく必要がある。」という指摘がなされている（再甲 231・26 頁。上山滋太郎監修、石津日出雄・高津光洋編「標準法医学・医事法（第 5 版）」（医学書院・2000 年）。酸性の環境が血液の色調に影響を及ぼすことは一般的な知見といえる。

清水教授が、pH と塩分濃度に着目した理由について、「赤血球を変性され、血色素ヘモグロビンを変性させる条件の中で非常に強いものがこの酸

性度と塩分濃度」(再弁書36・15頁)であると指摘し、「この2点が圧倒的な要素であると考えた」(再弁書36・16頁)ことは極めて合理的である。

さらに、奥田助教は、pH及び塩分濃度以外の要因についても検討し、微生物の与える影響を考慮したうえで、「微生物に関しては、有機物を分解する性質を持っていますので、もし、加えることが可能であったならば、より早く変性や分解が進行したと考えています。」(再弁書38・12頁)と述べている。このようにpH及び塩分濃度以外の要因は血痕の赤みをより早く消失させる方向で作用すると考えられる。

エ 石森教授も同意見である

石森教授の専門は、ヘモグロビンのようにヘムを含むタンパク質の分子レベルでの機能、構造及び反応であり特に、ヘム鉄に結合する酸素などについても研究している(再弁書30・8頁、再弁40・1頁)。

石森教授は、清水・奥田鑑定が明らかにした血痕の色調変化の化学的機序に異論はないという意見である(再弁書30・5頁、再弁40・1頁)。

清水・奥田鑑定がpHと塩分濃度に着目していることについても、「ヘモグロビンの酸化反応においては、プロトン、 H^+ がどういうふうな働きをしてるかというのが重要なので、そういう意味で、全体のpHを変える、つまりプロトン濃度を変えるということは非常に大きな条件になります。それから塩濃度というのは直接酸化反応には関わらないかもしれないんですけども、溶血とか、細胞を壊す方法にはかなり効いているので、その二つのファクターというのは非常に重要」(石森11回10頁)と指摘している。

このように、ヘモグロビンの専門家であり、清水教授及び奥田助教とは専門分野が異なり、何の利害関係も有さない石森教授が、清水・奥田鑑定

に賛同していることは、清水・奥田鑑定の信頼性を強く支える事情といえる。

オ 宮石教授、近藤教授、池田教授及び神田教授も異論を唱えてない

宮石教授は、血痕が弱酸性と高い塩分濃度にさらされた場合の影響を問われた際、「血痕がさらされる環境というものを想定して起こり得ることということについて、私は別段間違っているとは思いません。」（再甲 230・4 頁）とか、「恐らくそうだろうと思う」（再甲 230・11 頁）と延べ、清水・奥田鑑定の内容を肯定している。

近藤教授は、血痕に対して高い塩分濃度が影響を与えるかどうかについては知見がないこと、酸性の環境が血痕に与える影響は専門的に調べたことはないことを認め（再甲 231・6、7 頁）、清水・奥田鑑定の述べる血痕の色調変化の化学的機序に積極的に異論を唱えることはなかった（再甲 231・6、8 頁）。

池田教授は、「日本にいる法医学者だったら全ての方が同意すると思いますが、血液は放置すれば黒くなるんだ、黒褐色になるんだというのは常識で、それがいくつか要因があるというのも我々は最初に習いますから分かってるんですけど、それを科学的に証明したという意味ではちゃんとした実験を経て黒褐色化の原因を究明してますから、それはそれで価値あるものだというふうに考えます」「血痕中の血液の色が変わっていく…メインの原因は清水先生たちが証明したので間違いない」等と述べ（池田 10 回 4 頁、23 頁、池田対質 1 頁）、異論を述べていない。

神田教授も、「メカニズムに関しては我々も異論はない」等と述べ（神田 10 回 34 頁、神田対質 1 頁）、清水・奥田鑑定の述べる血痕の色調変化の化学的機序に異論を述べていない。

このように清水・奥田鑑定の述べる血痕の色調変化の化学的機序に対しては、検察官側の専門家からも異論は出されていない。

(3) 共同鑑定書等は科学的反証になっていない

以上のとおり、清水・奥田鑑定は、血痕の色調変化の化学的機序を専門的知見に基づいて明らかにした。

清水教授、奥田助教及び石森教授は、この化学的機序に基づき、1年以上味噌に漬けた場合、血痕の赤みが残ることはないと結論付けている（清水11回2、3、9、奥田11回1頁、石森7、11、14頁、12回1、2頁）。石森教授は、血痕に赤みが残らないことを、「1年たてば全て酸化型になる」（石森12回1頁）「通常の条件では、ヘモグロビンあるいはヘムというのは1年以上赤みを持つ状態、つまり還元であることはあり得ない」（石森12回1、2頁）とも表現している。

これに対し、差戻審段階では宮石教授及び近藤教授、当審段階では池田教授及び神田教授（共同鑑定書）が、血液と血痕の違い、みそ内が嫌気的環境であること、みそ内の微生物等の影響等の血痕の赤みの消失を阻害する要因の検討がなされていない等と批判している。特に神田教授（共同鑑定書）は、これらの要因から、血痕が1年以上1号タンクにみそ漬けにされた場合、血痕に赤みが残る可能性は否定できないという見解である（再甲237・30頁、神田10回33、34頁）。

清水教授は、「体外に出た血液、血痕が空気中の酸素によって酸化され、経時的に赤みを失い、茶褐色から黒色を帯びた色調に変化するということは、血液の色調変化として数多くの専門書に記されている普遍的な科学現象であると考えます。1年以上味噌漬けされた着衣に付着した血痕が赤みを帯びたままである可能性があるということは、体外に出た血液、血痕の色調変化としては、この普遍的な科学現象から逸脱する、まれな事象です。この通常起こらない、まれな事象が本当に実際に起こり得る可能性があるというのであれば、それを証明しなければなりません。しかし、私には、このまれな事象が本当に生じたという文献報告や実証実験は、調べた

限り、見当たりませんでした。当然、1960年代の味噌作りの条件下において、このまれな事象が生じ得たという報告を知りません。我々の実証実験からは、ないものと考えております」（清水11回8頁）と述べている。

また、検察官請求の池田教授でさえ、血痕がみそ漬けにされた場合、「本来赤みが残るわけない」（池田10回10、11頁）、「赤かったんだとしたら、ものすごく特殊な要因があったのかもしれない」（池田10回13頁）と述べ、そのものすごく特殊な要因がなければ、5点の衣類が直前にみそ漬けにされた可能性があるという趣旨の証言を繰り返し指摘した（池田10回17、40、45頁、池田対質19頁）。池田教授の述べていることは、清水教授の述べていることとほとんど変わらない。

このように、血痕の赤みは体外で消失するのが常識であり、赤みが残るというのならその原因とその原因が1号タンクにもあてはまるということを具体的、科学的に証明しなければならないのである。

しかし、清水教授が、「共同鑑定書が指摘する各要素について、我々の実証実験が検討を要すると考えられる場面はございませんでした」（清水11回7頁）、「共同鑑定書は、1年以上味噌漬けされた着衣に付着した血痕に赤みが残るままである可能性があるという抽象的な可能性論を繰り返すのみで、仮説の域を出ません。共同鑑定書にはこの仮説の実証実験はなく、科学的反証とは言えません。したがって、我々の鑑定結果を左右するものではないと考えております」（清水11回8頁）と断じたとおり、神田教授らは何の実験もしておらず、共同鑑定書等の主張する要因は本件に直接あてはまらない文献を多用した抽象論な可能性論に終始しており、清水・奥田鑑定の結論をゆるがすことはない。

以下、詳述する。

- (4) 1号タンクにみそ原料が仕込まれる前に血痕は褐変する

まず、事件が発生した昭和41年6月30日から1号タンクに新たにみそ原料が仕込まれた同年7月20日までの約20日の間に血痕は褐変するといえる。

以下、理由を述べる。

ア 仮に隠されたとすれば事件直後としか考えられない

前述のとおり、仮に犯人が5点の衣類を1号タンクに隠すとすれば、昭和41年6月30日の犯行直後としか考えられない。

犯人が、いったん別の場所に隠してあって警察にも発見されなかった5点の衣類を、既に捜査が行われている犯行現場に近く、みそが出荷される約1年後には必ず発見される1号タンク内にあえて隠すという行動は、経験則上、考えられないからである。

確定控訴審判決も「衣類の入った麻袋が本件の直後にタンクに入れられた蓋然性は大きく」と認定し（控訴審判決19頁以下）、第2次再審請求審差戻後の即時抗告審決定もこの判断を採用し、「犯行直後でなければ、犯行後に5点の衣類を1号タンク以外の場所に一旦は隠匿しておき、警察の捜索等によっても発見されていないのに、既に捜査が開始されている状況下で、隠匿場所から5点の衣類を持ち出し、犯行現場の直近で人目にも付きやすい本件工場内における1号タンクに隠匿したことになるが、そのようなことは、常識的には想定できない」（同決定46頁）と説示している。

イ 5点の衣類の血痕の状況

前述のとおり、事件発生時、1号タンクには約80kgの赤みそが残っており、仮に犯人が5点の衣類を入れた麻袋を隠したとすれば、この赤みその中に入れたということになる。

昭和41年7月の静岡の湿度の平均は83%であり（再弁書386）、水分を含んだ赤みその内部は非常に乾燥しにくい環境といえる。また、1号タンクは深さ167cmあるうち91cmが地下という構造であり、夏で

あっても底部の温度はせいぜい20℃程度であったと考えられる。そうすると、湿度が高く、水分を含んだ赤みそ内にあり、それほど高温にならない環境に5点の衣類はおかれていたことになる。そのため、5点の衣類の血痕は非常に乾燥しにくい環境にあり、清水教授が証言したとおり、乾固するということではなく、生乾きの状態になることが想定できる（清水11回19頁）。

ウ 血痕の色調変化に対する専門家の意見

（ア） 清水教授らの見解

清水教授は、1号タンクに新たにみそ原料が投入される前の段階で、十分な酸素にさらされ、ヘモグロビンがメトヘモグロビンに酸化されることによって、十分に赤みは失われ、黒ずんだ状態になると証言している（再弁書343、清水11回6、19、20頁）。また、奥田助教も、（みそ原料が入れられるまで）「約3週間あったと聞いてますので、味噌原材料が入れられるまでの間に十分な空気と触れ合い、ここまでの段階、味噌が入るまでの段階はいわゆる空気と触れ合ってるので、約20パーセントから21パーセントの間の酸素濃度の空気と触れ合っていて、十分な酸化が進行していると考えています」（再弁書343、奥田11回8頁）と述べている。

（イ） 池田教授の証言

池田教授は、基本的には、みそ漬けにされるまでの期間は考慮に入れておらず、みそ漬けにされた時点で血痕に赤みが残っていたという仮定のもとで意見を述べている（池田対質17頁）。

もっとも、池田教授は、証言の中では、「血液は放置すれば黒くなるんだ、黒褐色になるんだというのは常識」（池田10回4頁）、「例えば1年2か月前に入れたとしても、できた後10日後に入れたらば、多分その間にもう黒くなっちゃいますよ、血痕というのは」「作ってから1週間ぐ

らいして入れれば黒くなってる」(池田10回18頁)、「1週間空気中にさらしていると、その段階で黒くなります」(池田10回26頁)、「血痕を普通に空気中に置いておけば、多分、具体的に申し上げると、例えば6月30日にできたものが7月20日までの間に要するに黒くなるかどうかという話ですよ。それはありえると思うんです」(池田10回28頁)、「7月20日ぐらいに入れたんだったら、その間の血痕はずっと、少なくとも20日間、さらされてる。その間に黒くなっちゃいますよ、そんなものは。当たり前なんですよ」(池田対質18頁)と述べており、何度も繰り返し空気中に血痕があれば1週間程度で黒くなるという意見を述べている。

(ウ) 神田教授の証言

神田教授も、事件発生から新たにみそ原料が込まれるまでの状況を考慮していない(神田10回48頁)。

もっとも、神田教授も一般論としては血痕のままでヘモグロビンがメトヘモグロビンに酸化することを肯定している(神田10回47頁)。しかも、齋藤教授の意見書添付のろ紙に付けた血痕(検甲43)に赤みが残されているものがあるのを見て、「私自身がここまで時間がたっている赤いものを自分自身で経験したことはない」と述べている(神田10回8頁)。これは神田教授も一般的にも経験的にも通常血痕は空気中においておくだけで赤みを失っていくことを認めているといえる。

エ 1号タンクに新たにみそ原料が投入される前に赤みは失われる

以上のとおり、血痕が乾燥していない状態で一定の期間十分な酸素に触れた場合、でヘモグロビンがメトヘモグロビンに酸化することにより褐変することは、各証人に争いのない専門的知見といえる。

そして、仮に1号タンクに5点の衣類が隠されたとすれば、血痕は周囲に十分な酸素がある環境で生乾きの状態で約20日間おかれていたと想定される。

従って、清水教授及び奥田助教の意見のとおり、仮に1号タンクに5点の衣類が隠されたとすれば、新たにみそ原料が投入される前の時点で血痕の酸化は進行し、十分に赤みは失われるといえる。この結論は、池田教授の血痕が乾燥していなければ黒くなるのが常識という証言からすれば、実質的には池田教授も同意見と評価できる。

この約20日間が血痕の色調に与える影響は極めて重要である。それなのに、神田教授及び共同鑑定書（再甲237）は、この約20日間の化学変化の検討をせずに血痕が1年間みそ漬けになされた場合に赤みが残る可能性を否定できないと結論付けている。これは結論を導く上で致命的な前提事実の欠落である。神田教授及び共同鑑定書（再甲237）の結論は極め不合理であり採用の余地はない。

清水教授が、「共同鑑定書は、大量の味噌原材料が投入される前の20日間の高温多湿な環境下における血痕の変化について検討していません。醸造中の約8トンもの味噌がありと記載されているものの、その論理展開は、血液が付着した衣類は最初から8トンもの完成味噌の下に置かれ、1年以上の間、ずっと嫌気的狀態下にあったかのごとく記載されています。つまり、新鮮で完全に乾固した血液が隠匿され、すぐに完成味噌が上に乗せられたのごとくの記載となっています。これは立論に飛躍があり、不自然、不合理であると考えます」（清水11回6、7頁、再弁書343）と述べているとおりである。

(5) 血痕化に伴う凝固・乾燥の影響

上記のとおり、仮に1号タンクに5点の衣類が隠されたとすれば、新たにみそ原料が投入された時点で既に血痕の酸化は進行し、十分に赤みは失われ

るといえる。さらに、新たにみそ原料が投入されれば、みそ原料から滲出する水分が血痕に染み込むことによって、より血痕の黒褐色化は進行する。

これに対し、宮石教授、近藤教授、池田教授及び神田教授（共同鑑定書）は、血痕化に伴う血液の凝固・乾燥が血痕の赤みを失わせることの阻害要因となると述べている。

しかし、以下で述べるとおり、宮石教授らの意見は失当である。

ア 新たにみそが仕込まれた時点の血痕の状況

上記のとおり、新たにみそが仕込まれたとき、5点の衣類は、湿度の高い7月に半地下のタンク内の赤みその中に約20日間入れられていた状態にあり、血痕は生乾きの状態であったと想定できる。

イ 新たに仕込まれたみそ原料の水分が血痕に浸透する

みそ原料は、昭和41年7月20日に4 t 3 7 6 k g、同年8月3日に3 t 8 5 0 k gが仕込まれており、最終的に約8トンのみそ原料が仕込まれている。みそには約40～50%の水分が含まれている（再弁書40・2頁）。

1号タンクには大量に水分を含むみそ原料が約8トンも仕込まれ、その底の部分に5点の衣類は隠されていたということになる。この場合、石森教授が差戻審の証人尋問、当審の証人尋問で繰り返し述べているとおり、8トンものみその圧力によって、みそから染み出した水分が5点の衣類の血痕に浸透するといえる（再弁書40・2、3頁、石森11回1、2頁、石森12回30～33頁）。

石森教授は、水分が1号タンクの底にある5点の衣類ではなく、みその上にたまるのではないかという指摘に対し、「水がどこに行くかって話なんですけども、もし下の部分、麻袋のところに空気がもしあったとしたら、当然、空気は押されると上に抜けますから、その分、水が入るというのは自然な考えかなという気はします。ですから、重石を入れて水が湧き出て

くるのは、それはぎゅっと押されるからですけど、飽くまでそれは下まで詰まってる状況の話で、下に空洞があったときだったら先にそこが、ある意味、潰れて、代わりに水が入って空気が逃げていく方が自然」（石森対質 54 頁）と述べている。また、奥田助教も、圧力によってみそに布が強く触れるほど水分は布側に移動する（奥田対質 55 頁）と述べている。石森教授及び奥田助教の見解は、常識にかなっており、自然かつ合理的で十分信用できる。

これに対し、5 点の衣類に水分が染み込まない可能性を指摘する神田教授及び池田教授の見解は合理性な根拠がなく採用できない。

以上より、1 号タンクに新たにみそ原料が仕込まれた場合、みそから染み出した水分がみその発酵が進む前の時点で 5 点の衣類の血痕に浸透するといえる。

ウ 水分の浸透によってヘモグロビンの変性・分解、酸化が進行する

清水教授は、前提として、pH 5 及び高塩分濃度の環境にさらされる以前に、血液が布に付着して乾燥し血痕になる過程で赤血球の細胞膜が破壊されてヘモグロビンが露出されている状態になること、また、空気中での酸化によりヘモグロビンがメトヘモグロビンになることを指摘している（再弁書 36・36 頁、再弁書 343、清水 11 回 6、19、20 頁）。

その上で、みそから染み出る水分が血痕に浸透し、血痕の表面から水溶液となり、化学変化が進行することが可能であり、1 年というスパンで見た場合に、赤みが残らないという結論を左右するようなものではないと述べている（再弁書 23、再弁書 36・9 頁、再弁書 343、清水 11 回 4、32、33 頁）。

奥田助教も、みそ中の液体が布に染み込んでしまえば化学反応自体は進むので、血液と血痕の違いはその染み込むまでの時間であると述べている（再弁書 38・24 頁）。また、奥田助教は、「味噌原材料が入れられた後

も酸化は進行しますし、味噌の成分によってももちろん分解も促進されます。発酵した後ももちろん分解は進行しています。黒褐色化、変色に関して分解というのも考慮しなくてはならない」（奥田 11 回 9 頁）とも指摘している。

石森教授は、血液と血痕とではタンパク質の状態は異なるが、基本的な酸化反応については同じであると述べている（再弁書 40・2 頁）。そして、そのメカニズムについて、まず、もともとみそに含まれる水分が移ることで、水分に含まれる溶存酸素とヘモグロビンが反応して酸化し、その後、みその熟成が進みたまりが生じると直接的に水分が布に染み込むことによって更に酸化反応が進行すると述べ（再弁書 40・2、3、6 頁、石森 11 回 1 頁、再弁書 344）、清水教授及び奥田助教の意見を支持している。

以上より、血液と血痕の差異は、血痕の方が、水分が染み込むまでの時間を要するという限度で影響するにとどまる。どの程度の影響を与えるかについて、清水教授は、「それは遅くなると考えて、それは当然でございますが、しかし、1 年間もみその中に漬けられていた場合には、十分に反応すると存じます。」（再弁書 36・21 頁）と証言している。奥田助教も、血液と血痕の差異を考慮したうえで、結論として、「みそに 1 年以上漬けられた血液が赤みを残していることはないと言えます」（再弁書 38・11 頁）と証言している。

以上のとおり、血液と血痕の違いは、化学反応の速度に影響を与えるものの、1 年以上という期間は、赤みを消失させる化学反応が十分に進行するだけの長い期間であり、血痕が赤みを残していることはないといえる。

エ 実験による裏付け

血痕であっても水分が浸透すれば速やかにヘモグロビンの酸化等が進行し、黒褐色化が進行することは、奥田助教が行った実験によって裏付けられている。

(ア) 血痕を使用した実験による化学反応の進行の証明

奥田助教は、血液を布に滴下した試料を用いて色調変化の実験を行っている。差戻審段階ではサラシ、当審段階ではサラシよりも糸の密度が高く厚みのあるメリヤスを使用している。

実験の結果、まず、血液をサラシに滴下して乾燥させただけで、弱酸性かつ高塩分濃度の環境にさらしていない試料であっても日を追うごとに変色は進行し、滴下10日後以降では赤みを観察できなかった（再弁書25図1、再弁書38・3、4頁）。これはヘモグロビンの酸化によってメトヘモグロビンが生成したことに加え、分解物や変性物などの色を持った化合物の色が混ざり合い、混色によって色調が濃くなったと考えられる（再弁書38・3、4頁）。

メリヤスの場合も、20日間乾燥させた血痕は褐色になっている（再弁書367、奥田11回2頁）。

次に、サラシに血液を滴下して3時間乾燥させた試料（血痕が生乾きの状態）を10パーセント塩化ナトリウムを含み、pHを調製した緩衝液にさらした場合、生理食塩水にさらした試料に比べ、日を追うごとに赤みを失い、茶褐色、黒茶褐色調への変色が観察され、pH7緩衝液に比べ、pH5の方が反応が早かった（再弁書25図2、再弁書38・4頁、奥田11回1、2頁）。乾燥時間を3日間、10日間、17日間と変えた場合、浸潤前の乾燥の段階で赤みが減弱しており、いずれも数日のうちに血痕は黒褐色化する結果となった（再弁書25・3～5、再弁書38・4頁、奥田11回1、2頁）。

メリヤスの場合も、30分間乾燥させた生乾きの状態の血痕を浸潤させたところ、pH7の場合、1日目、3日目、5日目、7日目と経時的に暗赤色、茶褐色、黒褐色と変色し、pH5の場合、1日目からその大半が茶褐色調に変色し、5日目以降は完全に赤みが観察できない結果となった（再弁書367、奥田11回2頁）。20日間乾燥させた血痕は、上記のとおり、浸潤液に浸す時点で褐変しており、浸すとその接した部分からすぐに濃い褐色になり、経時的に茶褐色、黒褐色へと変色していった（再弁書367、奥田11回2、3頁）。

奥田助教は、「メトヘモグロビンの褐色よりも濃い茶色とか黒に近い色とかが観察される理由としましては、酸化のみならず、分解が進んでいまして、様々な色を持つ分解物が混ざる、いわゆる混色が起きていることが理由」であると考察している（奥田11回3頁）。

また、奥田助教は、サラシとメリヤスで違いがあるかどうかについては、数日の範囲内で赤みを失って黒褐色になるという点では変わりはないと述べている（奥田11回4頁）。

以上の実験から、血液であっても血痕であっても、空气中に静置しておくだけで褐変が進行し、さらに、みその環境であるpH5付近のものや、塩化ナトリウム濃度が10パーセントの環境にさらされると、比較的短時間で赤みを消失するといえることが明らかとなった（再弁書25、再弁書38・5頁、再弁書367）。

奥田助教は、血液と血痕の差異について、液体が染み込む過程が血痕の場合は必要になるが、染み込んでしまえば、血痕と血液に変色に関しては大きな違いはないと結論付けている（再弁書38・5頁）。

(イ)抗凝固剤を使用していることは結論に影響を及ぼさない

なお、清水・奥田鑑定が差戻審の段階で行った各種実験で使⽤した血液には抗凝固剤が添加されている（上記メリヤス生地を⽤した実験では抗凝固剤使⽤の記載はない。再弁書 367）。

抗凝固剤を⽤するかどうかで血痕の性質に違いが⽣じるかどうかについて、奥田助教は、抗凝固剤を⽤していなくても血液が凝固するよりも布に血液が染み込んで広がる時間の方が早いので、血痕の性質には違いがないと述べている（再弁書 38・6 頁）。また、抗凝固剤を⽤していない血痕の場合、多少の厚みができる可能性はあるものの、1 ミリメートルに満たない厚みであり、水分が染み込むのに多少時間が掛かるかもしれないが、1 年以上というみそ漬けの期間を考えれば、そのような違いは無視できる程度だとも指摘している（再弁書 38・6 頁）。

また、弁護団が行ったみそ漬け実験でも抗凝固剤の添加の有無によって血痕の色調変化に大きな影響はみられなかった（再弁書 17）。

従って、抗凝固剤を⽤していることは、清水・奥田鑑定の結論の信頼性に影響を及ぼさない。

オ 宮石教授及び近藤教授の意見によっても結論は変わらない

宮石教授及び近藤教授は、法医学の専門家であるものの、血痕の色調変化については法医学の教科書に載っている程度の知見しか持たず、血液や血液の化学変化を専門的に研究したことはない（再甲 189、再甲 192、再甲 230・35 頁、再甲 231・24～26 頁）。

また、意見を述べるにあたって専門的な文献を調査したとか、何らかの実験を自ら行ったということもない（再甲 230・12、32 頁、再甲 231・6、7 頁）。

したがって、宮石教授及び近藤教授は、そもそも清水・奥田鑑定に対して何らかの意見を述べるだけの専門性を有さない。実際にも宮石教授及び近藤教授の述べていることは一般論の域を出ない。

そして、宮石教授も、血痕の場合、清水・奥田鑑定の述べる化学反応が全く生じないと述べているわけではなく（再甲 230・21 頁）、布についた血痕の表面から反応が生じることは認め、血液と同じように一様には反応が起こらないと述べているにとどまる（再甲 230・1、2 頁）。

しかも、宮石教授は、一様に反応が起こらない理由について、含水率の違いやタンパク質の変性といったことを抽象的に述べているだけで、具体的・化学的な理由をほとんど説明していない。これはが宮石教授が血痕の色調変化の化学的機序について言及するだけの専門的知見を持たないからである。

血液と血痕の含水率の違いについても、含水率が高い方が化学反応が生じやすいことを認めたうえで（再甲 230・19、20 頁）、「今回のお話でいうと、みそ漬けで、長年のうちにはみその持っている含水率と同じくらいにはなるだろうと思います。」（再甲 230・19 頁）と証言している。みそ漬けの環境は、含水率の点からも化学反応が生じる環境にあるといえる。

近藤教授も、血痕の場合に清水・奥田鑑定の述べる化学変化が生じるかどうかについて、「似たような反応が起きている可能性はあるんじゃないですか」（再甲 231・10 頁）と証言し、また、含水率が高まると化学変化が起きやすくなることも認めている（再甲 231・10 頁）。

宮石教授及び近藤教授は、問われていることに対する知見がないため、わからないと述べているにすぎず、清水・奥田鑑定に対して化学的・具体的知見、論拠に基づいて反論できているわけではない。

カ 共同鑑定書（神田教授）の意見によっても結論は変わらない

神田教授も、宮石教授及び近藤教授と大差はない。神田教授も血痕のままで化学反応が進行することは認めている（神田 10 回 43 頁）。しかも、血痕化による影響の程度については、「そこに関しては、ちょっと私は何と

も答えようがないです。影響はあるだろうと思いますけど、…血痕化が影響があるかというのは、遅くなる可能性があるというような、あやふやな言い方しかできません」（神田 1 1 回 3 5 頁）、「影響の程度はわからない」（神田対質 4 頁）という極めて漠然とした証言しかしていない。

共同鑑定書は、同鑑定書添付の文献 2 を引用し、血痕が水を添加しても溶解しにくいという指摘をしている（再甲 2 3 7・8 頁）。しかし、神田教授は、引用する文献 2 にも記述のあるみそ中の麴が生産するプロテアーゼが血痕のタンパク質を分解し、溶解を促進させることを全く考慮していない（神田 1 0 回 4 3 頁以下）。まさに文献の射程を誤った自説に都合の良いところだけを切り取った偏った引用であり極めて不当である。しかも、そもそも血痕は溶解までしなくても水分が浸透しさえすれば酸化反応は進行する（石森 1 1 回 2 頁）。

従って、神田教授の証言及び共同鑑定書の記述は、清水教授らの見解に対して有効な反論になっていない。

キ 血痕が乾燥状態にあったという池田教授の見解は誤っている

池田教授は、5 点の衣類が麻袋に入れられていたこと、生地がみそ色に染まっていないこと等を理由として、「下にあったときにはみそには漬かってなかったんじゃないって、少なくともみその中にはあったけど、みそには漬かっていなかったんじゃないか」（池田 1 0 回 1 7 頁）、「要するに、1 年 2 か月の間、乾燥状態にあって」（池田 1 0 回 2 2 頁）、「血痕が赤みを帯びているのは）「乾燥状態になっているのが一番の要因だというふうに思っています」等と述べ、5 点の衣類が取り出される直前まで乾燥状態にあったことを前提として意見を述べている。

しかし、上記のとおり、仮に 5 点の衣類が 1 号タンクに隠されたとすれば、生乾きの状態の血痕の上からで約 8 トンのみそ原料が投入され、その後、みその水分は十分に血痕に染み込むといえる。実際にも、5 点の衣類

が発見された際の実況見分調書によれば（確17分冊2274丁）、麻袋は持ち上げると焦茶色の汁がたれるほどの水分を含んでおり、5点の衣類それぞれについても、濡れていたとかみそが染みていたという記載がされ、5点の衣類の写真からもそれぞれが濡れていたことは一目瞭然である。また、佐藤秀一鑑定書にも湿潤と明記されている。さらに、5点の衣類の第1発見者水野源三は、スポーツシャツの状況を「ぼとぼとにつゆで」濡れていたと証言し（確5分冊1698丁）、次に5点の衣類を見た市川進も5点の衣類がみんな濡れていたと証言している（確5分冊1715丁）。

これに対し、池田教授は、5点の衣類を取り出す直前にたまりによって濡れた可能性を指摘している（池田10回17頁）。しかし、5点の衣類が発見される6日前の昭和42年7月25日頃からみその取り出しは始まっており、5点の衣類発見時、1号タンクにたまりが残っていたことによって5点の衣類が濡れるような状況にはない。上記実況見分調書にも1号タンクにたまりが残っていたという記載はないし、写真にもたまりは写っていない。

従って、発見された時点で5点の衣類の血痕が乾燥していたことを前提とする池田教授の見解は明らかに誤っている。血痕のヘモグロビンが生体外かつみそ漬けの環境で変性・分解、酸化が進行し、還元酵素も存在しないのだから、赤みを帯びることはあり得ない（再弁書22・5頁）。

他方、池田教授は、「1年以上、みそ漬けされた血痕は私も赤くならないと思う、赤みが残ることはないと思います。絶対残りません」（池田10回5頁）、「ぬか漬けのように直接漬かってるような、もっと過酷な環境にあるんだったらば、1週間なり10日なりよりも早く黒褐色化してもおかしくないんじゃないか」（池田10回26頁）、「一般的に1年2か月もびしゃびしゃのところに浸かっていたら血痕は溶けると思うんです。溶けるし、そうすれば黒褐色化すると思うんです。」（池田対質22頁）と証言してお

り、血痕に水分が浸透すれば黒褐色化するという見解である。池田教授も、1号タンク的环境では5点の衣類の血痕にみその水分が浸透するという正しい前提に立てば、清水教授、奥田助教及び石森教授と同じ結論に至っていたと考えられる。

ク 結論

以上のとおり、実際の状況からすれば、5点の衣類の血痕が乾固すること自体があり得ないし、新たにみそ原料が投入されることによって血痕に水分が浸透することによって、ヘモグロビンの変性・分解、酸化は進行し、血痕に赤みが残ることはないといえる。

(6) みそ内が嫌気的環境になることの影響

共同鑑定書（甲237）及び神田証言は、みそ内が嫌気的な環境にあり、ヘモグロビンの酸化が進まなくなることを理由として、血痕に赤みが残る可能性を否定できないと結論付けている。

しかし、以下で述べるとおり、みそ内が嫌気的な環境にあることによって、清水・奥田鑑定の結論はゆるがない。

ア みそ原料投入時の酸素の状況

清水教授は、みそ原料が新たに入れられた時点での酸素の状況について、「南京袋は麻でできた繊維で、一般的に100×60センチの大きさであり、そこに衣類5点を入れると相当な大きさになります。この大きさの南京袋を、当時、味噌タンク内に残っていたとされる80キロから200キロの味噌で覆ったとしても、中の衣類を大気から遮断することはできません。なぜなら、麻袋の中や麻袋の繊維の間には元々空気、すなわち酸素が存在し、5点の衣類の繊維の間には元々空気、すなわち酸素が存在しています。」（清水11回5、6頁、再弁書343）と述べている。

酸素濃度に関して、石森教授は、差戻審において、5点の衣類が隠された最初の時期には麻袋や衣類に大気中にあったのと同じ組成の空気があ

り、約20パーセントの酸素が存在する状況であったと説明する（再弁書40・26頁）。

その酸素量について、奥田助教は、100ミリリットルの血液を酸化する酸素量を1当量として、50当量に相当すると算定している（奥田11回5、6頁、再弁書343）。仮に、5点の衣類に数百ミリリットルの血液が付着していたとしても、ヘモグロビンを酸化するのに必要な酸素量に対して過剰な酸素が含まれているといえる（再弁書343）。

また、清水教授が述べたとおり、「7月20日に投入されたのは味噌ではなく味噌原材料で、煮たり、ふかして潰された大豆であります。大豆をふかした後に潰したり、塩や麴を混ぜる段階で空気、すなわち酸素を含みますし、そこに存在する水分の中には酸素が含まれて」いる（清水11回6頁）。

奥田助教は、みそ原料の水分に含まれる酸素量のみを考えても100ミリリットルの血液を酸化するためにみそ原料6～9kg程度で足りると試算している（奥田11回7頁、再弁書343）。塩分濃度が高くなれば水分に含まれる溶存酸素は少なくなるが、仮に半分程度しか酸素が含まれないと考えたとしても、12～18kgのみそ原料で足りることになる。1号タンクに投入されたみそ原料が8トンであったことからすれば十分すぎる酸素量であるといえる。

なお、みそ原料を入れる際に踏み込んだり、重石を載せたりしても、みそ原料の水分中の酸素は抜けないし、酸素濃度も変わらないので、血痕を酸化させるのには十分な酸素が存在することに変わりはない（石森11回3頁）。

共同鑑定書（神田教授）は、このみそ原料投入時に豊富に酸素が存在していたこと考慮した形跡がなく、不当である。

イ 酸素が消費されるまでの期間

(ア)みそ醸造の専門家の見解

醸造中のみその酸素濃度について、みそ醸造の専門家は、「経験的に、酵母は2～3週間、長くて1か月程度で酸素を使い切ると思う」（再甲240）、「人為的に25度～30度程度に温度管理して発酵・熟成を行う温醸では、2～3週間、長くても1か月程度でみそ内の酸素は消費し尽くされると思われる」（再甲241）と述べている。これらの見解は、実際に酸素濃度を計測したものではなく、あくまで経験による推測であって厳密なものではないことには注意を要する。また、25度～30度程度に温度管理した場合を前提としているから、半地下となっている1号タンクの場合、温度がもっと低いことが想定され、嫌気的環境になるまでもっと長い期間を要するといえる。

(イ)麴が短時間で酸素を消費するという神田教授の見解は採用できない

神田教授は、共同鑑定書には全く記載がないのに、証人尋問の段階になり、みそ原料に含まれる麴が酸素を消費することにより短時間（分オーダー）で嫌気的になるという見解を述べ始めた（神田10回18、49～51頁）。

しかし、神田教授が根拠としている文献はしょうゆ諸味に関するものであり、酸素が豊富な条件下での最大の速度に関する部分を引用しており、みそにあてはめることはできない（石森11回3、4頁）。しかも、神田教授本人もみそに直接あてはめられない、あくまで推測、実際どうなるかはわからない等と述べているあやふやな意見である（神田10回18頁）。

そして、みその酸素を消費するのは酵母であるというみそ醸造の専門家の見解に反している（再甲241、神田10回50、51頁、神田11回6、7頁）。みそ醸造においては、酵母が呼吸により酸素を消費して増殖し、嫌気的環境になると酸素を使わない呼吸に切り替わり、発酵が

進むということは常識といってもよい知見である。みそ醸造の専門家は、発酵の進み具合とみその酸素濃度を経験的に密接に関連するものとして考えており、神田教授の意見にはこれを覆すだけの論拠はない。

また、神田教授の見解を前提すれば、みそ仕込み後、速やかにみそ内の酸素は消費されてしまい、血痕の酸化はほとんど進まないことになってしまう。これは各種みそ漬け実験において経時的に血痕の赤みが失われていくことと相容れない。

さらに、神田教授は、共同鑑定書で引用し全面的に賛同する（再甲 237・17 頁）としたみそ醸造の専門家の見解（酸素消費まで 2～3 週間、長くて 1 か月程度）を改めるのかを弁護人から確認されると、いったんは「修正ということで問題ないです」と述べたのに（神田 11 回 15 頁）、「もう少し早い可能性がある。飽くまでも…可能性があるということです」（神田 11 回 16 頁）、「可能性があるということが推測できるという話。…断定はしていない」（神田 11 回 17 頁）とトーンダウンし、最終的には、基本的には従前のみそ醸造の専門家の見解を維持しつつ、プラスして、もうちょっと早まる可能性があるという程度の証言になってしまっている（神田 11 回 19 頁）。

以上より、趣により短時間でみそ内の酸素が消費されるという神田教授の見解は、合理的な根拠のない独自の見解であり、到底採用できない。

ウ 酸素濃度が低下しても完全に 0 にはならない

（ア）発酵が進んでも酸素濃度は 0 ではない

みその発酵が進んで嫌気的環境になっても酸素濃度は完全に 0 パーセントになるわけではない（再弁書 36・24 頁、再弁書 38・10、13 頁、清水 11 回 5、6 頁、奥田 11 回 4 頁、石森 12 回 4 頁）。

石森教授は、みその酸素濃度の記述のある文献がないことから、清酒の酸素濃度に関する文献に基づき、「清酒の場合には密閉容器でされていて、金属で、そこには、ある意味、全然酸素が通らない状況で、しかも水の中で反応が進んでますけど、味噌の場合には半固体で、中は不均一な状態で固体もあり、気泡があつたりとかも、なるべく潰しますけど、小さい気泡はあつたりとか、あるいは味噌の周りというのが本当に100パーセント酸素が通らない状況かということ、少なくとも私が見た限り、コンクリートの、例えば1号タンクとか、一般に味噌樽っていつてもそうですけど、密閉容器ではないので、そういうことから考えると、清酒ほどは酸素濃度は下がらないのではないかと考えます。」（石森11回4、5頁）と述べ、みその場合、清酒よりは酸素濃度が高いという見解である。

（イ）みそ醸造の専門家の見解

みそ醸造の専門家は酸素を使い切るとか消費し尽されるといった表現をしているが（再甲240、241）、実際に酸素濃度を測ったわけではなく、みその酸素濃度の記述のある文献に基づいているということでもなく、発酵の進行度合いから推測しているに過ぎない。たまりの酸素濃度についても同様である。

そして、みそにもクラブトリ効果認められることからすれば、発酵の進み具合と酸素濃度を結びつけることにも限界がある。なお、神田教授は、みその酵母の場合、クラブトリ効果が実験的に弱いという文献があるとの指摘をしている（神田10回17頁）。しかし、神田教授もみその酵母にクラブトリ効果が生じないと言っているわけではなく

（神田10回17頁）、みそのグルコース濃度が清酒に比べて高いことからすれば、みその酵母にも一定程度クラブトリ効果が生じていると考えられる（再弁書344、奥田11回21、22頁）。

(ウ) 清酒やしょうゆの文献との比較

共同鑑定書は、清酒やしょうゆの酸素濃度に関する文献に基づいてみその酸素濃度を検討しているが、液状成分が多い清酒やしょうゆと半固体状のみそを同列に論じることとはできない（再弁書 344、再甲 243）。

(エ) 酸化還元電位

また、共同鑑定書は、酸化還元電位に基づく検討もしているが、酸化還元電位は、原理的に酸素濃度を反映するものではなく、酸化還元電位の低下が一定になったことをもって、溶存酸素が存在しないということとはできない（再弁書 344）。この点は共同鑑定書も認めている（再甲 237・18頁）。

(オ) 共同鑑定書の結論

共同鑑定書も、結論として、「0（ほぼない状態）」と記載しており、完全に0と考えていないし、神田教授も完全に0ではなく「0.01パーセントを切るような低い濃度の可能性があり得る」というにとどめている（神田 11回4、5頁）

エ 微量の酸素でも化学反応は進行する

上記のとおり、みその発酵が進行したあとの時点でもみそ内の酸素濃度は0パーセントになるわけではない。もっとも、みその酸素濃度を直接的に研究した文献は見当たらない。石森教授は、みその酸素濃度は清酒の酸素濃度（0～5 p p b）までは下がらないという見解である。仮に清酒程度に酸素濃度を想定したとしても、ヘモグロビンの変性・分解、グロビンたんぱく質からのヘムの遊離によって、酸化は進行するといえる。

以下、詳述する。

(ア) ヘモグロビンの変性・分解、ヘムの遊離

ヘモグロビンが体外に出るとたんぱく質の変性やヘムの遊離が進行する。

石森教授は、「血液が血痕化した段階で正常なヘモグロビンというのはもう失われていて、遊離したヘムとか変性したヘムになる」（石森11回5頁）、「たんぱく質というのは…生体内で機能するものなので、基本的にそれを外に出してしまったときには、生体内と同じ条件にしておかないと機能しないというのが基本になります。生体内と同じ条件にしても、たんぱく質というのは変性する条件があるので。通常、ヘモグロビンは赤血球の中に存在していますが、膜が破れて溶血し、更に乾燥してしまつては、もうそれは、ふつうはたんぱく質として機能する状態ではないので、それは変性している、あるいはヘムが外に出てるとというのが、普通に考えられること。」（石森11回9頁）と説明しているとおりである（同旨の証言として、石森12回25～28頁、41頁）。

また、みそのpH5かつ塩分濃度10%の環境もヘモグロビンの変性を加速させる。石森教授は、「たんぱく質の変性というのも起こりやすくなります。やはり、我々のたんぱく質はpH7.4ぐらい、少し中性よりもアルカリ側のところで安定なので、それがpH5まで行ってしまつたりとか、それからあとは塩濃度が変わるというのも、赤血球の膜が破れて溶血して、それでまた違う環境にたんぱく質出ますので、いずれにしても低pH、それから高塩濃度というのはたんぱく質の変性にとって非常に加速する効果はあります」（石森11回9頁）と説明している。

そして、変性する速度については、「その周りの条件がある条件、変性条件になれば、もうそうそれはほとんどミリ秒とかマイクロ秒の時間領域で変性します。…環境がある変性条件になってしまえば、つまり生体上の内部条件と違う条件になれば、ある意味、すぐに変性はします」（石森12回41頁）と述べている。

奥田助教も、「変性という意味では、空気に触れることもそうですし、布に触れるともそうですし、高い塩分に触れることもそうですし、そういったもの全てが変性を促進して、いわゆるヘモグロビンという天然の形では絶対に存在していなくて、変性したグロビンにくっついていたり、そもそもグロビンから離れていたりという状況にあると思います。」（奥田 11 回 29 頁）と述べている。

神田教授も、血痕化の過程や低 pH、高塩分濃度の環境によってヘモグロビンの変性・分解が進行することは一般的にあり得ることだと同意している（神田 10 回 34 頁）。

さらに、麴から生産されるプロテアーゼは、たんぱく質を分解する（奥田対質 13、51 頁、清水対質 51 頁、石森対質 53 頁）ことも考慮する必要がある。

(イ) ヘモグロビンの変性・分解、ヘムが遊離により微量の酸素で酸化する

ヘモグロビンが変性・分解すること、グロビンからヘムが遊離することによって、清酒に含まれる程度のごく微量の酸素量でもヘムの酸化は進行する。

清水教授は、「そもそもこの嫌気的狀態とは、人が呼吸するには全く少ない酸素量ですが、酸化をいう化学反応が進行するには十分な酸素量が存在しています」（清水 11 回 5 頁）と述べる。奥田助教も、「ヘモグロビンに比べれば、もちろんその変性したヘム、たんぱく質から外れてヘムになった方が酸化も分解も進みやすくなります」（奥田 11 回 8 頁）、「ヘモグロビンと比べると、変性してヘムだけになった方がはるかに酸化が起こりやすいです」（奥田 11 回 29 頁）と述べる。

石森教授は、より専門的な見地から、「変性したヘム、遊離したヘムであれば、それは、自動酸化反応というのは半減期の 1 秒以下というのは

論文でも出ていましたので、酸素が付けばそれですぐに自動酸化反応は起こる、秒以下で起こる…酸素がくつつくかどうか、結合するかどうか重要なところなんですけれども、一般にヘムというのは酸素親和性が非常に高い…普通のヘモグロビンだと大体30 mmHg…酸化反応を遅めたヘムというのが幾つか合成されていて、それだと大体ピーハーフというのが0.5とか0.2 mmHgになります。それから計算すると…酸素濃度が20とか30 ppbあれば半分のヘムに酸素が結合する。結合すれば、それは1秒以下に酸化されてしまう…ヘモグロビンから出てくる場合、ヘムの場合には、恐らくピーハーフは0.1を切っている…それぐらい高いと…例えば清酒レベルの5 ppbとか、その辺りでも酸化反応は進むというふうに結論付けて科学的には間違いない」(石森11回6頁)、ヘモグロビンが変性するとヘムを酸化から防ぐ機能が失われ、ヘムが2価の状態を保つのは非常に難しい(安定した3価となり、非常に酸化しやすい状態になる)と説明している(石森12回40、41頁)。

(ウ) ヘモグロビンの酸化速度

ヘモグロビンの酸化速度について、石森教授は、低pHの環境下で「それは、もしそれがヘモグロビンだとすると…100倍程度になります。ちなみにそれは変性したたんぱくでは1000倍ぐらいになるし、ヘムだと更にその1000倍くらい、100万倍ぐらいの早さで酸化反応は起こることになります」(石森11回10頁、同旨の証言として石森対質46、47頁)と述べている。

また、石森教授は、微量の酸素濃度での酸化反応について、「もしヘモグロビンがあったとしたら、それは99.6パーセントは酸素は付かないんですけど、ただ、例えば0.1パーセントでも酸素が付けば、それは酸化反応は起こります。酸化反応は、…大体pH5ぐらいの味噌の中、要するにたまりの中であれば数十分で半減期を迎えることになりま

す。そうすると、0.1パーセントであってもそれだけ反応が進むわけです。例えば1年間を考えたときに「1回の反応というので区別して考えていくと、1回の反応は40分程度で半分終わって、一、二時間たてば事実上ゼロになる。半減期ですので、簡単にゼロになるわけじゃないですけども。そうすると、40分、1時間もかからないうちに0.1パーセントなくなるという、酸化されるということになります。それを計算してみると、大体1年だと1万時間ぐらい、八千何百時間になるので、0.999ですかね。それを累乗してもらったら分かると思うんですが、ほとんどのヘモグロビンが酸化されるという話になります」（石森 12回23、24頁）と説明している。

さらに、石森教授は、酸素濃度との関係について、「元々の測定データが0から5というときに、それが2であっても5であっても、それは余り、私としては議論にならないと思います。何回も申し上げてるように、目安として5って言ったわけであって、別に5だからどうということではありません。おっしゃったように、速度論の話なんですけども、自動酸化反応というのは酸素濃度に依存しない一次反応であるということとは文献に書かれています。ですので、濃度が半分になったところで速度が半分になるという議論は、この場合は当てはまらなくて、通常、素反応としてAという分子とBという分子がぶつかって、それで反応を起こす場合であればそれは濃度に確実に依存するんですが、自動酸化反応の場合には酸素の結合するスピードが早くて、その後にプロトンが、 H^+ がくっついて自動酸化するという反応機構が言われてるので、基本的には酸素が結合してからの方が速度を律する段階になります。ですので、速度定数、外側の酸素濃度が変わったところで、そこは依存しないというふうに論文には書かれているので。だから、確かにそういう濃度に依存する系もありますが、今回の酸化反応はそこには依存しない。そうし

たときに、最初の濃度が3分の1、あるいは2分の1になっても、大体、オーダーと我々は言いますが、10倍違えばそれは確実に違うと思いますけども、そこは余り関係ないかなと、目安として申し上げたまでです」「量だけに依存するという、そういうふうな話になって。なので、ダイレクトに濃度には依存しない。そういう系があります」、実質的に赤みを失っていくスピードは濃度とは関係ない（石森対質42～44頁）と説明している。

以上の石森教授は、ヘムを含むタンパク質の分子レベルでの機能、構造及び反応、ヘム鉄に結合する酸素について研究している研究者であり、上記の知見は十分信頼できる。

そして、奥田教授が算定したとおり、仮に5 ppbでもここまで未酸化のヘムを酸化するには十分な量といえる（奥田11回7頁、再弁書343）。

(エ) 共同鑑定書（神田教授）はヘモグロビンの変性等を考慮していない

共同鑑定書及び神田教授の証言からすれば、ヘモグロビンの変性・分解、ヘムの遊離が酸化反応に及ぼす影響を検討した形跡はなく不当である。

(オ) 小括

以上のとおり、ヘモグロビンが血痕化の過程、みそ中の低pHかつ高塩分濃度やプロテアーゼの影響で変性・分解し、またヘムが遊離することにより、5 ppb以下という酸素濃度でも酸化反応は進むのであり、ヘモグロビン（ヘム）の酸化速度からすれば、1年という期間を考えた場合、血痕の赤みは残らないといえる。

なお、検察官は、石森教授が差戻審の段階で酸素濃度が低い場合に1年以上赤みが残る場合があると証言していることを指摘するが、石森教

授は1号タンクの環境を想定した場合には赤みが残ることはないと言っており（石森11回8頁）、揚げ足取りというほかない。

オ 結論

以上より、みそが嫌氣的な環境になるとしても、そもそもみそ原料投入時にヘモグロビンが酸化するのに十分すぎる量の酸素が存在するのであり、みそ原料投入後も発酵が進行して嫌氣的環境になるまでには25度から30度の温度下でも2から3週間、長くて1か月程度の期間があり、嫌氣的環境になった状態でもヘモグロビンの変性・分解、またヘムの遊離によって酸化は進行する。従って、1年以上という期間からすれば、血痕に赤みが残ることはなく、清水・奥田鑑定の結論はゆらがない（清水11回5、6、33、34頁）。

(7) その他の共同鑑定書（神田教授）の批判について

ア みその酸化還元電位の影響

神田教授は、みその酸化還元電位が下がることによってメトヘモグロビンが還元型ヘモグロビンに還元される可能性を指摘する（神田10回25、26頁）。

しかし、神田教授の証言は、もともと、数字だけで単純に比較できない、実際にやってみないとわからないという程度のものである。また、上記のとおり、ヘモグロビンは、血痕化する過程、みその低pHかつ高塩分濃度の環境、プロテアーゼの影響によって、変性・分解し、ヘムの遊離も生じている。神田教授は、ヘモグロビンの変性・分解、ヘムの遊離を全く考慮しておらず、ヘムになった場合の酸化還元電位の知見も持たない（神田11回12頁）。石森教授が証言したとおり、ヘムが遊離した場合の酸化還元電位はみそよりも低くなるから実際には還元されることはない（石森11回7、11頁）。

従って、みその酸化還元電位は血痕の赤みの消失を阻害する要因にはならない。

イ 微生物等の影響について

共同鑑定書は、みそに含まれる微生物等の中に赤みを保持する方向で作用するものがあるという指摘をしている（再甲 2 3 7・2 3、2 4 頁）

しかし、神田教授は、微生物の働きや赤みが残る場合のメカニズムについては専門外であることを認め、実際に起こるかどうかは別として、可能性があるという程度の記載であることも認めた（（神田 1 1 回 8 頁）。

共同鑑定書が指摘している酵母、乳酸菌、枯草菌に NOS により NO を産生（再甲 2 3 7・2 4 頁）するものがあり、これが赤みを保持させる方向に作用する可能性があるという点について、神田教授は、みそに含まれる酵母等が実際に NO を産生しているのかどうかすら確実な知見はなく、NO が産生したと仮定して実際に NO がポルフィリンに結合することがあり得るかについても知見はなかった（神田 1 1 回 8、9 頁）。

NO については、奥田助教が証言したとおり、NO の半減期が 3 秒から 6 秒と極めて短いため、すぐに分解してしまい、みその成分の外に出ることではなく、血痕に到達しないから、ヘモグロビンに結合することはない（奥田 1 1 回 1 0 頁、再弁書 2 2・1 4 頁）。

次に、共同鑑定書が、最近の中に CO を生成するものがあり、これが赤みを保持させる方向に作用する可能性があるという指摘について、神田教授自身がメトヘモグロビンやヘミンに CO が結合しないことを認めている（神田 1 1 回 1 0 頁）。奥田助教も証言したとおり、ヘムに CO が結合したカルボキシヘモグロビンという赤い分子の影響を考慮する必要はない（奥田 1 1 回 1 0 頁、再弁書 2 2・1 4 頁）

次に、共同鑑定書は、みそに含まれる亜鉛から亜鉛プロトポルフィリン IX が生成されることで赤みを保持する方向に作用する可能性を指摘する。

しかし、神田教授は、実際にみそ内で亜鉛プロとポルフィリンIXが生成するかどうかについての知見がなく、当然、血痕の赤みに影響する程度に生成するかどうかについて具体的に述べることもできなかった（神田 1 1 回 1 0 頁）。実際には、これも奥田助教が説明したとおり、みそ内で亜鉛プロとポルフィリンIXが赤みの保持に影響することは想定できない（奥田 1 1 回 1 0、1 1 頁、再弁書 2 2・1 4 頁）。

以上のとおり、共同鑑定書の指摘する微生物等が血痕の赤みを保持する方向で作用することは実際には想定できない。専門的知見を持たないのに本件にはあてはまらない文献の一部を切り取ってもっともらしく引用し、赤みを保持する方向で作用する可能性を指摘した神田教授ら共同鑑定人の姿勢は極めて不誠実である。

ウ 亜硝酸イオンの影響は考慮する必要がない

共同鑑定書は、亜硝酸イオンはメトヘモグロビンをヘモグロビンに還元する作用があると指摘する（再甲 2 3 7・2 4 頁）。

もっとも、神田教授も述べたとおり、これは清水・奥田鑑定の記述の一部の誤りを指摘しただけで、亜硝酸イオンがあるから赤みが保持されると述べているわけではない（神田対質 6 2、6 3 頁）。実際には、亜硝酸イオンの還元は血痕の色調に関しては無視してもよい程度のものである（奥田対質 6 2 頁、石森対質 6 2 頁）。

エ 結論

以上のとおり、共同鑑定書の指摘する微生物等の影響については、微生物等に関して専門的知見を持たない共同鑑定人らが、本件にあてはめられない文献を引用して実際には起こらない可能性を指摘しているにすぎず、血痕の赤みの消失を阻害する要因として考慮する必要は全くない。

- (8) 検察官実験を理由として 1 年以上みそに漬けられた血痕に赤みが残るといえない

共同鑑定書は、清水・奥田鑑定が検察官実験の結果を説明できない等と批判している。

しかし、以下詳述するとおり、検察官実験は実際の1号タンクの条件とはかけ離れており、その結果を説明しなければならないような実験ではない。

ア 条件設定が1号タンクの環境とかけ離れている

血痕に赤みの残りやすい条件設定がなされている等検察官実験は1号タンクの条件とかけ離れており、検察官実験を血痕の赤みが残る理由とすることはできない。

(ア) みその量の違い

1号タンクのみその量は約8トンであるのに対し、検察官実験の試料のみその量はわずか2～2.5キログラムである（再弁書44）。

上記第3.4（4）ウで述べたとおり、みそ原料が投入されたあと、血痕のヘモグロビンの変性・分解、酸化は、血痕に付着した布に水分が染み込むことによって進行する。検察官実験の2～2.5キログラムと比べ、1号タンクには8トンものみそが仕込まれているため、みそから大量に水分が染み出る。また、1号タンクの底部にあった5点の衣類には、1メートル以上も上に載った大量のみその圧力が掛かる。従って、1号タンクの底部にあった5点の衣類は、血痕水分が染み込みやすい環境にある。これに対し、検察官実験の試料は、みその量が少ないため、発生する水分の量は少なく、布の上に載ったみその圧力も少ないので、布全体に十分にたまりが染み込むのに期間を要する（再弁書40・9～12頁、石森11回12頁、清水11回34頁）。

よって、検察官実験の試料は、1号タンク内の5点の衣類に比べ、ヘモグロビンの変性・分解、酸化が進行するのに期間を要し、血痕の赤みが長期間残りやすくなる（再弁書36・34、35頁、再弁書40・9頁、石森11回12頁、清水11回34頁）。

(イ) みそ漬けを開始するまでの期間

検察官実験は、布に血液を塗布してからみそ漬けを開始するまでの日を、当日、3日後、5日後、10日後、18日後の5通りで設定している（再弁書44）。

しかし、上記のとおり、仮に、犯人が5点の衣類を1号タンクに隠すとすれば、犯行直後としか考えられない。

従って、事件発生当日、返品みその中に5点の衣類が隠されていたことを前提とすれば、そもそも血痕が完全に乾燥しているという状況は考えられない。

検察官実験の乾燥の進んだ血痕の試料は、当日みそ漬けにした血痕に比べ、ヘモグロビンの変性・分解、酸化に時間を要する可能性がある。

(ウ) 同じ条件設定にしている試料でも厳密には同一条件になっていない

検察官実験で同じ条件設定にしている試料でも厳密には同一条件になっていない。

検察官実験の試料は、試料ごとに厳密にみその量を同量にしているわけではなく、血液を塗布した布の大きさ、布のたたみ方、ティーバッグへの詰め込み方、みそパック内でのティーバッグの位置等も同一ではない（再弁書40・10頁）。そのため、みそ内の水分やたまりが布に浸透する速度や程度には試料ごとに大きな違いが生じてしまうと考えられる。

また、高嫌気の状態にしているものに関しても、みそパックの素材が完全に空気を遮断するものではなく、真空パックにした際の真空度も同一にすることは困難であり、脱酸素剤の能力にも上限がある（再弁書36・31頁）等条件設定を一定にできているとはいえない。

みそ漬けから期間が経過することによって高嫌気と低嫌気の試料間で血痕の色調に大きな差異がみられなくなるのはそのためと考えられる（再弁書40・10頁、石森11回12頁）。

（エ）脱酸素剤及び真空パックの使用

検察官実験の試料の中には、脱酸素剤を入れ真空パックにした「高嫌気」の条件にしたものがある。

この条件設定の問題性について、清水教授及び奥田助教は、「検察官の実験条件は、脱酸素剤を用いて真空パックにするなど実際のみそ製造過程の条件とあまりにもかけ離れており、検討に値しません。なぜならば、我々はみそが醸造される過程で徐々に嫌気化すると認識していますが、脱酸素剤によって極端に酸素濃度を下げ、ヘモグロビンに起きうる酸化反応の速度を著しく低下させ、その状態を真空パックによって保持しているからです」と断じている（再弁書23）。

また、石森教授も、みその発酵は、酵母菌の呼吸によって時間をかけて酸素濃度が緩やかに低下していくのに対し、検察官実験の場合、当初から急激に低い酸素濃度に抑えられ、酸化反応が最初から非常に遅く進むと述べ、検察官実験の条件設定を問題視している（再弁書40・7、12頁）。

このように、検察官実験の高嫌気の条件設定にした資料は、みその仕込み当初からヘモグロビンの酸化反応が遅くなり、血痕の赤みは長期間残りやすくなる（再弁書40・6頁）。

なお、検察官は、石森教授が、差戻審の証人尋問において、検察官実験の酸素濃度の説明に関し、清酒の酸素濃度を0.1パーセントと表現して比較する証言をしたことを批判している。しかし、石森教授は、みその酸素濃度を示す文献が見当たらないことから、参考として清酒の酸素濃度を紹介しただけである（石森11回13頁）。検察官実験の高嫌気

条件が、通常のみその醸造環境と比べ、急激に酸素濃度を低下させるという意味で赤みが残しやすい条件であるという本質的な問題点は変わらず、検察官の指摘は揚げ足取りに過ぎない。

(オ) まとめ

以上のとおり、検察官実験の条件設定は、みその量、乾燥した血痕を使用していること、脱酸素剤等の使用において、1号タンクよりも血痕の赤みが残しやすい条件といえる。

従って、検察官実験は、1号タンクの環境とはかけ離れた条件設定をしており、再現実験としては不十分、不適當である（再弁書23、30、再弁書40・11頁）。

検察官請求証人の池田教授ですら検察官実験については、「中途半端」と断じ、本来であれば、麻袋を使用する、1号タンクと同一条件が難しければ縮尺をそろえる等の方法によりもっと厳密にやるべきであったと述べている（池田10回33頁）。

また、同じ条件設定を前提にしている試料であっても試料ごとの誤差が大きいと想定され、設定した条件ごとに血痕の色調変化を相対的に評価するにも適さない。

よって、検察官実験から血痕の赤みが消失することの阻害要因を抽出する必要はない（石森11回13頁）。

イ 検察官実験の評価

上記のとおり、検察官実験は、赤みの残りやすい条件設定をしていたにもかかわらず、第3.3（5）で述べたとおり、試料の血痕の赤みは期間の経過に伴って減退し、最終的には黒褐色化した（再弁書31、34）。

清水教授は、検察官実験の試料をみて、いかなる特殊条件を設定したところで、みそ漬けされた血液は結局黒ずむという真理を裏付けていると述べている（再弁書36・11、27、28頁）。

このように、清水・奥田鑑定の結論は検察官実験によっても証明されたといえる。

なお、神田教授は、検察官実験の１年２か月経過した試料に赤みが残っているものがあったという見解を前提とし、清水・奥田鑑定の結論（仮説）が否定されたと述べる（神田１０回２２、２３頁）。しかし、そもそも、検察官実験の１年２か月経過した試料に赤みが残っているものがあるという評価は誤っている。１００歩譲って、仮に、赤みが残ってものがあったという前提に立ったとしても、検察官実験の条件は、１号タンクの条件と大きく条件とは大きく異なっており、同列に論じることとはできず、清水・奥田鑑定の結論を否定することにはならない。

(9) メイラード反応によって血液の褐変はより進行する

ア 血痕の色調変化に対するメイラード反応の影響

上記のとおり、血液がみそ漬けにされた場合、血液の赤みの原因であるヘモグロビンの変性・分解、酸化等が血液の赤みを消失させ、黒褐色化させる大きな化学的機序となっている。

もっとも、メイラード反応も血液の褐変に無関係ではない。血液がみそに漬けられた場合、数か月という長期間でみれば、血液を組成するアミノ酸やタンパク質がみその成分とともにメイラード反応生成物を生じることにより、血液の褐変は進行する。

当初、弁護団は、花田意見書（再弁書８～１０）に基づき、血液の褐変がメイラード反応によることを主張してきた。その後、差戻審において、早瀬・渡辺意見（再弁書２１）によって、血液がみそ漬けにされた場合、メイラード反応が進行し、血液を褐変させることが裏付けられた。

従って、みそ漬けにされた血液の化学的変化を長期的にみれば、ヘモグロビンの変性・分解、酸化等にメイラード反応が合わさって進行することにより、血液はより黒褐色化ないし黒色化する。

イ 早瀬教授及び渡辺教授はメイラード反応についての専門的知見を有する

早瀬教授及び渡辺教授は、メイラード反応生成物の化学構造、食品の褐色化機構、メイラード反応生成物の生理作用等を主な研究テーマとしており、メイラード反応に関する論文も多くあり、日本メイラード学会の役員を務める等、いずれもメイラード反応の研究においては第一人者といってもよい研究者である。みそ漬けにされた血液のメイラード反応そのものを研究したことはなくても、メイラード反応についての専門的知見に基づき意見を述べる十分な資格を有する研究者といえる。

ウ みそ漬けの血液にメイラード反応が進行することについての専門的知見

(ア) メイラード反応とは

メイラード反応とは、タンパク質などのアミノ基と糖などのカルボニル基との間におきる一連の反応を総括的に表したもので、アミノカルボニル反応とも呼ばれる。メイラード反応は、条件によって反応速度に差があるとはいえ、アミノ基を有するアミノ酸等と、カルボニル基を有する糖等が存在すれば、進行すると考えてよい。メイラード反応は、初期・中期・後期の3段階に分けられ、メイラード反応による褐変の色調変化は、最終生成物であるメラノイジンやその前駆体と考えられる低分子化合物などの色素の生成による。

(イ) 生体内におけるメイラード反応

生体内においても、ヘモグロビンとグルコースによりアマドリ転位生成物であるヘモグロビンA1cが生じるというメイラード反応の初期段階が起きている。

血液中にメイラード反応に必要な物質が含まれるのであるから、血液が体外に出た場合にも、メイラード反応は生じる。

(ウ) 血痕がみそに漬けられた場合、メイラード反応が生じる

花田意見書（再弁書 8）で述べられているとおり、みその原料である白色の煮大豆や米麴が褐色化するのはメイラード反応に因るものである（再弁書 8・1 頁）。米麴では麴菌の糖化酵素の反応により多量の糖が生成され、大豆は多量のタンパク質を含んでおり、メイラード反応が進行する条件が整っている。

他方、血液は、細胞成分を構成する赤血球内のタンパク質であるヘモグロビンを始め、白血球や血小板にもタンパク質を含み、血漿にもタンパク質が含まれている。

早瀬・渡辺意見において明言されているとおり、血液中にはメイラード反応に関与する様々なアミノ化合物（アミノ酸・ペプチド・タンパク質・核酸塩基など）が存在しており、味噌中に糖が存在していることから、理論的には血液をみそに漬けた場合に、通常の醸造環境下であればメイラード反応が起こることは間違いない。

みそ漬けの血液にメイラード反応が生じることは、検察官が作成した村田聴取報告書（再甲 1 6 9）及び増田聴取報告書（再甲 1 7 0）も認めている。

村田聴取報告書は「メイラード反応は、アミノ酸等のアミノ基「 $-NH_2$ 」と、糖等のカルボニル基「 $-C(=O)-$ 」とが反応して始まるものであるところ、血液は、ヘモグロビンの構成要素としてアミノ酸があり、血漿中に遊離アミノ酸があること等からすれば、血液に対してメイラード反応が起こる要件は備わっていると考えられる。また、生体内における反応ではあるものの、血糖値のマーカーとして利用されているヘモグロビン A1c は、赤血球のヘモグロビンとグルコースにより生成されるアマトリ化合物であり、これは、赤血球のヘモグロビンに対してアミノカルボニル反応ないしはメイラード反応の初期段階が起こったものであるといつて差し支えない。これらのことからすれば、たとえ研究

実績はなくとも、生体外に出た血液に対してメイラード反応が起こるか起こらないかといえは起こり得るものと思われる」（再甲１６９別紙４頁）として、生体外に出た血液にメイラード反応が起こることを肯定している。

また増田聴取報告書も、「生体外に出て衣類に付着した血液に対して、メイラード反応が起こるのかとの質問であるが、理論上では、起こり得ると思われる。メイラード反応は、アミノ酸等のアミノ基と、糖のカルボニル基とが反応して始まることから、ヘモグロビンＡ１ｃの例もあるとおり、生体内の血液において、ヘモグロビンと糖とのメイラード反応が普遍的に起こっている。しかし、血液が生体外に出て衣服に付着した場合に、メイラード反応が一切起こらないとはいえず、理論上では生体外に出て衣服に付着した血液においてもメイラード反応は起こり得ると思われる」（再甲１７０別紙１頁）としている。

従って、花田意見書（再弁書８）のうち、みそ漬けの血液にメイラード反応が生じるという内容は、複数の専門家の専門的知見によって裏付けられたといえる。

（エ）みそが淡色と仮定してもメイラード反応は最終段階まで進行している

仮に５点の衣類が１号タンク内に１年以上みそ漬けにされていたと仮定した場合、血痕のメイラード反応がどの程度進行するかを判断する上で、１号タンク内のみそのメイラード反応の進行の程度が参考になる。

最高裁差戻し決定は、１号タンクのみその色合いに関し、「原決定が、みそ漬け実験報告書で使用されたみその色合いについて、みそ製造販売会社の元従業員の供述等に基づき、１号タンクで製造されたみその色を正確に再現したものとはいえないとした判断に不合理な点はない。そして、みそ漬け実験報告書について、同実験で使用した赤みその色合い

は、原決定が認定した1号タンクのみその色より相当濃いことは明らかであり、その色からうかがわれるみその醸造の進行の程度にも差があったと考えられるから、同実験は、5点の衣類を発見した当時の1号タンクのみその状態を正確に再現したものとはいえないとした原決定の判断は、その結論において不合理とはいえない」と説示している（同決定6頁）。

この説示には異論があるところである。前期第3．3（6）で述べたとおり、1号タンクのみその色合いは相当に濃い茶色であったといえる。

もっとも、この説示は、みそ漬け実験報告書のみその色合いが1号タンクのみその色合いよりも相当に濃いと述べているにとどまり、1号タンクのみその色合いを「淡色」であったと認定しているわけではない。特に、少数意見（林・宇賀意見）は、「実況見分調書には、5点の衣類が入った麻袋を持ち上げると、「焦茶色の汁」がたれたとの記述があり、発見時の1号タンクのみその色が、原決定が指摘するほど薄かったと判断することに疑問を抱かせる。」として、みその色が薄かったとする判断には疑問を呈している。

また、第2次再審請求差戻し即時抗告審決定も、1号タンクのみその色は、赤みそとしては淡い色合いであったとしつつ、「このみその色合いは関する供述は相対的な評価を示すものであって、ただちに1号タンクのみそが淡色のままであったとまでは断定できない。かえって、…5点の衣類が発見された直後の実況見分調書には、1号タンクの中から発見された5点の衣類が入った麻袋を持ち上げると、焦茶色の汁が垂れた旨の記載があること、赤みその原料が仕込まれて約1年以上が経過しており、通常の発酵の過程であれば、メイラード反応の後期段階に至り、メラノイジンが発生することが推測されること、1号タンクのみそは、5

点の衣類発見時の前から、赤みそとしてすでに出荷が始まっていたこと等によれば、1号タンク内のみそが淡色のままであったとは考えにくく、相応に色がついた状態であったと推認できる」(同決定59、60頁)と説示している。

よって、検察官が村田聴取報告書及び増田聴取報告書において1号タンクのみその色合いが淡色であったことを前提としていることは誤っている。

百歩譲って、仮に、1号タンクのみその色合いが淡色であったとしても、早瀬・渡辺意見でも述べられているとおり、仕込んだ時点のみそ原料の色合いと比較して、褐変が進行しているのであるから、メイラード反応は後期の段階にあり、さらに、褐変によりメラノイジンの生成が示されている以上、メイラード反応は最終段階にまで至っていたといえる。

エ みそが淡色でも血液はメイラード反応により褐変していたといえる

(ア) 血液の褐変は進行していた

以上より、1号タンクのみそ色が相当濃い茶色であったといえるから、メイラード反応の最終段階における最終生成物であるメラノイジンの生成による褐変が認められることになる。

そうすると、早瀬・渡辺意見のとおり、血液についても、同様にメイラード反応が生じ、最終生成物であるメラノイジン等が生成され、褐変が進行していたといえる。

これに対し、増田教授は、「醸造タンクのみその色が淡色であることから、みそに対してメイラード反応はあまり進行しておらず、褐変自体も進行していなかったと考えられる。したがって、同じ醸造タンク内に置かれていた血液に対してもメイラード反応は、あまり進行しておらず、褐変も進行していなかったと考えられる。」「少なくとも、血液の色調を

変化させるほどのメイラード反応は起こっていなかったと考えられる」と述べている。

増田教授の意見は、みそについてはメイラード反応による褐変が生じていたことを認めているのに、血液については色調を変化させるほどのメイラード反応は起こっていなかったと結論付けている点で非論理的であり、みそと血液の相違についての合理的説明もなされておらず、信用できない。

早瀬・渡辺意見も、増田教授の上記意見に対しては、「たとえ淡色であっても、みそに色が付いていたということは、メラノイジン等が生成されていた、すなわちメイラード反応の後期段階もある程度進行していたものといえる。そうすると、同じ環境下におかれた血液についても、同様にメイラード反応が生じ、メラノイジン等が生成され、褐変を生じさせていたといえるから、「血液の色調を変化させるほどのメイラード反応は起こっていなかった」と結論付けるのは誤りである。」と断じている。

(イ) 嫌気的な環境においても褐変は進行する

村田教授は、みそ内の嫌気的な環境に関し、「酸素のない環境下では、メイラード反応の一部は起こり得るが、着色・褐変を伴うようなメイラード反応の後期段階の反応は起こりにくい」と指摘する。

しかし、村田教授は、嫌気的な環境においてメイラード反応による褐変が生じないと述べているわけではない。嫌気的な環境においてもメイラード反応は進行する。このことは、嫌気的な環境で熟成が進むみそに赤みそがあるように、酸素以外の条件次第では、メイラード反応により、みそが相当濃い茶色にまで褐変することからも明らかである。このことは検察官実験における高嫌気条件の試料についてもみその褐変が進行していることから（再弁書31）、検察官実験によっても裏付けられた

といえる。みそのメイラード反応についていえば、酸素があるかないかというよりは、気温や熟成の期間が褐変に大きく影響している。

その意味で、花田意見書の嫌気的環境においてもメイラード反応が進行するという記載（再弁書8）は誤りではない。村田教授の述べていることは、酸素濃度が高い場合には、嫌気的な環境と比べ、相対的に褐変が進みやすいというだけの話である。

オ 清水・奥田鑑定、検察官実験と整合的である

清水・奥田鑑定は、長期間（数週間～数か月）での変色について、タンパク質分解産物のペプチドやアミノ酸と味噌に含まれる還元糖とのメイラード反応が起こり、褐色のメラノイジンを生成すること、常温におけるメイラード反応の進行が非常に緩やかであることを指摘し、長期間において中期間よりもさらに混色が進行し、黒茶褐色～黒褐色の色調に変化する一つの要因としてメイラード反応を挙げている（再弁書22・7頁）。

清水・奥田鑑定の指摘する長期間における変色については、検察官実験の結果からも見て取ることができる。検察官実験において、みそ漬けから6か月が経過した令和4年3月3日以降も、経時的に血液の色の黒褐色化が進んでいる（再弁書31）。メイラード反応が長期間にわたって進行することと整合的な結果といえる。

カ まとめ

以上のとおり、早瀬・渡辺意見によって、みそに漬けられた血液にメイラード反応は生じること、その最終生成物であるメラノイジンの生成によって血液の褐変が進行することが専門的知見によって示されたといえる。

また、花田意見書のみそ漬けの血液にはメイラード反応が進行するという内容についても、メイラード反応が血液の褐変の「主な」原因であるという点だけを除けば、複数の専門家の専門的知見によって裏付けられたといえる。

そして、これまで述べてきたとおり、1号タンクのみその色合いが相当程度に濃い茶色にまで褐変していたことを前提とすれば、血液のメイラード反応も同様に進行し、血液の褐変もより濃い色合いにまで進行していたと考えられる。

(10) みそ漬け実験における血痕の色調変化の化学的機序が解明された

第2次再審請求最高裁差戻し決定は、みそ漬け実験報告書（再弁書1～3）及び中西実験（再弁書6）について、以下のとおり、説示している。

「みそ漬け実験報告書によれば、衣類に付着させた血液の色は、みそ漬けから1か月後に黒褐色となり、1年2か月後にみその色より暗色の黒褐色となり（原審弁6）、また、みそ漬けから6か月後にほぼ濃黒紫色ないし黒色に近い色となった（原審弁8）もので、いずれも赤みは完全に消失した。また、中西宏明准教授の意見書（略）の添付写真を見ると、衣類に付着させた血液の色は、遅くともみそ漬けから30日後には黒くなり、5か月後以降は赤みが全く感じられない。」（同決定6頁）。「中西実験においては、血液の色変化について、専門的知見に基づく分析や考察は加えられておらず、原審において、この点に関する十分な主張立証もされていないことから、同実験において現れた血液の色の变化から、1年以上みそ漬けされた5点の衣類の血痕に赤みが残ることはないとは断ずることまではできないが、少なくとも、長期間みそ漬けされたことが血痕の色に影響を及ぼし得る要因等について、専門的知見に基づく検討の必要性を認識させるものであることは否定できない」（同決定6、7頁）。

同決定は、みそ漬け実験報告書や中西実験をふまえ、特に中西実験から、長期間みそ漬けされたことが血痕の色に影響を及ぼし得る要因等について、専門的知見に基づく検討が必要という判断に至っている。

清水・奥田鑑定及び早瀬・渡辺意見は、これらの各みそ漬け実験で示された血痕の色調変化の化学的機序を明らかにした。

弁護団の行ったみそ漬け実験（再弁書 1～3、16～19）及び中西実験のいずれにおいても血痕が早期に茶褐色系の色調に変化しているのはこのためである。

各みそ漬け実験における血液の色調変化の速度の違いは、各みそ漬け実験において使用した血液、味噌、衣類、温度等の条件が異なるからであり、その化学的機序は同じである（再弁書 22・5 頁、再弁書 36・8、9 頁）。

清水・奥田鑑定及び早瀬・渡辺意見は、最高裁差戻し決定のいう「専門的知見に基づく検討の必要性」に応えるものであり、各みそ漬け実験、清水・奥田鑑定、及び早瀬・渡辺意見によって、「1 年以上みそ漬けされた 5 点の衣類の血痕に赤みが残ることはない」ということが明らかになったといえる。

5 結論－5 点の衣類の色調は 5 点の衣類がねつ造であることを示している－

5 点の衣類を発見当時見た者の供述等及び 5 点の衣類のカラー写真より、5 点の衣類の血痕には、誰が見てもわかる程度にわかりやすい赤みが残っていた、そして、5 点の衣類の生地のみその色は、せいぜい薄いベージュか薄茶色であったといえる。

弁護人、検察官が行った合計 9 回のみそ漬け実験は、血液を付着させた布を 1 年以上みそ漬けにすれば、みそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失するという一つの結論を示している。

そして、清水教授、奥田助教及び石森教授並びに早瀬・渡辺意見は、1 年以上みそ漬けにされた 5 点の衣類の血痕に赤みが残ることはないといえる化学的機序を明らかにした。

これは実際の 5 点の衣類のみそ色が薄く、血痕に赤みが残っていたことと相容れない。

検察官が当審の段階で新たに提出した共同鑑定書等の書証、神田教授及び池田教授の証言は、血痕に赤みが残る抽象的な可能性を指摘しているに過ぎず、科学的な反証になっていない。検察官は完全に立証に失敗している。検察官はこのような立証しかできないことが分かっていたのであるから、そもそも有罪立証は断念するべきであった。有罪立証に踏み切り、公判を長期化させた検察官（検察庁）の判断は厳しく批判されなければならない。

これまで説明した5点の衣類の色に関する証拠は、5点の衣類が1年以上もみそに漬けられていたものではないことを示している。5点の衣類は、発見の少し前に隠されたのである。従って、拘束されていた巖さんが隠すことは不可能である。

巖さんは5点の衣類を隠していない。5点の衣類は捜査機関が巖さんを有罪にするために隠したとしか考えられない。5点の衣類は犯行着衣ではない。5点の衣類が犯行着衣でない以上、巖さんを犯人とすることもできない。

よって、5点の衣類の色に関する証拠だけからも巖さんは無罪であることは明らかである。

第4 「5点の衣類」とDNA鑑定

1 はじめに

弁護人が主張・立証してきたとおり、本件の再審請求手続において筑波大学の本田克也教授が行ったDNA鑑定（再弁書89、90）（以下本田教授が行った一連の鑑定を「本田鑑定」という。）の結果は、5点の衣類が、巖さんが着用していたものではなかったことを証明し、さらには、犯行着衣ですらなかったことを示唆するものである。

ところが、検察官は、本田鑑定について、5点の衣類が発見された後に付着したDNA（外来DNA）や、それ以外のDNA（由来不明のDNA）を評価

した可能性が高いものであり、また、その信用性が乏しいなどと批判している。

そこで、以下では、再審公判での証拠調べの結果を踏まえて、本田鑑定は科学的根拠に裏付けられた信用性の高い証拠であり、巖さんの無罪を証明することを明らかにする。

2 本田鑑定によって証明される事実

(1) 巖さんが5点の衣類を着用していなかったこと

本田鑑定の結果が証明する最も重要な事実は、「5点の衣類を着用した状態で犯行に及び、右肩にケガを負ったとされる者」が巖さんではないことである。

確定判決は、5点の衣類の白半袖シャツの右肩部分の穴の周囲に内側から付着していた血液型と、事件後に右肩を負傷していた巖さんの血液型がともにB型であるということから、巖さんが白半袖シャツを含む5点の衣類を着用して犯行に及んだものと認定した。

しかしながら、本田鑑定では、白半袖シャツの右肩の血痕付着部から採取された試料（97-1B）について、16ローカス（座位）のうち10ローカスで何らかのDNA型が検出され（再弁書89）、その内の6ローカスから検出されたDNA型は、巖さんのDNA型とは一致しない型であった（再弁書89、90）。そして、この検査結果に基づき、本田教授は、白半袖シャツの右肩の血痕は確実に巖さんのものではないと結論付けている（再弁書90）。

このように、白半袖シャツの右肩の血痕が巖さんのものではないと証明した本田鑑定の結果は、「白半袖シャツを着用して犯行に及んだと想定される人物」が巖さんではないこと、つまり、巖さんが犯人ではないことを証明するものである。

(2) 5点の衣類は犯行着衣ではなくねつ造された証拠であること

本田鑑定の結果は、確定判決の有罪認定の最重要証拠であった5点の衣類が、実際に真犯人が着用していた犯行着衣ですらなかったこと、つまり、ねつ造されたものであったということも、強く示唆している。

すなわち、5点の衣類は、上述した白半袖シャツの右肩部分の血痕に加え、巖さんも緑色のブリーフを使っていたことなど、それらが巖さんの持ち物であるように見える特徴が顕著である。もっとも、本田鑑定によって、5点の衣類は巖さんが着用していたものではないことが証明されたため、それらが本当に犯行着衣であるならば、真犯人がそれらの持ち主であり犯行時にそれらを着用していたということになる。

しかしながら、巖さんではない「真犯人」が、たまたまB型で巖さんと同じ時期に右肩を負傷し、なおかつ、巖さんと同じく緑色のブリーフを履いていたなどという偶然の一致は、きわめて不自然かつ不合理である。むしろ、何者かが、巖さんを犯人として陥れるために、巖さんが犯人に見えるように、巖さんの右肩の状態に合わせて白半袖シャツを作り出したと考えること、つまり、白半袖シャツを含む5点の衣類は「ねつ造」された証拠であると推定する方が、自然であり合理的なのである。

このように、5点の衣類に関する本田鑑定の結果は、専門的かつ科学的な知見によって、5点の衣類のねつ造を強く示唆するものでもある。

そして、本田鑑定の結果は、色問題に関する専門家による実験報告など、5点の衣類がねつ造されたことを裏付ける多くの事実や証拠とも整合するものであって、これらとの総合的な評価により、5点の衣類がねつ造証拠であることを動揺の余地なく裏付けるものとなっている。

3 本田鑑定が高い信頼性を備えること

(1) 検査対象の資料に現に存在するDNAの型を検出していること

検察官は、本田鑑定で検出されたDNA型は「由来不明のDNAのもの」である可能性が高いなどと批判している。

しかしながら、このような検察官の批判は、本田鑑定において採用された検査手法の信頼性によって、容易に否定される。

ア 信頼性の高い標準的な検査手法の採用

そもそも、DNA鑑定の手順には、①対象とする試料（サンプル）からDNAを抽出し、後の検査に適した状態に調整する「DNAの抽出・精製」の段階、②抽出したDNAをPCRと呼ばれる手法で大量に複製する「PCR増幅」の段階、③増幅したDNAの複製物からDNA型を検出する「型判定」の段階という3段階がある。

そして、本田鑑定の信頼性を評価するうえで最初に注目すべきことは、本田教授が本件のDNA鑑定において使用した検査機器や検査キットが、いずれも信頼性の高い標準的なものであって、そのこと自体が、本田鑑定の結果の信頼性の高さを担保しているという点である。

本田鑑定では、①DNAの抽出・精製の過程にマックスウェル16という機器と専用のキットが使用されている（再弁書89）。これらは、対象物からのDNA抽出と精製までの作業が自動化されたものである。また、当該機器が採用するシリカコーティングされた磁気ビーズによるDNAの抽出・精製方法は、抽出されたDNAを損壊することなくマイルドに扱い、かつ、PCRの阻害要因となる物質を効率的に除去できるとされる高性能な機器である（再弁書100・本田主尋問51頁）。

また、②PCR増幅の過程に用いられたアイデンティファイラーキットは、STR検査キットとして世界的に広く流通し、その判定結果に対する信頼性の高さが国際的に認められた世界標準のキットである（再弁書100・本田反対尋問101頁）。

さらに、③型判定の過程においても、キャピラリー電気泳動から型判定までが自動化された機器が、マニュアル通りに使用されていた（再弁書100・本田主尋問13～24頁）。

そして、本田教授は、①の過程、すなわち、DNAの抽出を行うよりも前段階の処理として、後述する「細胞選択的抽出法」を適用したことを除いて、これらのキットや機器をマニュアルに記載された標準的な仕様に従って取り扱っていた。

このように、本田鑑定では、一連の作業過程において、標準化された市販の機器やキットがマニュアルどおりに使用されている。そして、このこと自体が、本田鑑定においては、検査対象の試料に現に存在したDNAの型が正しく検出されているという結果の信頼性を、十分に担保している。

イ アリルドロップインの生じないPCR増幅回数28回の採用

条件の悪い対象物についてDNA鑑定を行う場合には、その検出感度を上げる目的で、PCR増幅の回数をマニュアル上の標準回数よりも増やすことが行われる場合がある。

そして、検察側が推薦した山田良広教授が行ったDNA鑑定（以下「山田鑑定」という。）では、まさにこの手法が採用されており、アイデンティファイラーキットの標準回数である28回増幅での検査は行わず、増幅回数を30回または35回に増やした検査のみを行っていた（再弁書91）。

これに対し、本田教授は、マニュアルどおりに28回のPCR増幅のみで検査を実施した（再弁書89）。

本田教授がその様な手法を用いたのは、海外の権威ある公的機関等で繰り返し公表されている研究論文では、劣化したDNAを模すために鋳型DNAの量を極端に少なくした実験においても、アイデンティファイラーキットの標準的なPCR増幅回数である28回を採用すれば、本来のDNA型の一部または全部が検出されなくなる（アリルドロップアウト）はあっても、本来のDNA型とは異なる由来不明の誤ったDNA型が追加されること（アリルドロップイン）はないとされているからである（再弁書

100・本田主尋問52頁、同反対尋問102～109頁、再弁書274～277・サイモン・フォード博士意見書)。

この点、アリルドロップアウトは、あくまでも対象物に実際に存在するDNA型の一部が検出されたものであり、不完全ではあるものの、検出されるアリル自体は誤った結果ではない。また、アリルドロップアウトという現象は、弁護人が多数の証拠によって示した通り、陳旧化したサンプルにおいては避けられない一般的に見られる現象であるから、異動識別を行う上では、何ら支障のない現象である。

しかし、アリルドロップインは、対象物に存在しないDNA型が検出される現象であり、重大な誤判定となるのである。

そこで、本田教授は、PCR増幅回数を28回に設定することで、アリルドロップインのリスクを排除し、実際に対象物に存在するDNA型のみを検出したのである。

ウ DNAの抽出・精製品質の優位性

さらに、DNA鑑定の3段階の手順の中では、①DNAの抽出・精製の過程が最も重要である(再弁書323・本田対質尋問12頁)。なぜなら、DNA鑑定の原理は、資料にわずかに残存するDNAを鋳型とし、これをPCRによって大量に増幅することで、DNAの型としての識別・検出を可能にするというものであり、そもそもの第1段階で鋳型のDNAが抽出できなかつたり、あるいは、PCRを妨げる物質が十分に除去できなかつたりすれば、PCR増幅に失敗してしまい、DNA型の識別・検出が不可能となるからである。

そして、本件の再審請求手続では、5点の衣類や被害者着衣に関して、本田鑑定を含めて4件のDNA鑑定が行われているところ(第1次再審請求審での科警研鑑定と岡山大学鑑定、第2次再審請求審での本田鑑定と並

行して行われた山田鑑定)、その中で、DNAの抽出・精製の品質が最も優れていたのは、本田鑑定であったと認められる。

すなわち、岡山大学の鑑定では、5点の衣類と被害者着衣の双方について、PCR阻害性に関する予備検査が実施されており、どちらの衣類にも強度のPCR阻害物質の存在が確認され、とりわけ5点の衣類の阻害性がきわめて強固であることが実証されている(再甲107・岡山大学鑑定12～16頁)。そのため、PCR阻害物質の除去について何ら工夫をしなかった科警研鑑定では、STR型が全く検出されないという結果となっており(再弁書106)、また、シリカを用いた抽出法等を工夫した岡山大学でも、PCR阻害物質は完全には除去されず、STR型が増幅されたのはごくわずかであって、型判定には至らなかった(再弁書107・18～21頁)。さらに、山田鑑定でも、DNA抽出液に着色が残ったままであり、山田教授自身が、PCR阻害物質が除去できていなかったことを認めている(再弁書101・山田主尋問11～12頁)。

これに対し、本田教授が使用したマックスウェル16は、岡山大学の予備実験でも有効性が確認されているシリカを用いた抽出法が更に発展させられたものであり、シリカをコーティングした微細な磁気ビーズにDNAを吸着し、自動的に十分な洗浄を繰り返すというシステムであって、その原理的にも、5点の衣類に含まれる強固なPCR阻害物質の除去に最も適していると考えられる(再弁書100・本田反対尋問109～110頁、再弁書323・本田対質尋問12頁、再弁書301)。そして、本田鑑定では、実際に無色透明のDNA抽出液が精製されており、PCR阻害物質は除去され、PCR増幅に適した状態の鋳型DNAが抽出されていたと認められる(再弁書100・本田反対尋問109頁)。

エ まとめ

このように、本田教授のDNA鑑定は、採用された検査手法に高い信頼性が認められることによって、その検査結果は、少なくとも、対象とされた試料に存在するDNAのみがPCR増幅され、実際に試料に存在するDNAの型のみが正確に検出されたものと評価できる。

(2) 衣類の血痕に含まれる血液由来のDNAの型を検出していること

検察官は、本田鑑定で検出されたDNA型は、5点の衣類の血痕に由来しない「外来のDNAのもの」である可能性が高いとも主張している。

しかしながら、このような主張も、本田鑑定において明らかにされた次の客観的な結果によって否定される。

ア 対照試料（基質コントロール）からDNA型が検出されていないこと

（ア）本田鑑定における対照試料の検査結果

本件のDNA鑑定では、対象となる衣類から鑑定試料を採取する際、発見当時の5点の衣類のカラー写真を参照しながら、目視で血痕が付着していると判断された部分が採取されるとともに、目視では血痕が付着していないと判断される部分からも11個の試料が採取され、それらが対照試料（基質コントロール）と位置づけられた（再弁書397頁、再弁書101・山田反対尋問24～25頁）。

そして、本田鑑定のSTR検査では、5点の衣類についても、被害者の着衣についても、対照試料（基質コントロール）からは、何らDNA型が検出されなかった（再弁書89）。

もとより、これらの対照試料（基質コントロール）に対するDNA検査の結果も、標準的で高い信頼性の担保された検査手法によるものであり、客観的な事実と位置づけられる。

（イ）対照試料（基質コントロール）の検査結果が裏付ける事実

そもそも、対照試料（基質コントロール）とは、DNA鑑定のターゲットである血液などが付着した衣類等の鑑定資料に対して、目に見えな

い外来の環境的な汚染が生じていないかを判断するために使われるものである。また、DNA鑑定に関して網羅的に記述された専門書である「DNA鑑定とタイピング」にも「環境汚染は基質コントロールでのみ対処可能である。」と明記されている（再弁書395）。

そして、本田鑑定において、5点の衣類の血痕付着部から複数のDNA型が検出されているのに対し、対照試料（基質コントロール）からはDNA型が全く検出されなかったという客観的な事実から次の2点が合理的に推認される。

① 5点の衣類について外来DNAによる環境的な汚染の可能性はうかがわれないこと

② 本田鑑定で検出されたDNA型は、血痕部分のみに存在するDNAに由来するものであること

そこで、以下では、これらの客観的事実に基づけば、本田鑑定で検出されたDNA型は血液由来としか考えられないことを明らかにする。

イ 血液のDNAが検出されたことを裏付ける事情

(ア) 血液のDNAに由来するとの判断が合理的であること

そもそも、5点の衣類には、その発見当時から広範囲の血液の付着が目視で確認され、科学的検査によって人血の付着と血液型の判定がされていたのであり、そこにヒトの血液の成分が存在したことは確実である。

また、本田鑑定では、血液中のヘモグロビンに鉄が多く含まれることに着目し、メタロアッセイ法により各衣類の血痕付着部の鉄成分が検査され、血液レベル以上の鉄成分が高濃度に検出された（再弁書89）。この結果も、5点の衣類には相当量の血液が付着していたことを裏付けている。

そして、5点の衣類の血痕部分からはDNA型が検出されているのに、血痕以外の部分（つまり対照試料）からはDNA型が検出されなかったという客観的事実がある以上、検出されたDNA型は、血痕すなわち血液に由来すると推認するのが最も自然で合理的である。

このように、本田鑑定の対照試料（基質コントロール）の検査結果は、血痕部分から検出されたDNA型が、まさに血液に由来するDNAのものだと認定する重要な根拠である。

（イ）血液以外の外来DNAが検出された可能性は乏しいこと

5点の衣類は、その発見から本件のDNA鑑定試料の採取まで約44年間にわたり、裁判所で証拠品として常温保管されたものであるが、その血痕付着部分は、乾燥状態が十分に保たれ、カビの発生なども認められていない。

そして、凝固した血痕が乾燥した状態にあれば、内部のDNA物質は安定的に保存されることが、一般的な経験則として認められている（再弁書101・山田反対尋問45～47頁）。

他方で、血痕ではない汗や唾液が付着した場合には、それらに含まれる細胞（剥離した上皮細胞など）そのものが不安定であり、そのDNAも短期間で検出不可能になる程度に分解されることも、一般的な経験則として認められている（前同）。

これらの事実もまた、5点の衣類の血痕部分のみから検出されたDNA型が、血液に由来することを裏付けるものである。

（ウ）血液以外のDNAが検出された旨の反論は不可能であること

以上の結論とは逆に、本田鑑定において、対照試料からは検出されず、血痕付着部のみから検出されたDNAのSTR型が、血液以外の物質に由来するなどという反論は、不可能である。

仮に、そのような反論をしようとするなら、本田教授が鑑定を行った際に、「血液以外の外来のDNA物質が、血痕部分だけには存在したのに、血痕以外の部分には存在しなかったという状況」が現実に関り得たということを、具体的な根拠に基づく現実的可能性として指摘されなければならない。

しかしながら、検察官は、その様な根拠を全く示すことができておらず、血痕部分からのみ検出されたSTR型については、血液由来であるとしか認定できない。

ウ 実験中の汚染の可能性は排除されること

本田鑑定の結果に対しては、本田教授がSTR型検査を行った際に実験中の汚染が生じたかのような批判もなされている。

しかしながら、「DNA鑑定とタイピング」には、「実験室の汚染に対してはネガティブコントロールを用いることで対処できる。」と明記されている（再弁書395）。そして、本田鑑定では、実験中の汚染の有無を判定するためのネガティブコントロールが設定され、その判定結果を表すチャート図が添付されているが、本田鑑定のネガティブコントロールからは、アリルピークは全く検出されていない（再弁書89、再弁書298・本田陳述書14頁）。

また、本田教授が本件鑑定を実施した当時の実験室は、作業工程ごとに部屋を区分することが可能であり、クリーンベンチも設置され、汚染防止に関して他の鑑定機関と比較して遜色のない水準であった（再弁書298・本田陳述書、再弁書323・本田対質尋問115頁以下）

さらに、実験室での汚染の場合には、複数の試料やネガティブコントロールから同じSTR型が検出される等の特徴が見られるはずであるが、本田鑑定の各チャートにはそのような兆候も認められない（再弁書298・本田陳述書）。

これらの客観的な事実もまた、本田鑑定で検出されたDNA型が、実験室での汚染に由来するものではないことを裏付けるものである。

エ まとめ

このように、本田鑑定における実験結果として示される具体的かつ客観的なデータによれば、本田鑑定において検出されたDNA型は、外来のDNAの型ではなく、衣類の血痕に含まれる血液に由来するDNAの型であると評価できる。

(3) 巖さんや被害者のDNA型が判明する前に行われた検査であること

本田鑑定の結果に対しては、本田教授が恣意的にアリルピークの判定を操作していたかのような批判もなされている。

もともと、本件のDNA鑑定では、先に5点の衣類と被害者着衣に関する鑑定が実施され、両鑑定人がその結果を裁判所に提出した後に、巖さん本人からの血液採取とそのDNA鑑定が実施されたという経過がある（再弁書89、再弁書399）。また、このような鑑定の順序を提案したのは本田教授であり、その目的は、比較対照すべき巖さん本人のDNA型を知らない状態でのブラインドテストにすることで、5点の衣類等のDNA鑑定結果についての恣意的な操作や評価を防止する点にあった。

このような経緯に照らしても、本田教授が、5点の衣類の鑑定結果を恣意的に操作する意図や動機を有していなかったことが明らかであり、検察官の批判は失当である。

(4) 結論

以上のとおり、本田鑑定の結果の信頼性を裏付ける事情は、いずれも具体的な根拠やデータを伴う客観的なものである。

そして、これらの客観的な諸事情について、通常の論理則を適用し、当たり前の考察を行えば、たどり着く結論は一つである。

すなわち、本田鑑定において白半袖シャツの右肩の血痕部分から検出されたDNA型は血痕に含まれる血液由来のDNAのものであり、また、巖さんのDNA型とは一致しないものであって、巖さんが犯人ではないということである。

4 検察官の批判について

本田鑑定を否定しようとする検察官の主張は、いずれも、これまでに述べた論理則に基づいた考察の過程や、その前提となる客観的な事実関係に対して、それを否定するに足りる合理的な根拠を示すものではない。

以下、検察官の主張に対して反論する。

(1) 劣化試料に関するDNA鑑定の一般論について

検察官は、本件でのDNA鑑定の対象物は、発見から鑑定までに44から45年を経過したものであるため、そこに存在した当時のDNAが著しく劣化した状態であり、鑑定が困難であるという一般論を繰り返し、そのため、本田鑑定の結果が信用できないと強調する。

しかしながら、劣化試料だからと言って、そこから得られた結果が信用できないと一足飛びに結論付けることができないのは科学的思考として余りにも当然である。

すなわち、DNA鑑定において、DNAが劣化した状態により起こりうる問題とは、結局のところ、PCR増幅の対象となりうる鋳型DNAの数が極端に少なくなるため、STR領域のPCR増幅が起こりにくくなり、STR型のアリルピークの検出が難しくなるという問題である。

もっとも、アイデンティファイラーキットを使用して、PCR増幅を28回の標準に設定した場合には、劣化試料を模した検査においても、アリルドロップアウトによって検出可能なアリルの数は減少するが、アリルドロップインによる誤ったアリルの追加は生じないことが、海外の研究機関や研究者による実験で繰り返し確認されている。逆に、この結論を否定し

うる実証実験を踏まえた論文等は証拠中に存在しない（再弁書100・本田主尋問52頁、同反対尋問102～109頁、再弁書101・山田反対尋問29～30頁、再弁書274～277・サイモン・フォード博士意見書）。

むしろ、複数のDNA鑑定についての教科書において、アリルドロップアウトが生じている部分的プロファイルであっても、「検出されたアレルのみを解釈するのが標準的なやり方」であり、「フルプロファイルの容疑者と部分的プロファイルの証拠サンプルの間のアレルを一致させることは、フルプロファイル同士的一致ほど強力ではない。しかし、どんなデータでもないよりはましである。たとえ数個のSTRローカスからしか結果が得られなくても、この情報は容疑者を含めるか除外するかの十分な助けとなり、したがって事件の解決に役立つ可能性がある。」と部分的プロファイルを異同識別の判定に利用すべきことが当然とされ、明確に推奨されている（再弁書309、294、401）。

つまり、本田教授が採用した検査方法による限り、たとえ劣化した試料であっても、検出されたSTR型は、対象となる試料に実際に存在したDNAに由来すると判断するのが通常であり、その様に判断することが推奨されているのである。

さらに、ここで検出されたSTR型が、外来の環境汚染によるものである可能性や、実験室での汚染による可能性については、他の一般的な検査と同様に、アリルピークの現れ方などの客観的データと、対照試料（基質コントロール）やネガティブコントロールの検査結果を踏まえて、鑑定人が適切に判断すべきことであり、本件においても本田鑑定が適切に判断している。

このように、検察官の、「劣化試料である場合には、そこから検出されたDNA型については等しく信頼性が乏しい」かのような議論や批判は誤りである。

(2) PCR異常とアリルドロップインとの関連性の主張について

検察官は、断片化が進んだ劣化資料では、PCR増幅でプライマーが誤った箇所に結合する現象が起こり、検査対象となる部分とは異なる塩基配列が増幅されアリルが検出される旨を主張し、また、この主張を踏まえて、アリルドロップインの原因を「コンタミネーション、PCR増幅の異常など」とも主張している。そして、これはあたかも「断片化が進んだ劣化資料では、PCRの異常によるアリルドロップインが発生しやすい」かのような主張である。

しかしながら、このような主張は、PCRの原理に照らして信用性がない。

すなわち、PCRで検査対象とするDNA断片が決定されるには、少なくとも2回のサイクルが必要である。1サイクル目では、2本鎖が解かれた状態になったDNAに対して、そのうちの1本鎖にはフォワードプライマーが、他方の1本鎖にはリバースプライマーがそれぞれ結合し、そこを起点として相補性のあるDNA鎖の合成（つまり、DNA鎖の複製）が進むが、終わりの位置が決められないので長いDNA鎖が作られる。

そして、2サイクル目では、1回目で作られた長い鎖の途中に、1回目のプライマーと対になる逆側のプライマーが結合し、逆向きにDNAの合成が進む。これにより、1回目に結合したプライマーの位置が終点になり（そこから先は存在しないため）、これで初めて検査対象領域のDNA断片の長さが決まる（再弁書100・本田主尋問9頁、添付別紙スライド番号8及び9）。

このように、PCRで検査対象となるDNA断片が決定されるには、2回のPCRサイクルを経て、2種類のプライマーがそれぞれ結合する必要がある。

更に、アイデンティファイラーキットに含まれるプライマーは、30億とされるDNAの塩基対の中でも、特定の検査対象領域だけに結合し、誤った場所への結合ミスが生じないように設計されている。

そのため、そもそも、1回目の結合から、プライマーが本来の場所ではない別の似た場所への結合ミスを起こすということ自体、通常は起こりえないきわめて希な現象である。また、先ほど説明したPCRの基本原理により、1サイクル目にプライマーが結合ミスを起こしただけでは、適切な長さのDNA断片は増幅されず、ただ長いDNA鎖ができるだけである。そして、仮に、1サイクル目の結合ミスで長いDNA鎖が合成されたと仮定しても、それは間違った場所をコピーしたものであり、本来あるべき塩基配列とは別物なので、2サイクル目で逆向きのプライマーが結合するべき適切な塩基配列を含まないのが通常である。つまり、1回目から続いての2回目の結合ミスは、更に起こり得ないものなのである（以上につき再弁書100・本田反対尋問114～115頁）。

このように、仮に、プライマーの結合ミスによる誤増幅が生じるとすれば、本来は起こるはずがないように設計された結合ミスが、2回のPCRサイクルを経て、フォワードプライマーとリバースプライマーの両方で重ねて起こるということを意味し、およそ考えられない事態だと言える。

そして、アリルドロップインは、「由来不明」のアリルであるが、PCR異常によって発生しているものではなく、一般的には、汚染によるアリルの追加であると考えられている。このことは、「DNA鑑定とタイピング」という教科書にも、アリルドロップインの説明として「これは、汚染によってアレルが偶発的に追加される場合である。」と端的に説明されている

(再甲 82)。また、以上述べたことは、検察官が推薦した山田教授も「アリルドロップインは、プライマーエラーよりもコンタミのものを拾っている可能性が高い」ことを率直に認めている（再弁書 101・山田反対尋問 33～34 頁）。

以上の通りであり、「劣化資料においては、プライマーの結合ミスがアリルドロップインの主たる要因の一つとなりうる」かのような検察官の主張は、原理的に誤っている。

(3) 外来DNA等による汚染の可能性に関連する批判について

検察官は、本田教授が一部の検査結果について外来DNAによる汚染の可能性を肯定していると指摘し、これを理由に本田鑑定の全ての結果が信用できないかのような主張をしている。

しかし、本田教授がコンタミネーションや混合試料であることの可能性に言及しているのは鉄紺色ズボンのみである。

そして、本田教授が鉄紺色ズボンに限ってコンタミネーションや混合資料の可能性に言及したのは、STR型の判定に用いられたチャート図におけるアリルピークの現れ方が、明らかに他の衣類のものとは異なっているという客観的なデータに基づくものである。本田教授は、客観的データから、それらを型判定することの困難さを率直に認め、アリルピークが認められても判定を保留しているものが多くある（再弁書 100・本田反対尋問 41～46 頁）。

他方で、本田教授は、鉄紺色ズボンを除く 5 点の衣類の血痕付着部については、同じくそれぞれのチャート図という客観的データに基づいて、コンタミネーションや混合資料の可能性をうかがわせる兆候はないと判断している（例えば、再弁書 100・本田反対尋問 47 頁）。

このように、本田教授の姿勢は、あくまでも個々の検査で得られた客観的なデータに基づいて、専門的知見を踏まえた合理的な考察を行い、その結果をありのままに報告するというものである。

5点の衣類は、発見時こそ一つの麻袋にまとめられていたが、裁判所に提出された後はそれぞれ別の袋に区分して保管されており、証拠物としての取扱状況も一律ではなく、保管中のコンタミネーションが生じる可能性が衣類によって異なっているにもかかわらず、検察官の主張は失当である。

これらの事情を踏まえれば、本田教授が鉄紺色ズボンに限ってコンタミネーションの可能性に言及しているとしても、そのような可能性は、巖さんの無罪を裏付ける白半袖シャツの右肩部分のSTR型判定の結果の信用性にまで及ぶものではなく、検察官の主張は失当である。

(4) DNAの型判定の方法に関する批判について

検察官は、①警察のDNA鑑定の型判定では150RFU以上が基準であり、また、②日本DNA多型学会の平成24年版の「DNA鑑定指針」では「ローカスごとに、再現性のある結果が得られている必要がある」とされており、これらに一致しない本田鑑定の型判定は恣意的であるなどと批判している。

しかし、これらの批判はいずれも完全な誤りである。

ア 判定基準のRFU（蛍光強度）に関する批判について

まず、判定基準のRFU、つまり蛍光強度については、海外ではむしろ50RFU以上の基準が一般的であり、キットや機器のメーカーも50RFUを型判定の基準としているのであって（再甲74・玉木意見書）、検察官の主張は根拠がない。

むしろ、検察官が意見書作成を依頼した玉木教授においても、本件のような劣化資料において、本田教授が欧米と同等の50RFUを採用し、多

くのアリル信号を検出しようとしたことは許容できるとしている（再甲 74）。

また、そもそも、肯定例として有罪立証の証拠とする場合には、科警研のように 150RFU 以上を求めることは慎重な姿勢と評価しうるとしても、否定例として無罪立証の証拠とする場合には、海外で一般的な基準である 50RFU 以上の型が検出されても切り捨てるのであれば、あえて無罪の証拠を無視するに等しく、きわめて不当で社会正義に反するもので、それこそが「恣意的」と非難されるべき姿勢である。

なお、本田鑑定において、特に重要な意義を持つ白半袖シャツの右肩部分から検出された 15 のアリルピークの内 14 個は 150RFU を超えており（再弁書 89）、検察官の批判は当たらない。

イ 「ローカス毎の再現性」に関する批判について

検察官は、DNA 鑑定指針における「ローカスごとの再現性」を元に本田鑑定を批判しているが、そもそも DNA 鑑定指針の解釈が誤っている。

すなわち、平成 24 版の DNA 鑑定指針でも、微量資料や劣化資料については「すべてのケースに共通する統一された基準は作り得ない」とされ、実験条件や実験データを踏まえた個別判断とされている（再弁書 100・本田反対尋問 98～100 頁）。

さらに、令和元年版の DNA 鑑定指針（再弁書 402）では、「検査の品質の保証」という項目の中で「DNA 検査を複数回繰り返すなどの再現性を確認することは、品質管理において有用である」との記載に止められ、「ローカスごとに再現性のある結果が得られている必要がある」との記述そのものが削除されている。

そして、令和元年の指針では「7. 微量な資料、高度に変性した資料、PCR 阻害物質などへの配慮」という項目の中で、これらの資料には「単一個人に由来する高分子 DNA」、つまり条件の良い DNA 「における型判

定及び解釈とは異なる取り扱いが必要」だと明記されている。また、「個々のケースで不安定なPCR増幅の影響を考慮して電気泳動図の全体を評価し、解釈する必要がある。このような再現性の得られない場合の結果回答方法については、DNA鑑定を実施する各機関で回答方法を定める。」とされ、鑑定人の個別判断に従うものとされているのである。

ウ まとめ

以上みてきたとおり、RFUの基準やDNA鑑定指針の考え方は、本田教授の立場と何ら矛盾するものではなく、「本田鑑定の型判定が恣意的である」との批判に合理性はない。

そして、ドロップインを排除して現に存在するアリルのみを確実に検出し、それを型判定するという本田教授の立場は、論理則に照らしても十分に合理的なものなのである。

確かに、山田鑑定のようにアリルドロップインが生じうる検査方法では、再現性の乏しいアリルは誤判定（由来不明）の可能性が排除されないため、再現性の検証なくして結果の信頼性は担保されない。しかし、本田教授が行ったSTR型検査ではアリルドロップインの可能性は排除されており、検出されたSTR型が対象物に現に存在したDNAに由来すると評価できることは、使用された検査キットや機器、採用された検査手法によって担保されているのである。

(5) 過去のDNA鑑定結果との対比に関する批判について

ア 検察官の主張の概要

検察官は、第一次再審請求における2件のDNA鑑定（科警研と岡山大学の鑑定）では、アリルが全く検出されないか、再現性を欠くなどの理由からDNA型鑑定が不可能とされており、本件資料からのDNA鑑定はそもそも困難だと主張している。

しかし、かかる主張は、過去の鑑定の実情を正しく確認・理解せず、本田鑑定と過去の鑑定の相違を無視したままなされているものであり、失当である。

イ 過去の鑑定における鑑定不能の原因はPCR阻害要因であること

先にも論じたとおり、劣化資料からのDNA鑑定において最も重要なのは、PCRの鋳型となりうる高品質のDNAを抽出・精製することである。なぜなら、PCR増幅回数をいくら増やしたところで、抽出されたDNAの品質が悪く、PCR阻害物質を多く含んだ状態であれば、DNA型の検出は困難だからである。

そして、岡山大学の鑑定では、鑑定対象となる衣類について予備検査が行われ、5点の衣類にも被害者着衣にもPCRを強く阻害する物質の存在が実証されており、5点の衣類の阻害性が特に強度だと確認されていた（再弁書107・12～17頁）。

ところが、科警研が行った鑑定では、PCR阻害物質について一切の配慮がない通常のDNA精製手順で抽出液が作られており、その結果、全てのアリルが不検出となった（再弁書106）。これは、強固なPCR阻害物質の存在を考えれば当然の結果である。

他方で、岡山大学では、シリカを利用する抽出法によりDNA抽出液の着色を薄くできることが確認され、それを中心として様々な工夫が凝らされた結果、被害者着衣にはわずかなPCR増幅産物が認められた。

もっとも、岡山大学でも、5点の衣類からはPCR増幅産物が全く検出できておらず、これはやはり、当時の技術では、特に強度とされる5点の衣類のPCR阻害物質の除去が困難だったことを窺わせる（再弁書107）。

ウ 本田鑑定との決定的な相違

これらの過去の鑑定と比較すると、本田鑑定には、以下の点に決定的な相違がある。

まず、第一次再審請求における鑑定が実施された時期から本件鑑定までの10数年で、各種の試薬の性能やPCRの操作機器の性能など、格段に技術が向上している。

そして、本田教授は、上記岡山大学の鑑定内容を確認し、当該鑑定ではシリカが有効であったことに着想を得た上で、DNAの抽出・精製方法として、シリカをコーティングした磁気ビーズにより高品質のDNA抽出・精製効果が得られる自動化機器（マックスウェル16）を利用した。その結果、本田鑑定では、PCR阻害要因を含まない無色透明のDNA抽出液が精製され、これを用いたPCR増幅が行われている（再弁書100・本田反対尋問109～110頁、再弁書323・本田対質尋問12頁、再弁書301）。

このように、本田鑑定において、過去には鑑定不能とされた5点の衣類からもDNA型を検出できたことは、この間の技術の進歩、とりわけPCR阻害要因を除去しつつ高品質のDNAを効果的に取り出すという抽出方法の進化によるものとして、自然かつ合理的である。

そして、このような相違を完全に無視した検察官の批判には、何ら理由がない。

(6) 本田鑑定と山田鑑定との比較に関する主張について

ア 検察官の主張の概要

検察官は、本田鑑定では44回のSTR型検査で198のアリルが検出されているのに対し、山田鑑定では298回のSTR型検査で63のアリルしか検出されておらず、また、共通するアリルは殆ど検出されていないと指摘する。

そして、この指摘を元に、検察官は、PCR増幅回数を増やし繰り返し検査を実施した山田鑑定では血液細胞のDNAを含むDNAが検出されるはずなのに、本田鑑定の検出結果と著しく相違することは不合理であるとも主張し、本田鑑定は、血液由来のアリルでは無く、外来のDNA由来のアリルを検出したと推認される、などと主張している。

しかし、このような主張は、両鑑定におけるDNAの抽出品質の違い、とりわけPCR阻害要因の除去についての決定的な相違を無視したものであり、根拠がない。

イ 両鑑定のDNA抽出品質の決定的な相違

先にも述べたとおり、劣化資料に対するDNA鑑定では、良質な鋳型DNAを抽出・精製することが最も重要であるところ、本田鑑定では、シリカコーティングされた磁気ビーズを用いた高性能のDNA抽出・精製機器（マックスウェル16）が使用され、無色透明の、つまりPCR阻害物質が完全に除去されたDNA抽出液が抽出されていた。

他方で、山田鑑定では、シリカを含む手動のキットは使われたものの、なおDNA抽出液に茶色の着色が残ったままの状態であって、山田教授自身もPCR阻害物質が残存していると認めていた（再弁書101・山田主尋問11～12頁）。

このように、本田鑑定は、PCR阻害物質を含まない良質な鋳型DNAを使用しており、それによって、5点の衣類に付着していた血痕に含まれる血液由来のDNAの増幅に成功し、少ない検査から多くのアリルが検出されたことは、きわめて自然かつ合理的なことである。

他方で、山田鑑定は、PCR阻害物質が残存した低品質の鋳型DNAを用いていながら、PCR増幅回数を標準よりも増やしたため、血痕中に含まれる鋳型DNA（極度に劣化したDNA）の増幅はうまくいかず、かえって、本来はバックグラウンドとして増幅されないはずであるごく微量な

コンタミ等（新鮮なDNA）を増幅してアリルドロップインを生じさせた可能性が考えられる。

このように、本田鑑定と山田鑑定とは、その検査手法が全く異なっており、両者の結論が異なるのはむしろ当然である。

したがって、山田鑑定でのSTR検査結果との相違によっては、本田鑑定で検出された型の信頼性は全く損なわれないのであり、検察官の主張は、失当である。

(7) 鑑定結果が陳旧・劣化した検査結果としては不自然との主張について

検察官は、陳旧血痕から採取した資料のDNA鑑定のチャートは、一般的に、チャートの右側に行くほど、つまり検査対象領域の鎖長が長いほどアリルピークが検出され難い傾向があるのに、本田鑑定のチャートは短鎖系・中鎖系・長鎖系にかかわらずランダムにアリルのピークが検出されており、不自然だと主張している。

しかし、本田鑑定のチャートは、むしろ検出限界付近の劣化試料での確率効果が反映された自然なチャートである。

まず、検察官の依頼で作成された玉木教授の意見書でも「一般的には長さの短いローカスは増幅されやすく、長いローカスは増幅されにくい、検出感度限界付近のDNA量ではSE、つまり確率効果のため、必ずしもその傾向に従うとはいえず、比較的長いローカスでアリルが検出されているのに、短いローカスでアリルが検出されないことも経験する。」とされている（再甲74）。

また、劣化資料の場合には、DNAの抽出・精製後の抽出液中に良好な状態のDNA鋳型が均一に分布している訳ではなく、その中から1回の検査ごとに使用された、つまりピペットされた抽出液についても、そこに含まれるDNAの量や質に差があるのが通常である。さらに、劣化試料では、低分子のローカスが保存されず、高分子のローカスが保存されている

場合もあれば、プライマーの結合部の壊れ方が異なるという場合もある。そして、劣化資料の場合には、同じ1回の検査の中でもPCRのかかり方が早い遅いか（つまり、何サイクル目で鋳型DNAへのプライマー結合が生じるか）によって、PCR増幅されるサイクル数に違いが生じ、その結果、複製されるPCR産物の量にも差が生じる（論理的には、1サイクル違えば2倍の差、2サイクル違えば4倍の差が生じる）ということもある（以上につき、再弁書100・本田反対尋問112～114頁、再弁書323・本田対質尋問105～107頁）。

さらに、本田教授は、PCR増幅に際してバナジウムを添加する方法を採用しており、この手法は、反応した鋳型DNAの増幅効果を増強するものであるから（再弁書100・本田反対尋問117頁）、その影響もあって、一旦増幅にかかったDNA断片のピークがより一層高くなっている可能性も考えられる。

以上のとおり、本件の鑑定資料のように検出限界付近の劣化したDNAでは、様々な要素についての確率的な変動が生じうるため、各回の検査毎のチャート図におけるピークの現れ方に差が出ることは、むしろ当然と言えるのである。

(8) 実在するDNAの型を検出した結果としては異常との主張について

検察官は、本田鑑定には、希なアリルが多出しており、確率論的にほとんど起こりえないものであって、実在するDNAの型を正確に検出した結果としては異常であるなどと主張している。

しかしながら、本田鑑定で検出されたDNA型は、論理則と客観的なデータに照らして、対象となる資料に現に存在するDNAの型を検出したものと認められるのであり、検察官の主張に理由はない。

ア アリルの出現頻度について

まず、検察官の主張は、根拠とする母数データの乏しさが問題である。

科警研は、平成２２年時点でも１２万人とされ（再弁書３１９）、現在では数十万人に達するであろうDNA型の検査データを保有しているはずであるが、検察官はその内容を全く公表しようとしない。そして、検察官が上記主張で依拠する出現頻度のデータの母数は、わずかに１３５０人のみである。

ここで、１３５０人という母数は、高頻度で出現する型の出現率を推定するには意味があるが、出現頻度が低い型、つまり希なアリルの出現率を推定するには不十分である。例えば、不検出だとされる型が１３５１人目に検出されれば、それだけで結果は変わってしまうのである（再弁書３２３・本田対質尋問１０９～１１１頁）。

そして、アイデンティファイラーキットを用いてアリルコールがされる（つまり、DNA型として判定される）ということは、国際的には承認されたアリルなのであって（前同）、限定された特定の１３５０例の中ではたまたま検出されなかったとしても、実際の検査において出現することは十分にあり得るものである。

イ 実験室での汚染の可能性について

なお、希なアリルの検出が、実験室での汚染に起因するかのような指摘もみられる。

しかしながら、本田鑑定において実験室でのコンタミネーションのリスクがないと判断されることは、先に詳しく論じたとおりである。

また、実験室での汚染を仮定するならば、汚染源となる物質は、劣化していない新鮮なDNA物質を多く含むものであるのが通常であり、より鮮明なアリルピークとして検出されるはずである。また、同一環境で並行的に検査が行われた対照試料（基質コントロール）やネガティブコントロールにおいても検出されるはずである（再弁書２９８・本田陳述書）。もっと

も、本田鑑定で行われた検査結果に関する客観的なデータには、そのような事情は全く認められない。

さらに、汚染により検出される型が希なアリルになるなどという一般的な法則もない。

このように、希なアリルの検出は、実験室での汚染を疑わせる根拠ともなり得ない。

ウ 「実在しないDNA」の型など想定できないこと

以上のとおり、本田鑑定において検出された希なアリルは、あくまでも、鑑定の対象物に現に存在したDNAに由来するものだと判断されるほかない。

そうすると、そもそも検察官が想定する「実在しないDNAの型」とは、一体何なのだろうか。

先にも論じたとおり、たとえ劣化資料であっても、プライマーの結合ミスによって「実在しないDNA」の型が検出されるなどということは、キットのプライマー設計やPCRの原理に照らしてあり得ない。また、本田鑑定では、マニュアルどおりの28回のPCRサイクル数を採用したことにより、アリルドロップインの可能性は排除されている。

このように、本田鑑定には「実在しないDNAの型」を検出したとうかがわせるような具体的な根拠は全く存在しないのである。

そうである以上、本田鑑定において検出されたDNA型は、対象資料に現に実在したDNAの型であると評価することしかできない。

エ 白半袖シャツの右肩部分について

なお、念のため述べると、最も重要な白半袖シャツの右肩の血痕部分については、希なアリルの存在は指摘されていない。

したがって、希なアリルに関する指摘は、本田鑑定において最も重要な結果であり、巖さんの無実を裏付ける当該血痕部分のSTR型の判定結果の信用性を損なうものではない。

(9) 対照試料からのアリル不検出に関連する批判について

ア 血液型DNAの検査結果について

検察官は、本田鑑定の血液型DNA検査では、対照資料からもピークの高いアリルが検出されていることについて批判している。

しかしながら、本田鑑定で採用された血液型DNA検査とSTR型検査では、その検査手法が全く異なっており、双方の検査結果を同列に比較すること自体が誤っている。

本田鑑定で採用された血液型DNA検査は、アイデンティファイラーキットを用いたSTR型検査ではなく、第9染色体上に存在するABO血液型関連のSNPs部位の型を検出するものである（再弁書89・本田鑑定書6頁）。また、SNPs（一塩基多型）とは、STR型の多型性（4塩基配列の繰り返し回数の多型）とは異なり、ゲノム中の特定位置における個人間での一塩基配列の違いである。そして、SNPs型の検査では、小さなPCR産物が得られること、すなわちPCR増幅の対象となる鋳型DNAの長さが短いことが利点であり、同時に増幅する鋳型DNAの種類も少ないために、STR型と比較してPCR効率が圧倒的に高く、結果的に劣化が進んだサンプルに対してでも、分解が激しいサンプルでも増幅が可能であって、STR型検査よりも検出感度が高いとされている（再弁書100・本田主尋問68～69頁、再弁書395・「DNA鑑定とタイピング」）。

さらに、発見時の5点の衣類は全体が濡れた状態だったとされており、血痕付着部分の血液成分の一部が、目に見えないレベルで周囲の衣類にわずかに広がっていた可能性が考えられ、それら微量の血液成分は、STR

型の検出は不可能であっても、より検出感度の高い血液型DNAのアリルピークのみが検出されたとしても矛盾しない。

このように、本田鑑定において、対照試料から血液型DNA型のアリルピークが検出されたからといって、血痕付着部と対照試料部分を問わずにSTR型を検出させるような外来DNAによる汚染があったとは認められない。

イ 山田鑑定での対照資料からのアリル検出結果に基づく批判について

検察官は、山田鑑定において、対照試料からも型が検出されていることを根拠として、本田鑑定において検出されたDNAがコンタミのDNAであるかのように主張している。

しかしながら、山田鑑定との比較に基づく検察官の主張には合理性がなく、本田鑑定の信頼性を何ら動揺させるものではない。

(ア) ミトコンドリアDNA型検査について

まず、ミトコンドリアDNA型検査は、そもそも、1個の細胞中に存在する鋳型の数が圧倒的に異なることなどから、前述した血液型DNAの場合と同様に、ミトコンドリアDNA型の検出感度の方がSTR型のそれよりも圧倒的に高いとされている（再弁書91・山田鑑定9頁、再甲90・玉木意見書11頁）。

そうすると、山田鑑定のミトコンドリアDNA鑑定において、対照試料から何らかの型が検出されたとしても、それは、検出感度がきわめて高いミトコンドリアDNAのみが検出可能なレベルのDNAが存在していたことを示唆するにとどまる。逆に言えば、山田鑑定のミトコンドリア検査結果によっても、血痕付着部と対照資料部分を問わずにSTR型を検出させるような外来DNAによる汚染があったとまでは認められないのである。

さらに言えば、山田鑑定においても、5点の衣類の対照資料からはミトコンドリアDNA型が全く検出されていない。

したがって、山田鑑定でのミトコンドリアDNAの検査結果は、本田鑑定で対照試料からのSTR型が不検出であったことと何ら矛盾しない。

(イ) STR型検査について

次に、山田鑑定でのSTR型検査において、対照資料の一部からDNA型が検出されている点についてである。

a STR型の検出に関する全般的な傾向

山田鑑定における5点の衣類からのSTR型の検出傾向を検討すると、対照資料から検出されたとされるSTR型は、血痕付着部から検出されたとされるSTR型と比較して、ごくわずかに止まっている。

すなわち、山田鑑定（再弁書90）に添付されたSTR型の検査結果を示す表1と表2を対比すると、5点の衣類からの検査結果（表中の①～③、⑤～⑪、⑫～⑲、?と?の検査結果）の全体で検出されたSTR型は合計48アリルであるところ、このうち対照資料の検査結果（表中の①、②、⑥、⑰）で検出されたSTR型はわずか4アリルにとどまっているのである。

このように、山田鑑定においても、血痕付着部の方が圧倒的に多くのSTR型が検出され、逆に、対照資料からのSTR型の検出はごくわずかであるという傾向が明らかに見てとれる。そして、山田鑑定におけるアリルドロップインの可能性を加味すれば、このような全般的な傾向は、対照資料からSTR型が全く検出されなかった本田鑑定とむしろ整合的であるとの評価も可能である。

b 両鑑定の検査品質・手法が異なること

さらに、先にも述べたとおり、そもそも、本田鑑定と山田鑑定の鑑定手法やその品質が大きく異なっていることを踏まえれば、両者の実験結果を単純に比較すること自体にも無理があり、不合理な批判にすぎない。

すなわち、山田鑑定のSTR型検査では、PCR阻害物質が残存した低品質の鋳型DNAが利用されており、5点の衣類の血痕に含まれる劣化したDNAの増幅が困難であったと推定さえる。更に、山田鑑定では、PCR増幅回数を標準の28回ではなく30回又は35回に増やしており、このような扱いをした場合には、由来不明の不正確なアリルが検出され得るとされている（アリルドロップイン）。

そうすると、山田鑑定のSTR検査には、本田鑑定との比較において、血痕に由来するDNAの増幅は困難であったのに対し、バックグラウンドのコンタミのDNAは増幅させやすいという重大な問題が存在したと考えられる。しかも、山田鑑定には、DNA検査時のチャート図がごく一部しか添付されておらず、実験室での汚染を排除するために重要なネガティブコントロールが設定されていたか否かすら不明であって、本田鑑定と比較する土台さえ伴っていないと言わざるを得ない。

このように、山田鑑定における対照試料からの検出結果は、検出感度を上げるためにPCR増幅回数を標準よりも増やしたこと等によってアリルドロップインが生じた可能性や、PCR阻害物質の残存により対象試料の劣化したDNAの増幅は困難であり、むしろ実験室内のわずかなコンタミネーションを拾いやすかったという可能性などが十分に考えられ、本田鑑定における対照資料からの検査結果の信頼性を否定しうるものではない。

ウ 岡山大学の対照試料からのアレル検出結果に基づく批判について

検察官は、岡山大学でのDNA鑑定では、被害者着衣の対照資料からヒトDNAが検出され、外来DNAによる汚染の可能性が指摘されているとも主張している。

しかし、この主張の根拠である岡山大学の鑑定結果を正しく見れば、本田鑑定のSTR型の対照資料の結果とは何ら矛盾しないことが確認できる。

まず、岡山大学のSTR検査では、たしかに、被害者着衣の対照資料から低分子の増幅産物がわずかに検出されている旨の記述があるが、血痕付着部に関する記述とは異なり、それらがDNAの「型に相当する」との記載はない（再弁書107・20～21頁）。つまり、それらがヒト由来のDNAとまでは確定されていないのである。

また、岡山大学の性別判定検査でも、被害者着衣の対照試料から性別を示すアレルが検出されているが、そもそも当該DNA検査は、STRキットとは異なる岡山大学の独自の手法であり、その検出感度は0.5pg～1pgとされ、きわめて高感度のものであった（再弁書107・8頁）。そして、STR型の検出感度が一般的には100pgとされること（再弁書100・本田主尋問6頁）を踏まえれば、100～200倍程度も高感度とされる性別判定検査の結果を以てしても、血痕付着部と対照資料の部分を問わずにSTR型を検出させる程の汚染が存在した根拠とはなり得ない。

さらに、岡山大学のミトコンドリアDNA型検査では、被害者着衣の血痕付着部のみから増幅が得られており、むしろ対照資料からの検出はなく、本田鑑定の結果と整合する。

最後に、岡山大学鑑定では、いずれの検査方法においても、5点の衣類については、対照資料からの増幅産物の検出はされていない。

このように、岡山大学における対照試料の検査結果は、本田鑑定の結果、とりわけ５点の衣類に関するＳＴＲ型検査の信頼性を全く損なわないものであり、むしろ整合的であると言える。

エ まとめ

以上みてきたとおり、本田鑑定において対照資料からＳＴＲ型が全く検出されなかった点に対する検察官の種々の批判は、いずれも合理性を伴うものではない。

そして何より、検察官の種々の主張は、本田鑑定において「血液以外の外来のＤＮＡ物質が、血痕部分だけには存在したのに、血痕以外の部分には存在しなかったという状況」が現実に関り得たという現実的な可能性を、何ら具体的に指摘又は説明できるものではない。

そうである以上、通常の論理則に照らして、「本田鑑定において血痕部分からのみ検出されたＳＴＲ型は、血液由来である」との認定しかあり得ないのである。

(10) みそ漬けによる影響に関連する批判について

ア 味噌漬けによるＤＮＡの分解について

検察官は、中西宏明准教授の実験によれば、血液を付着させた衣類を味噌原料に長期間漬け込むとＤＮＡの分解が進行し、検出されるアリルが減少するとされており、それを根拠として本田鑑定の結果を否定しようとする。

しかしながら、この点については、５点の衣類の色に関する証拠調べによって、そもそも５点の衣類が長期間の味噌漬けをされた事実はないことが明らかにされており、批判の前提が失われている。

イ 中西実験及び引用論文が示すＳＴＲ型の検出可能性

むしろ、中西実験の結果は、仮に5点の衣類がみそ漬けになっていたとしても、DNA鑑定は可能であり、そうであれば、本件においては一層DNA鑑定が可能であることを示した証拠である。

すなわち、中西実験では、みそ原料への漬け込みによる経時的なDNAの分解度の変化とともに、STR型の検出状況も検討されているが、みそ漬けから6ヶ月後（181日後）までは全てのSTR型が正しく検出されており、また、最終日である1年2ヶ月後（427日後）でも半数以上のSTR型が正しく検出されたことが確認されている。そして、何よりも、中西実験で部分的に型が検出された数多くの試料（すなわち、アリルドロップアウトが多く発生している試料）においては、アリルドロップインは生じなかったことが確認されているのである（再甲135・表6～9）。

これはまさしく、みそ漬けされた資料であっても、部分的プロファイルには限定されるものの、十分に信用に値する結果が出るという証拠である。

さらに、中西実験に引用される中西准教授らの実験論文では、それぞれ33年と56年が経過した極端に古い精液痕であっても、そしてアリルドロップアウトが著しく、ほんの一部のアリルしか型検出されなかったとしても、アリルドロップインは生じず、検出された型は全て正しい型だったことが確認されている（再甲135、再弁書396）。

要するに中西准教授により確認されたこれらの事情は、むしろ、発見から約44年が経過した5点の衣類の血痕についても、正しいSTR型が検出されうることを示唆するものである。

(11) 細胞選択的抽出法に対する様々な批判について

ア 細胞選択的抽出法の位置づけ

検察官は、本田教授が採用した細胞選択的抽出法について、様々な批判を繰り返している。

もともと、細胞選択的抽出法は、対象となる試料からDNAを抽出する前の段階で、つまり、対象となる試料に存在する細胞組織のレベルで、抗原・抗体反応と遠心分離の原理を応用して、凝集して沈殿した血液細胞のみを選択的に（優先的に）取り出し、それを対象としてDNA抽出操作を行うというものであり（再弁書89・本田鑑定書4～5頁、再弁書100・本田主尋問42～49頁）、そのため、細胞選択的抽出法を適用して鑑定対象とされる細胞やDNAは、あくまでも、もともと対象の試料に存在した細胞やDNAでしかない。

逆に、細胞選択的抽出法が適用されたからといって、対象の試料に存在しなかった細胞やDNAが追加され、本来は検出されるはずのない誤ったDNA型が検出されるというような事態は、原理的に生じ得ないのである（再弁書298・本田陳述書）。

そして、外来のDNAによる汚染のリスクや、アリルドリップインによる誤判定のリスクに関しては、これまで説明したとおり、選択的抽出法とは無関係の要素によって、本田鑑定の信頼性は十分に担保されている。

このような細胞選択的抽出法の位置づけに照らせば、この手法の実効性等に対する批判がどれだけ積み重ねられたとしても、本田鑑定において現に検出されたSTR型の誤りを裏付けられるものではなく、検察官の主張は失当である。

イ 細胞選択的抽出法が考案された経緯

なお、本田教授が独自に考案した手法を鑑定に適用したこと自体について、本田教授の研究者としての資質に関わるかのような批判も見られる。

しかしながら、本件鑑定に際して、本田教授がこの手法を考案して適用したのは、裁判所からの懸念や特別な鑑定事項について、できる限り誠実に応えようとしたためである（再弁書100・本田主尋問27～29頁、42～43頁）。また、このことは、検察官が推薦した鑑定人である山田教

授や鈴木教授が、裁判所の鑑定事項に対応する検査を行わず、あるいは、あえて全く異なる検査を行ったという対応をとったことと（再弁書 91・山田鑑定、再弁書 323・鈴木対質尋問 14～16 頁）と対照的である。

細胞選択的抽出法の考案と適用は、本田教授が、研究者として、裁判所から依頼された鑑定に向き合う誠実かつ真摯な姿勢を裏付けるものでこそあれ、その信用性を落とすものではない。

(12) V-PCR 法に対する批判について

検察官は、本田教授が V-PCR 法、すなわちバナジウムを添加する PCR 増幅法を利用したことに関しても批判を続けている。

しかしながら、V-PCR 法は、本田教授が PCR 増幅効率を高めて検出感度を上げる目的で考案したもので、本件鑑定よりも前から、本田教授において、困難な DNA 鑑定への複数回の適用実績のある手法である（再弁書 298・本田陳述書）。そして、本件鑑定よりも前に本田教授が V-PCR 法を適用して行った DNA 鑑定が殺人事件の裁判の有罪証拠として利用されているところ、その裁判では弁護人から V-PCR 法の信用性が争われたのに対し、むしろ検察官が科学的に信用性の高い手法だと主張し、それが認められて有罪が確定したという経緯すら存在する（再弁書 278～282）。

このように、検察官は、かつては、有罪立証として利用するために裁判所に対して「高い信用性を備える」と自ら主張した手法でありながら、本件でそれが無罪立証に利用されそうになるや、前言を翻して「信用性を伴わない手法である」などと主張・立証しようとしているのであって、自己矛盾も甚だしく、このような姿勢は、公益の代表者として許容され得ないものである。

また、V-PCR 法は、あくまでも PCR 効率を増強するためにバナジウムを添加するという手法であって、その手法がとられたからといって、

実在しない誤ったDNA型が検出されるようなものでもあり得ない（再弁書298・本田陳述書）。

この点に関する検察官の批判や、その根拠とされている科警研の研究者らの意見書等は、実際的な意味のない誹謗中傷に等しいものである。

(13) 本田教授のDNAの混在など外来汚染が強く疑われるとの主張について

ア 鑑定手法や鑑定環境に関連する批判について

検察官は、本田鑑定の手法には、手技の介在や鑑定環境自体にコンタミネーションの危険をうかがわせる事情があると主張している。

しかしながら、先に論じたとおり、本田鑑定における実験室でのコンタミネーションのリスクは、適切なネガティブコントロールの設定により排除されている。また、環境的な汚染を疑わせるような具体的な根拠やデータも存在しない。

さらに、検察官は、平成29年に行われた弁護人の再現実験の映像を根拠に、本田教授の実験室の環境に問題があるかのような主張もしている。

しかし、そもそも、本件鑑定を実施した当時の実験室は、再現実験の時点とは全てが異なっている。そして、本件鑑定を実施した当時の実験室は、作業工程ごとに部屋を区分することが可能であり、クリーンベンチも設置され、汚染防止に関して他の鑑定機関と比較して遜色のない水準であった（再弁書298・本田陳述書、再弁書323・本田対質尋問115頁以下）。

このように、検察官の上記批判には何ら理由がない。

イ 本田教授のDNAの混在との批判について

検察官は、緑色ブリーフの検査結果に本田教授のDNA型と一致するアリルが検出されており、本田教授のDNAの混在がうかがわれるとも主張している。

しかし、そのような主張は、原理的に誤った手法によるきわめて不当なものである。

(ア) 異なるアリルの検出について

まず、緑色ブリーフからは、本田教授のDNA型とは異なるアリル（D3S1358ローカスの14型）が検出されており（再弁書89）、否定例の考え方から、本田教授には由来しないプロファイルであることが明らかである。

また、仮に、実験中に本田教授自身のDNAが混入したならば、より多くのローカスにおいてRFUの高いピークとして検出されるはずだが、そのような具体的な兆候は全く認められていない（再弁書89）。

(イ) 型判定の故意の改変などという不当な非難について

なお、この点に関しては、科警研の職員らが「本田教授が型判定の結果を故意に改変した疑い」などと主張する証拠（検甲97）が存在している。しかし、その手法は、本田鑑定のチャートと、科警研が独自に泳動したアレリックラダーのチャートや全く別の試料のチャートを並べて、目視により比較対照してピーク位置の「ズレ」を推測するというものであり、全く的外れな内容である。

すなわち、STR型の自動解析装置における型判定では、各回のサンプルの泳動毎に「同一環境・同一条件」で、アレリックラダー、ネガティブコントロール、ポジティブコントロール及び未知のサンプル（鑑定対象のサンプル）が、それぞれサイズマーカールと共に同時に泳動にかけられる。そして、サンプルと同時に泳動にかけられたアレリックラダーの泳動情報との比較対象によって、自動的に計算された型が表示（アリルコール）されるのである（再弁書298・本田陳述書、同294、同295・各文献）。

ところが、科警研の職員らは、「異なる環境・異なる条件」で、別の機械で流されたアレリックラダーの泳動像を表すエレクトロフェログラムチャートと、本件鑑定のエレクトロフェログラムチャートを並べて、目視での比較対照を行って型判定を検証するなどという手法をとっており、これは、アレリックラダーの基本原理に照らして無意味かつ誤りである。

(ウ) 本田教授の誠実な対応について

繰り返すが、本件鑑定に際し、本田教授は、血液由来のDNA型の鑑定を求める裁判所の要望に応えるべく、細胞選択的抽出法を考案・適用し、また、裁判所からの求釈明にも十分に対応してきており、その姿勢は真摯かつ誠実なものである。

例えば、本田教授は、裁判所からの釈明に応じて提出できる限りのチャートを提出し、自ら進んで自身のDNA型を明らかにするなどの対応をしている。ところが、山田教授は、同様の釈明を受けながら、鑑定書に添付したごく一部のチャート図以外の提出には全く応じず（再弁書95）、また、自身のDNA型も明らかにしていないのであって、その対応の違いは明らかである。

そして、このような本田教授の真摯かつ誠実な姿勢に照らせば、本田教授が、あえて型判定の結果を改変するなどという行為に及ぶはずがない。仮に、本田教授が自身のDNA型との一致を隠匿しようなどと考えたというならば、その一部のアリの判定のみを改ざんするなどという無謀な行為に及ぶよりも、端的に、そのような実験結果そのものを「検出不能」であったなどとして提出しないという対応（つまり、鑑定書で型を検出したと報告するチャートのみを提出し、それ以外のチャートは全く提出に応じないという山田教授と同様の対応）を選択すれば済むだけのことである。

本田教授は、自身が行った鑑定の結果について、何ら操作することなくありのままに全てを提出している。このことは、本田鑑定において、本田教授自身もコンタミネーションの可能性を肯定する鉄紺色ズボンに関する検査結果や、対照資料に関する血液型DNA鑑定の結果など、現に検察官の批判の材料に利用されているデータについても、チャート図を含めてありのままに全てが報告されていることから明らかである。

それにもかかわらず、上記のように原理的に誤った主張を前提として、「本田教授が故意に実験結果を改変した疑いがある」などと指摘する検察官の主張や、その元とされた科捜研関係者らの主張は、もはや、本田教授に対するきわめて不当な誹謗中傷であると言うほかない。

5 終わりに

ここで、DNAに関する弁論を締めくくるにあたり、重要なことを指摘しておきたい。それは、本件再審公判の基礎となった第2次再審請求審において、5点の衣類や被害者の着衣を現に見て、触れて確認し、それに対する様々な検査を行い、自らが収集した客観的なデータに基づいてDNA型を検出し判定するという鑑定作業を実際に行ったのは、本田教授と山田教授の2名だけだということである。

そして、本田教授とともに5点の衣類のDNA鑑定に現に取り組んだ山田教授は、むしろ、本田教授の立場や見解は「間違っていない」と明言している。ここに、改めて山田教授の証言部分を確認しておく（再弁書101・山田反対尋問35～37頁）。

弁護人：標準的なPCRの28回というサイクルを採用している限りにおいては、ドロップインということは余り考慮しなくてよくて、再現性を特に見ないんだと、出ている型はきちんと出た型なのだという評価をすることは、間違っているでしょうか。

山田：間違っていないと思います。

弁護人：本田先生の鑑定では、PCRの回数を28回というマニュアルどおりに設定し・・・(中略)・・・余分なアシルが追加されてしまうというリスクを自分は回避したんだという御趣旨ですが、これが間違っているというふうに思われますか。

山田：思いません。

～(中略)～

弁護人：本田先生の立場では、きちんと28回の中で行っていて、ドロップアウトは起こっているかもしれない、しかしドロップインは起こっていないと判断していると、だからここに出た型は鋳型DNAがもともと持っている型なのであると、そのように判断したというお立場は、これは間違っていると思われますか。

山田：思いません。

～(中略)～

弁護人：それ(※増幅回数を増やしてより多くの型を検出したいという考え)が証人のお立場なんですね。

山田：はい。ですから、本田先生は本田先生で、28回をきっちり守る、これは素晴らしい姿勢だと思います。ただ、私は鑑定人として、出ないものよりも、出したいという気持ちがありますので、そちらの回数(※30回と35回)を選びました。

このような山田教授の証言は、実際に、著しく劣化の進んだ状態の厳しい条件の資料を対象として、きわめて困難な本件鑑定に取り組んだ者が、その実体験に基づいて発した言葉として、大変に重いものと受けとめられなければならない。

これに対して、検察官が、本田鑑定を非難する目的で提出してきた実に様々な意見書の作成に関与した研究者らは、誰一人として、実際に5点の衣類を見たこともなければ触れたこともなく、5点の衣類を元にDNA鑑定を実施した

実験データを持っている訳でもない。要するに、これらの研究者らは、単に机上で想像した理屈を述べているに過ぎない。

既に詳論してきたとおりではあるが、検察官が本田鑑定に対して向けている様々な批判は、結局のところこのように空虚なものであって、およそ本田鑑定の信頼性を否定できるものではない。

改めて、本田鑑定が示したとおり、5点の衣類の白半袖シャツの右肩部分に付着した血痕のDNA型は、巖さんとは一致せず、巖さんは本件の犯人ではあり得ない。

第5 はけないズボン

1 鉄紺色ズボンに関する検察官の証拠隠しと虚偽の主張

(1) 確定控訴審において、昭和46年11月20日、昭和49年9月26日、及び昭和50年12月18日の3回にわたって着装実験が行われた。巖さんはいずれの着装実験でも、鉄紺色ズボンのサイズが小さく、鉄紺色ズボンを穿けなかった。

鉄紺色ズボンを巖さんが穿くことはできないことから、鉄紺色ズボンが巖さんものではないことは、確定控訴審時点で明らかになっていた。

(2) 巖さんが鉄紺色ズボンを穿けないという弁護人の主張に対して、控訴審判決は鉄紺色ズボンが収縮した等として、弁護人の主張を退けていた。

鉄紺色ズボンが収縮したとされた最大の根拠は、鉄紺色ズボンのタグの「B」であった。鉄紺色ズボンには、その前開き部分内側に布製のタグが縫い込まれており、そこには「寸法4、型B」と表示されている。

鉄紺色ズボンを縫製納品した藤定株式会社の専務取締役である尾関宏夫は、確定控訴審において、当時はまだ一般にズボンの既製服について通産省の規格どおりに製造する業者は少なく、藤定株式会社もこれに従っておらず独自の規格で製作していたこと、当時寸法はやや太めであって、腰ま

わりは4号のY体（若向き）で76センチ、A体（普通）で80センチ、AB体（A体とB体の中間）で82センチ、B体（肥満体）で84センチという寸法であつたこと、実際の縫製は寸法よりプラスマイナス1センチの誤差が許されるが、多くは1センチ以内で小さめに作られること等を証言していた（確28分冊2683丁）。

尾関の証言等から、確定控訴審判決は、「本件ズボンの腰まわりの寸法は前示「B4」の規格寸法84センチより約1センチ小さく縫製され、小売店でさらに3センチつめられたとしてもなお約80センチあることになる」と認定し、巖さんは「本件発生時には本件ズボンを優にはけたものと認められる」とした（第1・2・イ（ア））。

- (3) ところが、第二次再審請求において、尾関の供述調書等が検察官から開示された。その内容は驚くべきものであつた。尾関は、昭和42年9月18日の警察官の事情聴取に対して、鉄紺色ズボンのタグの「4」はズボンの寸法を表す数字であり、4号が腰回り約76cmであること、糸岡株式会社から仕入れた6602番の布地A色、B色、C色の内B色の布地が使われており、タグの「B」が生地の色を示していること等を供述していたのである（再弁書111）。この供述を踏まえて確定控訴審における尾関の証言を検討すると、たしかに尾関はズボンのB体が84cmである旨証言しているものの、その証言は鉄紺色ズボンのタグに表示された「B」とは無関係な場面で証言していることがわかる。B体が84cmである旨の尾関の証言と鉄紺色ズボンのタグの「B」と結びつけたことは、確定控訴審裁判所の誤解だったのである。

検察官は、昭和51年に控訴審判決が言渡されてから、平成23年に上述の尾関の供述調書等が開示されるまでの間、実に35年以上もの長きに渡って、裁判所の認定と検察官手持ち証拠が矛盾していることを認識し、又は認識し得たにもかかわらず、そのことを指摘せず、検察官手持ち証拠

を弁護人に対して開示することもなかった。そればかりか、検察官は、裁判所の誤解に便乗し、自らの手持ち証拠と矛盾する主張をしてきた。検察官は、上告審の弁論において、「本件ズボンのサイズがB 4号であるとする原判決の認定を疑う余地は全くない」等と主張をし（確30分冊3400丁第一・三・3）、これ以降上述の証拠開示がなされるまでの間、鉄紺色ズボンのサイズがB体4号である旨の虚偽の主張を続けてきた。

このような検察官の訴訟態度は、真実発見という刑事訴訟法の理念からかけ離れたものである。

2 鉄紺色ズボンの本来のサイズ

- (1) それでは、鉄紺色ズボンの本来のサイズをどのように考えればよいのか。

「5点の衣類」は、その期間が1年以上か短期間かはともかく、一定期間みそづけにされていたことには当事者間に争いがない。鉄紺色ズボンの本来のサイズを考える上で、みそづけとその後の乾燥による影響を考慮する必要があることは否定できない。

- (2) 尾関の供述調書（再弁書111）、尾関の供述録取書（再弁書113）、深井和江の供述調書（再弁書15）等によれば、鉄紺色ズボンのサイズはY体4号である。Y体は、規格としては腰回りのサイズは76cmであるが、プラスマイナス約1cmの誤差がある（尾関証言・確定28分冊2683丁）。鉄紺色ズボンのウエストは約3cm詰められた形跡があることから、鉄紺色ズボンの腰回りは約73cmであったと推測できる。

- (3) 確定控訴審において、砺波教授が、紺色ズボンが1年以上みそ漬けにされたときにその生地が縮むか否か等の鑑定を実施している。砺波教授の鑑定は、鉄紺色ズボンの裏地や芯地が収縮し、見かけ上の収縮が生じていること等を示していた（確定28分冊2615丁）。砺波鑑定は、みそ漬けにより鉄紺色ズボンが縮んだという裁判所の認定の根拠の一つとされてきた。

共立女子大学家政学部の間壁治子教授は、平成１２年、弁護団の依頼によりズボンのサイズに関する鑑定を実施した（再弁書１０８）。

間壁教授は、砺波鑑定の信用性を検討するために、ウール地を水、塩水、味噌に漬けるモデル実験を実施した。その結果、収縮は最大１％程度であり、いずれの条件でもほとんど生地が収縮しないことが明らかになった。間壁教授は、砺波鑑定で収縮率が高い原因は、ウールのズボンを家庭用洗濯機で洗濯した点にあるか、ズボンの計測方法に不適切な点があったと推測している。

他方、間壁教授は、砺波鑑定書の中で織密度によるウエストサイズの推測の方法は妥当であるとし、鉄紺色ズボンのウエストサイズを７２．３４cmから７３．４cmとした砺波鑑定の結果は信頼できるとしている。

その上で、間壁教授は、鉄紺色ズボンと茶格子縞ズボンの採寸結果報告書からすると、鉄紺色ズボンのサイズがみそに漬かっていたため本来のサイズにより収縮していたとしても、ウール地をみそに漬けた場合の収縮が最大１％程度であることからすると、鉄紺色ズボンと茶格子縞ズボンを同一人が同時期に着用していたものとは考えられないとしている。

なお、間壁供述が参照した採寸結果報告書（再弁書１０８別紙２）は、弁護人作成のものであり、鉄紺色ズボンのウエストが７１．５cm、わたりが５７cmと報告されている。この報告書における採寸者は、西武百貨店静岡店注文服技術室室長の湯浅幸男という採寸の専門家であり、その計測結果は信用できる。

- (4) 鉄紺色ズボンのサイズがＹ体４号であること等から本来の腰回りが約７３cmである推測できる上、その推測は間壁鑑定が支持する砺波鑑定によるウエストサイズの鑑定結果と整合する。鉄紺色ズボンの本来のウエストサイズは、約７３cmであったのである。

巖さんが事件当時使用していた茶格子縞ズボンのウエストが約76ないし80cmであることからすると、鉄紺色ズボンはウエストサイズが一回り小さい。鉄紺色ズボンと茶格子縞ズボンを当時の巖さんが共に着用していたことは不自然である。

3 巖さんの体型が変化していないこと

- (1) 巖さんが鉄紺色ズボンを穿けなかった理由について、検察官は、巖さんが身体拘束に体重が増加し、体型が変化したからとしている。確定控訴審における装着実験のとき、巖さんの体重は61.5kgから62kgであった。これに対して、身体拘束前の巖さんの体重は55kgであった。このことから、巖さんは身体拘束後に体重が増加して体型が変化しており、鉄紺色ズボンを穿けなくなったというのである。

しかし、検察官が身体拘束前の巖さんの体重として挙げているのは、昭和40年11月8日時点の体重である。事件直前から逮捕直後までの体重と比較するのであればともかく、事件当日の7か月以上前の時点の体重と比較することには意味がない。

- (2) 巖さんは元プロボクサーであり、主にフェザー級で試合をしていた。最高位は日本フェザー級6位である。プロボクシングのフェザー級の体重制限は126ポンド（約57.15kg）である。昭和40年11月8日時点の55kgという体重は、フェザー級の上限と比較して約2kgも軽い。

プロボクシングを始めとする階級制の格闘技では、同じ階級であれば体格が大きいほうが有利になる。一般的な選手は、試合前に減量をし、通常よりも何kgも体重を減少させてから試合前の計量に臨む。フェザー級の選手であれば、通常の体重は少なくとも60kgを超えていたと考えるのが自然である。試合前の計量時よりも約2kgも軽い体重を常時維持していることは考えがたい。昭和40年11月8日時点に体重が55kgであったの

は、巖さんが何らかの理由により通常よりも体重を減少させていたからである。

巖さんは、昭和40年1月にこがね味噌に採用された後に、プロボクシングで復帰することを視野に入れてトレーニングをしていた。昭和40年11月ころには、当時フェザー級の一つ下の階級であったバンタム級での復帰を目指していた（再弁書438）。プロボクシングのバンタム級の体重制限は、118ポンド（約53.52kg）である。55kgという体重は、巖さんがバンタム級での復帰を目指し一時的に体重を減少させてきたときの体重なのである。この体重を何ヶ月間も維持できる訳がない。

- (3) 巖さんが逮捕されたのは、事件から1か月半後の昭和41年8月18日のことであるが、当時の記録には「161cm位、丸顔、小太り」ある（確21分冊1606丁）。

また、逮捕から2か月後の昭和41年10月18日、清水警察署から静岡拘置所に移送された時点では、体重が61kgであった（確21分冊1707）。10月18日といえば、逮捕から2か月も経過しており、過酷な取り調べの中で体重なども減っていたと考えるのが普通である。このことから、巖さんの通常の体重は、60kgを超えていたことがわかる。

巖さん自身も、確定控訴審の被告人質問において、「ボクサーは普通の生活では体重はオーバーするのですか」「当然試合のときは減量するのですか」「普通の生活をしていれば65キロくらいですか」等の弁護人の質問に対して「はい」と回答している（確27分冊1811丁）

また、確定控訴審における装着実験において、巖さんが茶格子縞ズボンを穿くと、問題なく穿けている。このことから、事件当時と身体拘束後とで巖さんの体型は大きく変化していないことがわかる。

身体拘束後に体重が増加して体型が変化したという事実はない。

- 4 鉄紺色ズボンを穿けないのは太腿が入らないからであること

- (1) 鉄混色ズボンのサイズに関しては、ウエストサイズのほかに、わたりのサイズも考えなければならない。わたりとは、ズボンの太ももの付け根のことである。

確定控訴審における装着事件の写真を見ると、鉄混色ズボンの太もも部分のサイズが巖さんの太ももと比較して小さすぎ、鉄混色ズボンを穿こうとすると巖さんと太もももの途中でズボンが上がりなくなっていることがわかる。ウエストサイズが小さいだけであれば、巖さんの下腹部が鉄混色ズボンにおさまった上で、鉄混色ズボンの前開き部分を閉じることができない、という状態になるのであろう。ところが、装着実験では巖さんの下腹部が鉄混色ズボンにおさまっていない。

巖さんが装着実験で鉄混色ズボンを穿くことができなかったのは、鉄混色ズボンのウエストサイズが小さすぎたからではなく、わたりのサイズが小さすぎたからなのである。

- (2) 静岡大学教育学部の澤渡千枝供述は、平成19年、弁護団の依頼により鉄紺色ズボンのサイズに関する鑑定を実施した（再弁書267、268）。

澤渡教授は、繊維の縦糸の本数と糸密度から鉄紺色ズボンのサイズを推定した。澤渡教授が用いた方法は、砺波教授が用いたのと同様の方法であり、上述の通り、砺波鑑定を批判する間壁鑑定でもその方法の妥当性が肯定されているものであるから、信用できる。その結果、みそ漬けにされる前の鉄紺色ズボンのわたりのサイズは56.4cmから58.0cm、大腿中央（これは、わたりから20cm下の箇所のことである。）のサイズは43.7cmから44.9cmと推定している。

澤渡教授は、控訴審における装着実験の際の巖さんのヒップサイズが90.5cmであったことから、巖さんに適合するズボンのわたり幅を63.32cmと推定し、鉄紺色ズボンが巖さんの体型に適合していないとしている。

その上で、澤渡教授は、確定控訴審における装着実験で巖さんが鉄紺色ズボンをはけなかった理由を、わたり及び大腿中央部分のもともとのサイズが、巖さんが日常着用していたズボンのサイズないし巖さんに適合するズボンのサイズよりも小さすぎるためであるとしている。

- (3) 間壁鑑定添付の採寸結果報告書（再弁書１０８別紙２）によると、茶格子縞ズボンのわたりは６４ｃｍである。澤渡第３鑑定から推定される鉄紺色ズボンのわたりのサイズが５６．４ｃｍから５８．０ｃｍであるから、茶格子縞ズボンのわたりはそれよりも６ｃｍ以上も大きい。これは、鉄紺色ズボンと茶格子縞ズボンを当時の巖さんが共に着用していたとするには、甚だ不自然である。

鉄紺色ズボンは、当時の巖さんの体格からするとそのわたりのサイズが小さすぎるのであり、それゆえに巖さんは鉄紺色ズボンを穿けなかったのである。

- (4) ところで、「５点の衣類」が警察によるねつ造であるという弁護人の主張に対しは、ねつ造であるのであれば巖さんに穿けないズボンを準備することは不自然である等と指摘されてきた。これも、ねつ造した者がわたりのサイズを見落としていたからと考えれば、素直に理解できる。

巖さんが逮捕される間使用していた皮製バンドは、内径が約７２．６ｃｍないし約７３．０５ｃｍとなる穴が他の穴より広がっている。警察は、何らかの方法によりこの情報を把握しており、巖さんが着用しているズボンのウエストサイズを約７３ｃｍと推測した。そこで、巖さんの体格に適合すると思われる鉄紺色ズボンを準備し、ウエストサイズを約３ｃｍ詰めて、ウエストサイズが約７３ｃｍになるように調整した。だからこそ、警察は、「５点の衣類」が「発見」された後の巖さんの実家に対する搜索差押において、皮製バンドを搜索差押の対象にしたのである。

ところが、警察はわたりのサイズを見落としていた。間壁鑑定添付の採寸結果報告書によれば、茶格子縞ズボンとみそ漬け後の鉄紺色ズボンのサイズを比較すると、全体的に鉄紺色ズボンの方が小さく、特にわたりは7 cm、大腿中央は5.4 cmも小さく、サイズの差が大きい。鉄紺色ズボンは、当時の巖さんが着用していたズボンと比較すると、太腿の部分が細すぎたのである。

警察は、巖さんがズボンをはけるズボンを準備する中で、ズボンのウエストサイズのみに着目し、わたりのサイズは気に留めなかったのではないか。そのため、巖さんは鉄紺色ズボンのわたりのサイズが小さすぎるために穿くことができず、ねつ造された証拠である鉄紺色ズボンを巖さんが穿けないという事態が生じてしまったのである。

第6 「5点の衣類」の損傷状況

1 はじめに

5点の衣類の白半袖シャツとねずみ色スポーツシャツの右袖上部には穴があった。そして、鉄紺色ズボンの右すね部分には裏地にまで達するかぎ裂きの損傷あった。

一方、巖さんの右上腕部には、事件直後から1、5センチの横に走る傷があった。消火作業中に負った傷である。そして、逮捕後自白した頃には、巖さんの右すねには「8センチのかぎ型」と自白調書に記載されている傷があった。

検察官は、これが5点の衣類が巖さんのものであるという証拠だと主張している。

しかし、むしろ、これらの衣類の損傷こそが、捜査機関が5点の衣類をねつ造したことの具体的な証拠であることを弁護人は本公判廷において客観的証拠から明らかにした。以下、この点について詳述する。

2 ズボンについて

(1) 巖さんの脛の傷は逮捕後に出来たものであること

鉄紺色ズボンには左右前部分に数か所の損傷があり、右脛にあるかぎ裂き様の損傷は裏地にまで達していた。

この点については、5点の衣類が発見された際の実況見分調書には、ズボンの損傷について

「ズボン前面には5個の損傷がありこれを詳細に検すると、右足部に外側の縫い目より7センチ、裾から22センチのところに逆L字型（ㄟの如く）のかぎ裂き様の損傷1個あり、大きさは横に2，5センチの線の、向かって右端から下方へほぼ直角に4センチのものである。」と記載されている。

また、この鍵型の損傷については、「裏生地にもまで及んでおり裏生地の白化せん様のものも損傷が生じている。」とされており、見取図も作成されている（確17分冊2274丁：昭和42年9月4日付春田竜夫の実況見分調書、鉄紺色ズボン昭和41年押第155号の99）。

実況見分を行った捜査官は、公判でも、5点の衣類の破れについて聞かれ、ズボンの右足が2か所左足に3か所破れがあったと証言している（確5分冊1733丁：第18回公判調書証人春田竜夫）。

そして、検察官は、巖さんも脛に傷を負っており、ズボンにも傷があるのは、ズボンが巖さんのものである証拠だ、と主張している。

しかしながら、先の東京高裁決定でも認められている通り、そもそも、逮捕された時点では、巖さんは脛に傷などおっていなかった。この傷は、まさに、違法な取り調べの中で巖さんが警察官らから負わされた傷なのである。

すなわち、まず、警察官は、巖さんの逮捕前や逮捕時の昭和41年8月18日に、鈴木完夫医師まで立ち会わせて上令状に基づく詳細な身体検査

を行い、踵（かかと）の裏にある小さな古い傷跡や、パンツの下にある古い傷（「右下腰部２か所切創」「右腰部下古い切創」）まで念入りに巖さんの傷を調べている。

しかし、ズボンの裏地まで破れるほどの重傷だったはずの脛の傷については一切記載されていない。要するに、逮捕された際には巖さんの右脛には傷など存在しなかったのである（再弁書２６３、確１５分冊１８９８丁、確２７分冊１６０６丁）。

そして、巖さんが「専務と格闘になり、向う脛を蹴られた」と自白させられた後に（確２７分冊１９４３丁、確２０分冊２７１２丁）、警察官らが、身体検査と傷の鑑定を行っているその時になって初めて脛の傷が出現している（確１６分冊１９０９丁及び１９６５丁、確４分冊１３１５丁及び１３０６丁、確１７分冊２２７４丁）。この点は、弁護人が公判廷において証拠により示した通りである。

(2) ズボンは、巖さんの自白にあわせて作られたものであること

以上の客観的証拠からはっきり言えることは、巖さんが「専務に蹴られた」と自白させられた右脛の傷は逮捕後にできた傷であったということである。

捜査官は、逮捕後に自らの暴行により巖さんに負わせた傷を利用して「専務と格闘になって向う脛を蹴られた」と自白させた。

すると、実際には事件当時巖さんの右脛には傷がなかったにもかかわらず、逮捕後にできた傷、しかも、自白にあうような傷があるズボンが都合よく出てきた。しかも、ズボンには、自白調書に記載されている通りの「かぎ型の傷」に合わせたかぎ型の損傷まで付けられていた。

この点、実際に写真に残されている巖さんの傷はかぎ型ではない。しかし、警察官は取調べの時にこの傷をかぎ型だと認識しており（確２７分冊

1943丁)、それに合わせたようにズボンにもかぎ型の損傷があるのである。何とも不自然な話である。

さらに言えば、本来、人に蹴られたくらいでズボンに裏地まで破れる傷がつくはずはないが、このズボンには裏地にまで達する損傷がある。自白に合わせて作ったものの、やはり、ほころびが生じているのである。

(3) 小括

以上の事実が示すことは、このズボンが巖さんの脛の傷に合わせて作出されたものということである。

そして、このズボンの損傷をねつ造できたのは、逮捕後にケガを負わせた捜査機関以外にはあり得ないのである。

なお、検察官は、脛の傷について巖さんが事件の際にできたものであることを認めている、などと主張している。しかしながら、裁判においては、既にこの傷が事件の際にできたことを前提に質問がされており、これは何と聞かれた巖さんが、「消火活動の時にできたのではないか」と答えているだけである。巖さんは、逮捕勾留時、連日暴行と脅迫を伴う取り調べを受けていたのであり、体の状態も限界に達していた。意識ももうろうとしていた状態だった（確22分冊189丁）。その様な中で、受傷したとしても、それがいつだったのかなどを記憶しておらず、裁判の時には事件当日に受傷したと思い込んでも不思議はない。検察官の主張に意味はない。

3 白半そでシャツとスポーツシャツの右腕上部の穴

(1) 次に、白半袖シャツとスポーツシャツの右袖上部の穴も巖さんの傷にあわせるために付けられたものであることを述べる。

巖さんは、自白前の取り調べでは、右上腕部の傷を、事件当日の消火活動の際に受傷したものだと言明していた。実際に、事件当日に着ていたパジャマの右袖にはカギ裂きの損傷があり、カギ裂き部分には血が付いていた（確15分冊1700丁、パジャマ昭和41年押第155の1）。

巖さんが消火活動で受傷したと説明していたこの傷について、警察官らは、連日連夜の違法な取調べによって、犯行時にくり小刀で負った傷であると巖さんに自白させた。

その後、5点の衣類が発見されると、スポーツシャツと白半袖シャツの右袖上部には小さな穴があいていた（再甲38、スポーツシャツ昭和41年押第155号の98）。検察官は、このシャツの損傷と巖さんの傷が一致していると主張し、5点の衣類は巖さんの衣類であると主張している。

しかし、弁護人が証拠によって示した通り、この傷に合致した損傷は、当初から問題にされていた巖さんのパジャマにも存在したのであって、その一方で、5点の衣類の白半そでシャツの右腕上部にも、内側から巖さんと同じ血液型の血がついており、しかも、白半そでシャツやスポーツシャツにもその辺りに損傷がある。巖さんのケガに、一見合致するような損傷が2つもあるのである。

この様な現象について常識的に考えれば、たまたま、巖さんと同じ血液型で同じような傷を負った人物が5点の衣類を隠したなどという偶然はおよそ考えられないのだから、パジャマか、5点の衣類か、どちらかが意図的に作られたものであると考えるのが自然である。

そして、パジャマは、事件直後から多くの目撃者もある中で、損傷が存在していたものであることを考えると、合理的に考えれば後から「発見」された5点の衣類が作出されたものと推測するべきである。

それに加えて、弁護人は、以下の2点から、5点の衣類の損傷は巖さんの傷にあわせて作られた偽物の損傷であることを述べる。

(2) まず、第一に、白半袖シャツの血痕の付き方の問題である。

白半そでシャツの血痕の位置は、巖さんの傷から大きく上にずれたところについていた。

この点について、被服を専門とする愛知教育大学・静岡大学の澤渡教授は、シャツを着ている人物が腕から出血している場合、同人の動きに応じて血液がどのようにシャツに付着するかの実験を行い、一定の法則を確認した。

そして、本件における巖さんの傷と白半そでシャツの血痕付着状況はその法則に反しており、白半そでシャツの血痕は、巖さんがこれを着用中に付着したものとは考え難い、という結論を導いた。そして、澤渡教授は、その鑑定について、第2次再審請求審において、裁判所で証言もしている（再弁書265，268）。

(3) 第2に、白半そでシャツとスポーツシャツの損傷の不自然さである。

この点については、白半そでシャツの写真とスポーツシャツの実物を示したが、白半そでシャツには、2つの丸い穴が開いている。その一方で、スポーツシャツには、丸穴が1つしか開いていない。上に着ているはずのスポーツシャツに傷が1つしか空いていないのに下の白半そでシャツに2つあるというのは非常に不自然である。

また、それら損傷は鋭利な刃物でできるようなものにも見えず、巖さんの傷と合致していない。

さらに、先ほどの澤渡教授は、衣類を着用して体に傷を受けた場合に、その衣類の損傷と身体の傷の位置関係がどのようになるかについても実験を行っている。そして、巖さんの傷とスポーツシャツと白半そでシャツの損傷は同一の機会にできたものではない、と結論付けている。

以上の点からすれば、白半そでシャツとスポーツシャツは、巖さんの傷に合うように損傷が作出されていると考えるのが合理的である。

4 以上の通りであり、ズボン、白半そでシャツ、そして、スポーツシャツは、数々の証拠から、「巖さんの服」とされるための作為が加えられていると言わ

ざるを得ない。そうであれば、これらと同じ袋に入っていた他の衣類も巖さんを陥れるためにねつ造された証拠と言わざるを得ないのである。

第7 「5点の衣類」の血痕付着状況

(1) はじめに

5点の衣類が犯行着衣であるとする、血の付着の状態が、多くの説明できないところが見られる。

(2) 被害者の着衣と返り血の関係からみて「ありえない」

検察官は、5点の衣類が犯行着衣であると主張している。その理由は、犯行態様と血の付着状況が整合しているというのである。とくに「犯人は、藤雄さんからもっとも激しく抵抗された」、だから5点の衣類から検出された血液が藤雄さんの血液型であるA型がほとんどだった、というのである。

しかし、これはまったく誤っている。

犯行態様でもっとも重要なところは、刃物による傷は、4人とも同じような部位に集中しており、しかも刺し傷ばかりであることである（確12分冊782丁・昭和41年9月6日付鈴木俊次鑑定書、同813丁・同日付鈴木俊次鑑定書、同841丁昭和41年7月25日付山下英明鑑定書、同871丁同日付山下英秋鑑定書）。これは、被害者が全員、身体を動かせない状態で刺されたことを強く推認させる。被害者は逃げ回ったり抵抗したりすることができなかつたのである。もし、抵抗したり、逃げ回ったりしたところを刃物で攻撃されたとすれば、被害者の傷は、一箇所にとまらなことはもちろん、刺し傷ばかりでなく、切り傷やいろいろな方向からの傷になるはずである。とくに、藤雄氏の傷は、17カ所もあったが、顔面と後頭部の2カ所以外はすべて右胸か右の背中の傷であり、同人が動

かないところを刺されたものと考えられる。しかも、傷のうち8カ所は深さ4 cm以下の浅い傷であった。

つまり、藤雄に関して言えば、心臓の部位を外して、刃物で浅く刺し続けたということである。要するに、藤雄は拘束されたまま、怨恨によるものであろうが、苦痛を与えるために、17カ所も刺されたと考える以外にない。

加えて、証拠からすれば、4人全員が起きていたと考えられる。

4人が起きていたのであれば、衣類を着用していた可能性もあるということになる。

以上のとおりであるから、犯人が返り血を大量に浴びることなどなかったことは間違いないと言ってよい。

したがって、「犯人は、藤雄さんからもっとも激しく抵抗された」という検察官の主張はまったく間違っており、5点の衣類の付着血痕がほとんどA型であることは、むしろ犯行態様と矛盾する事実であると言うべきである。また、この点について、検察官は、何ら反論もできていない。

以上、藤雄について述べたところであるが、前に論じたとおり、藤雄のみが身体を動かさなかったわけではなく、全員が、身体を動かせない状態で、刃物で刺されたものと考えられる。そのため、他の3名においても、身体の同じような部位ばかりを刺されていたと考えられる。

(3) 《万有引力の法則》からみて「ありえない」

これらの衣類に付着している血は、5点の衣類が犯行着衣であれば、犯人が刃物で被害者を刺した犯行時に付いたものでなければならない。ところが、そうすると5点の衣類の血液の付着状況は、きわめて不自然で説明困難なのである。

まず、5点の衣類のどこにも、血が垂れた痕がまったくないことである。

犯人が1人であれば、被害者を刃物により40カ所も次々に刺している
のであるから、被害者からの返り血が犯人の着衣に付いたときは、犯人
は、立って動き回っていたと考えられる。拘束されている被害者らを攻撃
した場合を考えたとしても、犯人はしゃがんでいたかもしれないが、少な
くとも、上半身は、垂直方向であったと考えられる。そうであれば、被害
者の血が犯人の衣服に飛んで血が付いたとすると、付着した血は重力の影
響で必ず下へ垂れるはずである。

もっともわかりやすいのは、上衣の一番外に着ていたと考えられている
スポーツシャツの血痕である。スポーツシャツに付着した血痕には下に向
かって垂れた痕はまったくない。360度すべての方向に染みて広がった
ような血痕の形になっている（再甲37・平成25年5月31日付池田宏
幸捜査報告書）。このことから、平らに延ばして置いたスポーツシャツの上
から血を落として付着させたということが強く推認される。

以上の事実は、5点の衣類が犯行着衣であるという検察官の主張と明ら
かに矛盾すると言うべきである。

(4) 上着→下着という血の浸透順序からみて「ありえない」

5点の衣類は、犯行着衣であったとすれば、同一人物が同時に着用して
いた着衣でなければならない。ところが、5点の衣類の中には、それでは
説明できないところがある。下に着用していた衣類に直接血がついた、と
考えないと説明がつかないということである。

一番わかりやすいのは、ズボンの下にはいていたと考えられるステテコ
である。ステテコには左右の太ももから下の部分にかけて、多量の血痕付
着部分がある。これに対して、対応するズボンの裏生地には、はっきりし
た血痕の付着が認められない（前記捜査報告書）。

上記の付着状況について、一次再審の東京高裁決定は、「犯行時に、ズ
ボンを脱いだ可能性もある」（同決定67頁）などと述べている。しかし、

こんな強盗殺人犯がいるはずがない。東京高裁の裁判官が、説明できない事実について苦しまぎれにした認定と言ってよいが、同じ法律家として恥ずかしい限りである。

この点、検察官は「衣類を着替えるために脱いだときに、血の付いた他の衣類から付いた」などとも言っている。しかし、血が染みこんだ衣類が、他の衣類に触れただけであんなに大きな血痕になるとは考えがたい。

そもそもステテコには、もっとも多量の血が付着しているのである。そうすると、どの衣類から血が付いたというのであろうか。

また、ステテコは、麻袋から取り出したとき、裏返しになっていた（確17分冊2274丁・昭和42年9月4日付春田龍夫実況見分調書2284丁）。しかし、ステテコの血は裏側からではなく、表側から付いていた。そうすると、検察官の主張では、犯人がステテコを脱いだときには表側であり、それに他の衣類が重ねられたことで表側に血が付いたが、犯人はそこで裏返しにして麻袋に入れたということになる。しかし、そんな不自然な付着の仕方は到底考えられない。検察官の説明は、まったくつじつまが合わないのである。

スポーツシャツと白半袖シャツの右胸の部分にも、上から染みこんだものとは説明できない血の付着状況が認められる。これも、写真から一目瞭然である。

白半袖シャツには、胸のあたりに盛り上がった血の固まりのような部分が認められる（前記捜査報告書白半袖シャツカラー写真）。しかし、血液は、衣類に付着すればすぐに浸透し、盛り上がるような血痕を作ることはない。すると、上記事実は、端的に何者かが白半袖シャツに対して固まりかけた血を直接付着させたということを示すものである。この事実も、ねつ造の重要な裏付けと言ってよい。

しかも、この盛り上がったような血痕には、人の手によってそぎ落とされたような痕が残っている（同白半袖シャツカラー写真）。発見されたときにすでにそぎ落としたような痕があったのであるから、タンクに入れる前からのものである。しかし、犯人がわざわざ、付着した血をそぎ落として麻袋に入れるなどという行為をするはずはない。ねつ造した者がそぎ落とした、以外に説明はできないのである。上記事実も、端的にねつ造を裏付けているというべきである。

ところが、5点の衣類発見後に警察官が、「血痕を採取」などと説明書を付けている（前記捜査報告書「血痕を採取」との文字の写った写真）。しかし、上記の説明を書いた警察官は、これが「血痕を採取」した痕であることをどうして知っているのでしょうか。本人か仲間が「血痕を採取」しない限り、このようなことを書けるはずがない。ここからも、ねつ造したのは捜査機関であることがよく理解できる。

さらに、白半袖シャツの背中の裏側部分には、広範囲に直接血が付いた部分が確認できる。犯行時、下着の背中に直接被害者の血が付着することはありません。まして、その下着の裏側に直接血が付くことなど、絶対にないと言ってよい。

以上の事実は、これまでまったく指摘されていなかった事実であるが、ねつ造を裏付ける、きわめて重要な事実というべきである。

また、衣類のうち一番下に穿いていたはずの緑色ブリーフには、B型の血痕が付着していたが、ステテコからもズボンからもB型の血は検出されていない（確17分冊2348丁佐藤秀一鑑定書）。このことだけで、ブリーフに血が付着していること自体、ねつ造の証拠であると言ってよい。

ただし、この点については、左手中指を切った巖さんが、ブリーフを脱ぐときに付いたものという説明をされることがある。しかしそれでは、緑

色ブリーフの表面の左側だけでなく、右側の特に裏側の相当な広範囲にB型の血がついていたことの説明ができない。

また、衣類を脱ぐのは、ズボン、ステテコ、ブリーフという順のはずであるが、ズボンやステテコにはB型の血が付着していない。ズボンやステテコには触れないでブリーフを脱いだということであろうか。あるいは、ズボンやステテコを脱ぐときには出血していなかったが、ブリーフを脱ぐときには血が出てきたというのであろうか。

これらの点においても、検察官の立証は矛盾だらけと言わざるをえない。

同じ理由から、スポーツシャツや半袖シャツにB型の血の付着がないことも疑問である。衣服を脱いだときに手で触れざるをえないからである。

もっとも、左手中指の怪我をした巖さんの血が、ブリーフだけについたという説明は、ズボンに絆創膏が入っていたことからすると、はなはだ不合理である。絆創膏は、怪我をしたから取りにいったはずである。そうだとすれば、絆創膏を見つければ、すぐに傷口の手当をするはずである。ところが、絆創膏で手当をしたにもかかわらず、ブリーフに染み渡るほどの血が付いたというのであろうか。やはり、検察官の立証は受け容れ難いものと言ってよい。

(5) ズボンの素材の性質からみても「ありえない」

そもそもズボンには、はっきりした血液付着は認められない。うっすらと血液が付着しているように見える程度であった（前記佐藤秀一鑑定書2349丁）。これについて検察官はどのように説明するのであろうか。

ズボンは「毛100%純毛製品」と表示されていた（前記実況見分調書2291丁）。ウールの生地は、水をはじくことが知られている。そのため、血液もみそから出る液体も浸透しにくいのである。そうすると、ねつ造の際ズボンを平面において血液を垂らしても、あるいは麻袋の中に衣類

を入れてみそから出る液体に浸しても、なかなか染みこまなかったはずである。それでは、犯行着衣のように見せかけることはできない。

その場合、ズボンをいったん塩水や、岩崎和一の説明のように、醤油を作るもろみなどに浸して絞り、十分水分をしみ込ませておけば、そこに血液やみそから出る液体をしみ込ませることは、容易になる。

そうすると、血液やみそから出る液体の色は当然薄くなるように思われる。しかし、ズボンの裏生地には血液やみそがあまり付着していない状態、あるいは色がむらになっている状態をみると、こんな細工をした可能性も推認すべきと考えられる。

さらに、このように考えてくると、ステテコや半袖シャツに、みそ色にほとんど染まらなかった部分があるのは、前述のように、全部の衣類を麻袋に入れ、先に別の液体に浸したあとにみその中に入れたからなのかもしれないと考えられる。

(6) 麻袋の状態からも「ありえない」

最後に、5点の衣類が入っていた麻袋にも触れておく。

あれほど血まみれになった衣類を入れたのにもかかわらず、麻袋には目に見える血痕はなかったとされている（前記佐藤秀一鑑定書2350丁）。これは、血液がある程度乾燥してから、麻袋に入れたということなのであろう。しかし、血のべったり付いた犯行着衣を犯人が隠そうとしたとき、すぐに麻袋に入れずに、しばらくの間、別のところに乾くまで待つであろうか。この点も、犯人の行動としては考えられない部分である。ねつ造を強く推認せざるを得ない。

第8 砺波鑑定におけるズボンと麻袋との比較

- 1 確定前の控訴審の東京高裁では、5点の衣類のズボンと同じ純毛の生地がみそ漬けによってどんな影響を受けるか鑑定が行われた。砺波鑑定である。砺波

鑑定の際に、純毛の繊維を麻袋に入れ、あるいはズボンを麻袋に入れて5点の衣類が入っていたと同じ材料で製造された赤みそに漬けた実験が実施された。そのときのみそ漬けになった麻袋やズボンと5点の衣類の入っていた麻袋やズボンと比較すると、5点の衣類がほとんどみそに漬かっていないことが明白なのである。

- 2 最初の砺波鑑定（確25分冊の1昭和47年8月11日付鑑定書）では、小さな麻袋に、純毛の繊維や発見された共布を入れて、みその中に76日間漬けている。

みそ漬けにされたのは、昭和47年1月であるから、5点の衣類が発見されたときから4年くらい経過したときに行われた実験である。

- 3 鑑定の際に使われた麻袋が保管されている（昭和44年押第63号符号123）ので、5点の衣類が入っていた麻袋（昭和41年押第155号符号102）と比較すると、2つの麻袋の現在の状態が全く異なることがわかる。

5点の衣類が入っていた麻袋はいまでも明るい茶色を呈している。これに対して、小さい方は鑑定に使用された麻袋であるが、みそがべつとりと付着して変色し、真っ黒と言ってもいい状態である。しかも、麻袋の目がみそによって潰れている。みそによって目が埋まったということである。これに対して、5点の衣類の麻袋は、汚れがとても少なく、麻の目の隙間から反対側が見えるほどである。これらについては、いずれも第6回公判廷において実物を示した通りである。

要するに、5点の衣類の麻袋は、上記実験の麻袋に比して、ごく短期間しかみそ漬けになっていないことが強く推認される。

- 4 5点の衣類のズボンとほぼ同じ生地と同様のズボンを製作し、同ズボン使った砺波鑑定（確28分冊昭和49年12月5日付鑑定書）は、昭和49年に行われたものであるが、同鑑定では同ズボンを103日間みそ漬けにしている。約3ヶ月位ということになる。このズボンと5点の衣類のズボンを比較する

と、以下のとおりやはり5点の衣類がごく短期間みそ漬けになったことが推認される。

ズボンの表側は、どちらも同じように見える。ズボンがともに黒っぽい色であるため、みそが浸透しても、あまり変化がないように見える。

しかし、裏地の色を比較すると、裏地の色は、明らかに鑑定のズボンの方が、濃い色を呈している。鑑定のズボンは濃い焦げ茶色と言ってよいが、5点の衣類のズボンは、薄い茶色を呈しているにすぎない。これらについても、いずれも第6回公判廷において実物を示した通りである。

要するに、鑑定に使用したズボンの方がたかだか3ヶ月間しかみそに漬かっていなかったにもかかわらず、みそから出たたまり、すなわちみその浸出液が5点の衣類のズボンよりも、よくしみ込んでいたということである。

- 5 繰り返しになるが、最初の砺波鑑定も、ズボンを入れた鑑定でも、使われたみそは、1号タンクに入っていたみそと同様のみそであった（昭和47年8月11日付鑑定書4頁、昭和49年12月5日付鑑定書2620丁）。こがねみその元従業員らが協力して、事件当時の1号タンクと類似のみそで実験したのである。もちろん、麻袋も、5点の衣類が入っていたと同様のものである。ただ、みそに漬かっていた期間が、2回の鑑定とも、5点の衣類で言われている1年2ヶ月間と比較すると、きわめて短期間なのである。

にもかかわらず、鑑定に使用された麻袋やズボンと比較すると、5点の衣類の方がみそに漬かっていた影響が明らかに小さいことが明白である。これらの事実からも、5点の衣類が1年2ヶ月間もみそに漬かっていたとはどうてい考えられないということは明らかというべきである。

そして、検察官は、上記点については、何も反論ができていないことも指摘しておく。5点の衣類が1年2ヶ月間みそに漬かっていたという前提で、それがズボンやその生地にどのような影響を与えるかをみるために実施した鑑定であるにもかかわらず、鑑定に使用した麻袋もズボンもみそ漬けの影響の程度が

5点の衣類の麻袋やズボンよりもはるかに大きかったため、これに反論することはとうてい不可能なのである。

第9 緑色ブリーフが巖さんのものではないこと

1 巖さんは、もともと実母ある袴田ともさんが、近くの清水屋洋品店で購入して送ってくれた緑色ブリーフを1枚持っていた。こがねみその寮はみそ工場の2階であり、1階には風呂場があったため、とくに夏の間は寮に住んでいた巖さんらは裸に近い格好で動いていたことから、こがねみそ従業員の多くが、巖さんが緑色ブリーフを持っていたことを知っていた。そのため、5点の衣類が発見されたとき、その中に緑色ブリーフが入っていたことで、同衣類が巖さんのものであると思い込んでしまったのである。

2 しかし、5点の衣類が発見されたとき、巖さんの家族は、こがねみそ関係者とはまったく逆に、皆、巖さんが無罪になると喜んだというのである。その理由は、巖さんの緑色ブリーフは、巖さんの兄の加藤実さんが保管していたからである。加藤さんが保管していたブリーフが巖さんの緑色ブリーフであったとすれば、発見された緑色ブリーフは巖さんのものでないことは疑いないからである。

3 加藤さんが保管していたのは、次のような事情からであった（確6分冊2015丁加藤実証言）。

巖さんの緑色ブリーフは、逮捕後、実家に送られ、巖さんの母袴田ともさんが保管していた。そのブリーフを加藤さんが持っていったものであるが、その理由は、昭和41年10月のお祭りのときに浜北の実家に帰った加藤さんが、袴田ともさんから頼まれて、巖さんに差し入れするために預かったからである。加藤さんは、緑色ブリーフやその他の差し入れのための衣類を持って静岡拘留所に行ったところ弁護士を通すように言われて、斉藤弁護士に差し入れをお願い

いした。しかし、斉藤弁護士は、その内のズボンだけを取り出して緑色ブリーフと残りの衣類については、加藤さんが持ち帰った。

- 4 加藤さんは、以上の経緯を一審で証言したが、裁判所は、加藤さんの証言を信用せず、保管していた緑色ブリーフは袴田ともさんが緑色ブリーフを購入した清水屋では販売していなかったものであると誤った認定をしてしまった。しかし、上記認定が控訴審では間違いであったことが明らかにされた。にもかかわらず、裁判所は、加藤さんの証言は信用できないと判断したのである。それは、以下のような事情からであった。

加藤さんは、自分が斉藤弁護士に差し入れを依頼したのは、ブリーフとズボンだったが、斉藤弁護士がズボンのみを取り出して差し入れをしたと証言した。しかし、拘置所の記録によれば、この頃、斉藤弁護士が差し入れをしたのは、ズボンの他に茶セーターなど4点の衣類とされているため、重要な点で誤りがあるから信用できないとされたものである。

- 5 しかし、一緒に差し入れた物品の数等の記憶が不正確だから、差し入れた事実そのものの記憶も信用できないことにもならない。この意味で、一審の裁判所が加藤さんの証言が信用できないとした理由は、まったく理由になっていないことは明らかである。

- 6 そもそも、実際には、加藤さんの証言に何の間違いもなかったことは、確定記録を注意深くみればすぐにわかったことである。

すなわち、加藤さんと同じころに、巖さんの兄の茂治さんも、斉藤弁護士を通して差し入れを依頼していた。そのため、斉藤弁護士は、茂治さんが依頼した衣類と、加藤さんが依頼したズボンを合わせて、巖さんに差し入れをしたのである（確21分冊・昭和41年2月28日付袴田茂治作成の接見禁止者に対する物件授受許可申請書）。そのために、拘置所の記録上、差し入れた衣類の数が、加藤さんの証言よりも多くなっていたのである。

したがって、加藤さんがズボンだけの差し入れを依頼したと証言しても、何ら不自然なところはないのである。裁判所は、間違った決めつけをして、加藤さんの信用性を否定したのである。

7 齊藤弁護士が、緑色ブリーフは残してズボンだけ差し入れた理由は、緑色ブリーフは拘置所に差し入れるのは派手すぎると考えたためと説明している。そして、齊藤弁護士は、控訴審では、この時の事情を今度は自らが証人になって、加藤さんの上記証言が真実であると証言しようとしたのである（確22分冊98丁・昭和44年7月5日付齊藤準之助外証拠申請書（その1））。

8 これに対して、検察官は、緑色ブリーフを製造していた鐘百メリヤス有限会社の貝本の証言（確6分冊2257丁・貝本隆一証言）によって、同社製のムーンライトという製品が、本件ブリーフであり、清水屋洋品店で販売していたものであると主張した。

しかし、貝本の証言，すなわち本件緑色ブリーフがムーンライトであると判断した根拠もきわめて薄弱であった。貝本は、上記のように判断した具体的な根拠は一切述べていない。これは貝本証言を見れば誰でもそのように理解せざるをえないことは間違いない。

しかも、検察官は、貝本からムーンライトのブリーフを入手しながら（再甲236・丸山秀和捜査報告書）、同人の証言尋問の際に、そのムーンライトのブリーフと比較しながら証言させたものでもない。同じ製品を見せて、比較しながら証言する方がより説得力があったはずである。

にもかかわらず、そのような証言をさせなかったということは、要するに、本件ブリーフが金百メリヤスで製造しているムーンライトであるという確実な根拠など何もなかったということではないかと考えられる。

9 以上のとおり、加藤さんが保管していた緑色ブリーフが、巖さんのものであり、5点の衣類の緑色ブリーフは、ねつ造されたものであることは明らかであ

る。真犯人が、事件の日、偶然にも巖さんが持っていたと同様の緑色ブリーフを穿いて事件を起こしたなど考える余地はない。

第10 共布

1 はじめに

- (1) 検察官は、「5点の衣類がねつ造されたものである旨の弁護人の主張は、非現実的で、実行が不可能である」と主張した。

その理由の一つとして、「巖さんの母親である袴田ともさんが、検察官面前調書の作成過程に問題がないと評価できる証言をしたことは、共布がねつ造されたものであると仮定すると、あまりにねつ造をした側にとって都合のよい証言であり、なぜそのような証言がなされたか説明が困難である。」と指摘した。

そして、巖さんの実家から鉄紺色ズボンの共布が発見された事実は、同ズボンが巖さんのものであることを決定付けていると主張した。

しかし、確定した再審開始決定は、5点の衣類がねつ造であることを認めており、ひいては、鉄紺色のズボンの共布がねつ造された証拠であることを認めている。開始決定を支持した差戻し即時抗告審も同様である。

弁護人は、ここで、開始決定や差戻し即時抗告審の、いずれの判断も正しいことを改めて証拠を用いて説明する。

鉄紺色ズボンの共布はねつ造された証拠というほかはないのである。

- (2) さて、確定審においては、5点の衣類が犯行着衣であることを前提に当時の弁護人が主張していたという経緯があった。そのため、鉄紺色のズボンと共布の切断面が一致するという鑑定と相俟って、実家から発見された共布が巖さんの物であるか否かが重大な争点であった。ズボンと共布はセットの証拠であるから、1つが成り立たなければ、ズボンが巖さんのものであったという検察官の主張自体が崩れてしまうからである。

当時の吉村英三検事自身が、5点の「これらの衣類が間違いなく袴田のものであり、袴田がこれらの衣類をタンクに隠匿することが可能であったことなどを立証する必要がある、これらを立証できなければ、下手をする」と袴田が無罪になる可能性が出てきてしまったと心配になったのです。」と供述しているとおりである（再甲33・4頁）。

- (3) しかし、巖さんの実家にあったのは、ズボンの共布などではなく「喪章」であった。

驚くべきことに、それを警察が鉄紺色ズボンの共布とすり替えたのである。

これからその理由を説明する。

2 捜査官が一目で「共布」と判断した不可解一偽装捜索

- (1) もともと袴田ともさんの昭和42年9月17日付け検察官に対する供述調書（確19分冊2702丁）は、ねつ造した側にとって都合のよい供述となるよう意図して作成されたものである。

したがって、袴田ともさんが、その検面調書の作成過程に問題がないと評価できるような証言をしたとしても、問題にはならない。

問題とすべきは、袴田ともさんが繰り返し述べる「喪章」の存在とその行方である。そして、それは関係人の言動を精査することによって解明することができる。

- (2) 警察は、5点の衣類発見後の昭和42年9月10日、犯人が犯行時に着用していた可能性がある物として、手袋及びバンドを目的とした搜索差押許可状を取得した。そして、同月12日午前8時15分から同日午前10時35分までの間、巖さんの実家を搜索した。その結果、バンド一本を押収したという松本久次郎警部名義の搜索差押調書（確20分冊2754丁）が作成されている（因みに、この日は犯行着衣を5点の衣類に変更した公判期日の前日である）。

- (3) 他方、岩田竹治警部補は、同じ日の午前8時50分頃、実家の整理ダンスの抽斗内に黒色様布片1枚を発見したとして「証拠品発見報告書」を作成した（確17分冊2323丁）。その布片は5点の衣類である鉄紺色ズボンと「同一生地、同一色でその寸をつめて切りとった残り布と認められた」ので、松本久次郎警部に報告し、袴田ともさんから任意提出を受け領置したと報告している。

報告書には写真が添付されているが、共布の形状は分からない。

- (4) しかし、このときの搜索差押は偽装であったと考えられる。

それは、次の理由からである。

ア 指紋など、犯人の「個人識別」を目的とした捜査は行われていない。なぜなら、被害者宅は放火され、凶器とされたくり小刀の柄も焼失したとされており、犯人を個人識別する手掛かりがなかったからである。そうすると、犯人が手袋をしていたという疑いが出て来る余地はなく、巖さんの手袋などを搜索する必要はない。

イ しかも、警察は「血痕または混合油付着の手袋、衣類」等を目的として、既に8月18日には、巖さんの実家はもちろん、姉たちの結婚先に至るまで徹底的に搜索していた（再弁書360～363、365）。搜索は既に終わっていたのであり、手袋について再び実家を搜索する必要はなかったのである。

ウ それに加えて、そもそも発見された5点の衣類は麻袋に詰め込まれて1号タンク内に投棄されていた。ズボンからバンドだけを外して投棄せずに実家に送ったなどと想定するのは、著しく不自然かつ不合理なことである。

したがって、搜索の必要性などそもそも考えられない。

だとすれば、この搜索には別の意図・目的があったと考えられる。

それは何かといえば、搜索と称して合法的に巖さんの実家に上り込み、至る所に手をつけることができるということなのである。

この後、証拠に基づいて、捜査官が「至る所に手をつけ」何を行なったのかを説明する。

にわかには信じ難い「証拠のねつ造」が浮かび上がる。

(5) 捜査官がひと目で「共布」と判断できた不可解-偽装搜索

搜索差押調書と証拠品発見報告書を記載されているままに読むと、布片について、次のことがわかる。

岩田警部補がこの布片を「犯行着衣のズボンの共布」とであると判断し、松本久次郎警部にその旨報告した。報告を受けた松本警部もその判断をよしとして、任意提出を受けるように指示をしたということである。

しかし、何の変哲もない布片を一目見ただけで、発見されたばかりの、それも「みそに漬かっていたズボンから切り取られた布片である」などと判断できるものであろうか？常識的にはできるわけがない。

ズボンと布片が同種の生地であり、染色も似ていて、切断面に一致する部分があるとする近藤彰鑑定書ができたのは、実に3ヶ月も後の昭和42年12月4日になってからである（確18分冊2497丁）。

にもかかわらず、岩田竹治警部補と松本久次郎警部は、手袋とバンドを搜索する過程でたまたま発見した布片を、一目見ただけでズボンの共布であると断定できたというのである。これは不可解である。

特に、搜索責任者であった松本久次郎警部は、発見された布片が何であるかを瞬時に判断できたということである。

繰り返すが、ありふれた布切れを見ただけでそこまで断定できたという事実は、この行動の背後に何かの意図があったことを疑わせる。

この後、証拠に基づいて、この「不可解な事実」を解明する。

3 巖さんと「共布」を結ぶ直接証拠は何一つ無い

- (1) 改めて主張するが、5点の衣類の鉄紺色のズボンが犯行着衣であり、かつ巖さんの物であることについては、直接証拠は何一つ存在しない。

検察官が主張・立証したことは、巖さんが鉄紺色のズボンを購入できたという「抽象的可能性」に過ぎない。

検察官は、5点の衣類のうち鉄紺色ズボンは、富士市の日の丸洋服店で販売されたもので、巖さんが購入したと主張している。そして、その根拠は、「巖さんが日の丸洋服店の近くに住んだことがある」や「富士市内に姉が住んでいた」ことだというのである。果たしてこれが証明といえるのか。

検察官の主張は、何の証拠価値もない事実を、無理矢理、証拠であると主張しているに過ぎないものである。

- (2) そもそも、当該ズボンが日の丸洋服店に納入されたのは、昭和39年12月2日、同月31日、昭和40年9月10日のみに過ぎない（保津芙美子の昭和42年9月14日の司法警察員に対する供述調書・再弁書116）。このことは、検察官によっても証明されている。

一方で、巖さんが富士市に居住していたのは、昭和37年7月までである（三枝修司の昭和41年8月15日付け司法警察員に対する供述調書・確1審2回公判・確13分冊1227～1228丁）。

つまり、巖さんは、ズボンが納入されたという時期よりも2年以上前に、富士市から引っ越しているのである。それ以降、巖さんは、清水市に住んでいたものであり、富士市、ましてや日の丸洋服店に近づいたという事実も証拠もない。

さらに言えば、日の丸洋服店の保津扶美子は、ズボンの裾の詰め方、ウエストの詰め方が店独自の方法であったと証言した。そして、示されたズボンは自分の店が取り扱ったものだと思うと証言した（確1審第23回保津芙美子の証言・確7分冊2242丁）。

しかしながら同時に、当該ズボンは現金売りなので買った人のことは全然分からない、店の従業員も憶えていない、と述べている（保津芙美子の昭和42年9月14日の司法警察員に対する供述調書・再弁書116）。

要するに、日の丸洋服店において、保津扶美子もしくはその他の店員が、巖さんにズボンを売ったことを示す証拠は存在しないのである。

- (3) 次に、巖さんは、元妻の袴田レイ子と昭和40年2月末まで同居していた。そしてレイ子は、鉄紺色のズボンには見覚えがないと供述している（袴田レイ子の昭和42年9月2日付け司法警察員に対する供述調書・再弁書324、同年9月8日付け司法警察員に対する供述調書・再弁書325、同年9月13日付け司法警察員に対する供述調書・再弁書377）。

昭和40年3月以降と言えば巖さんが、富士市から清水市に引っ越して3年近くが経とうという時である。その様な時期に清水市に住む巖さんが、わざわざ富士市の店までズボンを買いに行ったなどと、考える事自体が非常識である。

結局、巖さんが日の丸洋服店で、本件のズボンを購入したと推認できる証拠は何一つ存在しない。

単に、ズボンが日の丸洋服店に納品される2年以上前に、富士市内に居住したことがあり、姉が富士市内周辺に住んでいるということだけなのである。

それだけの事実から、巖さんが本件ズボンを日の丸洋服店から購入したことを推認することは出来るはずもなく、検察官の主張は空想の産物に過ぎない。

- (4) そうであれば、巖さんが買ったという確証もないのに、松本久次郎 警部らは、なぜ布片を鉄紺色ズボンの共布であると断定できるのであろうか。

その理由はただ一つ。松本久次郎警部らが実家から発見した布片が 鉄紺色ズボンの共布であることを予め知っていたということ以外にないのである。

4 関係者の証言が「共布」の疑惑を深める

さらに、荷造りをして巖さんの実家に荷物を送った佐藤健吾は、公判において、荷物の中身について証言した。「布切れらしいと思うのですが」「どういう布切れだったかははっきりわかりません」と（確1審第18回公判・確5分冊1814丁）。

同様に荷造りを手伝った佐藤省吾も、「(ズボンの端切れみたいなものを入れたかどうか記憶に) ありません」と公判で証言している（確1審第18回公判・確5分冊1837丁）。

2人とも、それがズボンの共布だったとは、言っていないのである。

5 巖さんの母が手にしたのは「共布」ではなく「喪章」

(1) 吉村検察官は、昭和42年9月17日に、わざわざ浜北の中瀬の駐在所まで出向き、袴田ともさんの供述調書を作成した（確19分冊2702丁）。

翌9月18日にはまだ鑑定結果さえ出ていないのに、発見された布片を「ズボンの端布」として証拠請求したのである。検察官は、ズボンと共布が一致すると断定する、松本久次郎警部の言葉を全面的に信用したのであろうか。あるいは、ズボンと共布が一致することを予め知っていたのかも知れない。

そのうえ、共布を発見した経緯についての証人が、実際に発見した岩田竹治警部補ではなく、松本久次郎警部であったことも不可解である。

おそらく岩田竹治警部補では不都合であった理由があるのである。

以上の経緯は、岩田竹治元警部補が巖さんの支援者らに供述した内容を踏まえれば、より正確に、より矛盾なく理解することができる。

このことも証拠から説明する。

- (2) 一方、「証拠品発見報告書」には、次の事実が記されている。

巖さんの母親である袴田ともは、この布片を見せられて「巖のもので、巖がこがね味噌の葬式の時使ったものではないかね」と述べたことである（確17分冊2323丁）。

また、袴田ともさんは、捜索後、検察官に対し、送られてきた荷物の中にあつた物を「まだ新しい様だし、喪章かなと思って、ベビーダンスの引き出しの中にしまっておいた」と供述している（袴田との昭和42年9月17日付け検察官に対する供述調書・確19分冊2704丁裏～2705丁表）。

さらに、捜索に出向いていた松本久次郎警部も、公判において、袴田ともさんが「どうも巖が何か喪章でも送ってきたかなと思った」と述べていたと証言している（確定第1審第29回公判松本久次郎の証言・確8分冊2893丁）。

したがって、袴田ともさんが、こがね味噌の葬式の時使った「喪章」をしまっていたと認識し、そのとおり供述していたことは動かし難い事実なのである。

- (3) そして、ズボン本体もないのに共布だけをわざわざダンスにしようとは思われない。しかも共布であれば片方ではなく両足分2枚あるのが普通である。そうであるにも拘わらず、警察の捜索では1枚しか発見されず、もう1枚の行方が不明であることも不可解である。もう1枚をさらに捜索したが発見に至らなかった、という記録すら存在しない。

また、共布（確定1審押収物第103号）は切断面がギザギザになっており、その色や形や大きさから言っても、喪章と見間違ふ筈もないものである。

そして、巖さんは、こがね味噌の葬式の際に「喪章」を腕につけて出席していた（再弁書347、351）。

そうすると、袴田ともさんが保管しておこうと思ったのは、新しい「喪章」であったからに他ならず、袴田ともさんがしまっておいたものが「喪章」であったことは紛れもない事実なのである。

- (4) 一方、袴田ともさんは「荷物が送られてくる前には家に巖の物は何もなかった」と証言している（確定第1審第21回公判・確6分冊2013丁裏～2014丁表）。

そして、袴田ともさんは、送られた荷物の中に「こがねさんからのお砂糖もその中にあったと思います。」と証言している（確定第1審第24回公判・確7分冊2354丁、2362丁）。

同じことは「こがね味噌の葬式のとき貰ったらしい砂糖の箱が一箱」と検察官に対しても供述しているから（確19分冊2702丁～2703丁）、この「こがねさんからのお砂糖」とは香典返しであったのである。

そうすると、巖さんが喪章を付けて葬儀に出席をしていたことから、荷物の中に「喪章」も一緒にあったと考えるのが最も自然で合理的である。

- (5) しかし、このままでは、松本久次郎刑事らが発見した共布と喪章の関係が問題になってしまう。さらに、松本刑事らによる共布の発見は、「もともと喪章がしまわれていたが共布とすり替えた」と論難されかねない。

そこで、それらを心配した検察官は、その手当のために、袴田ともに「この布はこの前家宅捜索に来た刑事さんが見つけて持って行きました、刑事さんの話によるとズボンの裾を切ったものではないかと言う事でした。そう言われればその様にも見えました」と供述させたのである（袴田との昭和42年9月17日付け検察官に対する供述調書・確19分冊2702丁）。

袴田ともさんが「喪章と思って共布をしまっていた」と思い違いをしていたという話にしようとした意図が透けて見える。

しかも、検察官は、袴田ともさんに一旦署名指印を得ておきながら、その後、さらに袴田ともから「この前刑事さんが家宅捜索に来たとき、家にある洋服やズボン等を全部調べましたが先程申し上げました喪章のような黒っぽい布と同じ色の生地洋服類は全然ありませんでしたから、前から家にあった生地でないことは確かです」（同前）と、「喪章のような黒っぽい布」が共布であることを当然の前提としたダメ押しの供述を付け加えて録取した。これも不可解である。

なぜなら、袴田ともさんは、喪章をしまっておいたと認識しており、検察官に対しても「喪章のような黒っぽい布」と供述していた。当然、それがどのズボンの共布であるか、などという発想が出て来る筈がない。ましてや、署名指印後に思い出したように自分からわざわざ付け加えて述べる、などということも到底考えられないからである。

では、最後に付け加えられた謎の供述は一体何なのか。

袴田ともさんは、現実には実家でその共布が出てきたと見せられた。その上で警察官から、実家にあった同居者全員の衣類と一致しないという事実を突きつけられた。その結果、消去法により、「寮から送り返された荷物の中にあったものである」と認めざるを得なかったものと考えられる。それ故の不可解な供述と見るべきなのである。

検察官のあざとい誘導に基づくものだと言わなければならない。

以上が、袴田ともさんの検面調書は、「もともとねつ造した側にとって都合のよいものとして作成されたものに過ぎない」と弁護人が主張する所以なのである。

そして、袴田ともは、検察官が指摘する「・・・」と言い淀んだ後に、弁護人の質問に答えている。曰く、

「調書をとられたという9月17日は搜索のあった翌日ですか。

二日続いて参りました。その日と二日続いて参りました。」

「それであなたは自分の記憶していることを述べてそれを書いてもらったんですか。記憶のないことも喋っているように書いて署名させられたんですか。

はっきり記憶のないこともございました。」

「それはどういうことですか。例えば、どういうものが、何点荷物の包みの中に入っておった、こういう点についてあなたは、記憶をはっきり持っていたんですか。

持っていませんでした。」

「端布についてあなたは引出しに入れておいたというんですか。

はっきり覚えありません。」

「あなたは、黒いズボンの端布というのは、搜索のある以前に見たことはあるんですか。

はっきりしません。」

「そういうふうに警察にいいましたか。

はい。警察の方が、このきれはどういうきれかと問われましたんで、はっきりこがねさんの荷物の中にあつたものかどうか横に落ちていたものか、はっきりしめせんと申しました。それからうちにある長男の洋服を全部調べまして、その中のきれとは品が違う、このように申しまして、これはズボンを切ったきれだ、私はそういったことは思いつきませんでした。腕章でも巻いたようなきれですねと申しました。はっきりどこにあつて自分はそういうふうにしてという記憶がございました。」

「送った荷物の中からも見たことがないということですね。

はい。」

と証言している（確7分冊2388丁裏～2390丁裏）。

これらの証言は、袴田ともさんが警察の見つけたきれがどこにあったもののなか記憶になく、袴田ともさんの頭には「ズボンを切ったきれ」という認識が全くなかったことを示して余りあるものなのである。

そして最後に、念のため指摘しておくが、袴田ともさんが、その供述や証言において、自ら「共布」という言葉を使ったことは一度もない。袴田ともさんは、最後まで、自分のしまっておいた物を「共布」とは述べなかったのである

6 捜査官自身がねつ造を示唆する証言をした事実

- (1) ところで、岩田竹治元警部補は、後日、巖さんの支援者に対し、おおよそ次のように供述している。

上司に指示されて巖さんの実家の搜索に赴いたが、松本久次郎警部ほか1名が先に来ていて、本当にビックリした。そして松本警部から「タンスの引き出しの中を探してはどうか」と声掛けされたので、そこを搜索し布片を発見した。自分はそれが何なのか分からなかったが、松本警部が5点の衣類のことを説明し、ズボンの共布に間違いがないと言った。そして、共布を見つけると松本警部は「搜索をもう終わりにしよう」と述べた。搜索開始から30分も経っていなかった、というものである（平野雄三報告書・再弁書339）。

検察官が岩田を証人請求しなかったことも頷ける。証拠のねつ造を疑わせる松本警部の言動が出てしまうからである。

そして、岩田の証言が極めて重要な証言であることは、議論の余地がない。

平成26年4月から審理を始め、平成30年6月に再審開始決定を取り消した東京高裁は、支援者の報告を軽視して、岩田竹治元警部補の証人尋問を採用しなかった。共布発見の経緯について、その重要性を見過ごした

「誤判の極み」と言うべきものである。岩田はその間の平成29年11月13日に亡くなってしまったからである。

(2) そこで、弁護人は、岩田の話を聞いた支援者の報告書について検討する。

平野雄三の報告書（再弁書339）は岩田氏の話聞いた7年後、同じく坂詰美代子さんの報告書（再弁書122）も平野氏の報告書から更に9年も経った後に作成されたもので、その信用性が問題となり得る。

しかし、当時の弁護団は、5点の衣類が犯行着衣であることを前提に5点の衣類が巖さんのものでないと主張しており、鉄紺色ズボンの切断面と、共布の切断面は一致しないという立場をとっていた。そのため、両者の一致を認め、ねつ造を示唆する、岩田の供述は見過ごされてしまった。また、同行した当時の弁護人の安倍治夫弁護士が証拠化する準備をしないままに時間が経過し、平成11年に死亡してしまったというやむを得ない事情がある。

いずれにしても、岩田竹治元警部補の証言内容は、警察による証拠のねつ造を示唆するものであり、誰が聞いても重要な意味を持つ衝撃的なものであった。ましてや、直接聞いた支援者の方々にとっては忘れようにも忘れられないものであった。

また、極めて残念なことながら、当時の弁護人は2つのグループに分かれており、平野らの報告が共有されるのに時間を要してしまった。

そして、後になって弁護団はズボンと共布は一致するという事実を受け容れ、ズボンと共布はねつ造であるとの主張に転換したことから、ようやく平野らから伝えられた岩田証言の重要性を再確認し、平成9年に再度岩田を訪問するに至ったのである。

しかし、なぜか岩田は態度を豹変させたため、やむを得ず、報告書の作成を依頼するに至ったのである。

以上の経緯からすれば、支援者らが見聞した事実を間違って報告している可能性は極めて低いものと考えられる。

- (3) そして、岩田元警部補は、4年後に証言の再確認に行った際には「年金を止められたら困る」と述べるなど態度を一変させ、非協力的となっていた。しかし、まさにそのことから、岩田が自らの証言の重要性を認識していたことは明らかなのである。この供述で大いに困る人々がいて、その人々は岩田氏の年金を左右できるだけ力があると思わせたことがわかるのである。一体、どこの誰なのか。

しかも報告された岩田供述のうち、当時、本件の捜査本部は解散され自分は県警本部に戻って来ていたから、「上司に捜索を命じられた際に適任者はまだ現地にいる松本刑事ではないか」と考えたという件は合理的で非常に納得できる話である。

そして、松本久次郎刑事が実家に先に来ていて驚いた、松本刑事にタンスの引出しを捜索するよう声掛けされて共布を発見したなどという供述は、体験した者にしか語り得ないものである（なお、まさにこの供述から、公判では岩田ではなく、松本久次郎が証人請求されたのである）。

そして、岩田には、わざわざ話をでっち上げる動機がない。もちろん、支援者がそのような具体的な体験談をでっち上げることなど不可能である。

しかも、岩田が松本久次郎の言動に不満があるような話ぶりだったことも報告されている。これは岩田が共布の発見経緯にもともと疑念を抱いており、結果としてライバル視していた松本警部の謀略に体よく使われたことに対する忸怩たる思いがあったからだと了解することができるのである。

そして、岩田の証言は、巖さんの実家を唐突に捜索して共布を発見した経緯の不可解さを逐一納得させるだけの自然さと合理性を有している。

したがって、報告された岩田の供述は十分に信用することができる。

- (4) そして、岩田の供述に従えば、まずもって松本久次郎警部が作成した捜索差押調書の捜索時間の記載は事実と反することになる。先般、検察官が十分な捜索の根拠として主張していたが、失当である。

しかも巖さんの多くの所持品が工場から実家に送られて来ていたにも拘わらず、それらは関連物品としても一切押収されていないし、任意提出も求められていない。それらを調べたことすら報告されていない。このような対応は、本件のような重大事件の捜査の常道においてあり得ないことだと言わなければならない。

以上の結果、この捜索の目的が明白になったと言うべきである。

それは、予め決められていた「鉄紺色ズボンの共布を発見した ことにするため」だったのである。

- (5) そして、録音テープなどで立証されたとおり、松本久次郎警部は、巖さんに対する違法な取り調べを率先して行いながら法廷で偽証をした人物である。また証拠ねつ造が疑われる数々の場面で常に重要な役割を担ってきた警察官である。したがって、本件において彼が関与していれば、ねつ造が疑われるのである。

7 まとめ

以上のとおり、送られた荷物の中にズボンの共布があったのではない。

あったのは「喪章」で、それは警察によって共布とすり替えられたのである。

袴田ともさんは、宣誓の上、公判廷において、長時間にわたり丁寧に証言をした。このような実直な母親の立場を全く無視して、その証言の趣旨を歪曲する検察官の主張は失当である。

袴田ともさんの証言の趣旨とは、検察官にそう述べたことも事実だが、「喪章があったことも事実である」ということなのである。

喪章を共布とすり替えられたとすれば、それを知らない袴田ともさんが「・・・」と言いよどむのは当然のことであり、袴田ともの公判証言の説明が困難であるという指摘は、深い洞察に欠けた馬鹿げた詭弁と言わなければならない。

そして、捜査機関が「喪章」を「共布」とすり替えたという余地を否定できなければ、ひいては、捜査機関が「5点の衣類」が犯行着衣であり、かつ巖さんの物であると仕立て上げるために証拠をねつ造したという疑いをますます強めることになる。

繰り返すまでもないが、刑事裁判の大原則では「有罪の立証責任は検察官にある」のである。そしてその立証に「合理的な疑い」を抱かせるような不十分な点があり、普通の市民が疑いを抱くようなことがあれば、被告人に無罪を言い渡さねばならない。

この「喪章と共布」のエピソードだけでも、その目的は十分に果たされたと弁護人は確信している。

第11 従業員の供述が信用できないこと

1 従業員の供述をもとにした主張

5点の衣類が袴田さんのものであるという点について、検察官は、「従業員らの供述から5点の衣類が事件前に被告人が着ていた衣類と酷似すると認められる」と主張している。

しかし、検察官が示した従業員の供述は、5点の衣類が巖さんの物であることを認めたものではない。

従業員は、工場のみそタンクの中から出てきた血の付いた衣類、その中に特徴的な緑色のパンツがあったことで、犯行着衣であり、巖さんの物だと思い込んだに過ぎない。

そして、検察官の主張する従業員らは、これまでの公判で弁護人が証拠に基づき主張した通り、事件直後には巖さんの「アリバイ」を供述していたにもかかわらず、確定1審公判になってからは、「事件直後に巖さんの姿は見なかった」という内容に証言を変えてしまったり、巖さんが5点の衣類が発見された1号タンクの中で作業をしていなかった、と供述しながら、その後には巖さんが味噌タンクの中で作業をしていたという内容に証言をかえてしまったりした人々である。もちろん、警察官が自らの主張に沿うように従業員らの供述を変遷させたのである。

5点の衣類が発見された42年8月31日というのは、既に巖さんが逮捕されてから1年以上経過した時であり、自白もさせられた後で、世の中は「袴田有罪」一色だった。

その様な中で、誰でも持っていそうな衣類に似た物を巖さんが着ていたような気がする、と従業員らが証言したからと言って、それほど重要な証拠にはならない。ましてや、それまでに巖さんを犯人とする公判は15回も進んでおり、従業員もまた、袴田有罪との前提ですでに公判において証言をしていたのでなおさらである。

弁護人は、以下に、改めて、検察官が主張する従業員らは、いずれも事件後に袴田有罪の供述に変遷させられている人々、しかもそれに沿った証言もしている人々であり、袴田有罪の証言を安易にしてしまう状況だったことを示す。

2 従業員らの供述は袴田有罪方向に変遷させられている事実

- (1) 従業員らは、いくつかの事実について、事実と異なる袴田有罪の方向に供述を変えさせられているが、主要な点は2点ある。
- (2) まず、従業員らは、実際には火災発生直後から巖さんを目撃し共に作業していたこと、事件発生直後にはその様に話していたにもかかわらず、公判になると一様に巖さんを見なかったという証言をしていること、そして、従業

員らの事件直後の供述は再審なるまでずっと隠されていたことである。この点については、後に「アリバイ」の主張の所で詳述する。

- (3) 次に、5点の衣類に関して検察官がしている主張、「5点の衣類が発見された1号タンクは被告人の作業スペースであった」という主張に関連する従業員らの供述の変遷について述べる。

まず、検察官の現在の主張が確定審での主張から大きく後退していることに留意する必要がある。

すなわち、確定審では、検察官は、「1号タンクが作業スペースだった」などというどうしても良いような主張ではなく、「1号タンクに新しいみそが仕込まれた昭和41年7月20日の仕込みの際、1号タンクにおいて踏み手の仕事(すなわちタンクの中に入った作業)をしたのは巖さんである。」と主張していた。

これは、1号タンクは工場にあるので、そこが巖さんの作業スペースだったことは当たり前で意味がないからである。1号タンクが作業スペースだったことは従業員全員に言えることで証拠として何の価値もない。そのため、検察官は昭和41年7月20日に巖さんがタンクの中に入って作業をしたと主張していたのである。そして、検察側の主張を受けて、裁判所はこれまで従業員らの供述を根拠として、「(昭和41年)7月20日の1号タンクへの仕込みの際にも被告人がタンク内で味噌を踏んだ可能性がある」などと判断していた。ところが、第2次再審請求に新たに開示された証拠によれば、従業員らが、捜査機関の不当な誘導によってその供述を変遷させていった過程が明らかになった。

そして、「アリバイ」についての証言と同様に、本当は、巖さんが1号タンクの中で作業をしたなどという事実はないことが明らかになった。これについても又、何十年もの間、証拠を隠していたのである。

その為、検察官は、現在、「1号タンクは、被告人の作業スペースだった」という意味のない内容に主張に変更しているのである。

すなわち、従業員全員が、当初の事情聴取の段階では、巖さんが「みその仕込みの仕事をやっていた」などということを全く話しておらず、むしろ、巖さんはみその仕込みを担当していなかったのではないかと思わせる供述をしていた（再弁書203, 204, 367, 368, 369, 201）。にもかかわらず、公判における証言では、一転して巖さんがみその仕込み作業をやっていたという内容に供述を変遷させている（確5分冊1766丁、確24分冊1088丁、確5分冊1691丁、確24分冊1102丁、確5分冊1740丁）。

要するに、従業員らは、一斉に巖さんを有罪とする方向に供述を変遷させているのである。「アリバイ」の議論同様、このような変遷を偶然の一致と考えるのは、不自然である。このような変遷は、「巖さんが5点の衣類を1号タンクに隠すためには同人がみその仕込み作業をしていなければならぬ。」と考えた捜査機関の強い誘導の下に生じたことは明白である。

- (4) そして以上のような従業員らの供述を踏まえれば、5点の衣類に関する供述が、どれほど証拠価値のあるものか、慎重に吟味する必要がある。

実際に、発見者水野源三は「(袴田の)物だと直感し」、「すぐ市川さんに袴田さんがかくしたものがでてきたと言った」とひたすら犯行着衣であり、巖さんの物だと強調している（確5分冊1691丁）。

また、市川進は、水野源三から巖さんの衣類が出てきたから見て欲しいと言われて、緑色ブリーフを見て直ぐに巖さんのものだと思ったと供述している（確5分冊1711丁）。

そして、この5点の衣類が発見された日の状況を佐藤文雄は「発見当時みんながかたまっていたので私も見たのです」「袴田のものだということは

誰ということなくみんなで話しているときでした」(確5分冊1853丁)と明らかにしている。

5点の衣類発見時には、もはや従業員らは、皆がそろってそれが犯行着衣で巖さんのものだとの前提で、認識を共通にしていたのである(再弁書199, 202, 203)。

そのため、公判において従業員らが、もはや異口同音に5点の衣類は巖さんが着ていたものに似ていると供述したのは当然の結果に過ぎない。そして、彼らの供述は、結局緑色のパンツについては巖さんが穿いていたとしながら、その余の衣類については、必ずしも確実なものではなかったのである。残念なことに、誰も、「パジャマが犯行着衣とされていたのに、今更5点の衣類は何だろう」と不思議に思い疑問を持つことはなかったのである。

そして、検察官は、9月11日には、発見されたものが未だ犯行着衣であり、巖さんの物であるとの鑑定はおろか捜査の結果も出ていない中、従業員らの供述を根拠にして、「5点の衣類は被告人が本件を犯した際、着用した着衣であること」として5点の衣類の証拠調べ請求をした。

それこそ、犯行着衣としてのパジャマが危うい中、起死回生の証拠として5点の衣類は出現したのであって、それこそが、5点の衣類の正体なのである。

第12 小括

これまで述べてきた事情、特にみそ漬け実験やDNA鑑定の結果からは、5点の衣類が犯行着衣ではなく巖さんのものではないことは明らかである。5点の衣類は、何者かが巖さんを犯人に仕立て上げるために、「発見」の直前に1号タンク内に隠置したものである。

5点の衣類のねつ造には、巖さんが着用していた衣服と似た外見の衣服を入手

した上で、少なくとも4名以上の人間に由来する血液を準備して、その血液を衣服に付着し、こがね味噌が管理する工場内の1号タンク内に隠匿する、という大がかりな作業が必要になる。当時の状況からすると、このような作業を行ってまで巖さんを犯人に仕立てあげる動機があり、それが実行可能であったのは、捜査機関関係者としか考えられない。5点の衣類は捜査機関がねつ造した証拠なのである（なお、検察官は、5点の衣類がねつ造された証拠であるという弁護人の主張に対して、非現実的で、実行が不可能である旨主張しているが、この検察官の主張が誤りであることは第6編で詳述する。）。

先程から述べている通り、本件では、犯人性に関する証拠は5点の衣類がほぼ唯一の証拠であり、それ以外の証拠には証拠価値がない。5点の衣類が犯行着衣ではなく巖さんのものではない以上、5点の衣類から巖さんを犯人と推認することはできない。巖さんを犯人と認定する根拠は皆無である。ここまでの5点の衣類に関する議論だけでも、巖さんに無罪判決が言い渡されることは明らかである。

第3編 「5点の衣類」以外の証拠について

第1 はじめに

これまでに述べてきた通り、5点の衣類がねつ造であることは明白であり、5点の衣類がねつ造である以上、巖さんが犯人であることはあり得ない。もっとも、検察官は5点の衣類以外の事実からも巖さんの犯人性について立証するので、以下で5点の衣類以外の証拠について詳述する。

第2 パジャマと血痕・混合油

1 パジャマの血痕鑑定は虚偽のものである。

検察官は「鑑定により巖さんのパジャマから、巖さんの血液型以外の血痕が検出された・混合油の存在が確認された」と主張している。しかし、検察官が根拠とする鑑定はいずれも信用できない。信用できないどころか、虚偽の鑑定そのものである。

元々、パジャマは全く証拠価値のないものであった。捜査機関もこれを十分自覚していたとしか考えられない。このことを証拠によって説明する。

2 「パジャマ」には証拠の価値はない

巖さんのパジャマは、昭和41年7月4日に行われた味噌工場及び従業員寮の搜索差押において任意提出されたものである。この搜索差押の目的物は「3血痕付着の衣類及び手ぬぐいタオル等」であった。ところが、巖さんのパジャマは、上衣に肉眼では「血痕かさびか、しょう油のしみ跡か」判断できない程度の僅かなしみしかなかった。搜索差押の目的である「血痕付着の衣類」などとはおよそ言い難い物件だった。

警察官はパジャマを強制的に押収できなかった。「血痕付着の衣類」ではない、

ただの衣料なので当然であった。そのため、やむなく巖さんに《任意提出》させることとしたのである。《任意提出》というのは、強制的に押収するのではなく、その人の自由意思で警察に協力するために物を預かる手続きである。巖さんの書いた任意提出書には、「終わったら返してください」と記載されている（確13分冊1292丁）。ほんの少しでも血痕が付いていたら、警察官は《任意提出》など回りくどいことをせず、本来の目的どおり《押収》できたはずである。

この時点で証拠としての価値のなさが露呈している。当然警察は、パジャマが《犯行着衣》にふさわしくないことを十分認識していたはずである。

この事を別の角度から裏付ける事実がある。警察は、パジャマの鑑定が終了した後、1カ月以上たった8月18日になってもさらに、巖さんの親族の家など5か所を、犯行着衣を手に入れるために家宅搜索したのである。パジャマに価値がないことをよく分かっていたというほかない。

3 静岡県警の血液型鑑定は信用できない

まず、前提として理解しておくべきは、本件においては、巖さんのパジャマに人血反応が出たとしても、それは何の意味もないということである。なぜなら、検察官も認めている通り、巖さん自身が、右腕上部に、袖が破れるほどの怪我をしており、更に左の指も負傷していたので、これらの傷による出血によって、巖さんの衣類に人血反応が出ることはありえるからである。警察が、血液型の鑑定にこだわったのもまさにこの理由によるものである。

では、その血液型鑑定は一体どのようなものだったのか。

静岡県警鑑識課の鈴木健介は、昭和41年7月4日にパジャマの血液型鑑定に着手し、鑑定は同月8日に終了した。その後、同月18日付で鈴木鑑定書（確定審15分冊1700丁）が作成された。この鑑定書では、巖さんの血液型ではないA型とAB型の血液型が検出されたことになっている。

しかし、この鑑定結果は到底信用できない。

当時の鑑定技術では、血液型鑑定には「肉眼で見える程度の血痕があること」が必要であった。肉眼では血痕付着がわからなかったパジャマの血痕の血液型鑑定は、当然、不可能であったはずである。

この点は、後に「5点の衣類」等についての血液型鑑定の結果を記した佐藤秀一鑑定書（確定審17分冊2350丁）に記されている。佐藤鑑定書では「肉眼的に血痕の付着が認められないので血液型の検査は不能と考えられる」とされているのである。肉眼で見えないようでは血液型鑑定などできないということである。したがって、肉眼で血痕の付着がなかったパジャマの血液型鑑定もできたはずはない。

さらに、本件では、最先端技術を有したはずの警察庁「科学警察研究所」ですら、パジャマから血液型を検出できなかった。これは、第2次再審請求審になって、検察官が初めて開示してきた証拠で明らかになった。（再弁書341鑑定書）

このような重要証拠が、40年以上も隠されていたのである。科警研でさえ鑑定できなかった血液型鑑定の、静岡県警が本当にできたはずはない。

そもそも本件では、7月8日に静岡県警での鑑定が終わっている。本当にA型とAB型の血液型が検出できたのであれば、その後、7月15日に科警研に再鑑定を依頼する必要はなかったはずである。つまり、実際には、7月8日に鑑定が出来た事実などなかったと考えられる。ところが、逮捕前になって、突然、県警の鑑定が成功したとされたのである。

捜査本部の記録（再弁書270 捜査記録60頁）には、「犯人側の資料より被害者の血液を証明できるはずであるという信念をもって鑑定を実施する方針を定めた」として、何としてでもパジャマから血液型を出そうとした強い意志がうかがえる。しかし、はじめから結論を決めて、それに合うものを何としても見つけてやろうという姿勢は、とうてい科学的とはいえない。また、捜査本部の記録には、同じところに（再弁書270 捜査記録60頁）「犯人は相

当の返り血を浴びているはず」とも記されている。そうであれば、目に見える血痕がなかったことから、パジャマは犯行着衣とは言えないという結論でなければならなかった。にもかかわらず、県警は、しゃにむに鑑定を繰り返していたということである。

検察官は、この裁判において、科警研の血液型鑑定ができなかった理由について、色々と推測を述べた証拠を提出している。しかし、検察官の証拠が明らかにしたのは、次の二つの事実でしかない。

第1に、パジャマに着いた「血痕」なるものが、あまりにわずかで、ルミノールをかけただけで鑑定不能になる程度のものでしかなかったという事実、第2に、付着した血痕があまりにわずかで、鑑定のために、直接ルミノールをかけざるを得なかったという事実である。

いずれにしても、「パジャマの血痕」という存在を立証すること自体が不可能であった、という結論でしかなかったということである。

4 作為的な鑑定試料

県警捜査記録（再弁書270 捜査記録61頁）では、肉眼では血痕の付着が認められなかったため、検体を6×3cmなど、異常に大きく切り取ったとの記述がある。これは、例えばパジャマの鑑定をした同じ鈴木技官が実施した国防色作業衣の血痕鑑定で検体を切り取った写真をみれば、パジャマの検体が異常に大きいことが明らかである。しかも、国防色作業衣の写真には、検体を切り取った状態の写真が添付されているにもかかわらず、パジャマには、切り取った状態の写真がない。また、鑑定書にもその記載はない。

そのため、パジャマは、正確にどの部分からどのくらいの大きさの検体を切り取って血痕鑑定をしたのか、上記県警捜査記録の記載が正しいのかも、まったく確認できない。上記の「鑑定の苦労」の事実は、まったく隠されているのである。これは、鈴木鑑定の信用性について重大な疑問を提示する点である。

5 パジャマ上下に混合油の存在が確認されたとの鑑定は信用できない

検察官は、工場にあった「混合油」が放火に使われたという前提に立ち、この混合油が巖さんのパジャマから検出されたと主張している。

しかしながら、そもそも工場の混合油が放火に使われたものとは言えない点は、弁護人が第2回公判で証拠を示して主張したとおりであり、本書面でも別に論じてある。

そして、検察官が「パジャマに混合油が付着していた」と主張する証拠も、同じ静岡県警に所属する警察官篠田の鑑定である（確15分冊1708丁）。当該鑑定は、「パジャマ上下につき目で見えた範囲で、油の汚れも臭いもなかった」としながら、パジャマ上下に工場内の混合油の付着を認めている。

しかし、警察庁科学警察研究所の阿部鑑定は、「パジャマからは、ガソリンや潤滑油（混合種はこの二種の油から成り立っている）などの鉱物油は何ら検出されなかった」と結論付けており（確19分冊2574丁）、篠田鑑定に信用性はない。

この点、東京医科歯科大学教授の中澤泰男は、第一に「混合油と火災での汚染や、皮脂等の影響を受けた抽出油という条件の違うものの異同識別をする際には篠田鑑定の方法は適切でない」という方法の問題、第二に「篠田鑑定は結論が出せない所まで結論を出しており、明らかに言い過ぎである」という表現の行き過ぎについて篠田鑑定を批判している（確25分冊1丁、再弁書271）。

一方、中澤鑑定人は、篠田氏が「パジャマから油成分を検出したと結論付けたこと」は妥当だろうと述べているが、この様な結論は、同人がパジャマの再鑑定をできなかったために「篠田氏が適切に処理をした」という前提に立って行われたものであるが、篠田氏の処理は、パジャマについてのみ、他の証拠物件ではしていないような無茶苦茶な処理をしているのであって、適切な処理をしたとは到底いえない。

捜査本部の記録にも、巖さんのパジャマは、血痕検査と油の検査のために、「鑑定終了時には原形を全くとどめない状態になっていた」とある（再弁書270）。パジャマ全体を絞りあげて、何とか油成分を顕出しようと必死だったのであろう。結局、そのために中澤教授による再鑑定も不可能になってしまった。

結局、ここでも、血液型鑑定についての上記鈴木鑑定と同じく、ひたすら自分たちに都合のよい結果を作り出そうという、科学「鑑定」とは名ばかりの科学を無視した捜査が行われ、それに合わせた結果が出されているだけなのである。

このような篠田鑑定を根拠に、「パジャマから工場の混合油が検出された」ということなど、およそ不可能である。

なお、単に油成分が検出されたというだけでは証拠としての意味はないことは言うまでもない。巖さんは、火災現場で消火作業をしていたのであるから、これだけ必死で絞り出せば、少量の油成分が検出されても何ら不思議はないからである。

6 証拠価値のないパジャマを悪用した取調官までいた

以上の通り、パジャマは、証拠として何の価値もないものだった。

ところが、取り調べにあたった警察官は、巖さんに次のように自白を迫った。

「パジャマの袖にべっとり血油がついている。犯人はお前しかいない」

吉村検事はさらに

「お前のやったことはパジャマの袖にべっとりついているこれでもう明らかだ」

「二俣事件を知っているだろう。この被疑者なんか、警察でいつも知らない、やらない、と言っているから、爪楊枝で詰めの間をぶつぶつされたぞ、お前もこれ以上警察に面倒かけるなら痛い目を見てもらう」などとまで言いにはな

った（確22分冊189丁、再弁書175 2-4-A1, 再弁書329 2-04-SideA, 再弁書176 2-5-A1, 再弁書329 2-05-SideA, 再弁書182 2-3-B2、再弁書329 2-03-sideB）。

虚偽の事実を告げて巖さんに脅しをかけて、自白に追い込んだ警察と検察は、「パジャマを着て犯行に及んだ」という自白調書を実に50通以上も作成したのである（再弁書157～171）。

ところが、後に、検察官は「犯行着衣は5点の衣類」だと主張を変えているのである。どこまでも証拠を無視した主張だろうか。そして、弁護人も含め、それを許してきたこの国の司法制度は一体どうなっているのだろうか。本来であれば、我々弁護人も含めて検討しなければならないことは、まさにこのことなのである。

第3 ゴム草履

警察は、昭和41年7月4日、巖さんから、パジャマの任意提出をさせた後、7月7日には、ゴム草履の任意提出をさせ、領置している（確20分冊2752丁 任意提出書、前同2753丁 領置調書）。

そして直ちに県警法医理化学研究室に持参し、ゴム草履に血痕と油質の付着の有無の検査を依頼した。その結果血痕、油室のいずれについても陰性の検査結果が出、その旨の連絡が遅くも7月9日にはされた。（確20分冊2779丁昭和43年5月8日付鈴木完夫作成報告書（袴田被告人の草履について））

ところが、警察はこの結果報告については、書類の作成は指示せず、警察においても報告を受けた旨の書類作成もしていない。

そして、その後本件では犯行時の履物を全く問題にされていない。犯行の際の履物は、着衣同様に重要である。わざわざゴム草履を任意提出させながらその結果が犯行に結び付かないとわかるや何らの書類も作成せず、不都合な証拠は葬り、なかったことにしたのである。

ゴム草履に血痕も油の付着もなかったことは、巖さんが犯行とは無関係であることを示している。

第4 混合油

- 1 検察官は、混合油について、放火に混合油が使用された、みそ工場からなくなっている、混合油の缶から人血が検出されたなどと主張して犯人とみそ工場の結びつきを主張する。

しかし、これらはいずれも不十分な立証に基づくものであり、本件で混合油が放火に使用されたと認定することはできない。

- 2 混合油が放火に使用されたか

- (1) 検察官は、混合油の使用について、篠田鑑定（確15分冊1708丁）、阿部鑑定（確19分冊2694丁）、中澤鑑定（確25分冊2丁）を理由に本件で混合油が使用されたと主張する。

ここで検察官と弁護人らとの間で評価が分かれているのは中澤鑑定の評価である。

検察官は、中澤鑑定について、批判の対象と肯定の対象を正しく理解すべきと主張する。

- (2) 中澤鑑定は、潤滑油の存在については認めている。この点については篠田鑑定の結論を一部首肯するものである。

しかしながら、被害現場から検出された油が「混合油」であったかは不明である。

そもそも混合油とは、ガソリンに潤滑油を加えて混合させたものである。ガソリンと潤滑油は、いずれも石油から精製されて製造される炭化水素化合物の混合物である。ガソリンも潤滑油も同じ石油系炭化水素化合物であり、その成分には、低沸点分から高沸点分が含まれている。ガスクロマトグラフィー等による分析によっても、「高沸点石油系炭化水素」ないし「高沸点鉍

物油」の存在を認めることはできても、それが「ガソリンの高沸点分」であるのか「潤滑油」であるかは、本来、判別不可能なはずである。

したがって、焼け跡から発見された着衣等に付着した油分が、工場内の混合油と同一であることを認定することはできないのはもちろんのこと、そもそも混合油であるかも鑑定結果からは全く明らかにされていないのである。

また、中澤鑑定は、パジャマに付着していた抽出油と混合油の異動識別については、「資料が多少にかかわらず汚染をうけ、しかも火災という加熱状態を経るかあるいは保存中の経時変化をうけ、それらのうけた変化が資料毎に同一とは限らない等の理由から、対照試験を行うことは不可能に近く、科学鑑定としては極めて困難なものの一つに属する」「異動識別という目的のためには評価に苦しむことが多い」「導かれる結論にある限界が設けられることもやむを得ない」としている。すなわち、汚染された資料から抽出した抽出油と混合油をガスクロマトグラフィーによって異動識別することは適切でないと結論付けているのである。

さらに、中澤鑑定は、自らが行った、パンティーに着いた抽出油と混合油との同一性の鑑定結果について、「明らかな判定はできなかった」として判別不能と結論付けている。

このように、中澤鑑定は潤滑油の存在のみを認めたにすぎず、全体としては篠田鑑定を否定する結論となっているのである。

なお、一応の為付言すると、中澤鑑定は潤滑油の存在は認めたものではあるが、下記の通り、篠田鑑定の判断方法等について全体的に否定しているものであり、本件のような重大事件において、その一部のみを取り出して篠田鑑定の信用性を肯定するとの判断は避けられるべきである。

(3) さらに、昭和63年1月22日付中村光央報告書（再弁書271）によると、中澤教授は、篠田鑑定について、総括的感想として「どうしてチャートをつけないのかと疑問に思った」「篠田鑑定は、明らかに言いすぎであ

る」とし、その意味として「篠田鑑定からは、有効な結論は出せないという趣旨で、私の鑑定書は書いている」として篠田鑑定を批判し、篠田鑑定の手法や判断方法についても批判を加えている。このように、中澤鑑定は如何なる読み方をしても篠田鑑定、阿部鑑定を否定する趣旨の鑑定であり、篠田鑑定、阿部鑑定を補強するものではありえない。

(4) 上記の通り、中澤鑑定が潤滑油の存在を認めているが、篠田鑑定全体を否定している趣旨からして、篠田鑑定の一部を取り出して潤滑油が本件犯行に使用されたとの判断をすることは認められるべきでない。百歩譲って、潤滑油の存在が認められたとしても、潤滑油と混合油の同一性については判断できないとしている以上、結論として、篠田鑑定、阿部鑑定から混合油が放火に使用されたとの判断をすることはできない。

(5) 石油缶の存在

黒柳検証調書（確1 1分冊5 0 5丁）によると、被害者藤雄の死体のすぐそばには4リットル用のブリキの石油缶が放置されており、中の液体は10分の1くらいにしか入っていなかったことが記載されている。そして、この付近が最も強く焼燬していた。この石油缶については捜査が尽くされたとは言えず、何故か混合油が犯行に使われたとされている。このような観点からも、本件で混合油が放火に使われたと評価することはできない。

3 みそ工場の混合油がなくなったか

(1) 検察官は、事件前の6月26日に佐藤健吾が18リットル缶1つを三角部屋に置き、27日にも置かれたままであるのを目撃しており、事件後にみそ工場に保管されていた混合油の18リットル入り缶から約5.65リットルの混合油が減少していた、そして、警察が全従業員に混合油を使用したか否かについて捜査をしたが、使用した者はいなかった旨主張する。

(2) しかし、混合油は、モーターボートに使われていたものであった。北條節次の捜査報告書（確1 3分冊1 3 3 6丁）によると、モーターボート内に

は、４リットル缶入り混合油２本の中に約６リットルの混合油があったとされ、モーターボートのタンク内の混合油については量不明として計量がなされなかった。

佐藤健吾についても、１８リットル缶の中身まで確認したものではなく、１８リットル缶の中にどの時点でどれだけの量が存在していたかについては明らかでない。また、全従業員に対する捜査も、捜査を尽くしたとの証拠は存在していない。

むしろ、北條節次の捜査報告書を前提とすれば、モーターボート内にあった混合油の量と、１８リットル缶から消失している混合油の量が近似しているのであり、ましてやモーターボートのタンク内の混合油の量は不明なのであるから、１８リットル缶の混合油がモーターボート内の缶かタンクに移されたと考える方が合理的であるというべきである。

これらの事実があるにも関わらず、検察官は、現場にある石油缶については放火に使用されたものであると主張せず、モーターボートに移された可能性のある混合油が放火に使用されたとするのであるから、検察の主張は、認定方法が極めて杜撰であり、その主張の不自然さが際立つものである。

(３) また、検察官は、犯人が犯行後に三角部屋から現場に運んだと述べる。

しかし、三角部屋と本件現場との間には東海道線の線路があり、およそ４分おきに列車が通っていた。みそ工場から被害者宅までは約３０メートル、うち、線路の幅は約８．５メートル、高さは道路から４０センチあった。真夜中の暗い中、いつ列車が来るかも分からないような状況の中、大量の混合油をポリ樽と石油缶に入れて運ぶということが不自然であることが分かる。

(４) これらの事実からすれば、みそ工場の混合油がなくなっているとの認定には証拠が不足しているというべきであり、認定することはできない。

４ 混合油の缶から人血が検出されたとの点について

(1) 検察官は、混合油の缶から人血が検出された旨主張し、みそ工場との結びつきを主張する。

(2) 以下の通り、人血の検出については極めて大きな疑義がある。

混合油の缶が押収されたのは、7月4日のことである。

しかし、人血が付着しているか否かを検査するルミノール検査を実施したのは8月11日になってからである。その後、8月16日にもサンプルの採取がなされている。いずれのサンプル採取も混合油の缶が押収されてから1か月以上もの期間が経過した後にサンプル採取が行われているのである。

さらに、最初のサンプル採取の結果、4箇所中2箇所から陽性反応が出て、2度目のサンプルからは、6箇所中1箇所しか陽性反応が出なかった。石油缶は一見して人血が付着している箇所はなく、人血の陽性反応が出たのはいずれも石油缶の側面であった。そして、採取された血液も、血液型の判定ができないぐらいのごく僅かな量であった。

石油缶が押収されてからサンプル採取が行われるまで、1か月以上の期間があり、その間に人血が付着した可能性もあり得る。また、石油缶が納品されてからサンプル採取までの期間を考えれば、その可能性はもっと高まるのである。石油缶が納品されてからサンプル採取が行われるまでの間、多くの人の手が触れたであろう石油缶に、本件犯行とは無関係にわずかな量の人血が付着する可能性は相当程度あると評価することができる。また、仮にそのように言えないとしても、本件犯行では、かなり出血したであろうことは容易に想像がつき、実際に本事件の多数の証拠に血痕が付着している。そのような状況下で、石油缶にはごくわずかな量しか血液が付着しないということは明らかに不自然不合理である。付着部位についても、石油缶に巻かれていた持ち手となるであろう縄からは人血が検出されていないにもかかわらず、石油缶の側面のみから人血が検出されているということも不自然不合理というほかない。

(3) このように、混合油から検出された人血が本件事件と関係を有するとは到底考え難く、工場との結びつきを立証するために有用な事実と評価することはできない。

5 以上の通りであり、本件で検察官が主張する混合油に関する事実は、いずれも薄弱な根拠に基づくものであり、混合油が本件犯行に使われたと認定することはできない。

第5 雨合羽

1 確定判決は、雨合羽について、被害者宅中庭の土間に水田のネーム入り雨合羽が発見されたこと、その雨合羽の右ポケットにくり小刀の鞘が入っていたことを認定し、それをもって、犯人が雨合羽を着て被害者宅に侵入し、くり小刀の鞘をポケットに入れてから脱ぎ捨てた上で犯行に及んだと認定の上、犯人が工場関係者である旨の認定をしている。また、検察官もこれに準じた主張をしている。

2 しかし、この認定が誤りであることは、本公判において、弁護側の立証により明らかになった。

(1) 雨合羽を着用する理由がないこと

本件犯行当時、雨は降っていなかった。その様な中でわざわざ雨合羽を着用する理由がない。再審公判に至るまでの間、裁判所の認定は、体の線を隠そうとしていたとしても不自然ではないというものであった。

しかし、雨も降っていない中、雨合羽を羽織っている状態こそ不自然であり、むしろ目立ってしまう。ましてや、本件の雨合羽はゴム製でゴワゴワしたものであり、重く、動きが制限されて音も出やすくなってしまう。

また、5点の衣類が犯行着衣とされた後には、この雨合羽を犯行着衣とする理由は皆無である。

犯人が雨合羽を着用していたというのは不自然、不合理で理由がないものである。

(2) 雨合羽の発見の不自然

検察官は、6月39日午前4時ころ、雨合羽を発見し、その際に右ポケットからくり小刀の鞘を発見したとしている。

しかし、雨合羽の発見経緯には大きな疑問がある。

まず、被害者宅中庭の現場検証をした黒柳検証調書（確11分冊505丁）には、雨合羽が発見されたとの記載がない。被害者宅中庭北側の雨合羽が発見された辺りの記載や押収物の記載に雨合羽の記載はない。本来であれば当然記載されるべき雨合羽について記載されていないこと自体、極めて不自然というほかない。

雨合羽についての主要な証拠として、くり小刀の鞘入り雨合羽を発見した際の春田竜夫作成の捜査報告書（確13分冊1330丁）がある。これについては、発見された時間について、午前11時15分ごろとされているのが、訂正され、午前4時ごろとされている。訂正された理由は明らかでなく、写真も添付されていない。雨合羽の発見日時は、上記黒柳検証調書の検証前であるから、雨合羽が存在していたのだとすれば、写真を撮影するのが通常である。写真撮影しないということ自体不自然である。そうでないとしても、黒柳検証調書には雨合羽の記載がない以上、実況見分前に重要証拠と思われるくり小刀入り雨合羽を撮影もせず、捜査機関が保管してしまったということになり、その観点からも不自然というほかない。そもそも、午前4時ころに雨合羽を発見したということ自体が疑わしいと考える他ないのである。

雨合羽の写真が添付されているのは、春田竜夫作成の7月6日付実況見分調書（確11分冊702丁）が最初のものである。この実況見分調書には、「ガラスの破片が無数に散乱しており、焼けて黒く変色したもの…が多

数である」との記載がある。周辺部位が黒く焼けて消失しているような状況の中、雨合羽だけが形状を残した状態で残っている。このような形で残っているというのは、警察官が後で雨合羽を置いたと考える他にない。

そもそも、雨合羽が事件当夜にどこにあり、誰が使用したかは証拠上明らかになっていない。事件直前の6月28日午後3時半から午後6時までの間は雨が降っており、その間に誰かが使用した可能性もある。また、複数の従業員が三角部屋にあった雨合羽を消火活動の際に着用したと述べている（再弁書259、井上利喜雄第6回公判証言）。上述のような、ねつ造が疑われる状況下においては、雨合羽が実際にみそ工場に置いてあり、それを犯人が着用したとの証拠が無ければ、雨合羽が犯行に使用されたものであると安易に認定されるべきではない。

(3) 雨合羽の血痕

検察官は、くり小刀の刃は雨合羽にあった鞘のものであると主張し、また雨合羽からは人血が検出されたとして、これまで50年以上もの間提出も、開示もしてこなかった鑑定書（雨合羽から人血反応があったというもの）を今この再審において新たに提出してきた。

この様な訴訟行為自体、本来許されるべきでないが、いずれにしても、かかる主張は、検察官がこれまで主張してきた内容や、提出してきた証拠と矛盾するものであり、むしろ、同人の主張を否定する方向の証拠である。

すなわち、これまで弁護人が指摘した通り、雨合羽の発見時には血痕が付着していたなどという報告は全くなかった。又、検察官は、犯人が雨合羽を脱いで犯行に及んだと主張しているのである。そうであれば、犯人が犯行後にわざわざ雨合羽に触ったとでもいうのだろうか。その様な主張は余りにも非常識である。だからこそ、これまで当該証拠を隠してきたのであろう。追い詰められているとはいえ、なんとも、理解しがたい主張である。

第6 金袋

1 検察官は、みそ工場と犯人の結びつきに関する事情の一つとして金袋が被害者方とみそ工場との間に落ちていたことを主張する。

2 金袋が発見された位置については、黒柳三郎検証調書（確11分冊505丁）の見取図第10図を参照すると、金袋が発見された位置が必ずしも従業員が行き来する経路上だとは言えないことが分かる。

また、裏木戸のすぐそばで金袋の一つが発見されているが、裏木戸が事件当時開いていなかったことは裏木戸のねつ造で論ずるとおりであり、犯人が裏木戸から抜け出して金袋を落としたと判断することはできない。

検察官は、この裁判になって、これまでの主張を翻し、「犯人が表入口から出た後に、裏口付近の通路を通った可能性もある。」などと主張しているが、あきれる主張である。そもそも、検察官の主張するように巖さんが犯人なのであれば、表口を出れば、すぐ目の前にある線路を渡って寮に戻ったはずであり、わざわざ裏木戸の前を通る必要はない。検察官の主張は失当である。

3 また、金袋は、被害者方の夜具入れの中の甚吉袋に入っていた（春田竜夫検証調書、確10分冊190丁）。甚吉袋の中には、8つの金袋が入っており、そのうち3つだけが奪われたとされている。

検察官は、「夜具入れの中の甚吉袋にしまわれていた布袋のうち3袋を自ら取り出すか、または被害者から交付させるなど何らかの方法で奪った」と主張している。

しかし、金袋は他の金袋などと一緒に甚吉袋に入って夜具入れの中にしまわれていたのである。被害者であろうが、犯人であろうが、咄嗟に取り出すのであれば、甚吉袋そのものを取り出すはずであり、検察官の主張は不合理である。

ましてや、被害者方にはその他にも、ネックレスや指輪などの宝飾品や現金、その他の資産が多数存在していたのであるから（確10分冊190丁）、

被害者を脅迫するなどしてそれらを奪わない理由はない。強盗犯が殺人まで犯し、さらには放火をして証拠を隠滅しようとする程に強固な犯行の意思がある状況下において、全体の金品からすればごくわずかなものだけしか奪わないということは考えられないのである。金袋の存在は、犯行全体から見れば極めて不自然不合理であると言わざるを得ない。

4 以上の通り、金袋の存在は、みそ工場と犯人との結びつきを証明する事実として評価することはできない。

第7 左手中指の傷

1 証拠価値のない「右手中指の傷」

検察官は、巖さんが、事件直後に左手中指に傷を負っていたことを巖さんが犯人であることの根拠として主張するがこの様な主張は、失当である。

まず、そもそも、左手中指に末節にわずか1センチ余りの傷を負っていることが、犯行にどう関係すると言うのか全くわからない。検察官は、本件は12糎のくり小刀で4人もの被害者を殺傷したと主張しているのである。また被害者と格闘したとの想定もしている。そうだとしたら、犯人が左手中指末節だけにわずかな傷を負うだけで済むはずがない。さらに検察官は、巖さんの傷が生じた契機につき、トタンでできたものではないと主張しているが、だからと言って、犯行時にできた傷にはならない。犯行時に生じた傷だということであれば、何時いかなる状況でその傷が生じ、それが犯行と関係することは検察官において立証すべきであるが、その立証はなされていない。

巖さんが、左手中指を負傷したのは事実であるが、この傷は、巖さんが消火活動を手伝っている際に、転倒したとき又は屋根から落ちたときに生じたものであり、凶器としての刃物で生じたものとは言えない。

そもそも、自分でナイフを持っているのに自分の手を切るだろうか。

検察官は、今でこそ、かかる負傷を有罪立証の証拠として主張している。

しかし、巖さんの左手中指の傷について、事件直後に撮影された写真が存在せず、巖さん逮捕後の昭和41年9月8日に撮影された写真があるだけである。しかも、この写真が撮影された時点では、傷は治っており、目立たなくなっていた（確16分冊1909丁）。

巖さんは事件直後から犯人視され、7月4日には医者に連れていかれた上に、更に深夜2時にまでおよぶ取り調べを受け（確3分冊743丁など）、供述調書まで作成されていた（再弁書143）。捜査機関が、真に巖さんのケガに疑いを抱いたなら、直ちに写真撮影するはずである。そして、何らかの証拠が作られていたはずである。

しかしながら、警察は事件から2カ月以上も経ってからやっと傷の写真を撮っている。このような経緯からして、警察官自身が、この「傷」を犯行と結びつくような重要なものと考えなかったことが伺えるのである。

2 傷の状態から見ても刃物によるものではない

更に、事件3日後の昭和41年7月3日、巖さんの傷を診察・治療した唯一の医師である福井医師も「鋭いもので切った傷ではない」と証言している。

同医師は、「どのようなもので切ったようにみえたのか」という質問に、「鋭い物じゃなさそうでしたが。」と答え、[傷はほとんどふさがっており、たいした傷ではなかったので、化膿した方を主に治療した][傷の大きさは、10mmから15mmぐらいで、ふさがっていた]などと話している。

また、鋭い物で切ったものでないと思った理由を問われ、「ナイフとか、かみそりのような鋭利さではなかったと思いました。傷の性状、皮膚の状態からです」と答えている（確3分冊975丁）。

福井医師が診察した時には、事件後3日しか経っていなかったが、傷はすでにふさがった状態であり、同人は「トタンで切った」という巖さんの申し出を受けて、疑問をいただくこともなく治療したのである。

また、傷の状態については後に「大した傷ではなく、ナイフとか、かみそりのような鋭いもので切ったのではなく、傷の深さも深くなかった」と供述している（確3分冊975丁）。

なお、検察官は、福井医師の証言から、「鋭利なものでできた傷」であるかのような部分を抜き出して主張している。しかしながら、福井医師は、「鋭いもので切ったのではない、大した傷じゃない」とはっきりと証言している。ところが、検察官と当時の裁判官が再三再四にわたる執拗な質問を繰り返すことで福井医師を誘導したために、最終的に議論が混乱し「鋭利なもので切った」かのような証言をさせられるに至ったのである。この様な証言の経緯と問題点は、証言全体を確認すれば明らかである。

ところで、本件傷に関する経緯を検討すると、捜査機関が、事件直後から巖さんに目を付け、従業員の強力な協力を得ながら、巖さんを犯人へと仕立て上げた一端が垣間見える。

すなわち、巖さんは、こがねみその従業員で、専務の叔父である水野庄次郎に連れられて、福井医院での治療の翌日、清水市の山田医院に行った（確7分冊743丁）。

水野庄次郎は、従業員の怪我の際にはいつも、いとう外科病院に連れていくことにしていたのであるが、このときは、いつもの病院ではなく、何故か山田医院向かったのである。そして、そこには院長の山田医師だけでなく、警察の嘱託医である鈴木医師がいた。巖さんが連れていかれた山田医院に、偶然、警察の嘱託医がいたとは考えられず、鈴木医師は警察からの命令を受けて診察に立ち会ったのであり（確3分冊1026丁）、水野庄次郎は警察の命を受けて巖さんをこの病院に連れて行ったことが容易に推測できる。

更に、水野庄次郎は診察の後に、興津派出所に巖さんを連れて行った。そこで巖さんは午前2時までにおよぶ、長時間の取調べを受けたのである。

このような経緯から、水野庄次郎が警察に協力して巖さんを山田医院に連れて行ったことは明らかである。にもかかわらず、水野は「警察からの依頼を受けた」ということを否定した（確3分冊743丁）。誰の目から見てもかくも明らかなことを否定さえして、警察に協力した人物が会社にいたということは、本件を理解する上では非常に重要である。

いずれにしても、山田医院で行われたのは、治療のための診察ではなく、事実上の身体検査だった。にもかかわらず、先ほど述べた通り、この時、傷の写真は撮影されなかったのである。

なお、この日の診療録には、傷の大きさは1cm×4mmで、既に傷がふさがりかけていることが記載されている（確14分冊1645丁供述調書添付診療録）。

更に、左指の傷に関連して、検察官は、山田医師の供述調書（確14分冊1645丁）に基づいた主張をしているが、この供述調書は、次の理由から信用できない。

すなわち、当該「山田医師の供述調書」が提出されているのは、山田医師が、昭和41年12月10日に死亡し、証人尋問が出来なかったからである（確14分冊1643丁）。この供述調書には「診療録」と「診断書」が添付されているが、供述調書の署名・印鑑と診療録の署名・印鑑が全く異なっているのである。診療録は、診察の際にその場で記載されたであろうことが推認されるから、そうすると、供述調書に署名押印した人物が山田医師ではなかったのではないか、という重大な疑問が生じる。そして、その供述調書に山田医師の名前を書いたのは誰なのかと考えると、警察官であると考えるのが自然ではないだろうか。この様な点も、本件における数々の違法捜査の一端なのである。

この点、検察官はまた、警察の嘱託医である鈴木医師の証言を根拠に主張をしている。

しかし同人は、診察に立ち会っただけで、巖さんの手を直接取って診察するという基本的な行為もしていない。

また、囑託医の鈴木医師は、山田医師と共同で診療録を作成したなどと証言しているが、この診療録は、山田医師が一人で書いたものであり、鈴木医師の署名はどこにも残されていない。

さらに同人は「鋭くなったトタンと、あまり切れない刃物を比べた場合には、傷の区別がつかない」と述べている。また、「他の指の傷の有無でトタンか刃物かの区別はできない」とも述べている。

すでに治療を受け、わずか1 cmの傷で既に肉芽組織が膨れ、化膿止めの手当を受けていた傷を、その後「何か鋭利な刃物で切った傷である」とか、直接巖さんの手を取って見ずに「刃物とかガラスのかけらのような鋭いもので切ったと思った」との鈴木医師の証言には何の合理性もなく、信用できない。(確定1審3分冊1026丁)

なお、鈴木医師は、その後トタンで傷を負った患者の診療をした際の傷の形状について証言しているが、それをもって被告人の傷が切創だったとの判断が正しいとは言えないことは改めて言うまでもない。

3 巖さんの供述はぶれも変遷もしていない

検察官は、巖さんが屋根から落ちた時期や、負傷したときの様子について供述を変遷させていると主張しており、信用できない等と主張している。

しかし、巖さんの供述が変遷したなどという主張は、事実ではない。

巖さんは、事件直後から、周囲に対して、消火活動中に怪我をしたことを話していたのであって、この内容は終始一貫している(再弁書143、確8分冊2852丁、確22分冊189丁)。検察官が、何を根拠に「変遷」というのか自体不明である。

こがね味噌の従業員は、事件当日の朝には、巖さんが屋根から落ちたことや、その際に怪我をしたことを巖さんから聞いている。そして、巖さんは、そ

の時もどうやって切ったかは良くわからないと言っていたことを証言している（確2分冊511丁、637丁、3分冊743丁）。

この様に、巖さんは、当初から「いつ・どのように」怪我をしたのかということについて、詳細にわたって断定するような話は一切していない。つまり、巖さん自身、「消火活動の最中に怪我をした」という以上のことは始めから分かっていないのである。巖さんは、初めて警察の取り調べを受けた際（再弁書143）に、次のように供述している。

「ボールで土壁を壊そうと突いたときに左手がずきんと痛むのを感じ、よく見てみると左手の中指の先をけがしていたので、滑った時にトタンで切ったと思った」

確定1審、確定控訴審を通じて、公判において「傷が出来たときにはその傷に気付かなかった」と話している。（確8分冊2852丁、控訴2回22分冊89丁）。

そもそも、必死に消火活動をしている中で、現場での動きを逐一記憶していなかったとしても、何ら不自然なことではない。

また、夢中になっているときには怪我をしたことにすら気付かず、後になって気付いたときに「おそらくあの時に切ったのだろう」との推測をすること自体も、何らおかしいことではない。

巖さんの供述は、消火活動の際に、「屋根で足を滑らせて屋根から落ちたときに、怪我をしたと思われる」という内容で一貫しているのであって、検察官が主張するような不合理な変遷など微塵もない。

4 消火活動でケガをしたのは巖さんだけではない

しかも、消火活動の際にケガをしたのは巖さんだけではない。同じく消火活動を手伝った従業員の村松喜作や佐藤省吾も消火活動の際に怪我をしている（再弁書261、281）。そして、このことは、第2次再審請求審に至って

初めて開示された証拠で明らかになった。このような重要証拠が、40年以上も隠されていたこと自体、非難されるべきである。

従業員は、消防の訓練を受けたり、消火活動の装備を身に付けていたりしていたわけではなく、火災現場において怪我をしてしまうのは、ごく自然なことなのである。

なお、先ほども出てきた水野庄次郎は、裁判所の尋問において、「消火作業中にケガをしたのは巖さんのみで、他にはいなかった」などと、明らかに事実と異なる証言をしている。この他にも、同人は、法廷で巖さんを犯人と決めつけるような証言を数多くしている。このように、事件当初から「巖さんが犯人である」という強い偏見を持った人物が工場にもいたということは、事件について知る上で無視できない事実である。

第8 くり小刀

1 はじめに

検察官は、被害者家屋内の次女の遺体のそばから発見されたくり小刀の刃体を凶器と主張している。

その根拠の一つとしている、「中庭にあった雨合羽のポケットにくり小刀のさやが入っていた」との主張については、その根拠となる捜査報告書が疑わしいといわざるを得ず、認められない点は、別に本編第3の雨合羽の項において示した通りである。

ここでは、くり小刀の発見された状況やその形状そのものから、本件くり小刀が、本件において4人を殺害し40か所以上の刺し傷等を生じさせた凶器であるとはおよそ証明されておらず、むしろ凶器ではないと考えるのが自然であることを明らかにする。

2 本件くり小刀は他の刃物と同様単に現場に存在していただけのもの

事件から1カ月以上が経過した昭和41年8月8日付で作成された春田竜夫の検証調書によれば、本件くり小刀は、扶示子の死体のそばから柄のない状態で発見されて、その場で本件の凶器と思われるとして押収されたと記録されている（確10分冊190丁）。

検察官の主張では、くり小刀の柄は放火後に焼失したというが、同種とされるくり小刀の柄の周りにはプラスチックの縁がある（確26分冊1477丁）。しかし、本件で焼失したとするくり小刀の柄の周囲には溶解した残存物もなく、柄が炭化した灰も残ってもいなかった（確10分冊190丁）。

また、くり小刀が段ボール箱の焼け残り付近にあったことからすれば、柄がなくなって使えなくなったくり小刀の刃が段ボール箱の中に入っていた可能性も考えられ、特別に凶器とされる理由がない。本件くり小刀が凶器とされた理由は、ひとえに、「雨合羽のポケットに鞘が存在していた」という「事実」によるのである。

更に、本件くり小刀は、木工用で樽などに使う職人用の小刀であり、被害者の家はみそ製造業をして樽などを扱っていたのであるから、この様な小刀があっても何ら不思議はない。実際にも、被害者宅には、このくり小刀の刃体の他にも使われていない柄のない登山ナイフ、小刀、大工道具などが多く存在していた（確10分冊190丁（三）8（11）、同9（6）、確11分冊505丁写真73，81）。本件くり小刀の刃体もこれらのうちのひとつと考えるのがむしろ自然である。

そもそも、本件くり小刀を見れば、その様子からして到底4人を刺殺した刃物には見えないし、火事で焼かれたとしても、発見時にここまでさび付いた状況からして相当古い刃物であることが推認できる。

むしろ、本件においては、捜査上において、本来であれば「凶器」と疑われるべき「刃物」について、敢えて証拠が作成されず、若しくは隠されている状況であり、真の凶器は他にあるといわざるを得ない。

すなわち、被害者宅には食堂があり、家族の他従業員の食事を用意していたのであるから、日常的に利用されている包丁が、少なくとも数本は存在していたはずである（確1分冊190丁6（2））。

ところが、事件から1カ月以上経過した後に作成された春田竜夫検証調書によれば、便つぼの汚物をくみだし、浴槽の水を汲みだすなどの捜査がされ、奥の戸棚の中には使われていない包丁があったことまでも記録されているが（同上3（3）等）、被害者宅で日常的に実際に使われている包丁は一本も発見されていない。正確には、これらが発見された様子はもとより、これらを探した様子さえ記録されていない。

仮に、包丁が現場から消えていたのであれば、犯人が凶器として包丁を使い、犯行後これを持ち去ったことをまず第一に疑うべきである。ところが、現在開示されている証拠の全てを見ても、捜査機関が現場から無くなっている包丁について検討した記録は一切ない。なんという不自然な状況だろうか。

かかる状況からすれば、上記検証調書を作成した昭和41年8月8日時点では、既に巖さんを犯人にすると決めていた捜査機関が、それに不都合な証拠を敢えて隠していると疑わざるを得ない。

3 くり小刀は被害者らの傷を形成した凶器でない

検察官は、被害者らの傷は細長い形状の刃物で形成されたものであると、主張し、上野正吉鑑定を根拠に主張する。上野鑑定では、本件くり小刀が凶器として「格好なもの」と認めているというのである。

しかしながら、そもそも、かかる上野鑑定は、鈴木鑑定の傷の計測が正確性を欠くと批判しながら、同鑑定の傷についての刺入口の幅や傷の深さを根拠にしており正確性を欠く。また、上野鑑定は、参考として提出されていた新品のくり小刀を使用しており、実際の刃先が欠損したくり小刀を参考にすらせずに行われたものであり、この意味でも正確性を欠く。更に、上野鑑定は、巖さん

の自白も検討の上で凶器性の認定をしており、「恰好なもの」という表現にも現れているが、予断を持った鑑定と言わざるを得ない。

むしろ、法医学者押田教授、医師横山正義教授らの鑑定（再弁書208, 211, 207）によれば、上野鑑定が用いた新品のくり小刀を前提にしても、被害者らには形成することのできない創傷が存在し、まして欠損した本件くり小刀をもって唯一の凶器とすることを否定している。

すなわち、押田教授は、損傷についての法医学的観察方法を示した上で、捜査機関によって行われた本件被害者らの損傷の観察、所見は、法医学的解剖の基本的な観点において重大な不備があること、扶示子の左胸部に見られた刺し傷は、本件凶器とされるくり小刀では不可能であると結論付け、藤雄及び雅一郎の傷の凶器についてはくり小刀と断定することはできないと結論付けている。

具体的には、被害者藤雄については、「いずれにしても、正確な創の特徴の長さを計測していないので、砂上の楼閣について議論することになり、本件凶器とされるくり小刀で成傷可能であった証拠となりうるとも判断されない。」

被害者扶示子については、「(記録によれば) 被害者橋本扶示子は、「当時の年齢: 17歳、身長: 約159cm、体重: 約60kg、胸囲: 約87cm位」と推定され、被害者橋本扶示子の年齢・体型に類似した症例のCT画像について検討した。その結果、被害者橋本扶示子の左胸部にみられた刺創③が(略)第9胸椎左側」に至っていたとすれば、これらの損傷をきたした刃器としては、外表の刺入口を接着して計測していないので刃巾は正確には判断しかねるが、長さは17.8cm前後又はそれ以上、あるいは15.9cm前後又はそれ以上と推定されるので、皮膚・皮下軟部組織の若干の陥凹を考慮したとしても、本件凶器とされるくり小刀では成傷不可能ではないかと判断される。」

被害者雅一郎については、「刃器の長さは約8cm又はそれ以上長く、先端から約4cmのところでは1.7cmよりも少し長い(略)はそれ以内で、先端か

ら約8 cmのところでは1.8 cmよりもやや長い（略）又はそれ以内と推定される。このような刃器を右前胸部乳頭から（略）刺入し、横隔膜を貫通し、これに接する肝臓に斜外方に深さ約4 cmの刺創を生じたと認められる。肝臓の刺創部の断面を観察すれば、刃器の詳細が印象されていたものと推定され、このような検査が施行されず写真などの記録が残されていないのは甚だ遺憾である。したがって、このような損傷が本件凶器とされるくり小刀で成傷可能か否かについて詳細に判断することは難しい。一般的には本件凶器とされるくり小刀でも成傷可能性はあると思われるが、本件凶器とされるくり小刀でなければ成傷不可能であることを断定的に述べることはできない。」と結論付けている。

更に、押田教授は、上記鑑定後に、新たなモデルを加えてCT撮影等を行い検討している。その上で、被害者扶示子の左胸部に見られた刺し傷は、欠損した本件くり小刀では作ることは不可能、上野鑑定書が用いた新品のくり小刀でも作ることは不可能であると結論付けている。

次に、平成5年3月8日付東京医科大学教授で医師の横山正義作成の鑑定書は、法医学的見地ではなく、現役の医師としての経験と知識に基づいて、本件被害者らの死体の外傷と剖検録から、成創の可能性のある凶器が単一か複数か、くり小刀のみですべての傷の成創が可能か、成創の原因等について検討している。

その上で、被害者扶示子については、「胸骨体を貫通させている傷があり、左第四肋骨が切り離されている。」「この骨を切断するには通常、電気ノコギリ（ストライカー）が使用され、この骨に穴を開けるときはキリを使用している。ろっ骨を切るためには特別な肋骨はさみを使用されている。単なる凶器でこれらのことをするには、特別な力が必要」「くり小刀が幾ら鋭利でも簡単にはできない、無理に大きな力を加えて切離しようとするれば、くり小刀の破損を伴うと考えられる。」としている。又、刺創からも20 cm以上の刃物が必要であり、本件くり小刀では足りない旨述べている。

又、被害者藤雄についても「第五肋骨が切断」されており、当時41歳で骨化している肋骨を切断するには「くり小刀では肋骨の切断はできない。」とし、更に、傷の刺創からも、「最低でも17.5cm以上の長さの刃物が必要で」細くて長いヤリ（いわゆるドスのようなものか）が必要で、本件くり小刀では短すぎる。

結果、本件凶器は、くり小刀では説明のできない、はるかに長めで細いヤリのような刃物が必要である旨結論付けている。

更に、本件くり小刀の形状を見ればわかるように、くり小刀には、鍔がない。しかし、被害者らには40ヶ所にも及ぶ刺傷等があったのだから、刃の部分と柄の部分の間に鍔がなければ、犯人の手のひらは、血で滑ってしまうはずで、犯人は手のひらに深い傷を負っていたはずである。この点については、浜松医科大学法医学教室鈴木修教授からの聞き取り報告書からも明らかである（再弁書212）。

4 菊光刃物店の高橋みどりの証言

(1) 検察官は、くり小刀を販売していた沼津市の菊光刃物店の店員・高橋みどりが28枚の写真の中から巖さんの写真1枚を選び出して「見覚えがある」と供述したと主張している。

しかし、高橋みどりは、証言の後、弁護人や支援者「本当は、警察官に示された写真の中に見覚えのある人は居なかった」「警察官にもその様に回答した」と告白しており、同人の証言は事実を正しく述べたものとはいえない（再弁書358，359）。

また、このような同人の供述は、高橋みどりが、何とかして証人尋問を避けようとした裁判記録からも裏付けられている。

すなわち、高橋みどりは、第1審と高裁で2度にわたり証人尋問されているところ、同人が裁判所に証人として呼ばれた際、体調不良を理由に、診断書まで付して証言を避けようとしていた事実がある。

(2) 検察官は、高橋みどりと支援者らのやり取りの内、一部を取り出して、高橋みどりに対して不当な誘導がされたかのような主張をしている。しかし、その様な主張が誤りであることは会話全体を聞けば明らかであり、高橋みどりは自発的に発言している。

そもそも、巖さんとは何の利害関係もない一般市民が、国家権力たる検察や警察に迎合してしまうのであればともかく、何ら権力のない支援者らの気持ちを察して、検察や警察ににらまれるような嘘をつくはずがない。しかも、高橋みどりは、テレビ局のインタビューにまで答えている。捜査機関から「偽証罪」等の糾弾を受ける可能性もあるにもかかわらず、である。何の権力も持たない、一市民が「本当は巖さんに見覚えがなかった」と告白したのは、他でもなく、「真実を告白しなければならない」という一市民の素朴な正義感によるものであり、信用性は非常に高い。

(3) 数ヶ月前の一見の客を正確におぼえているわけがない

そもそも、高橋みどりは、当時毎日70～80名の接客をしていると供述している。このような多数の客の中から、数か月前に1度買い物に來ただけの客を覚えているということ自体が不自然である。

また、捜査報告書によれば、「写真面割」は昭和41年7月14日午前中に行われ、高橋みどりは、こがね味噌の従業員の顔写真28枚の中から巖さんの写真を1枚選び「見覚えがある」と供述したとされている。この28枚の写真の中には巖さんの写真が2枚入っていた。2枚の写真は撮影時期も近く、いずれも巖さんが単独で顔がはっきりと写ったものであったのに、1枚のみを選んだとののは、いかにも不自然である。本当に、高橋みどりが巖さんの人相に見覚えがあるなら、2枚とも選ぶはずではないだろうか。

さらに、高橋みどりに対する写真面割については、捜査報告書があるのみで（確16分冊1903丁）、この時に同人の供述調書すら作成されてい

ない。通常、写真面割を行う際には、写真台帳を作成し、その中に選び出された写真がある場合には、供述者の供述調書を作成して、写真台帳の該当する写真にも署名・押印を得るものである。

しかし、本件においては、高橋みどりの供述調書や写真台帳が作成されていないため、高橋みどりが捜査報告書に添付された中でどの写真を選んだのかという基本的なことさえも明らかにできていない（確5分冊1492丁）。

本当に、高橋みどりが、巖さんの写真を選んだのであれば、当然、警察官はこれをもとに供述調書を作成するはずである。なぜ、このような基本的な作業を怠ったのだろうか。

- (4) しかも、警察官は、高橋みどりが巖さんの写真を選んだという7月14日の後にも、同じ捜査を続けている。すなわち、同月23日にも別の刃物店の定員に、巖さんの面通しをさせている（確12分冊1011丁）。

高橋みどりの菊光刃物店で巖さんを特定できたのであれば、その後に、わざわざ別の刃物店の人に面通しをする必要はない。

この様な捜査をしていたという事実も、高橋みどりが巖さんを特定できなかったということを端的に示している。

5 その他の主張

- (1) 再甲271 沼津菊光刃物店の平面図について

検察官は、くり小刀が沼津の菊光刃物店で売られていたものであり、巖さんが購入する可能性があったと主張している。

そして、再審公判で、菊光刃物店内の状況等の立証趣旨で令和6年1月30日付作成の写真撮影報告書（再甲271）を証拠請求した。

これは、確定1審で静岡地裁昭和41年押第155号符号80の証拠物である菊光刃物店の平面図一枚写真五葉のうち菊光刃物店の平面図一枚だけを写真撮影したものである。

この平面図には、昭和41年9月7日記入とあるが、この日付で作成されたものではない。実際に作成した後に図面上に9月7日と記入したものである。

沼津菊光刃物店の沼津市上本通町17番地の店舗は、昭和39年3月19日の火災で全焼し、その後仮店舗で昭和41年7月31日まで営業していたのである。図面と写真はその仮店舗のもので、高橋福太郎は、図面について警察の人から店の品物の並べ方とか、ケースなどの見取り図を描いてくれと言われて書いたと証言している（確3分冊994丁）。すなわちこの図面は昭和41年7月31日仮店舗を閉店する前の営業中に警察に言われて書いたもので、五葉の写真と一体のものである。また図面に押されているスタンプは仮店舗の住所のものであり、9月7日にはスタンプの住所に仮店舗はなく、スタンプも使われてはいない。

警察官は、巖さんの逮捕前7月13日と7月14日と、二度沼津菊光刃物店に出向いている。一度はくり小刀2本を購入し、もう一度は写真を持参している。そのいずれについても捜査報告書は作成しているが、供述調書は作成していない。

高橋みどりは、後に警察官から巖さんが買ったと供述し、書いたという図面をみせられ、犯人が書いたというのならば間違いなかろうとそうなら当時の状況について、話をしている。（再甲265・再弁358）

確かに、両名共供述調書が作成されたのは、巖さんが自白したとされる直後の昭和41年9月7日付である。（確1分冊55丁 確定第1審昭和41年11月28日付検察官の証拠調べの請求・検察官請求証拠目録・請求番号159・162）

そして、この調書作成の際に、高橋福太郎は、先に警察に頼まれて書いた図面に9月7日と記入したのである。

警察は9月6日巖さんにくり小刀を沼津で買ったと自白させ、さらに図面も書かせている。そして、9月7日沼津菊光刃物店の二人から供述調書を作成している。これらの事実は、後日の両名の話と合致する。

警察は、7月31日沼津菊光刃物店の仮店舗が閉店する前に図面を入手していてそれをもとに、巖さんに自白させ図面を書かせたのである。

再甲271は、沼津菊光刃物店の平面図は、警察が昭和41年7月末日には閉店する仮店舗の図面を高橋福太郎に頼み予め入手していたもので、9月7日は作成日ではなく、供述調書作成の際に記入されたものであり、検察官がわざわざそれを写真撮影したに過ぎない。再甲271は、巖さんとくり小刀の結びつきを何ら明らかにするものではなく、むしろ、警察が沼津菊光刃物店でくり小刀の購入を予め図面を入手し、巖さんに自白を迫り、図面を書かせ、それを示して高橋福太郎・高橋みどりから供述調書を作成した事実を推認させるものである。

くり小刀を沼津菊光刃物店で購入したとする自白もまた、警察が作出したものである。

(2) くり小刀の鑑定

また、凶器とされたくり小刀の刃体につき、血痕鑑定がされているが、鑑定の過程では錆や付着物をそぎ落としたものからも、刃体からも人血の付着はなかったとの結果が出ている（確15分冊1813丁）。また刃体の刻印銘を知るためになされた鑑定では、薬品を使い洗浄し、電解研磨がされるなどしているにもかかわらず、それでも判読できないものがあつたのであり、刃体は古いものだったと考えるのが自然である（確15分冊1815丁）。

以上の通りであり、本件くり小刀が本件事件の凶器であることの証明はおよそされていない。

第9 被害者宅への侵入経路

本件は、住居侵入・強盗殺人・放火事件である。

そのため、被害者宅にどこから侵入したのかその侵入口・侵入方法の明確化は、脱出口以前に必要であり、かつ重要である。

そのため、警察は、巖さんの自白を得た後（確20分冊2712丁）、「侵入手段の実験について」、という実況見分調書や捜査報告書を作成し、巖さんの自白通りの侵入が可能だったという証拠を作成した（確1分冊263丁、16分冊2177丁）。

しかし、巖さんの自白で乗り越えたと言われた隣家との防護柵は鉄道の枕木を利用したもので4本の有刺鉄線が張られ、高さは1・55メートルあった（確11分冊0505丁）。柵の前に踏み台が無ければとても乗り越えられないものである（再弁書35p13）。

ところが、警察官は、実況見分で被害者宅の内側においてあったものを踏み台にして内側からこの柵を乗り越えた写真を撮り、この写真を外から侵入した際の写真であるとしているのである（確16分冊2177丁）。

また、巖さんが土蔵の屋根を伝わり中庭に下りた際に使ったとされる水道管は、土蔵のひさしの垂木に針金でとめられているだけの、非常に細くもろいもので、人が乗ればすぐに倒れてしまうようなもので、実際には一人では降りることなど出来ず、他の人が手で水道管を押さえなければならなかった（確1分冊263丁、再弁書385p30）。

ところが、警察官の実験では、何の問題もなく自白通りの侵入が可能だったような写真が撮影がされ、また記載されており、第2次再審請求審において開示された証拠から、それらはいずれも虚偽の内容だったことが判明した（再弁書269，再弁書385p15～16）。

深夜、このような経路・方法で実際に被害者宅に侵入することは極めて危険で、困難であることは、もはや改めて言うまでもない。まして、巖さんがこのような方法で侵入したことを示す痕跡はどこにも全くなかった。

にもかかわらず、警察は、可能であったかのような偽りの報告書を作成し、証拠としていたのである。

第10 裏木戸からの脱出・再侵入・再脱出

確定判決では巖さんが、脱出口とされる裏木戸を一旦出て、油をポリ樽に入れて運びそこか再侵入して、更にそこから再脱出しているということになっているため、裏木戸は脱出口、再侵入口・再脱出口でもある。

しかし、裏木戸が閉まっていたことは、否定しようのない事実であり、警察官でさえこれを認めていた。（もっとも、表出入口に鍵がかかっておらず、出入り可能だったので犯人はそこから出入りしたと考えるのが自然である。）

そのため、警察官は、裏木戸が閉まっていたという避けられない事実と、巖さんの自白との整合性を何とか図ろうと、確定審においては、裏木戸の上の留め金だけはかかっていたが、門と下の留め金だけを外してそこから巖さんが出入りしたことにしていた。そして、その裏付けとして、上の留め金がかかっているにもかかわらず脱出は可能だったという捜査報告書を作成した（確4分冊1430丁、再弁書124）。

しかし、実際にはこの報告書は、上の留め金を外して行われたものだった。なぜなら、上の留め金をしたまま人が出入りしようとするれば、上の留め金は外れてしまうからである。警察が作った報告書の写真は、実際には開いている上の留め金が写らないように撮影していることが、明らかになった（再弁書123，125）。

そして、弁護団が改めて行った、裏木戸を再現しての実験でも、この北條捜査報告書は虚偽であったことが明らかになった（再弁書126）。

警察は、この様に、裏木戸からの脱出・油を運び入れる再侵入・放火した後の脱出等、全く不可能なことであるにもかかわらず、巖さんを有罪とするため、虚偽の捜査報告書を作成していたのである。

なお、検察官は、何人かの目撃証人が、「裏木戸の扉の隙間から火が見えた」と供述している点をもって、裏木戸が開いていたかのような主張をしている。

しかし、隙間から火が見えたのは扉が開いていたからではない。裏木戸の上の部分の一部には、トタンを止めてあった釘が抜かれ、わざと「隙間」が作られていた（再弁書133p24～30）。弁護人は、この隙間を中から外を見るために被害者らが利用していた可能性もあると考えているが、いずれにしても、検察官が主張するのは、このトタンがはがされている部分から見えた隙間にすぎず、扉が開いていたことにはならないのである。

裏木戸の実物を見ると、扉と密着する柱や、観音開きの扉がお互いに密着している部分において、全く燃焼していないか、他の所と比べて燃焼の程度が低いことが分かる（再弁書133，再弁書385p10，35，24、再弁書127）。裏木戸については現場にいた関係者の証言や供述から閉まっていたことが明らかであるが（再弁書128，129，130，131，132，138）、このような物理的証拠からも完全にしまっていたことが明らかなのである。

第11 「アリバイ」

1 はじめに

本件において、再審請求審における証拠開示によって明らかになった重要な事実の一つとして、巖さんの犯人性を否定する「アリバイ」がある。

すなわち、巖さんは、当初から自分は火災発生の直後から他の従業員と共に消火作業に加わっていた、と主張していたところ、巖さんのこのような姿は、他

の従業員にも目撃され続けていたのである。これだけのことで、巖さんが犯人とは到底言えない。

そして、この様な重要な証拠を検察官は、何十年もの間隠し続けていたのである。

以下、詳述する。

2 巖さんの「アリバイ」については、確定審においても重要な争点とされており、多くの従業員や関係者が証言に立っている。

そして、この点について、佐藤省吾、佐藤文雄、村松喜作、松浦等の同僚らは、法廷において一様に「火災直後は袴田巖を見ていない」などと証言していた。

一方で、巖さんは一貫して、「火災発生直後から他の従業員と共に消火活動に従事していた」と主張していた（確8分冊2768丁、22分冊189丁、再弁書143）。

しかし、第2次再審請求審における証拠開示により、巖さんが、従業員らに火災発生の「サイレン」の直後から、鎮火まで、空白の時間なく、目撃されていることが明らかになった。

これらの開示された証拠によって、火災発生後の現場の状況と巖さんの動きを整理する。

(1) 午前2時10分頃、火災発生の通報（現場記録鑑識編）がなされた。工場・寮においては、佐藤省吾・松浦・岩崎・袴田巖がサイレンに驚き飛び出していった（再弁書215：41．6.30松本部長外1名捜査報告書、再弁書216：41．6.30森田部長外1名捜査報告書等）。

再弁書215には、佐藤省吾の話として「サイレンで火事を知り松浦と共に表に出るとき後ろから袴田が来ていた。」と記載されている。

また、佐藤文雄によれば、「火事を知って下に降りた所、袴田巖はパジャマ姿で飛び回っていた」と記載されている。

さらに、松浦光男によれば、同人は佐藤省吾、村松喜作、岩崎和一らと会社のホースを使って消火作業をしたこと、が記載されている。

さらに、再弁書 216 には、佐藤省吾が、「その後サイレンで目を覚まし二階のガラス窓を置けた所、被害者宅で煙が見え、火事が誓いを思ったので身支度をしていると松浦も起きて支度し外へ飛び出した。すると袴田も、一緒位に起きて自分らの後からついてきたが、現場は既に消防車が来ており、自分も消火作業に当たった。」と話しており、

警察官の記載として、「この申立てについて裏付けとして佐野正子、松浦光男、岩崎和一、袴田巖らから事情を聴取した結果その事実が認められた。」と記載されている。

松浦光男によれば同人は、「ホースを使って消火につとめた」と記載されている。

この様に、巖さんは、まず発生直後にここで従業員に目撃されている。

もっとも、その後、再弁書 220, 222, 221 の証拠によれば、佐藤省吾の供述が警察官の誘導により、徐々に変遷させられていることが明らかである。

- (2) そして、消火作業の最中に、被害者宅裏口付近の、専務宅物干し台には、人が登り始めていた。

ここに登ったのは、まず、村松喜作だった。その後、巖さんが登り、佐藤省吾も加わった。初めのころは、皆、物干台の隣にあった杭をよじ登って物干台にたどり着いており、巖さんがこの杭を登ろうとして滑ったりしているのも、佐藤省吾等に目撃されている（再弁書 220, 222, 221）。

そして、佐藤省吾や巖さん、山口元之らは、のこぎりやバールを探し回って、物干台と工場の間を行ったり来たりしていた。この時に、線路の上を行ったり来たりしている巖さんも従業員に目撃されており、その他、巖

さんの供述に合致する目撃証言も多く存在する（再弁書239, 262, 235, 237, 232, 252, 249）。

このような作業の際、巖さん、佐藤省吾、及び村松喜作は手等にけがをしたのである。

上記のような作業の最中に、山口元之は、専務宅と工場の間の線路上で、専務宅から工場に向かうパジャマ姿の巖さんを目撃した。目撃後すぐに山口元之が工場に行って時計を見ると、2時30分だったとのことである（再弁書240：山口元之員面調書41.8.20）。

従業員たちは、裁判になると「火災発生時には巖さんを見かけなかった」と、供述を変遷させてしまったが、実際には、巖さんは、昭和41年6月30日午前2時10分頃のサイレンとほぼ同時に、従業員によって目撃されている。そして、その後も他の従業員に交じって消火作業を行っている姿が絶えず目撃されていたのである。火事が治まった午前2時32分頃まで、である。

ここで、裁判官には改めて「5点の衣類」のことを考えていただきたい。

上記に述べたとおり、火災発生直後から、従業員らはホースやバールなどを探すために、入れ代わり立ち代わり、工場に出入りしていた。そのような中で、巖さんが血まみれの5点の衣類を麻袋に詰め込んで、人知れず「1号タンク」の中に隠すなどということは不可能なのである。

ましてや、佐藤省吾や、巖さんのルームメイトの佐藤文雄は、供述調書等において事件発生時に巖さんの部屋には全く変わった様子が見られなかったことを供述している（再弁書254：41.7.15森下他1名捜査報告書、再弁書227：41.7.18佐藤文雄員面調書等）。

さらに、7月4日に行われた巖さんの部屋の搜索の際にも、血の付いた衣類をそこで着替えた痕跡もなかった。

どのような角度から見ても、袴田巖さんが事件直後に、5点の衣類を1号タンクに隠したなどという認定は、誤りというほかないのである。

第12 「被害金」の捏造

1 本件は、強盗事件ではなく、怨恨による殺人事件である。

検察官は、夜具入れの中にしまわれていた甚吉袋の中の8個の金袋の中から、3個の金袋が奪われ、その内の2個は途中で落としたものであるとしているが、金を奪う目的で侵入し、夜具入れの中に甚吉袋を見つけたのに、9個の袋が入っているその中からわざわざ金袋3個だけを奪い、その内の2個を落とし、そのほか合計で600万円以上の価値のあった現金・貴金属類（確1分冊190丁、505丁）などには全く手も付けていないということはいかにも不自然である。強盗目的で4人を殺害までした人物が、このような行動をとるはずがない。

弁護人は、そもそも金袋3個のうちの1個だけが不明だなどという話は、警察の作り話か、もしくは、火事場泥棒の可能性もあると考えている。

そして、上記を踏まえ、以下述べる。

(1) 郵便局で発見された焼けた紙幣入封筒は、警察がねつ造したもの

巖さんは、事件直後から逮捕されるまで50日間、行動を見張られ、尾行をされていた（再弁書270）。その際、警察は、巖さんがお金を使っていないことから、それをどこかに隠しているか、誰かに預けたのではないかと想定した。

巖さんは、自白に追い込まれ、犯行を認めたものの、奪った金の行方について追及され答えに窮し、井戸に捨てた、使ってしまった、裏口においてきた等々と答えた。

これに対し警察は、井戸に捨てるわけがない、使ったところがない、隠したのではないか、奪った金は8万円ぐらいだ、裏木戸のところは違うな

どといずれも事実と合わないとして退けた。そして、警察は、自らの想定に合わせて、「奪った現金は8万円余であり、一旦温醸室の仕込み樽の下に隠しその後取り出して3万円を使い5万円を松下さんに預けた」との供述を強要し、その旨の自白調書を作成した。

松下の名前を3人の警察官が出していることは、録音テープから明らかである。すなわち、巖さんは、そもそも奪ったとされる現金がいくらかも知らず、預けた金額についても3万円と言っているのに対し警察官の方が、使った金が3万円で、預けた金は5万円であることを迫っている様子が明らかになった。

そして、巖さんの自白が作られた数日後、昭和41年9月13日に、清水郵便局で焼けた紙幣5万700円などが入った清水警察署宛の封筒が出てきた。

その封筒には鉛筆書きで「シミヅケイサツショ」とあり、宛名の住所の記載はなく、切手も貼付されておらず、差出人の名前もなかった。

封筒の中には「ミソコオバノボクノカバンノナカニアッタ」と片仮名で書かれた便箋と、全て番号部分が焼かれた札が入っており、しかも、千円札2枚には鉛筆で「イワオ」と書かれていたという（確13分冊1106丁、1099丁）。

出どころが分からないように、わざわざ番号を焼いて、それなのにお札に名前を書く、なんという不自然な証拠だろうか。

この封筒について警察官松本久次郎は、郵政監察官が杉山益己さんなど15名の集配人及び郵便物を取りそろえた担当職員を個別に事情聴取した結果、誰が取り扱ったか分からなかったとの報告書を作っている（確13分冊1104丁）。しかし、ここで聴取をされたことになっている、当時郵便局で仕分け作業を担当していた杉山益己さんは、再審請求審において、郵政監察官による聴取をされたことはなく、また郵便局内で焼けた紙幣入

り封筒の話を聞いたことはなかったことを明らかにしている（再弁書213）。

このような事情を根拠に、弁護人は検察官に対し、担当職員を聴取したという郵政監察官の聴取結果を示す報告書等を開示するよう求めたが（平成21年6月2日付証拠開示命令申立書）、検察官は「存在しない」と回答した。

以上の事実を踏まえれば、上記松本久次郎作成の捜査報告書は、捏造証拠の可能性が高く、少なくとも証拠による裏付けを欠いた極めて信用性の乏しい証拠であると言わざるを得ない。

なお、ここでもう1点特筆すべき点がある。

盗まれたとされる金袋を集金した従業員池ヶ谷寛の昭和41年8月1日付で作成された供述調書には、金袋の中のお札の種類についての供述はなかった（確12分冊900丁）。

ところが、なぜか、清水郵便局で焼けた紙幣入り封筒が発見される直前の9月9日になって、警察は、池ヶ谷寛さんの供述調書を再度作成し、そこでは、金袋の中にあったというお札の種類について供述させているのである。そして、そこで供述させたお札の種類は、清水郵便局で発見のお札と符合していた（確12分冊925丁、確13分冊1106丁）。なんという、都合の良い展開だろうか。このような証拠が、有罪の証拠として使われていたのである。

(2) 松下さんに対する違法捜査

焼けたお札が入った封筒が発見されたのは9月13日の午後2時40分頃であるが、警察は翌日の9月14日早朝には、松下文子が投函したものとして、同人の実家及び婚約者山崎武方の二か所に対する搜索差押を行った（確27分冊1775丁、1782丁）。

警察は、事件当初より巖さんと松下文子との関係を疑い7月20日には松下文子の自宅に赴き取調べをしていた（確4分冊1352丁）。そして巖さんを逮捕した直後の8月22日にも松下方を「被害金品、凶器、包装紙、預金通帳等々」と共犯者と想定しての搜索をしている（確27分冊1766丁）。そこでは何も差し押えるべきものはなかったのに、清水郵便局でお札が見つかった直後に今度は松下文子自身だけではなく、婚約者の自宅まで家宅搜索を行ったのである。そして、あろうことか、搜索差押と同じ日に、松下文子を別件の脅迫罪で逮捕までした（確4分冊1375丁）。

松下さんがこがね味噌に勤務していたのは、2か月程であり、事件前には退社していた。そして、7月17日には山崎氏と見合いをして一緒に生活していたもので、巖さんとは特別な関係にはなかった（確4分冊1274丁）。

にもかかわらず、警察は、松下さんに対する執拗な追及を行い、7月20日には自宅で警察官住吉親が、9月7日には桜橋巡査派出所に呼び出し、森下哲雄が取り調べをしている（確4分冊1375丁、1352丁、1393丁）。

さらに、なぜか、お札が見つかる前日の9月12日には松下さんの母たくさん、妹よね子さん、兄義男さんまでも取り調べをしている（確4分冊1352丁）。まるで、お札が発見されることが予め分かっているかのようである。

そして、9月14日に別件で松下さんを逮捕した後は、警察は、巖さんから現金を預かったことを認めるように、文字通り連日執拗に迫った（確4分冊1375丁、1352丁、1393丁）。

それでも、松下さんは巖さんからお金を預かったと認めなかったため、警察は、9月23日には、改めて松下さんを今度は贓物寄蔵罪で逮捕したのである（確4分冊1393丁）。

この贓物寄贈罪については勾留が却下されたが、この間の執拗な取り調べにおいても、松下文子は巖さんから現金を預かったことなど一切認めなかった。また同人は、公判においても、巖さんから現金を預かったことはないことをはっきり証言している。巖さんが松下さんにお金を預けた事実などはないから当然である。

この裁判で、検察官は、巖さんが松下さんにお金を預けたとは主張しない、と明言しているが、今述べたような経緯からすれば「主張しない」、のではなく、「主張できない」のである。

なぜなら、現在の常識的判断から言えば、郵便局で発見されたお金は、警察官が作り出した捏造証拠としか、判断できないからである。

第13 黒皮財布

1 被害金関係ではもう一つ不審な証拠がある。

それが、事件から程ない昭和41年7月19日に、富士市吉原駅前の停車中のバスの中で、拾得された黒皮財布である。

この黒皮財布には、現金8万3920円、被害者の会社こがね味噌の宛名が記載されていない火事見舞いの礼状はがき1枚、そしてライター石3個が入っていた。

盗まれた金袋に入っていたとされる金額は、8万2325円で、黒皮財布の中身の8万3920円というのはほぼ同じ金額である。また、宛名のない火事見舞いのはがきだったという点で、この財布は被害者側のこがね味噌の関係者又は真犯人が持っていたことを窺わせる。

そして、黒皮財布を拾得した渡辺馨氏はバス運転手を通じて吉原警察署に届け出たのであるが、当時とすれば8万円以上も入った大金の財布を結局は誰も取りに来なかったというのである。

7月19日といえば、警察が巖さんを犯人と決めつけ1日中尾行していた頃である。その中で、巖さんは吉原に近づいてもいないので、警察としてもこれが巖さんのものだとは到底言えなかった。

そのため、警察は何をしたかという、この証拠を隠すことにした。確定審の第1審では、この黒皮財布に関する証拠は一切開示されなかった。

2 そして、事件から5年近くも経過した控訴審になった昭和45年、弁護人が黒皮財布の件について調査に動き、昭和46年4月10日、黒皮財布の拾得関係者を証人申請すると（確24分冊958丁以下）、検察官が突然、証拠を作り出した。

これが、昭和46年4月26日付け戸叶義雄検察官の捜査報告書（確24分冊1043丁以下）である。

(1) しかしながら、黒皮財布の中身からすれば、発見された当時に捜査報告書が作成されていない訳はない。現に、戸叶義雄捜査報告書には、本件強盗殺人放火事件との関連を疑い、拾得者、届出者を事情聴取したほか、拾得物件を清水署の捜査本部に送付し、本部は鑑識に廻したが血液型や指紋を同定できなかったと記載されている（戸叶義雄捜査報告書二、三）。

そうであるにもかかわらず、検察官は、それら捜査関係証拠を開示せずに、5年も経ってから弁護側の動きを見て、戸叶義雄捜査報告書という新しい証拠を作るなど、非常に不自然・不合理と言う外はない。

(2) この黒皮財布を拾った渡邊馨は、再審請求審になって、当時の様子を陳述している（再弁書368）。すなわち、渡邊馨は、半年ぐらい経って落とし主が現れないので取りに来て欲しいと連絡を受け、警察署に行ったが、財布の中にあった現金は「汚れているから」とか「金額が同じならいいですよ」と言われて渡されず、自分には金額が同じ別のお金を渡されたと述懐している。また、自分1人でお金を受け取りに行ったのであって女性に行ったことはないとも陳述している。

この陳述は具体的・詳細で疑う理由がないものである。

- (3) しかし、戸叶義雄捜査報告書では、「五、・・捜査本部は昭和41年12月22日右拾得物件を吉原警察署に返還した。・・・遺失事務担当者小林サトは拾得者に右物件を払い出した」と書かれている。これは小林サトの昭和41年4月24日付け供述調書に基づいており（確24冊1056、1063丁）、同女は「現金、ハガキ、財布を貰いに来たので払い出し手続きをした」と供述しているからである。

そうすると検察官は、事実に反するような書き方をしたことになる。それはなぜか疑問が増大するし、黒皮財布のお金そのものは一体どこに行ったのかと考えざるを得ない。

穿って考えれば、この黒皮財布の紙幣を使って清水郵便局に届いたお札をねつ造したとさえ考えられるのである。

- 3 ところが、警察は、巖さんの血液型が出なかったという結論で捜査を打ち切った。しかし、これは明らかに誤った捜査である。

被害者宅から8万2325円の現金入り金袋が本当になくなっていたとすれば、黒皮財布にはほぼ同額の8万3920円が入っており、しかも紙幣には血痕が付いていたのであるから（確24分冊1043丁）、この黒皮財布の持ち主がこの金袋を奪った人物である可能性が高いはずである。

また、黒皮財布の入っていた火事見舞いの葉書は未使用のものであった。そうだとすれば、火事見舞いの葉書を差し出した側すなわち、こがね味噌側の関係者から徹底的に捜査するのが常道のはずである。しかし、戸叶義雄捜査報告書では、警察は「葬式案内状発信名宛人約133軒につき、右物件の遺失者を捜査したが遺失者を発見するに至らなかった」（戸叶義雄捜査報告書三、(三)）としただけで、こがね味噌側の捜査は行われていない。

警察は、お札の血痕鑑定から巖さんと結びつけられないと分かった時点で、差し出した側の捜査を一切行わないまま黒皮財布の捜査を打ち切ったのであ

る。そのことは戸叶義雄捜査報告書の三、(六)に「捜査本部は被疑者袴田を逮捕勾留して取り調べた結果、自供及びその裏付け捜査により強取金の大部分につき使途が明らかとなり、本件と右拾得物とは無関係であるとの結論に達した。」と記載されていることから明らかである。

4 そして、戸叶義雄捜査報告書には、もう一つ不思議な記載がある。

それは、「四、秘密漏洩について」という部分である。

これには「右拾得事実は新聞記者の嗅ぎつけるところとなり、昭和41年7月26日付静岡新聞に『さる12日朝7時半頃富士急バス内で運転手が8万3千余円、見舞礼状、ライター在中の財布を拾い、捜査本部と吉原署は落とし主を探している』旨の記事が掲載された。」とだけ書かれており、7月12日なのか19日なのかについてコメントがない。

しかし、静岡新聞には黒皮財布の写真も掲載されていたから警察関係者からのリークとしか考えられない。

また、仮に7月12日が正しいとすると、巖さんが「7月11日か12日頃又樽の中から残っていた五万円を取り出し知り合いの松下文子さんの家に持って行き、僕のぜににだけど取りにくるまであづかっておいて下さい。とってあげました。」(確20分冊2712丁 昭和41年9月9日付検察官吉村英三に対する供述調書31項)という供述が虚偽自白ではないかと疑われることになる。

だからこそコメントがないのである。

5 以上のとおり、戸叶義雄捜査報告書と渡邊陳述書を分析する限り、黒皮財布についての警察の捜査は不自然・不合理であり、警察は、真犯人すなわち金袋を盗んだ人物に辿り着く捜査を阻害したと言わざるを得ないのである。

よって、戸叶義雄捜査報告書はそれを隠蔽するための「ねつ造証拠」と言うべきなのである。

第14 小括

以上のように、5点の衣類以外の論点においても、多くのねつ造が明らかとなっている。また、ねつ造とされていないものについても、証明力が弱すぎ、巖さんの犯人性の立証になり得ないものばかりである。

よって、巖さんの犯人性が否定されることは明らかである。

第4編 自白が無実を証明していること

第1 取り調べ経過

1 はじめに

巖さんは事件とは関係ないのに、犯人に仕立てられた。それは、事件直後から始まり、逮捕その後の取調べ経過を辿ることで明らかである。取調べ録音テープは、それを具体的に示す証拠である。

検察官は、本再審公判において、巖さんの45通の自白調書のうち確定審で唯一採用されていた昭和41年9月9日付の検察官調書について、犯人性立証のための証拠としては使用しないことを明言した。また、その取調べ経過については、一切問題としていない。

しかし、静岡県警本部作成の捜査記録（再弁書270）によれば、「本件は被告人の自供を得なければ真相把握が困難な事件であった」とされており、静岡県警は、自白獲得に総力を挙げて取調べに臨んでいたことは明らかである。

事件の主任検察官として捜査・公判を担当した吉村英三は、第2次再審請求審で静岡地裁において再審開始決定が出た後の平成26年7月11日付供述調書（再甲33）において、「自白にはこれを裏付ける多くの証拠があり」、「秘密の暴露」もあったなどと供述している。そして、巖さんの取調べについて問題はなく、その任意性・信用性については何の疑いもなかったとしている。そればかりか吉村は、5点の衣類が出現したことで、巖さんの有罪立証に若干の不安を感じたとまで供述しているのである。

このように、本件における有罪立証は、巖さんの自白が中心であったことを認めていたのである。

2 自白獲得のための逮捕と取調べ

巖さんの逮捕は、自白獲得の取調べをするためであった。本件がいかに関白を重視していたかは、主任検察官の供述だけではなく、その後の取調べ経過、作成された自白調書の数からも明らかである。

- (1) 巖さんに対する取調べは、昭和41年8月18日から起訴された9月9日までの23日間、1日平均12時間を超える長時間行われた。この間の取調べは、ひたすら巖さんを犯人と決めつけ自白を迫るものであった。そのため、否認段階では長時間取調べをしながら1通の調書も作成されない日が11日もあった。この間、調書が作成されたのはほんの数通で、丁数も少なかった。これも第2次再審請求審において、調書が開示されたことにより明らかとなったものである。

一方、9月6日、巖さんが自白に落ちたとされた日には、1日のうちに員面調書6通（62丁+図面5通）と捜査官の想定に従った長文の自白調書が作成されている。そして、9月9日の起訴までの間に、さらに員面調書4通（91丁+図面4通）と検面調書1通（25丁）が作成されている。

- (2) 起訴後にも、9月11日から10月13日までの間、警察官の取調べは続き、その間43通の員面調書（確定第1審で請求されたもの28通、後日開示されたもの15通。）が作成された。検察官も9月10日から10月7日までの間16通の供述調書を作成した。

これらの取調べ経過および調書の作成数はそれだけでも、自白を得、それを維持するための取調べが逮捕後2か月近く続いていたことを示している。それにもかかわらず、再審公判において、検察官はもはや自白を犯行証明の証拠に使わないとした。使わないのではなく、使えないのである。取調べ録音テープや供述調書の作成経過は、巖さんに対する取調べがいかに関白を無視した違法・不当なものであったかその実態を明らかにしたからである。取調べの経過を詳細に辿れば、自白調書は、巖さんを犯人に仕立てあげるため

に作成されたもので、むしろ巖さんの無実を示す証拠であることが明かなのである。

3 開示された取調べ録音テープ

本件では、捜査段階での取調べが秘密裡に録音されていた疑いがあったため、第1次再審請求段階から弁護人は取調べ録音テープの証拠開示を求めている。これに対し、検察官からは不見当との回答がなされていた。

ところが、第2次再審請求における地裁段階の平成23年に至り、昭和41年9月21日の自白の録音テープ1巻と否認調書14通が開示された（再弁書141、同143乃至156）。

そして、平成27年、即時抗告審に至り、半世紀を経て段ボール2箱に入ったオープンリールの録音テープ23巻が開示された。この録音テープの状態は、本法廷で示した写真（再弁書172）から明らかである。

録音テープ23巻の中には、先の1巻とそれのおさらいと思われるものも含まれていたが、巖さんが逮捕された日から9月12日までの間の取調べを録音したものが存在した。

巖さんの取調べ時間は、警察に備えられている「留置人出入簿」（静岡地裁昭和41年押第155号の114）によると、合計430時間を超えていた。また巖さんは、確定1審第22回公判において取調べについて詳細な供述をしている。開示された録音テープは、47時間分しかなく、取調べの全過程は再現されないが、通常では窺い知れない密室における実際の取調べ状況が明らかとなった。

弁護人は、この録音テープの反訳書（再弁書173乃至192）を作成し、録音テープの外箱の記載や録音内容などから、取調べ録音テープの録取日時順に、取調べ官の氏名等につき整理し、取調べ録音テープ時系列整理表にした。

4 巖さんが犯人に仕立てられた取調べ過程

昭和41年8月18日逮捕された日、巖さんは午前6時40分清水警察署に任意同行され、午後7時32分逮捕された。その後、10月18日に静岡拘置所に身柄を移されるまでの2か月間、外界とは遮断され、清水警察署内に留め置かれた。

通常は検察庁で行われる検察官の取調べも、裁判所で行われる裁判官の勾留質問も、この間全て清水警察署で行われた（再弁書147）

以下、巖さんに対する取調べにつき、①逮捕までの捜査経過、②逮捕後自白に落とされるまでの取調べ状況、③自白に至った後の自白調書が作成された経過、④自白後の取調べ状況、⑤起訴後の取調べ状況の5段階に分けて、取調べ経過を辿りながら、取調べ録音テープから明らかになった事実も併せて明らかにする。

(1) 逮捕までの捜査経過

再審公判において、検察官は事件直後から、犯人は工場関係者との予断の下で捜査が進められていたことを認め、その旨の立証をしてきた。警察は巖さんの左手中指の負傷、事件当時にアリバイがないことから、7月4日にはパジャマの任意提出をさせ、警察医立会いの下での指の傷の検査、さらには深夜に及ぶ取調べをするなど、巖さんを犯人視した捜査を始めていた。

さらに、7月4日後からは、巖さんを容疑者とし、張り込み、尾行をつけた。奪ったお金の捜査として、7月5日から逮捕前日の8月17日まで、近所の武久そばやから巖さんが使用した紙幣を全て回収していた。

また、同僚の松浦光男からは、巖さんの逮捕前まで行動を共にした際の行先、費消先、金額などを詳細に調べて、後に調書を作成した。

一方、巖さんの7月4日付供述調書の消火活動等については、巖さんの供述と合致していた同僚らの当初の供述を、その後、否定する内容に変遷させた。巖さんの供述と合致する消火活動等の行動についてのアリバイに関係す

る同僚らの事件当初の供述調書、捜査報告書が、第2次再審請求に至り開示されたことにより明らかになった。これについては既に詳細に論じてある。

この間、7月18日付のパジャマの血痕鑑定書以外、巖さんの犯行に関する証拠は何もなかった。なお、県警のパジャマの血痕鑑定結果については、科捜研の鑑定では、血液型は不明とする結果であり、県警の鑑定書が信用できないことは、既に詳細に明らかにした。

(2) 逮捕後自白に落とされるまでの取調べ状況

ア 昭和41年8月18日の取調べ

巖さんは、任意同行された午前6時40分より取調べをされ、この日だけでも取調べは13時間27分あった。このうち10時間3分の録音テープがある（再弁書173）。

巖さんが逮捕されたのは、午後7時32分で、この日早朝から11時間近くは任意同行中の取調べだった。

この時の取調べの中で、巖さんは明確に事件とは無関係であり、自分には動機がないことをはっきりと明言し、自らの立場をはっきりと説明していた。

ところが、捜査官松本久次郎、同住吉親、同岩本広夫の取調べに当たった3人は、次々に手指の傷、消火活動をしていない、パジャマの血について説明しろと迫り、巖さんの供述を無視して反省を求めている。

捜査官は、入れ替わり立ち代わり巖さんを攻め立て、巖さんからの家に電話をさせてくれとの申出も無視し、長時間丸椅子に座り続けることの苦痛の訴えにも耳を貸さなかった。

この日作成されたのは、逮捕後の午後7時35分に作成された弁解録取書1通だけであり、他に調書は作成されていない（再弁書145）。

イ 8月19日の取り調べ

この日、取調べは10時間30分あった。警察での取調べであり、録音は2時間35分されている（再弁書174）。この日、供述調書は作成されていない。

ウ 8月20日の取り調べ

この日、取り調べは7時間23分あった。警察官が調書1通を作成している（再弁書146）。録音は2時間10分されており、それは吉村検察官の取調べで、弁解録取書1通が作成された。

吉村検察官は、初めて巖さんを取調べたこの日、警察官と同様に、パジャマに血がついていたと、「君が刺殺したときに被害者の血が付いたということ以外に考えられない」などと巖さんを犯人と決めつけていた。また、科学的検査の結果パジャマに油がついていたと発言した。しかし、この時点では、油の付着についての科学的検査結果など出ていない。油についての鑑定書が出たのは10月20日付であり、明らかに虚偽の事実を示しての取調べだった（再弁書175）。

なお、県警の捜査記録には、油の鑑定は困難を極め時間を要したことが記載されている。

エ 8月21日の取調べ

この日、取調べ時間は6時間5分あった。録音テープは、警察官の取調べについて3時間14分、検察官について1時間5分されていた。（再弁書176）

この日、警察官による調書の作成はなかった。検察官調書1通が作成された（再弁書148）。

検察官は、巖さんを取調べた際、50日間慎重に捜査をして来た、パジャマに大量の血液が付いている、油もついている、他の人にはアリバイがあるが巖さんにはない、と虚偽の事実で巖さんを迫及していたことが録音

テープに残っている。この検察官の取調べに対し、巖さんは、自分とは関係ないことを訴えていた。

オ 8月22日の取調べ

この日、取調べ時間は12時間11分あった。そのうち録音テープは11時間20分ある（再弁書177）。すべて警察官の取調べで、調書の作成はない。

この日、巖さんが初めて弁護人と接見した。その際の弁護人との接見内容が録音されていた。

弁護人との接見は秘密交通権で、憲法34条で保障されている重要な基本的人権である。それが侵されていたのである。警察官らは、その後も巖さんが弁護人との接見を希望した際、容易に取り合わなかった。自白したら会わせてやるなどという発言をしていたことが別の日の録音に残されている。

巖さんは初めて接見した弁護人に対し、警察官らの追及に対する助言を求めたが、弁護人は頑張っていればいいんだと答えただけで、適切な助言はなかった。一方、接見内容を盗聴していた捜査官らは、この弁護人との接見内容を全て熟知した。

カ 23日、24日の取調べ

23日の取調べ時間は12時間50分あった。24日は12時間7分であった。両日とも警察官による取調べが行われていたが、録音テープはない。また、長時間の調べがなされていたものの、いずれの日も供述調書は作成されていない。

キ 25日、26日の取調べ

25日、26日ともに警察官の取調べが続いていた。25日は取調べ時間12時間25分、26日は取調べ時間12時間26分あった。録音は25日が28分（再弁書178）、26日は1時間47分あった（再弁書17

9)。1日の半分は取調べがあったことになるが、警察官らはここでも巖さんを犯人視した取調べを続けていた。いずれの日も、自白をしないため調書の作成はない。

ク 27日の取調べ

この日、取調べ時間は13時間17分あり、そのうち40分だけ録音されている（再弁180）。

巖さんが犯行を認めないことから、27日にはポリグラフ検査がされた。巖さんは、事件には全く関係ないから、検査で白黒をはっきりしてもらいたいと八減したことが認められる。

巖さんが犯行を認めないことから、この日取調べで、同僚が深夜巖さんが出掛けたと言っているなどという話をしたり、認めないと1年でも2年でも勾留するなどと言って脅していた。そして、その日警察官はパジャマの血痕の鑑定書を見せて巖さんに自白を迫った。

この日、警察官調書1通（3丁）（再弁書149）が作成された。

ケ 28日の取調べ

この日、取調べ時間は12時間32分あり、このうち3時間9分録音があった（再弁書181）。前日鑑定書を見せても、関係ないと言う巖さんに対し、捜査官らは被害者らの写真を見せた。松本久次郎、住吉親、岩本広夫の3人が、巖さんに写真を示し犯行を認めるよう迫り続けた。録音テープには、一方的に巖さんを犯人と決めつけ、容赦なく謝罪を求めるなど責め続ける取調べ官の声だけが延々と響き、巖さんは黙したままで声もなかった。

この日警察官が調書2通（2丁・4丁）を作成（再弁書150乃至151）した。

コ 8月29日の取調べ

この日、取調べ時間は7時間19分行われ、このうち2時間は検察官の取調べであり、それが1時間49分間録音されている（再弁書182）。検察官は、取調べをしたが調書の作成はしていない。警察官が調書1通（5丁）作成した（再弁書152）。

検察官は8月21日以後取調べをしていなかったが、この日、また巖さんに、はっきりした証拠が出ているのだから反省するようにと迫った。それに対し巖さんは、最小限の答えしかしていない。

10日間の勾留満期の前日になっても巖さんが自白に落ちないため、県警は捜査会議を開き、それまでの取調べ官を4名から6名に増やした。県警の捜査記録には、巖さんは絶対に犯人であるから、今後の巖さんに対する取調べについて自白を獲得すべく、県警を挙げての決意が示されていた。一方、「水をくれ」との巖さんの申し出に「調官がうっかりコップに一杯やったところ生氣を取り戻しまった」と自白を逃したとの失敗談も記載されていた。この捜査記録からは、何としても巖さんに自白させることに必死となっていた県警の姿勢が示されている。

サ 8月30日の取調べ

この日、取調べ時間は12時間47分あり、録音は1時間10分（再弁書185）されている。

この日、前日の捜査会議を経て、捜査一課長の池谷信二が、わざわざ巖さんの取調べの場に出向き、捜査官らを励ました。

この日の取り調べは全て警察官であり、調書1通を作成（再弁書153）した。

シ 8月31日の取調べ

この日、取調べ時間は9時間32分であり、録音は1時間33分なされているが、これは検察官取調べの録音である（再弁書184）。この日、警

察官が1通（再弁書154）、検察官が1通調書を作成（再弁書155）している。

検察官は、この日も「全部真実を話し、心から君の犯した罪を懺悔して」などとひたすらに自白を迫った。もはや巖さんの声はほとんどない。この日以後、検察官が巖さんを取調べた際の録音テープはないが、検察官が、巖さんの犯行に疑問をもち、予断を排除して、本人の弁解を丁寧に聞くとの姿勢では全くなく、警察官らと変わらない犯人視した取調べに終始していたことはこの日までの録音テープから明らかである。

ス 9月1日の取調べ

9月1日取調べ時間は13時間18分あった。全て警察官による取調べであり、録音テープはなく、取調べの実際の様子は不明である。なお、調書の作成はなかった。

セ 9月2日の取調べ

この日、取調べ時間は9時間15分あった。録音テープはない。

この日、巖さんは、体調不良により木村和夫医師の診察を受けた。注射と内服薬7日分の投薬がされ、巖さんはこの日、もはや身体的に正常な状態ではなく、病気だった。診察した木村医師は、後日公判廷で巖さんが病気だったとことを証言している（確7分冊2403丁）。

ところが、この日、木村医師の午後1時40分からの診察が終わるや、午後1時55分から5時35分まで警察官が取調べをし、さらに、午後7時から9時5分までは吉村検察官が取調べをしていた。そして午後9時15分から10時50分までさらに警察官の取調べが続けられていた。いずれの取り調べについても調書の作成はされていない。残念ながら、前日1日から翌日3日までの3日間の録音テープはない。医師が明らかに病気だと認めた日の前日1日には13時間を超える取調べがされ、翌日の3日も9時間を超える取調べがされていた。

このような体調不良の状態で、医師の治療を要した病人に対し、人権を無視した長時間の違法な取調べが警察官、検察官ともに平然と続けていたのである。

ソ 9月3日の取調べ

この日、取調べ時間は9時間50分あった。検察官は2時間ほど取調べをした。この日の録音テープはない。警察官は調書1通（再弁書156）を作成した。

検察官は前日に引き続き取調べをしているが、両日ともに調書の作成をしていない。

タ 9月4日の取調べ

この日、16時間20分の取調べがされた。全て警察官の取調べである。この日の録音テープは、夜間の午後9時30分からの1時間5分だけしかない（再弁書185）。

この日、録音テープの冒頭から取調べをしていたのは小倉（名は不明であるが、三島署刑事課長。）と住吉親で、交互に46分間にわたりひたすら謝罪と反省を求め続けていた。それは説得ではなく、脅しというべき聞くに耐えられないものであった。

この46分間の中で、巖さんは、「何が」、「言うことないです」、「はい」、「聞こえますよ」と短い言葉を4言発しているだけである。もはや、自ら発声する気力すら失われていた状態だったのである。

この日、その後の取調べの際、巖さんは小便に行きたいとの生理的要求をしていた。ところが、取調べ官らは、すぐには応じなかった。時間が経過してから取調べ室に便器を持ちませ、そこで用を足させたことが録音されている。

この取調べ室への便器の持込みは、さらにその後の9月6日にもあった。

なお、この便器持ち込みについては、確定1審でも弁護人が問題としたが、検察官は、便器の持込みは巖さんの報道陣を避けたいとの希望に沿ったものだったと主張し、証拠としてわざわざ新聞記事を提出した（静岡地裁昭和41年押第155号の107）。証拠とするため新聞社に写真を撮らせたことが明かである。

しかし、録音テープからは、巖さんが希望したなどの事実はなく、全くの虚偽であることが明らかとなった。また、便器の持込みがこの日と6日の2度あったことも明らかとなった。

この日、巖さんが留置場に戻されたのは26時（午前2時）だった。なお、この日、16時間20分もの長時間なんと1日の3分の2の時間を取調べが続けられたことになるが、録音テープからその全部を知ることは出来ない。ここでも自白をしていないため、調書の作成はない。

チ 9月5日の取調べ

この日、取調べ時間は12時間50分あった。前日の4日に留置所に戻されたのは午前2時だったが、翌5日には午前8時30分には取調べのため留置場を出されている。

この日も全て警察官の取調べだった。録音テープは午後8時10分から約1時間5分間だけある（再弁書186）。この録音テープの冒頭部分11分間は、応援に駆け付けたという羽切平一が、「娑婆に未練を持つな、死刑になってもしょうがない」などと明らかに脅している場面が録音されている。巖さんをひたすら犯人と決めつけ、死刑などの言葉をもって、威嚇していた。もはや巖さんの言葉はない。

そしてその後、4日に引き続き小倉と住吉親が、今夜こそと自白を迫り、その後の54分間の録音テープには、一方的に巖さんを犯人と決めつけ、容赦なく謝罪を求めるなど責め続ける取調べ官の声だけが延々と続い

ている。これもまた、平常心では聞くのが耐えられないものである。ここでも巖さんは黙したまま耐えて声はない。

9月2日には診察した医師が明らかに病人であり、正常ではなかったと認める巖さんに対し、その後もさらに長時間、容赦なく執拗に取調べが続けられていた。このような状況の中、巖さんがもはや身体的、精神的に限界の状態であったことは、容易に想像できる。巖さんが自白に追い込まれたのは、必然だったのである。なお、この日もまた、調書は作成されなかった。

(3) 巖さんの自白獲得の9月6日の取調べ状況

ア 9月6日、巖さんは午前8時30分留置室から引き出された。

取調べ室では松本義男と森田政司が取調べを担当し、この日、松本義男は自らが作成した確認書に、巖さんに署名だけさせた。この日午前中、巖さんは確認書に署名をしているが、取調べに応じられるような状況ではなかった。

この日、取調べ時間は14時間40分あり、録音テープは、全部で10時間40分間分ある（再弁書187）。ところが、この録音テープの中には巖さんが犯行を認め、自白に落ちたという際の肝心な場面の録音はない。

この日の最初に録音されたテープは、午前から12時10分終了とあり、この録音は約1時間あることから午前11時10分ころから始まったものと思われる。

イ この日巖さんの自白調書は6通作成されている。

このうち最初の2通を録取し作成したのは松本久次郎である。同人は公判廷でこの調書2通を録取したのは午前中から昼頃と証言している。この証言によれば、正に午前11時10分からの録音テープに録音されている取調べで、巖さんが涙を流し供述を始め「専務一家を殺したのは私に間違

いありません」と自白したことになる。ところが、この録音テープにはそのような場面はない。

最初の録音テープには、松本久次郎と松本義男の二人が、既に作成した2通の自白調書を前提に、巖さんに対し、話の筋が変だ、などと追及している状況が録音されている。

ウ この日、岩本広夫は3通の自白調書を作成している。

この日、岩本広夫は、午後になって、松本久次郎と松本義男がくり小刀について取調べをしていた途中からそこに加わったことが録音テープから明らかである。

その後、岩本は取調べを続けているが、録音テープには巖さんが自ら事実を語っている状況はない。岩本と松本ら警察官らの間で調書の作成につき相談し進めている状況が録音されているに過ぎない。巖さんは、お金の入っていた甚吉袋と小袋の関係や、その保管場所など全く知らなかった。その後、巖さんは奪ったお金についての行方を追及され、工場の桶の下に隠したなどと話した。

この日の取調べで巖さんは、犯行動機、くり小刀の購入時期やその保管場所、犯行現場への侵入・脱出方法、被害者の殺害行為、お金の奪取、放火のための油の運搬、放火等々全て明確に話すことなどできなかった。

松本久次郎は、巖さんの供述が現場の状況や証拠とは合わない指摘し、改めて申し訳ない気持ちをもって真実を話し、岩本広夫には調書の訂正をしてもらえと巖さんを説得していた。

この日、岩本広夫は、巖さんから3通の調書を作成し、調書には（一）、（二）、（三）の番号が付されその順番に供述がされ、調書が作成された外形が作られている。ところが、録音テープからは、調書が作成された順番は逆で番号とは異なり、（三）から（二）そして（一）が作成されたことが明らかである。岩本広夫がこの日作成した3通の調書は、その内容はもと

より、作成順までも作為されていたことは、録音テープから明らかとなった。

エ 9月6日午後10時を過ぎてから小倉と住吉が巖さんの取調べをし、供述調書1通を作成した。そこでは、巖さんが奪った金の一部5万円を元同僚の松下文子に預けたとされた。これは先の取調べで、奪った金の預け先として松本久次郎が松下の名前を出していた。それに引き続き住吉らが、預け先として松下の名前を告げたのである。これが、後日清水郵便局で発見された焼けたお札入りの封筒で、巖さんの供述とおりに松下に預けたお金が発見された、とされて、秘密の暴露であると評された。しかし、預け先として松下の名前を出したのは、取調べ官であり、巖さんではなかった。

松下については、巖さんが逮捕された直後の8月21日には、共犯者と疑われて自宅の搜索がされていた。警察は、巖さんに奪った金に見合う金銭の費消がなかったことから、巖さんが奪った金を松下に預け、松下がその金を清水警察宛に送り、それが清水郵便局で発見された封筒入り焼けたお札だと秘密の暴露にあたる作出がされたのである。これについても既に詳細を明にした。

この時の取調べ状況は、録音テープから明らかである。

(4) 自白後の取調べ状況

ア 9月7日の取調べ

この日、取調べ時間は11時間30分あった。取調べの録音テープはない。長時間の取調べがされたが、巖さんの自白調書は1通しか作成されていない。この日検察官は取調べをしていない。

イ 9月8日の取調べ

この日、取調べ時間は11時間45分あった。録音テープは1時間5分間分ある（再弁書188）。自白後初めて検察官が取調べをしたが、それについての録音テープはない。

既に、これまで警察官の取調べで自白調書は7通も作成されていた。ところが、録音テープには、全面的に犯行を認めた者の供述とは到底受け取り難い内容の供述が続いていた。

この日、検察官は3時間ほど取調べをしているが、自白調書の作成はしていない。

ウ 9月9日の取調べ

この日、取調べ時間は14時間あった。取調べ録音テープはない。警察官は2通、検察官は1通供述調書を作成している。

検察官は、この日自白調書を作成しているが、この時の録音テープはなく、その取調べの状況について知ることはできない。検察官は、この取調べについて、警察官とは立場が違うこと等を伝え、調書も参考にせず、彼らの取調べとは遮断の下、調べをしたと法廷で供述している。しかし、これは全く事実とは違うことはこれまでの取調べの録音テープの内容から明らかである。

まして、この日検察官の取調べの前後には警察官が取調べをし、それぞれ自白調書が作成している。これまでの取調べの際、検察官は警察官同様巖さんを犯人視した取調べを続けていた。同じ取調べ室で引き続き行われる取調べで、それまでとは異なりこの日の調書だけを切り離して別個のものとはできないことは改めて言うまでもない。

検察官は、この日、午後11時25分巖さんを住居侵入、強盗殺人、放火の罪で起訴した。

巖さんには虚偽自白をさせたのであり、これは、じはくのねつ造であった。検察官は、自白を得起訴したが、起訴状の公訴事実を証明するに足る

証拠などなかった。そもそも起訴などできなかったことは明かである。起訴は間違っていたのであり、起訴状には見過ごせない誤りがあることを、後述する。

(5) 起訴後の取調べ

巖さんは、起訴後の10月18日静岡拘置所に移監されるまで、2ヵ月間清水警察署に勾留されていた。そして、起訴後も取調べは続き、警察官は9月11日から10月13日までの間43通もの調書を作成した。このうち確定1審で28通が証拠請求され、15通は後日証拠開示されたことにより内容が明らかとなった。

検察官は、9月10日から10月7日までの間取調べをし、16通の調書を作成した。

これらの起訴後の調書は、それまでの自白の不十分な点を補充し、あるいは証拠と符合しない点を訂正するためであった。

これらの取調べ経過は、まさに自白を得た後、それを維持させるための取調べが続けられていたことを雄弁に物語っている。

(6) 起訴は間違っていた

検察官は、巖さんの自白を得て急ぎ起訴をした。起訴状の公訴事実を巖さんが実行したことを明らかに示す証拠は、皆無であった。虚偽自白を得てその後それに基づく裏付け証拠がいかにつくられたかは既に明らかにされた。ここでは起訴状の公訴実がいかにつくられたかに基づかないものだったかにつき以下指摘する。

ア 犯行着手時間について

起訴状には「昭和41年6月30日午前1時30分すぎ頃」とある。確定1審判決は「6月30日午前1時すぎ頃」と30分早め認定した。被害者宅への侵入がいつかにつきそれを明らかに示す証拠はなかった。しかし火

災の覚知時間等から、全ての犯行を終えるのは午前１時３０分に犯行着手したのでは時間的に不可能なことは明かである。

再審公判の冒頭陳述で、検察官は「６月３０日に日付けが変わったころ」と主張した。

日付けが変わった頃とは、３０日午前０時からである。１時間３０分前倒しした。

起訴状の公訴事実の時間では、犯行は困難であること露呈された。

イ 凶器とは言えない所携のくり小刀（刃渡り１２糎位）

起訴状には、「所携のくり小刀（１２糎位）」とある。被害現場で発見されたくり小刀は１２糎であった。凶器とされたくり小刀は１３・５糎のものである。

起訴状は、被害現場に持ち込まれたくり小刀の刃渡りを１２糎位と明記しており、凶器とされたくり小刀とは明らかに異なり、同一のものではない。両者が同一のものとの検証はない。

ウ 強取した金品

起訴状は、「藤雄が保管していた売上現金２０万４０９５円、小切手５枚（額面６万３９７０円）及び領収証３枚」とある。

ところが、奪われたとされる金袋３袋には小切手は合計６枚が入っていたとある。

起訴状は明らかに小切手の枚数を間違っていた。

エ その他、侵入場所、脱出口、奪ったとされる金員、放火の油等々につき証明しなければならない公訴事実につき、起訴後に自白に基づく証拠が作られた。また証拠に沿うように自白調書が作成された。これについては既に明らかにしている。

以上起訴状は杜撰であっただけではなく、公訴事実を証明する証拠はな
いまま、起訴後に自白に基づく証拠により証明をしようとしたものであ
り、そもそも起訴すること自体が不当なもので間違っていたのである。

(7) 小括—取調べに関して

以上、巖さんに対する取調の経過を辿り、取調録音テープにより明らか
になったのは、巖さんの自白は、自ら犯行を犯したことを認めたものではな
かったということに尽きる。録音テープは、巖さんに対する取調べが人権を無
視した違法・不当なものであったことを、その間に作成された調書は、ひた
すら巖さんを犯人に仕立てるためのものであったことを示している。

自白もまたねつ造されたものである。

第2 取調官らの虚偽証言

巖さんの取調べにあたった捜査官は、松本久次郎、岩本広夫、住吉親、松本義
男、森田政司、米津五六、池谷信二、羽切平一、小倉等多数に及んだ。

この取調べ状況については、密室でのことであり、巖さんの確定1審第22回
公判での供述の他には、これを否定する取調官らの公判廷での証言しかなかった。
ところが、一部であるものの、取調べ録音テープが開示されたことで、その実態
が明らかになった。取調官らの法廷供述は、事実と反し、全くの虚偽であったこ
とが明らかとなった。そのうち最たるものを以下に示す。

1 松本久次郎証言の虚偽

(1) 自白調書2通作成前後の取調べについて

松本久次郎は、9月6日、2通の自白調書を作成した後は、自分は巖さん
の取調べはしていない旨供述している。先に述べたとおり、9月6日の録音
テープは明らかに2通の調書作成後の取調べであった。しかし、その後の取
調べもほとんど主任取調官として関わっていたことが録音テープの内容から
明らかになった。

(2) 立会人について

巖さんの取調べには、複数の警察官が同席していたことは供述調書中に立会人の記載があることから明らかである。取調べ録音テープの音声により調書に記載のある立会人以外の多くの者が関与していたことが明らかとなった。

巖さんは、公判において、複数の取調官から責め立てられ、入れ代わり立ち代わり調べられた旨の供述をしていた。取調べ録音テープを再生したことにより、巖さんの供述が真実であったことが裏付けられたのである。松本の供述は明らかな虚偽であった。取調官らは、全般を通して、取調べは複数で行っており、単なる立会人、雰囲気をはげめるなどと言う態様のものではなかったこともまた明らかになった。

(3) 自白の強要について

本件では、当初から全ての取調官が、巖さんを犯人だと決めつけ自白を迫っていた。これについて松本は、取調べは会話調、威嚇するようなものではなかったと供述しているが、録音テープを聴取すれば明らかな虚偽証言である。

(4) 勾留期間について

松本が8月27日に、巖さんに対し、1年でも2年でも置く、娑婆に出さない、と発言していたことは、本法廷で再生した録音テープから明らかである。否認すれば勾留が長く続くと不安を与え、脅していたことが明白になった。

(5) 被害者の写真を見せたことについて

取調べの際、捜査官が巖さんに被害者らの写真を見せたのは、8月28日であることは、本法廷において録音テープを再生したことから明らかである。

しかし、松本久次郎は、裁判長からの質問に対し、写真を見せたのは、9月4日の1回だけだと供述した。しかし、写真を見せたのは、録音テープによれば8月28日である。この時期、巖さんは明確に否認しており、巖さんが涙ぐんで申し訳ないということ所以说したので写真を見せた、などと言う状況ではなかったことは明らかなのであり、これも虚偽供述である。

(6) 松本証言のまとめ

以上のとおり、取調べ録音テープからは、巖さんに対する取調べは、長時間ということに加え、当初より確たる証拠もない中、ひたすら犯人視し、自白を強要し、執拗に謝罪と反省を迫るものであったことが明らかに聴取できる。巖さんの取調べ経過は、巖さんが犯人に仕立てられたものであることを如実に示している。

2 住吉親の証言の虚偽

9月6日、住吉は小倉と共に取調べをしていたが、この時、巖さんがお金を預けた先について、知り合いに迷惑をかけると困ると思って言わなかったとか、預けた理由を供述したと法廷で供述している。しかし、巖さんが自らそのような理由を述べた録音部分はないのである。

3 岩本広夫の証言の虚偽

岩本広夫は、9月6日、初めて巖さんの取調べに当たった際、巖さんが岩本に対し、手数をかけて申し訳なかったと言ったなどと証言している。しかし、岩本は、松本らの取り調べの途中から加わったのであり、そのような場面など録音テープの内容から聴取できない。

4 小括

巖さんを取調べた捜査官らは、一様に公判廷において宣誓をしておきながら、明らかに事実と反する、虚偽の証言をしていたことが取調べ録音テープを再生したことによって白日の下に曝されたのである。

第3 浜田鑑定書について

- 1 本件では、浜田寿美男教授（花園学園大学教授、後に奈良女子大学教授）が巖さんの供述分析をした鑑定書及び補充書の4通を証拠として提出している。

①1992（平成4）年12月9日付鑑定書（再弁書139）

②1995（平成7）年6月20日付補充書（再弁書140）

③2012（平成24）年8月1日付鑑定書（再弁書142）

④2017（平成29）年9月10日付鑑定書（再弁書193）

- 2 浜田鑑定書の①は、第1次再審請求時に証拠排除された自白調書44通を含めた45通の自白調書全体からその供述について心理学的観点からの鑑定を弁護人が依頼したものである。

浜田鑑定は、巖さんの45通の自白調書全てを対象として、1通目から45通まで、自白内容がどのように展開していったかを整理して、特に9月6日から9月9日にかけて、自白が日替わりで大きく変遷していく過程に着目して、この内容の大変遷を真犯人の自白として理解できるか（有罪仮説）、それとも無実の人の虚偽自白過程としてみてはじめて理解できるか（無罪仮説）両仮説を対照して検証するという科学的手法を基になされたものである。

そして、巖さんが事件のことを体験者として知らないことを示す「無知の暴露」や供述の「逆行的構成」などから「自白が無実を証明する」と結論を導き出している。

- 3 ②は、この①の鑑定書が裁判所に受け入れられなかったことで即時抗告審において改めて補充書として提出されたものである。
- 4 ③は、第2次再審請求の静岡地裁での審理中である平成23年に巖さんの自白の録音テープ1巻と否認段階の調書が開示された。その55分の録音テープは、起訴後の9月21日のもので巖さんが一問一答で語っている。それらについての分析をしたものである。

浜田鑑定では、この録音テープの供述には逆行的構成の痕跡が大量に残されており、巖さんの無実を示すものでしかないと結論付けている。

- 5 ④の鑑定書は、50年の時を経て開示された録音テープ23巻約47時間の録音テープを1次的データとし、自白調書を2次的データとして、改めて無罪仮説・有罪仮説に従い全面的、網羅的に照合し、分析したものである。

その結論は、巖さんの供述は、実体験者の供述ではなく無罪仮説でしか説明できないというものであった。すなわち、巖さんの自白は無実を示す証拠となるのである。

第4 検察官の主張に対する反論

- 1 本再審公判において、検察官は、浜田鑑定書に対して、①袴田さんが犯人性を自白した後、捜査官の想定と異なる供述を積極的に行っていたことを十分に評価していない、また、②袴田さんの供述が実体験に基づくものであるか否かの判断は、浜田教授個人の経験則に基づいて個人的意見を述べているだけだなどとして批判している。しかし、これらの反論は当を得ていない。

2 ①について

検察官が捜査官の想定と異なる供述を積極的に行っていたものとして、犯行動機に関する供述を挙げている。巖さんがちゑ子と肉体関係があったと供述する犯行動機については、捜査官も疑問をもっていたのであり、それにもかかわらず、捜査官の想定を超える供述を自らしているのであって、巖さんの供述が捜査官の想定等に迎合しながら供述していたわけではないというのである。

しかし、浜田教授の鑑定は、個々の供述の真実性を判断するものではない。個々の供述がなされた心理的背景事情（その供述が嘘なら、嘘をつく理由は何か等）や、供述の変遷経過に着目し、それが真犯人の自白として理解できるか（有罪仮説）、それとも無実の人の虚偽自白過程としてみてはじめて理解できるか（無罪仮説）という両仮説を比較対照して検証するという科学的手法を用

いて判断するというものである。ゆえに、個々の供述のみを取り上げて、その際の巖さんの供述が捜査官の想定を超えるものであるか否かを判断するものではない。

この犯行動機に関する部分について浜田鑑定書では、当初（９月６日）は、「肉体関係のあったちゑ子に頼まれて強盗・放火に見せかけようとした。」と供述していたところ、それが、翌日（９月７日）には、「ちゑ子との肉体関係が専務にばれたので話をつけようと思った。ただし、クビになるなら、金を脅かし取るつもりだった。」という内容に変更され、さらにその翌日（９月８日）には、「母と子と三人で暮らすアパートを借りる金が欲しかった。見つければ脅かして取るつもりだった。」と、立て続けに供述が変遷している。この変遷過程について、犯人には自己の刑責を軽減するために真実の一部を秘匿するという傾向があることは、一般論としては認められるとしても、本件においては、その一般的傾向は当てはまらない（不倫関係の清算のための犯行と、母と子と３人で暮らすためのアパート代欲しさの犯行とで刑責が軽減されるほどの違いがあるとはいえない。）と判断されている（再弁書１３９）。

このように、浜田教授の鑑定は、供述の変遷経過に着目して、いずれの仮説であれば説明可能かを判断しているのであって、個々の供述を恣意的に検討対象として取捨選択するなどしていないのである。検察官の批判は当を得ていないといわざるを得ない。

3 ②について

また、検察官は、巖さんが全面自白した後もパジャマが犯行着衣である旨供述しているところ、全面自白後に５点の衣類が犯行着衣であることを隠す特別な理由はなく、このような供述をすることは無罪であればこそ合理的説明ができると浜田教授は結論付けるが、犯人であることを認めた後、犯行着衣についてだけ説明をしないことは通常の刑事裁判でもよくあることであるから、結

局、浜田教授個人の経験則に基づく個人的見解を述べているだけだなどと批判する。しかし、この批判も当たっていない。

まず、本件において、巖さんが全面自白をしたのであれば、犯行着衣が5点の衣類ではなくパジャマであると偽ったところで、犯情、刑責において何のメリットもないことから、浜田教授は、巖さんが5点の衣類が犯行着衣であることを隠す合理的理由はないと結論付けており、供述者の心理的背景事情を説明しているに過ぎない。

また、全面自供した犯人が犯行着衣についてだけ本当のことを自白しないということは通常の刑事裁判でもよくあることだなどと主張するが、この主張は本件における犯行着衣に関する自白に関していえば、前提に誤りがあるため当てはまらないのである。

確定1審判決が前提とした供述経過は、巖さんが自白に落ち、パジャマに付いた血液等についての説明を検察官に求められたので、5点の衣類が未だ発見されていないことを幸いに検察官の推測に便乗した形で嘘を言ったというものである。しかし、この認定は、時系列、供述経過を誤っているのである。本件の供述経過はそうではなく、巖さんが自白に落ちる前からパジャマに付いた血液等について捜査官から何度も追及され、その結果自白したところ、5点の衣類が発見された結果、犯行着衣に関する巖さんの自白には、捜査官らが作り上げた嘘が含まれていた、つまり、犯行着衣についての誤った認識に基づく捜査官の追求によって巖さんは自白に落ち、その誤った認識とおりに巖さんが自白内容を語った、というのが、時系列、供述経過を踏まえると正しいのである。

以上から明らかなように、検察官の反論は、浜田教授の鑑定内容の一部を切り取って批判しているに過ぎない。また、批判の前提となる事実を正確に捉えておらず、およそ反論になっていないのである。

第5 結語

以上から明らかなように、巖さんは本件犯行とは無関係なのである。捜査機関は、当初から工場関係者が犯人であるとの予断を抱き、従業員であった巖さんに目を付け、巖さんに対し、逮捕前から内定捜査を進め、逮捕後は、外部と完全に遮断し、弁護士との接見を隠れて録音し、長時間の取調べを続けて自白を強要し、最後には、精魂尽き果てた巖さんから自白を獲得し、公判廷においては、証人である取調官が客観的事実と異なる内容を平気で供述するなどしてきた。このような恐るべき違法捜査が行われてきたことが、取調べ録音テープ、自白調書、及び浜田鑑定書により白日の下にさらされた。

まさに巖さんは犯人に仕立て上げられたのである。そう表現するのが適切である。これらの証拠は巖さんの無実を示しているものに他ならない。

第5編 本件が複数犯による怨恨目的の殺人であること

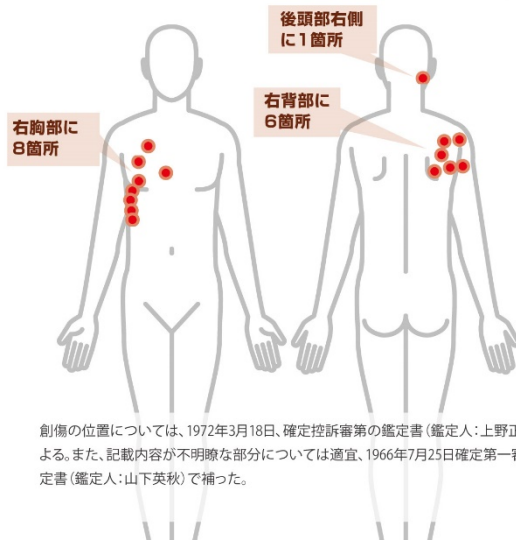
1 警察及び検察官は、この事件は、1人の犯人がお金を奪う目的で、深夜、4人が寝静まった後に被害者宅に侵入し、くり小刀で次々に被害者を突き刺していき、最後に混合油をかけて放火したという事件であると主張してきた。そして、その主張のとおり的事実が認定され、判決が確定し、その後の再審請求審の裁判所も同じ事実を前提として審理がなされてきた。もちろん、この再審公判においても、検察官はまったく同じ主張をしている。しかし、実際には、これまで前提とされてきた上記犯罪事実は、実際の事件とはまったく異なっているのである。

とくに重要であるのは、犯行の動機は怨恨であることであり、犯行時間帯は、昭和41年6月29日の夜ではあるが、少なくとも被害者4人が全員起きており、犯人は1人ではなく複数犯であったことは間違いないことである。このように、この事件はこれまで言われてきた1人の強盗殺人犯によるものとはまったく違った事件であり、そうすると、もちろん巖さんが犯人であることはありえないということになる。

2 以上の事実の裏付けとして、これまでまったく指摘されてこなかった事実などを紹介しながら説明する。

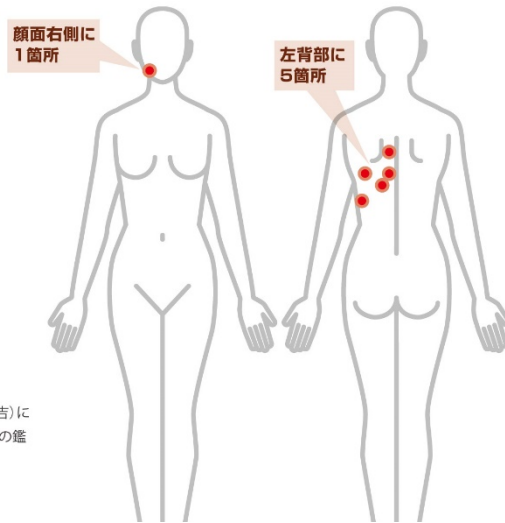
被害者4名が殺害された状況は、4人とも、ベルトや鎖状の物によって身体を拘束され、身動きができない状態のまま刃物で刺されていると考えられる。したがって、1人の犯人が、1人も逃がさないまま、誰にも声も上げさせないようにして、全員を拘束することなど不可能であることは明らかであるから、複数犯であることは確実と言ってよい。

被害者 橋本藤雄(男性:41才・A型)

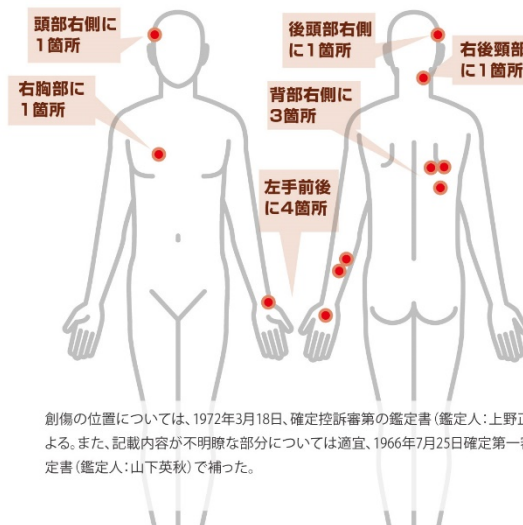


創傷の位置については、1972年3月18日、確定控訴審第の鑑定書(鑑定人:上野正吉)による。また、記載内容が不明瞭な部分については適宜、1966年7月25日確定第一審の鑑定書(鑑定人:山下英秋)で補った。

被害者 橋本ち系子(女性:38才・B型)

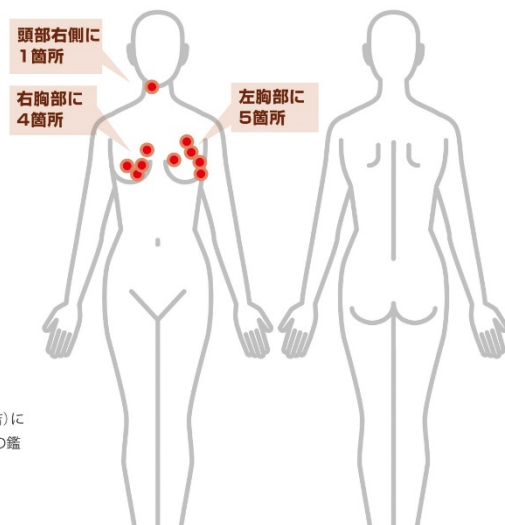


被害者 橋本雅一郎(男性:14才・A B型)



創傷の位置については、1972年3月18日、確定控訴審第の鑑定書(鑑定人:上野正吉)による。また、記載内容が不明瞭な部分については適宜、1966年7月25日確定第一審の鑑定書(鑑定人:山下英秋)で補った。

被害者 橋本扶示子(女性:17才・O型)



(1) 藤雄について

被害者4人は合計40数カ所もの刃物による傷があり、特に藤雄には17カ所も創傷があった(確11分冊764丁 昭和41年7月10日付寺田勇太郎実況見分調書)。ところが、藤雄の傷は、2カ所を除いて11カ所が右胸、4カ所が右背中集中しており、心臓を完全に外れている。しかも、17個のうち11個は、傷口の長さが1～3cm以内の傷であり、残り

は3.5、4.5、5.1、5.0cmの傷であった（2個は長さ不明）。要するに、刃物で刺した傷ばかりで、長く切れたような傷は一つもなかったということである。かつ、多くは浅い傷であった。また、藤雄の残りの2カ所の傷は、顔面である。（確11分冊764丁 昭和41年7月10日付寺田勇太郎実況見分調書 及び 確12分冊783丁 鈴木俊次鑑定書）

これらの創傷の状況からすると、どのように考えても強盗ではなく、怨恨によるものと言わざるをえない。これをさらに説明する。

ア 第1に、創傷の数が極端に多いことである。しかも、同じような部位に集中している事実からすると、検察官がいうように、藤雄が犯人と格闘しながら受けた傷と考える余地などまったくない。もし格闘中の傷であれば、同じ部位をしかも刺傷ばかりであることの説明ができない。藤雄が動いていれば、身体のいろいろな部位に傷を受けるであろうし、動き回っていたとすれば、傷も、刺傷だけではなく、切り傷やえぐれたような傷などができるはずである。つまり、藤雄は、刃物で刺されている間、動いていないのである。（確26分冊の2 1534丁 上野正吉鑑定書65頁に「しかしこれはめった突きを受けている被害者がその間じっとしていたということを想定した物である」とある）致命傷がまったくないのに、藤雄が動いていないということは、同人は、身体を拘束されていたということである。動いていなかったことは、当初の鑑定書に基づいて加害方式等を検討した上野正吉鑑定でもほぼ認められているところである。

そして犯人は、藤雄の身体を拘束した上で、同じ部位ばかり、刃物で刺したということである。さらに言えば、致命傷にならない浅い傷になるような刺し方を何度も繰り返したということである。これは、犯人らは、刃物によって藤雄を殺そうとしたのではなく、単に苦痛を与えるために刃物を使ったということである。それは、犯人らが藤雄に対して、相当強い恨みを持っていたということである。

イ 第2に、藤雄の右腕間接部の骨折があり（確11分冊753丁 昭和41年7月10日付寺田勇太郎実況見分調書）、前歯も折られており、一部の歯が抜け落ちてしまっていること、さらに顔面にまで刃物による傷が2カ所あることは、やはり藤雄に対する無用な苦痛を与える目的があったと考えられる。したがって、このような事実からも、犯人の藤雄に対する強い怨恨による犯罪であったと推認される。

ちなみに、藤雄の右腕の骨折は、死体解剖の際には全く触れられておらず、前歯が折れて、抜け落ちている事実も無視されている。解剖をしたのは清水警察署から依頼を受けた医師であったが、犯行態様を明らかにするためのきわめて重要な事実であるにもかかわらず、故意にこれらの事実を記載しなかったものと考えられる。（確12分冊783丁 鈴木俊次鑑定書）

ウ 第3に、藤雄の遺体には、下の写真のとおり、多くの鎖状のものあるいはベルト状の物が巻かれているが、いずれもどのようなものが、身体にどのように巻かれていたのか判然としない。（再弁書412，413，414）しかし、鎖状のものやベルト状の物は、通常、人が身体に巻き付けているような物ではないし、火事によって上から落ちてきたものとも言えないのであるから、犯人が被害者に巻きつけたものとする以外にない。ところが、下の写真以外は、身体に巻かれているものを写した写真も記述もない。その他の写真は、死体から泥や瓦礫などを除去した裸の写真だけであり、泥や瓦礫を除き、身体をきれいにしていく過程で、身体に巻かれているように見えたものが何か、どのように巻かれていたのかが明らかになったはずであるのに、それらの写真は一切ないのである。

要するに、警察は、上記の鎖状のもの、ベルト状のものが何かを意図的に記録しなかったということである。これは、警察が、最初から単独犯の強盗であるとしてしまい、それと相容れないような事実を、捜査の最初で

ある現場や死体の検証の段階から、故意に隠してしまっていたということ
を意味する。



前記のように被害者らが拘束された状態で刃物によって刺されていると
考えられること、さらに上記のように警察が意図的に隠した対応も合わせ
て考えると、逆に、これらの鎖状のもの、ベルト状のものは、藤雄の身体
を拘束した用具の一部であることは確実だと考えられる。だからこそ、単
独の強盗犯としたかった警察が、単独の強盗とは相容れないそれらの事実
を隠したものと考えられるのである。

(2) 雅一郎及びちゑ子について

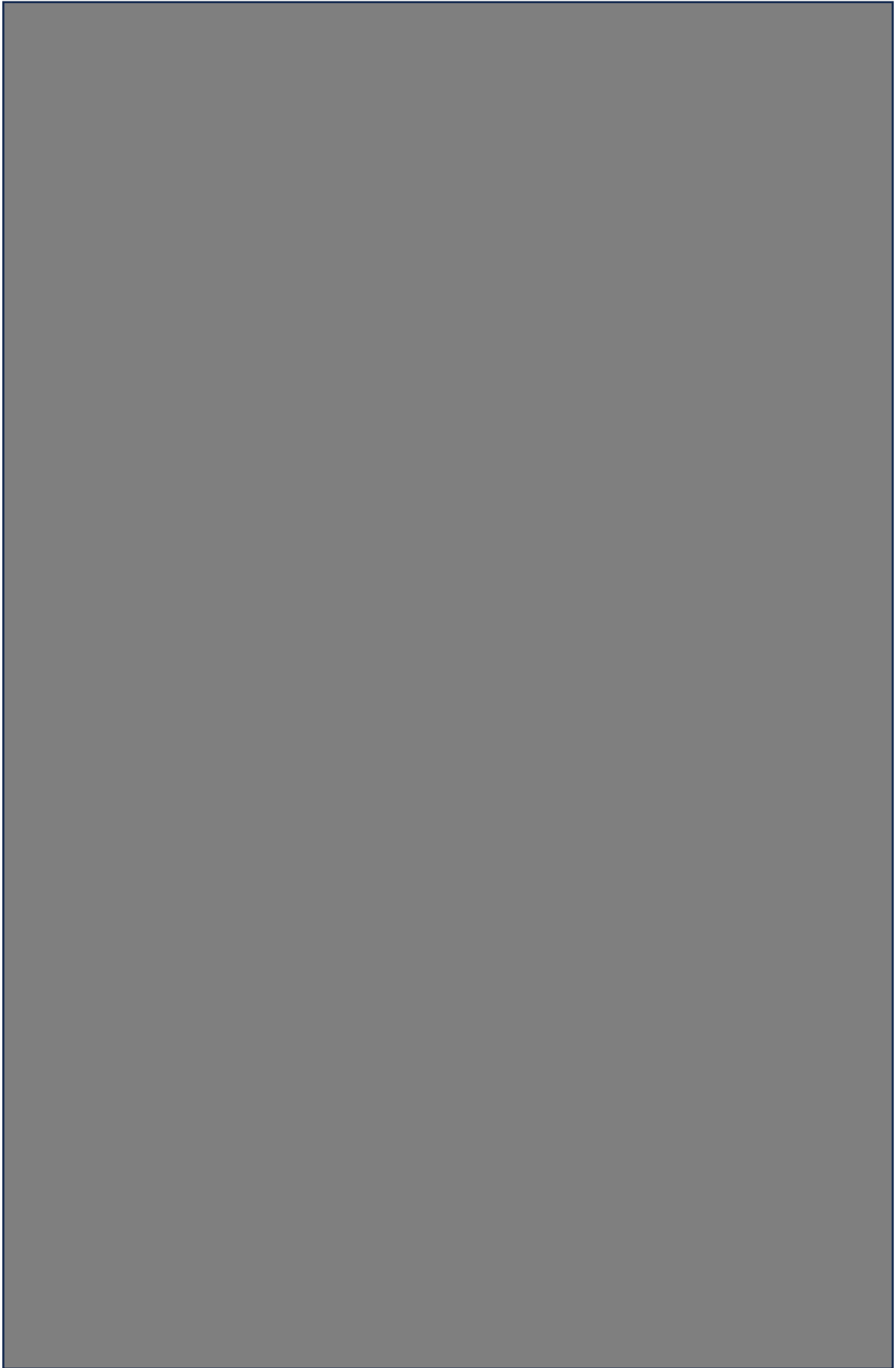
現場での遺体の写真は、デジタル化により容易に拡大することができる
ことによって、雅一郎及びちゑ子の遺体についても、遺体のいろいろな部
位に鎖状ないしベルト状のものが付着していることが明らかになった（以
下、確11分冊730，732丁・昭和41年7月5日付春田龍夫実況見
分調書写真3、4、7、8）。上記写真は、2人の遺体の写真の一部で、し
かも2人の身体の一部である。ところが、上記写真に写っている箇所だ
けでも、以下のように何カ所も鎖状ないしベルト状のものが2人の身体に
巻かれていることがわかる。

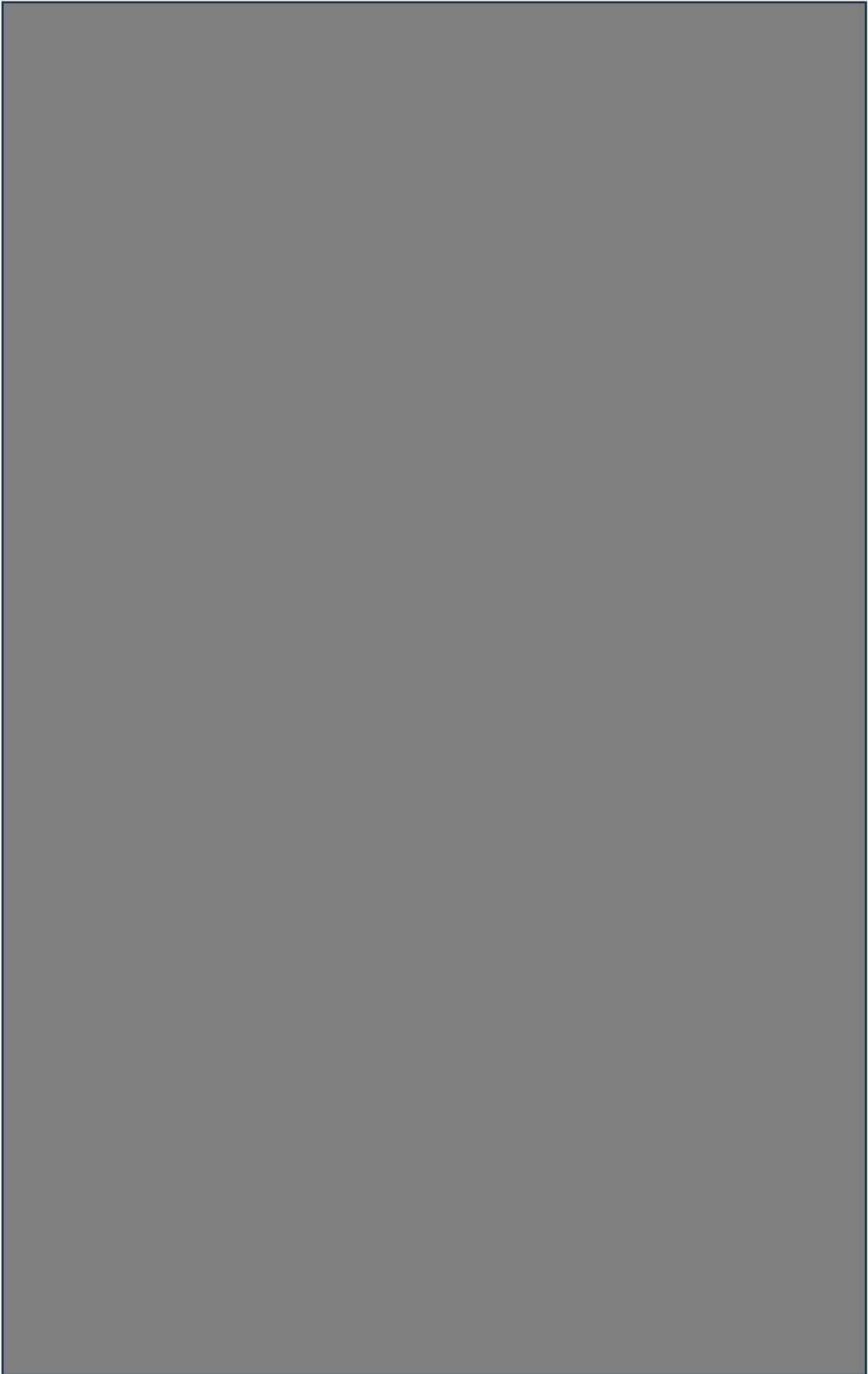
以下の番号は、4枚の写真中の矢印が指しているところを示す□で囲まれた番号であるが、いずれもベルト状のもの、あるいは鎖状のものが二人の身体に至るところに巻かれているように見える。実際には、ベルトあるいは鎖に見えるものが何かは写真からは不明である。

しかし、そもそも、このような物が遺体に付いていることが異常である。もちろん被害者が、自分で付けるわけがないのだから、犯人によって付けられたものである。ところが、上記に指摘した身体に巻かれたものについて、この写真以上に明らかになるような記録は一切ない。時期的に、この写真以前の泥や瓦礫が身体を覆っており、身体に巻かれているもの自体が不明な写真と、あとは泥等を完全に落とした各人の裸の写真だけがあるのである。泥等を落としていく過程で、上記□1～□14のものが何であったのか、どのように身体に巻かれていたのか確実に明らかになったはずである。しかし、それらの写真は一切ない。警察は、上記のものすべてを隠したということである。

そうすると、第1に、上記ベルト状のものや鎖状のものは、犯人によるものであるから、被害者らを拘束するため、あるいはさらに苦痛を与えるためのものと考えられる。それ以外の理由が考えられないからである。

第2に、上記の物で被害者らが身体を拘束されていた事実を警察は隠そうとしたということである。泥等を落とす過程で明らかになっているが、それについての写真も説明もないからである。





警察が拘束等の事実を、隠そうとしたのは、単独の強盗犯であることと相容れない事実であるからである。そして捜査の初めの段階である検証の段階から、上記事実を隠そうとしたということは、警察は、逆に、複数犯であり、強盗ではなく怨恨による殺人事件であることを承知していたということである。それを隠そうとしたということである。



(3) 扶示子について

扶示子についても、他の3人と同様に、身体にベルトないし鎖のような物が巻かれている。とくに上記写真（確11分冊 751丁 写真11）の①、②の部分はベルト状のものが右足に巻かれていることに疑いはない。そして、やはりこの泥等が扶示子の身体全体を覆っている写真以外は、泥等をきれいに落とした裸の写真しかない。ここでも警察は、上記ベルト状のものなど、犯行態様等の解明にきわめて重要であると考えられるにもかかわらず、こうして何であったのかわからないような記録しか残していないのである。

また、扶示子は、遺体の写真からみて、左の額の上部に頭蓋骨に穴が開いたような損傷がある（確11分冊740丁・昭和41年7月6日付春田龍夫実況見分調書には頭骨が炭化し小さな陥没を生じている、とある）。こ

の損傷は、何らかの打撃を受けて出来たことは明らかである。ところが、警察官（確11分冊 767丁 寺田勇太郎実況見分調書には、頭部には熱による表皮の裂創は認めたが、特別の損傷は認められなかった、とある）も解剖を担当した鑑定医も、上記傷については、まったく触れていない。（確12分冊 814丁 鈴木俊次鑑定書には、前頭骨の一部は炭化している、とある）

また、扶示子の刃物による傷は、10カ所であるが、うち9カ所は胸の傷である。これも、扶示子が動けない状態で刃物によって刺されたことを推認させる。ただし、1カ所は、顎のあたりであり、これも単に苦痛を与えるような目的でされた傷であり、動機が怨恨であることを窺わせる。さらに、扶示子は、実況見分調書では、ブラジャーとパンティを付けていたとされるが、さらにシミーズも着用していたと記載されている。（確11分冊740丁、741丁・昭和41年7月6日付春田龍夫実況見分調書）それが、写真では、シミーズとは違って真っ黒にしか見えない衣類である。

（再弁書335解剖編 47頁）

この黒い衣類には、胸のところに穴が開いており、それが刃物による損傷の跡のようにも見える。しかし、扶示子の胸の傷は9カ所である。ところが、上記衣類の穴は1つしかない。したがって、扶示子が上記衣類を着用していたなどと言えないことは明らかである。にもかかわらず、実況見分調書（確11分冊741丁・昭和41年7月6日付春田龍夫実況見分調書）では、扶示子がシミーズを着用していたとされているのは、まったく事実と違っていると考えられる。

- 3 以上の4人の被害者の遺体の状況から確実に言えることは、犯人が1人であれば、こうした犯行を実行することはとうてい不可能だということである。犯人が複数であったことは確実なのである。そして上記のと通りの残忍な殺害方

法からすると、動機は被害者らに対する強い恨みによるものであり、犯人は殺害行為に慣れた暴力団関係者などが考えられるように思われる。

そして、複数犯であり、強盗でもなく怨恨が動機ということになれば、袴田巖さんが無罪であることは明らかである。

しかし、ここでもう一つきわめて重要なことは、こうした真実が警察によって事件の直後から隠されてしまっていたことである。

検証を担当した警察官らは、実際に、死体に鎖やベルト状の物が巻かれていたことはわかっていたのである。ところが、遺体から泥等を落とす過程で、上記の鎖やベルト状の物が何であり、どのような形で身体に巻かれていたのか明らかになったはずであるにもかかわらず、逆にそれらの事実を隠ぺいしたのである。そうした事実は一切記録されておらず、上記の写真以外の写真も提出されていないからである。

警察が、鎖やベルトなどのことに一切触れなかった理由の一つしか考えられない。警察が、被害者らが身体を拘束された上で、刃物で刺されていた事実を故意に隠そうとしたということである。要するに、警察は、事件直後から事実を隠し、証拠を隠し、真実の犯罪とは異なる強盗の方向に目を向けさせてきたのである。捜査の初めから真実に目が向かないようにさせたのは、当時の捜査の中心にいた一部の警察官が真犯人を知っていて逃がそうとしたのでなければ、まったく考えられないことである。

4 最後に、怨恨が動機であること、犯人が複数犯であること、それに加えて、犯人らと被害者らは顔見知りであり、犯人らが被害者宅に入り込んだときには、被害者らは全員起きていたことは間違いない。

犯行の動機が怨恨であることは、これまで論じてきたとおり被害者らを拘束した上で、あえて無用な苦痛を与えるような加害行為であったことに加え、被害者らが全員、顔面がひどく焼けている事実も指摘しておく。被害者らは、身体は比較的火傷の程度は小さいにもかかわらず、顔面は全員が炭化しているよ

うな状況であった。これは、犯人が意図的に被害者らの顔面を強く焼燬したものであり、あるいは顔面のひどい損傷を隠ぺいしようとしたものと考えられるが、いずれにしても、犯人の被害者らに対する怨恨を示すものと考えられるからである。

ちゑ子については、左手に金属バンドの腕時計をつけ、左手中指には石付きの指輪をしていた。(確11分冊723丁・昭和41年7月6日付春田龍夫実況見分調書) 藤雄も、左手に金属バンドの腕時計をしていた。(確11分冊739丁・昭和41年7月6日付春田龍夫実況見分調書) 腕時計や石付きの指輪をして寝るはずがない。とすれば、殺害時には、全員に寝ていた様子などなかったことは明らかである。また、寝ているところに、深夜、複数の者たちが侵入することも不可能であるし、入ったところで、被害者らも男性2人を含む4人もいたのであるから、大騒ぎになったはずである。しかし、そんな状況がなかったことから、被害者らが起きていた時間帯に入ったと考える以外にない。

そうすると、犯人は、すでに6月29日の少なくとも夜遅く、おそらくは昌子が帰宅した夜10時過ぎには、被害者宅に入り込んでいたと考えられるのである。とすると、それは被害者らと顔見知りであったことは間違いない。

5 以上のとおり、犯人は、被害者らに強い怨恨をもった複数犯であり、昭和41年6月29日の被害者らが起きていた時間帯に入り込み、被害者らを拘束したところを刃物で何度も刺した上、ひどい暴行を加えたりし、最後に、被害者宅に放火したということが明らかである。

とすれば、巖さんは、毎日被害者らと一緒に仕事をし、顔を合わせている間柄であったが、藤雄さんにはとても可愛がられており、被害者らに対して恨みを抱いていたなどという話はまったくないこと、6月29日の午後11時頃までのはっきりとしたアリバイがあることなどからして、巖さんとこの犯行とはまったく無関係であることが、明白であるというべきである。

第6編 検察官のねつ造否定論が失当であること

- 1 検察官は、7つの理由を挙げ「5点の衣類がねつ造されたものである旨の弁護人の主張は、非現実的で、実行が不可能である」と主張した。

しかし、その主張は失当きわまりない。

そもそも捜査機関が証拠をねつ造することは歴史的事実であり、その典型が虚偽自白の強要である。

だからこそ憲法38条が存在し、それを体現した刑訴法319条が存在する。

しかし証拠ねつ造による冤罪は今も止まない。

- 2 静岡県冤罪である二俣、幸浦、小島事件や死刑再審無罪4大事件には全て虚偽自白が存在する。

虚偽自白をさせることは自白をねつ造することである。

そして虚偽自白を獲得した捜査機関は補強法則を逆手に取って虚偽自白の裏付け証拠もねつ造する。

特に「秘密の暴露」のねつ造は枚挙に暇がない。二俣事件における柱時計のガラスに蓋がなかったので針を進めて偽装したとの自白、幸浦事件における遺体遺棄現場についての自白、島田事件における凶器が石であるとの自白、など全てそうである。

- 3 そして、それが嵩じれば、物的証拠もねつ造する。松山事件における掛布団の襟当ての血痕がその最たるものである。

さらには、苦しくなると重要証拠を廃棄、隠蔽する。免田事件における凶器の鉈や法被・マフラーなどの犯行着衣の廃棄、最高裁が財田川事件における

「3疑点5留意点」で指摘された重要証拠の捜査結果の隠蔽、島田事件における赤堀さん以外の者の自白調書の隠蔽である。

- 4 袴田事件も、冤罪王国静岡県の冤罪の系譜に連なる事件である。

確定一審判決でさえ45通中44通の自白調書を証拠排除した。

今回の再審公判で検察官は有罪立証のために自白調書は利用しないと公言した。自白調書は虚偽自白を強要したもの、すなわち自白をねつ造したものである。

既に本件で「証拠ねつ造」を疑わない方がおかしいのである。

- 5 そして、平成の郵便不正・厚労省元局長事件、令和の大川原化工機事件が記憶に新しい。

郵便不正事件では現職の検察官がFDを改ざんした証拠隠滅で大阪地裁から実刑判決を受けた（大阪地裁平成23年4月12日判決・下級裁判所裁判例速報：最高裁HP）。

大川原化工機事件では、公判前整理手続中に検察官が公訴を取り消した。

しかし、それまでに被告人の一人が保釈を許されずに病死した。人質司法による殺人である。

- 6 そして袴田事件である。

静岡県警察本部は、見込み捜査に基づく虚偽自白の強要とそれを補強する証拠のねつ造という捜査手法を受け継いでいた。

本件でも、最高16時間にも及ぶ、連日長時間にわたり延々と見立てを押し付け自白の強要する取調べは、それを如実に示している。

- 7 捜査本部が作成した「清水市横砂会社重役宅一家4名殺害の強盗殺人、放火事件捜査記録」（再弁書270）には「袴田の取調べは情理だけでは自供に迫込むことは困難であるから取調官は確固たる信念を持って、犯人は袴田以外にいない、犯人は袴田に絶対に間違いないということを強く袴田に印象づけることにつとめる。袴田を事件後50日間泳がせてあったため、警察の手のうちや、新聞記者との会見などから犯人は自分ではないという自己暗示にかかっていることが考えられたので、この自己暗示をとり除くためには前述のとおり犯人だという印象を植付ける必要があるからである」明記されている。

8 袴田事件の確定一審の経緯は、巖さんが罪状認否で完全否認に転じ、その後パジャマの血痕や混合油の鑑定が争われ、自白調書の採用は留保されたまま15回の公判を重ねていた。客観的な審理状況は、検察官が焦燥を感じるような状況にあった。

そして、パジャマ犯行説が行き詰まりかけたところで忽然と発見されたのが、ねつ造「5点の衣類」なのである。

そこで、検察官の7つの理由に対し反論する。

- (1) 「被告人が事件前に着ていた衣類に酷似した5点の衣類を用意することは著しく困難であること」はない。

弁護人は警察のねつ造行為を完璧に立証できる訳ではない。殆どの関係者が鬼籍に入った本件では真相を明らかにすることは極めて困難であり、そのわずかな手掛かりとなる新聞記事も却下されたからである。5点の衣類その他の間接事実から常識的に推認するしかない。

そうすると、警察は巖さんを事件発覚直後から逮捕まで連日行動監視をしていたのであり、巖さんの衣類を把握していたことは明らかである。しかも、捜査機関は逮捕した巖さんの部屋に立ち入り、巖さんに衣類を届けたりもしている。したがって巖さんの衣類と酷似した衣類を入手することはたやすいことである。

また、5点の衣類は麻袋に詰め込まれ、引き上げた時にたまりの水がしたたる程にみそに漬かっていたのであるから、新しいものとは見受けられなかったのは当然である。そして、5点の衣類をねつ造する者は使用感も作出した筈である。

- (2) 「捜査機関が、販売ルートまで整合するように5点の衣類を用意することは著しく困難であり、また、何らかの矛盾が生じるかも知れないのに、あえて販売ルートの解明に努めたと考えるのも困難である。」ということはない。

販売ルートが解明されたというのは緑色ブリーフと鉄紺色のズボンの2点に過ぎない。しかし大量生産品である限り販売ルートは自ずと明らかになるものであり、解明されたと言っても巖さんが入手できた可能性があるというものに過ぎない。結果として「何らかの矛盾が生じた」ことがなかったというだけの話である。

なお、確定一審判決は、5点の衣類について、ネズミ色スポーツシャツ、半袖下着、ステテコが巖さんのものであるとする直接証拠はないとした上、麻袋と一緒に入れられていたことを理由に巖さんのものと推認しているに過ぎない。

- (3) 「橋本藤作商店のみそ工場に立ち入り、1号タンクのみその中に5点の衣類を入れることは、著しく困難である。」ということはない。

その期間が2週間程度しかなかったとしても、それ以前に相応の期間をかけて5点の衣類を用意して周到に計画して隠密裡に実行すれば簡単なことであり、「著しく困難である」ということはない。また、こがね味噌関係者は巖さんを犯人と確信し、警察に迎合して供述を変遷させていたのであるから協力を得ることも可能だった筈である。

- (4) 「被告人の母親が検察官調書の作成過程に問題がないと評価できる証言をしたことは、あまりにねつ造した側にとって都合のよい証言であり、なぜそのような証言がなされたか説明が困難である」ことはない。

この点は公判で反論・反証した。もともと母親の検察官調書はねつ造した側にとって都合のよい供述として作成されたものであるから、母親がそのとおり証言したとしても問題視するに値しない。問題視するとすれば、警察による「喪章」と「共布」のすり替えである。

巖さんの母親である袴田ともが、喪章を保管していたことは否定できず、それを共布とすり替えられたのであれば、袴田ともが検察官が指摘するよう

な証言をすることはやむを得ず、その証言の趣旨は、検察官に述べたことも事実だが、喪章を保管していたことも事実であるというものである。

したがって、袴田ともが検面調書の作成過程に問題がないと評価できる証言をしようがしまいが、共布の発見経緯には合理的疑いを否定することはできない。

- (5) 「ねつ造するのに5点もの衣類を用意する必要がないし、5点の衣類における血痕の付着状況は、ねつ造されたものであると仮定すると、かえって説明が困難である」ことはない。

5点の衣類の一部しか用意しなければ既にパジャマを着た犯行であるという検察官の主張との整合性がますます取れなくなり疑問が拡大することは明らかである。

反面、5点の衣類一式だと、こちらが犯行着衣だと主張しやすい。

また、自白の犯行態様と矛盾させないためには血痕を付着させ衣類の損傷も作出する必要があったに過ぎず、それに綻びが出たものに過ぎない。

すなわち、ねつ造の痕跡を残してしまったのである。

そして、検察官は「多量のA型等の血痕が付着しているのでO型が検出されなくとも、何ら不自然ではない」、「ズボンの生地には血痕が付着しにくく、一方、ステテコの生地は、血液を多く吸収し、多量に血液が残った可能性などが合理的に推認される」、「ネズミ色スポーツシャツには1個の穴しかなく、白半袖シャツには2個の穴があることは、着衣のよじれや、打撃された物体の形状、その打撃の強さによって、例えば、肌に接していた生地のみ穴が空かないまま、被告人の皮膚を傷つけるなど、種々の可能性が考えられるのであって、何ら不自然ではない」と牽強附会も極まる俄かに信じ難い主張をし、これらねつ造の痕跡を懸命に合理化しようと試みている。このことは、逆に、ねつ造の疑いを確信に高めるものである。

- (6) 「5点の衣類が犯行着衣であることは、被告人の自白と矛盾するもので、当時の検察官の立証方針に反するものである」ということはない。

この主張は、全く意味がない。

当時の担当検察官はすぐさま5点の衣類犯行着衣説に飛びつき、冒頭陳述を変更したのであるから、当時の苦しい立証状況の救世主となる決定的証拠と評価したのである。

なお、担当検察官がまともな法曹であれば本来5点の衣類について時間をかけて批判的に検討した筈である。しかし、担当検察官は、2週間で臨時開廷を求め、直ちに証拠請求したことが明らかであるから、担当検察官には警察官との共謀が疑われる。

少なくともねつ造の事後従犯というべきである。

- (7) 「捜査機関が、そのようなリスクを冒してあえてねつ造を行った と考えることは、非現実的である。」ことはない。

この主張には全く説得力がない。

既に述べたとおり、幾多の冤罪事件ではリスクを反対動機とせずに、自分の出世欲や自己保身のために、虚偽自白の強要、証拠ねつ造に止まらず、事件のねつ造まで行われて来たことは明らかだからである。

- 9 以上のとおり、ねつ造はあり得ないとする検察官の主張は、その熱弁ぶりに驚くばかりである。なぜなら、捜査が適正に行われていれば全くする必要がないからである。

しかし懸命に否定する検察官の主張は、本件が証拠をねつ造した冤罪であるという本質をますます際立たせている。

検察官がまともな法曹であれば、過去の捜査機関のねつ造を認めても、過去の責任は負えないから、本来遺憾の意を表明すれば済んだ話である。

しかし、今ここにある検察が、現に有罪立証を試み、過去の捜査機関のねつ造を否定する以上、ねつ造が疑われるということになれば、今ここにある検察

の責任は免れない。少なくとも何人かは責任を取らなければならない。だからこそ有罪立証は明らかに誤った選択なのである。

今からでも遅くはない。検察官は各自独立した国家機関なのであるから、組織の体面に囚われず、その良心にかけて、罪深い死刑論告を撤回し、巖さんの冤罪立証に協力すべきものである。

10 静岡地裁は、5点の衣類を「ねつ造する必要と能力を有するのは、おそらく捜査機関（警察）をおいて外にない」と説示、「耐え難いほど正義に反する」として巖さんを釈放した。

この判断枠組みは、5点の衣類は「1号タンクに新たなみそが大量に仕込まれた昭和41年7月20日以前にタンク底部に入れたと認められたところ、みそ漬けにされた血液の色に関する新証拠が、旧証拠と総合して、5点の衣類が同日以前に1号タンクに入れられたことに合理的疑いを生じさせるような証明力を有する場合、Aが同日以降に5点の衣類を1号タンクに入れることはほとんど不可能であることから、Aの犯人性の認定にも合理的疑いを差し挟む可能性が生じ得る」として最高裁によって容認されている。

東京高裁も「事実上捜査機関の者による可能性が極めて高い」と説示して再審開始決定を支持し、この判断は確定した。

11 全国民がこの裁判を注視している。

御庁の職責は、無実の袴田巖さんに単なる無罪判決を言い渡すことではない。

巖さんに艱難辛苦を与えた警察、検察、裁判所の所業を断罪することであり、58年間戦い続けて生き抜いた巖さんを賞賛し、労い、そして謝罪することである。そのためには、「5点の衣類」と自白その他の証拠が捜査機関のねつ造であったと認定し、証拠から排除することを躊躇してはならない。

全国民が御庁と共にあるからである。

第7編 結論

この再審公判の7か月間、15回の審理において、巖さんの無罪が明らかになった。

これは、再審請求審でねつ造の可能性が高いと指摘された、5点の衣類がねつ造証拠であることがますますはっきりしたからである。このことはこれまでに論じたとおりである。したがって、巖さんの無罪は誰にも動かすことはできない。ここでもう一度述べる。袴田巖さんは無罪である。

さらに、第1回の冒頭陳述で述べたとおり、この事件は、警察や検察官が作り上げた「1人の犯人が、被害者全員の寝静まった深夜に侵入した強盗事件」とはまったく違ったものであることも、端的に巖さんの無罪を示している。この事件が、複数の犯人によるものであることは、もはや疑う余地はない。しかも、犯人らと被害者家族とは面識があり、4人ともまだ起きている時間に家に入り込み、4人を拘束して、痛めつけるように刃物で何度も刺したのである。当然、強盗事件などではなく、怨恨による殺人事件であったというべきである。

よって、巖さんが犯人でないことは当然である上、巖さんにはおよそ実行不可能な事件なのである。巖さんは、この「事件」にまったく無関係である。

にもかかわらず、偶々、みそ会社に勤めており、みそ工場の2階の寮に住み、そして元プロボクサーであったことから、都合よく、捜査機関によって犯人にさせられてしまったのである。警察や検察官は、真犯人に結び付く事実や証拠を意図的に隠し、逆に、巖さんを犯人とする証拠をねつ造した。その結果、巖さんが4人を殺害した強盗殺人放火犯とされてしまったのである。

世の中に、これほど不条理なことがあるだろうか。

想像していただきたい。

自分とまったく無関係の事件で、捜査機関に事実や証拠を隠され、証拠をねつ造されてしまい、結果、死刑判決を受けることになってしまったことを。しかし、それが巖さんの身の上に実際に起こったことなのである。

私は、この再審公判の第1回期日において、この事件で裁かれるべきは、警察官、検察官の捜査機関はもとより、関与した弁護人、裁判官に及ぶこと、さらには、我が国の刑事司法制度も裁かれなければならない、と申し上げた。

実際、弁護人が、ねつ造であるという巖さんの言葉に耳を貸さず、5点の衣類が犯行着衣であることを争わなかったことは決定的な誤りだった。さらに、逮捕された巖さんにほとんど接見もせず、警察と検察による不当、違法な取り調べを放置したことも、とくに許しがたいことだった。

同様に、裁判所も、血が付いているというだけで、証拠もないまま5点の衣類を犯行着衣と認定し、ねつ造方向の検討をまったく怠ったことは、予断、偏見による裁判であったと言われても仕方のないことであった。

しかし、捜査機関の不正行為は、およそ信じがたいものだった。犯罪事実を正しく把握しようとするのでなく、はじめから真犯人に結び付く事実や証拠を隠した上、巖さんに結びつける証拠をねつ造したのである。これは、捜査機関の犯罪というほかない。捜査手続きは、「捜査の密行性」という考えのもと、隠された中で行われている。その捜査の密行性に乗じて、警察や検察は、不正かつ違法な捜査を繰り返した。それでも、不十分ながらも証拠開示が進んだ。ズボンの「B」の記号について、検察官もサイズの記号でないことを知りながら、それを隠して裁判で嘘をついてきたこと、取調べの録音テープにより、取調官は、トイレにも行かせなかったにもかかわらず、平気で嘘をついてきたこと、隠されていた鮮やかな緑色ブリーフのカラー写真が開示されたことで、誰もが、1年以上赤みそに付けられていたものでなく、ねつ造であることを確信できたことなど、再審請求審において、捜査機関の不正、違法な行為が次々に明らかになった。

これは、裁判所や弁護人、さらに一般の人に理解されただけではないはずである。検察官も、同じものを見たのであるから、同じように不正、違法行為を否定できなかったはずである。そして、現代の検察官も、先輩達の愚かな行為に、眉をひそめたはずである。

しかし、そうであれば、なぜ、ここで再び、巖さんが有罪などと言われねばならないのだろうか。

検察官が弁護人の立証を批判することは、再審開始決定への特別抗告を断念した時点で終わったはずである。ところが大方の期待に反して、検察官が、この公判でも有罪立証を続けたのは、なぜなのか。差戻し東京高裁で、証言の信用性を完全に否定された法医学者に煽られたのか。それとも、単に、与えられた仕事だからそうしたというのか。

しかし、検察官はいい加減に、真実に目を向けていただきたい。どうして巖さんが犯人なのか。どうして、5点の衣類が犯行着衣なのか。

検察官は、この公判の最初に、5点の衣類が犯行着衣であることを改めて立証すると宣言した。その証拠はどこにあったのか。あんな鮮やかな緑のブリーフが、あんな白さの残ったステテコが、1年2ヶ月間も赤みそに漬かっていたという証拠はどこにあるというのか。こんな明白な事実を無視して、どうして立証できたなどと言えるのか。

もう一つ、検察官は、袴田さんの自白を証拠としないと宣言している。それは、自白調書に書かれていることは、嘘でしかないことを、検察官自身が認めたということである。巖さんが、60通もの調書に書かれた嘘の自白をした理由を、検察官も、わかっているはずである。警察官や検察官が、連日12時間以上の長時間、繰り返し自白しろと巖さんを責め、脅し、トイレも行かせない取調べを行ったからこそ、嘘の自白をせざるをえなかったのではないか。巖さんは、この事件に何も関わっていないから、嘘の自白をするしかなかったのではないか。それ以外に、

嘘の自白を繰り返す理由があるのか。

そして、どうして、検察官は、自分たちのしていることが、今でも巖さんを苦しめるばかりであることがわからないのか。

現在の巖さんは、外に出て買い物や食事をするのが日課となっている。毎日同じ自動販売機で同じ飲み物を購入し、同じ場所に座って飲食し、同じお店で同じ商品を購入し、最後に同じお店で同じ食事をするだけだけを繰り返している。巖さんに気が付いて声をかけたりする人がいても、巖さんは、振り向くこともない。他人にはほぼ無関心である。回りを見たり、振り返ったりすることもほとんどない。

このように、巖さんは、毎日、同じ行動を繰り返すばかりである。それは、釈放されたばかりのときに、毎日、同じように部屋の中を何時間も繰り返し往復していた行為と実質何も変わっていない。同じ行動をすることで、どうにか不安を和らげることができるからなのか。それを妨げる人がいれば、ばい菌の仕業である、と考えるのが現状である。

このように巖さんは、世の中に関心を向けることはなく、そもそも現実の世界を認識しようともせず、人とのコミュニケーションもない。

確かに巖さんは10年前に釈放された。しかし、心は閉ざされたままの状態である。心は、いつ死刑になるかもしれないという恐怖に覆われている。だから、それを打ち消そうとする行為しかできないのである。恐怖を打ち消すだけの生活をしていると言わざるをえない。

そのため精神世界において巖さんは、いまでも東京拘置所の狭い独房にいるころと変わらず閉ざされたままである。人とのつながりによって幸せを感じることもなく、残念ながら、ひで子さんと手を取り合って喜ぶこともできない。

こんな巖さんに、この現実の世界に戻ってきてもらうことは、もはや不可能なのではないかと感じざるをえない。それでも1日でも早く無罪判決がなされなけれ

ばならない。間違った私たちにできることは、ただ一つそれ以外にはない。

そしてもう一つ大切なことは、裁判とは誤りが避けられないものであり、誤った裁判は、取り返しがつかないものになるという認識である。誤った死刑判決は、いっそう重大である。仮に死刑が執行されなくても、巖さんのように、誤って死刑囚にしてしまうことが、国家の重大な犯罪行為であることは言うまでもない。巖さんの人生の58年を、完全に奪ってしまったのだから。

にもかかわらず、検察官が、真実に目をつぶり、与えられた仕事だからと言い訳しながら有罪立証をしている限り、検察に対する批難は、ますます大きくなる一方である。

検察は直ちに巖さんに謝罪せねばならない。そして、自分たちがなぜ誤ったのか、今後同じ過ちを繰り返さによ、どうすればよいのかを示すことこそ、検察に対する信頼を取り戻すことであることは誰にでも容易にわかるはず。検察官には、もう一度、真摯にこの事件への取り組みを考えていただきたい。

もちろん、裁判所にも強く願う。世界中の目がこの裁判に向けられている。だからこそ、巖さんに対する無罪判決だけではなく、この裁判で明らかになった捜査機関の不正、違法な行為をはっきりと認定していただきたい。それこそが、巖さんが背負わされた悲劇に対するせめてもの償いであり、わが国の司法制度の改革にもつながる画期的な判決なのである。弁護団一同は、裁判所に心から期待している。

最後に、ここで無罪判決がなされても、再審請求の申立からは、すでに43年も経過していることになることを思い出さねばならない。この事件の判決が誤っていたことは、繰り返し指摘されている。5点の衣類が犯行着衣であることについて、何の証明もなされていなかったからである。したがって、早期の証拠開示がな

されていれば、はるかに早い時期に再審が開始されていたはずである。これまで述べたとおり、重要な証拠が次々に開示されたからである。すなわち、検察官は、裁判が間違っていたことも、自分たちが隠し持っている証拠によって間違いが明らかになることも知っていたということである。この間、弁護人は、証拠開示の請求を、何度も何度も繰り返した。にもかかわらず、検察官は、証拠開示を終始拒否し続けた。検察官は、死刑判決の間違いを正そうとはしなかったということである。

しかし、間違った死刑判決を、検察官が知りながら放置することを許す制度など、とうてい民主主義国家のものとは言えない上、間違った死刑判決を許容することなど、罪なき人々をガス室に送ることと、本質において何ら変わることはない。

巖さんに無罪判決がなされるのは当然である。しかし、それだけで終わらせるわけにはいかない。巖さんの無罪判決の後には、これまでの裁判が間違った原因の調査とその対策、さらに、もし裁判が間違った場合。速やかにそれを改めることができる方策を、早期に実現させねばならない。

このような願いと期待を込めて、弁論を終える。